

第8回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年10月24日(金) 午後2時から

場所 祁答院町 いこいの村いむた池

川薩地区法定合併協議会

第8回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年10月24日(金)
午後2時から
場所：いこいの村いむた池(祁答院町)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員の紹介

4. 議 事

(1) 議案審議

議案第26号	財産の取扱いについて	P 5
議案第27号	事務組織及び機構の取扱いについて	P24
議案第28号	国民健康保険事業の取扱いについて	P46
議案第29号	介護保険事業の取扱いについて	P61
議案第30号	児童福祉事業について	P66
議案第31号	町名・字名の取扱いについて	P75
議案第32号	自治会・行政連絡機構の取扱いについて	P80
議案第33号	窓口業務について	P85
議案第34号	保健衛生事業について	P96
議案第35号	環境衛生事業(その1)について	P130

(2) 提案事項

提案第32号	交通関係事業について	P135
提案第33号	商工・観光関係事業について	P146
提案第34号	建設関係事業について	P160
提案第35号	学校教育事業について	P171
提案第36号	コミュニティ施策について	P187
提案第37号	社会教育事業について	P194

(3) 報告事項

新市名称等検討小委員会の中間報告について	P253
事務の進捗状況について	P259
9 専門部会の進捗状況について	P260
一部事務組合について	P261

(4) その他

次回協議会の開催等について	P264
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P265
合併協定項目(46項目)の協議状況	P266

5. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甌村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	山内 拓也	下甌村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第26号

財産の取扱いについて

合併協定項目5号「財産の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

財産の取扱いについて

1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目5号 資料

財産の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定めるとなっている。原則的には、合併市町村がもっていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになる。
- (2) 市町村の財産としては、「①公有財産(不動産・動産・用益物件・無体財産権・有価証券等)」、「②物品」、「③債権」、「④基金」がある。
 - ① 公有財産には、役場庁舎や学校、図書館、保育所、公営住宅などのように、公用又は公共用に使用される行政財産とこれら以外の普通財産がある。
 - ② 「物品」は、所有する動産のうち、現金・公有財産及び基金に属するもの以外のもの、また普通地方公共団体が使用するために、他から借用して保管共用している動産をいう。物品には、いろいろな備品や消耗品がある。
 - ③ 「債権」は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
 - ④ 「基金」は、地方自治法で「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定している。
- (3) 財産は、合併時点の1市4町4村の決算での調整になるが、基本的には新市に引き継がれることになる。

2 提案の理由

財産の取扱いについては、1市4町4村の所有する財産(公の施設及び債務を含む)はすべて新市に引き継ぐものとして提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

埼玉県さいたま市 (平成13年5月1日 新設合併) 3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
山口県周南市 (平成15年4月21日 新設合併) 2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。
香川県さぬき市 (平成14年4月1日 新設合併) 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
新潟県魚沼市 (平成16年11月1日目標 新設合併) ① 財産及び債務は、新市に引き継ぐ。 ② 財産区は設定しない。 ③ 慣習による使用地(賃貸借契約による貸付地を含む)は、権利関係を明確にし、新市に引き継ぐ。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

4 参考法令等(条文等抜粋)

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合または市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する不動産、有価証券、出資による権利等をいう。

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い			
調整方針案	(1) 公有財産の取得、管理及び処分の方法 合併時に、川内市の例により調整する。 (2) 本庁と支所における公有財産の管理体制 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。			
項目	川内市	樋脇町	東郷町	
公有財産の管理	<p>【取得】 (土地等の場合) 次に掲げる項目を記載し、及び書面を添付のしたものを作成し、決裁権者の決裁を受けなければならない。主なものは以下のとおり。 理由、取得しようとする物件の明細、物件の所在地、価格及び算定基礎、相手方の住所、氏名等、相手方が指定した用途その他の取得条件等の内容 等々 なお、土地を購入する際の土地購入価額については、総務部を所管する助役を委員長とする不動産価額評定委員会に諮ったうえで決定している。 (請負に係る公有財産の引継) 施設建設に係る工事請負費は、各課が予算要求等するが、その執行は一般に技術吏員の存する課に執行委託している。そのため本市契約規則に基づく引渡しまでは受託課が行い、その後直ちに委託課に引継ぐ。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管している。 普通財産に関しては、山林以外の財産については、財政課長が所管し、山林については農林水産課長が所管する。 (随時の通知) 取得又は処分、用途廃止、所管換え等を行うため決裁権者の決裁を受ける時は、財政課長を経て総務部長の合議を要する。</p> <p>【処分】 (用途指定) 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を処分するときには、その用途、期間を指定しなければならないとしており、用途を指定した場合には毎年度1回以上調査しなければならない。 (処分) 所管課所長は、普通財産を処分しようとするときは、規則に記載されている事項を記載し、関係書面を添付して決裁権者の決裁を受けなければならないとしている。事項の主な内容は以下のとおり。 相手方の住所・氏名、 処分の理由、 処分しようとする普通財産の所在地・地番、普通財産譲渡申請書 【議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例】 財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却とする。 土地に関しては、金額と面積の両方に該当するときに議決を要する。 【財産の交換・譲与・無償貸付に関する条例】 (普通財産の交換) 第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときはこの限りでない。 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額貸し付けることができる。</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。</p> <p>【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【樋脇町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例】 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例</p> <p>【町有財産台帳の整備保管】 ・樋脇町公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は市会町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 ・行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 ・普通財産は総務課が所管する。 (境界確認)---行政財産は各主管課が隣接者の立会を得て行う。 ---普通財産は総務課管財係りが隣接者の立会を得て行う。 (所管替え)---公有財産の所管替えは各主管課が総務課長と合議を得て行う。 (用途廃止)---公有財産の用途廃止については各主管課が総務課長と合議を得て行う。</p> <p>【処分】 普通財産を譲渡するときは総務課管財係において町長の決裁後処分を行う。尚、処分及び単価等については総務常任委員会の承諾をいただいている。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例】 基本的事項 ・普通財産の交換---公共用に供するため他人の財産を必要とする時又は国及び他公共団体が本町の財産を必要とする時に交換を行う。 ・普通財産の譲与---公共事業の用に供するため普通財産を他の公共団体等に譲渡する時。 ・普通財産の無償貸付---公共の用に供する時。 道路等の扱い ・道路等の廃道敷きについては建設課より普通財産への所管替え後に総務課で行う。 取扱課 ・普通財産については総務課管財係で行う。</p>	<p>【取得】 公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。</p> <p>【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>普通財産の貸付料 土地 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 建物 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 電柱 ... 電気通信事業法施行令</p> <p>町管理の駐車場管理を総務課で行う。 雇用促進住宅2箇所(月額有料) 副田温泉場駐車場(8区画 月極) 一般無料駐車場</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目 5 財産の取扱い		専門部会			企画財政部会	
調整方針案		鹿島村		鹿島村		
項目	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	
公有財産の管理	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、次の事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 ・取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管させることとしている。 普通財産については、山林以外の財産について、総務課長が所管し、山林については、経済課長が所管することとしている。</p> <p>【処分】 普通財産を譲渡するときは、総務課管財係において町長の決裁後、処分を行う。なお、処分及び単価等については、土地対策委員会の協議している。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産もしくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものにかかるものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔祁答院町財務規則〕 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は町村会へ加入</p> <p>現在本町には、2カ所の公営駐車場がある。いずれの駐車場も、駐車場所在地の自治公民館に運営を委託している。</p>	<p>【取得】 ・公有財産の取得については、所管担当課長が総務課長経由で村長の決裁を受ける。 ・担当課(各係)で備品購入伺を起案し、決裁後、指名競争入札(予定価格50万円以上もの)及び随意契約(見積書の徴収、ただし予定価格が1万円未満の場合は、省略できる。)で購入し、検査完了後ただちに物品購入調書により収入役等に引き継ぐ。管財係は契約担当者が検査を行う際必要と認める場合は、これに立会い確認しなければならない。管財係は、備品台帳に記載するとともに備品ステッカーを交付する。</p> <p>【管理】 (所管) 公有財産の管理責任者は、所管課(教育委員会を含む)で管理している。保管転換調書に準じて所管換えを行う。 普通財産については、山林・旧牧場地については経済課で所管している。それ以外は、総務課で所管している。</p> <p>【処分】 不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決裁後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔里村財産台帳の整備保管〕 ・里村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 ・登記又は登録 ・境界柱の設置 ・公有財産台帳の調整 ・所管換え(所管換えをするときは必要事項及び書面を記載し、決裁を受けた後、公有財産所管換え、用途廃止財産引継ぎ書に關係書類を添えて引き継ぐ。</p> <p>【処分】 不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決裁後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔村有財産台帳の整備保管〕 上甕村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は市会町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 ・行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 ・普通財産は総務課が所管する。</p> <p>【処分】 ・普通財産を譲渡及び交換、建物等の取壊しを行うときは、村長の決裁を受けて行う。 ・不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり</p> <p>〔村有財産台帳の整備保管〕 鹿島村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は鹿児島県町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。ただし、先行取得については管財係で行う。 ・明細及び所在地 ・相手方の住所、氏名 取得理由 ・取得予定年月日 ・取得価格及びその算定基礎 ・時価評価額調書 ・経費の歳出科目及び予算額 ・契約書案 ・関係図面 ・登記簿謄本及び抄本 ・その他</p> <p>【管理】 (境界確認、所管換え、用途廃止) 境界確認については担当主管課で行い、管財係が立ち会う。用途廃止については担当主管課が行う。</p> <p>【処分】 担当主管課が行う。会計室で確認、管財係へ報告</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例あり ・道路・漁港については担当主管課で行う。</p> <p>〔村有財産台帳の整備保管〕 鹿島村公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は鹿児島県町村会へ加入</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名
企画財政部会

協定項目	5 財産の取扱い				
調整方針案	新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐよう努める。 (1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。 (2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時の統一に努める。 (3) 合併時において、現行の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。 (4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。 (5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
各種基金の設置及び運用	財政調整基金 取崩し型 財源不足を補うための財源 減債基金 取崩し型 市債償還の財源 庁舎等管理基金 取崩し型 庁舎等の補修、増改築のための財源 退職手当準備基金 取崩し型 職員退職手当の財源 り災救助基金 取崩し型 被災者の救助費のための財源 特別奨学金 果実運用型 奨学資金を支給するための財源 文化振興基金 取崩し型 文化振興事業のための財源 アムニティ基金 果実運用型 快適環境づくりのための財源 福祉対策基金 取崩し型 福祉施設の整備及び福祉活動のための財源 スポーツ振興基金 果実運用型 スポーツ振興のための財源 中山間ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 集落共同活動の強化支援のための財源 特別災害復旧基金 取崩し型 民有地の災害復旧に要する財源 外国人留學生奨学金 取崩し型 外国人留學生に対する奨学金支給のための財源 地方拠点都市事業推進基金 取崩し型 地方拠点都市地域の整備のための財源 市営住宅建設等基金 取崩し型 市営住宅の建設、修繕又は改良のための財源 産業振興基金 取崩し型 産業振興施設の整備のための財源 教育基金 学校林 学校施設の整備のための財源 奨学資金貸付基金 運用型 奨学資金貸付のための財源 肉用牛特別導入事業基金 運用型 肉用牛導入資金の貸付のための財源 肥育牛導入資金貸付基金 運用型 肥育牛導入資金の貸付のための財源 21 土地開発基金 運用型 公用・公共用地の先行取得のための財源 22 国民健康保険高額療養資金貸付基金 運用型 資金貸付のための財源 23 介護保険高額介護サービス資金貸付基金 運用型 資金貸付のための財源 24 交通災害共済事業基金 取崩し型 交通災害共済事業の財源不足に対応するもの 25 国民健康保険基金 取崩し型 国保事業の財源不足に対応するもの 26 介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の財源不足に対応するもの	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 地域振興基金 取崩し型 地域振興の推進及び高齢者福祉対策の促進 公有林野造成事業基金 取崩し型 公有林野の造成の費用の財源 企業誘致促進基金 取崩し型 企業振興と企業誘致の推進に資するための財源 原子力発電周辺地域整備基金 取崩し型 本町の企業導入及び産業近代化並びに産業関連技術振興関係事業のための措置に要する経費の財源 中山間ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるため集落共同活動の強化に対する支援事業を行うための財源 観光振興基金 取崩し型 町が管理する鉱泉源及び鉱泉集中管理施設の保護管理に必要な財源、観光施設整備その他観光振興に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するための財源 未来へはばたく樋脇っ子育成基金 取崩し型 児童生徒の健康、体力の保持及び増進を図るとともに、心身ともにすこやかでたくましく、郷土の文化と伝統を尊重する児童生徒の育成等を図るための財源 農業振興基金 定額運用基金 農業振興に必要な資金 肉用牛特別導入事業基金 定額運用基金 畜産振興と高齢者等の福祉の向上 土地開発基金 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得することにより、事業の円滑な執行を図るため 国民健康保険基金 取崩し型 保険給付の財源に不足を生じたとき、又は保健事業に要する費用の支払いに充てるため 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため 介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の健全な財政運営に資するため 温泉給湯事業基金 取崩し型 温泉給湯事業の運営上、臨時に多額を要する経費又は起債償還の財源に充てるため 簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道事業の運営上、臨時的に多額を要する経費又は起債償還の財源に充てるため	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 奨学金 定額運用型 奨学金の貸付け 土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得 肉用牛特別導入基金 定額運用型 畜産振興と高齢者等の福祉の向上に資する 住宅新築等貸付事業基金 定額運用型 事業に係る町債の償還財源へ充当 ふるさと創生基金 果実運用型 「自ら考え、自ら実践する地域づくり及び人づくり等」事業の円滑な実施 「自ら考え、自ら実践する地域づくり及び人づくり等」事業の円滑な実施 向山自然公園整備基金 取崩し型 町民の福祉の向上及び活性化に資する 地域振興基金 取崩し型 地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図る 地域福祉基金 果実運用型 地域の特性に応じた高齢者保健福祉対策を積極的に推進する 国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用型 高額療養者への貸付 水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を適正に発揮させるための 集落共同活動の強化に対する支援事業に要する経費へ充当 生涯スポーツ施設整備基金 取崩し型 町民の生涯スポーツの振興及び健康の増進に資する 国保出産費資金貸付基金 運用型 貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に運営する	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 東郷町原子力発電施設等周辺地域整備基金 取崩し型 原子力発電施設周辺地域としての本町への企業導入及び産業近代化のための措置に要する経費へ充当 東郷町地域振興基金 取崩し型 高齢化社会における住民の健康で生きがいのある生涯の形成と明るい活力のある地域作りの推進のための経費に充当 東郷町ふるさと活性化基金 果実運用型 取崩し型 西郷隆盛愛犬「ツッ」銅像の周辺整備に要するものの経費に充当 東郷町地域福祉基金 果実運用型 取崩し型 高齢者保健福祉の向上を図るための事業を推進するための経費に充当 中山間ふるさと水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当 高齢療養貸付基金 定額運用型 国民健康保険基金基金 取崩し型 特定農山村総合支援基金 取崩し型 東郷町土地開発基金 定額運用型 特別導入事業基金 定額運用型 優良牛貸付基金 定額運用型 肉用牛付加価値利用貸付基金 定額運用型 東郷温泉ゆとり館整備基金 取崩し型 住民の健康・福祉の増進と観光開発並びに産業の振興を図り、併せて地域情報交換の場である温泉総合施設(東郷温泉ゆとり館)の改修及び周辺整備に要する経費に充当	財政調整基金 取崩し型 一般財源 減債基金 取崩し型 町債の償還財源 退職手当基金 取崩し型 退職手当に充当 ふるさと創生基金 取崩し型 一般住宅建設等 地域振興基金 取崩し型 福祉活動の促進 快適な生活環境の形成 ふるさと・水と土基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当 地域福祉基金 果実運用型 保険福祉推進事業に充当 国民健康保険事業 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源 下水道整備基金 取崩し型 下水道整備事業への充当 簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道事業への充当 土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得 国民健康保険高額療養資金貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

					専門部会名	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い						
調整方針案							
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
各種基金の設置及び運用	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>漁業振興積立金 取崩し型 漁業振興に要する経費への充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域づくり事業への充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 療養費貸付基金 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道整備事業への充当</p> <p>営農改善家畜貸付基金 家畜の貸付に必要な財源に充当</p> <p>医療保健基金 医療施設、保健施設の充実</p> <p>観光事業運営基金 自然レクリエーション施設の設置や観光事業の運営に充実</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>人材育成、地域間交流基金 果実運用型 人材育成、地域間交流の財源</p> <p>環境保全基金 取崩し型 環境の保全及び生活環境の整備に充当する貸付基金</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>里村交流センター鹿島館施設整備基金 改修・維持管理に要する経費に充当</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 取崩し型 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>村おこし基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>総合運動公園施設整備基金 取崩し型 総合運動公園施設整備へ充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>農山漁村活性化基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>環境保全基金 取崩し型 生活環境の整備を図る事業へ充当</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額療養費貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うための</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の健全な財政運営に資するため</p> <p>医療技術者等育成基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>郷土誌等発行基金 取崩し型 歴史に関する書籍を発行する経費へ充当</p> <p>敬老年金支払基金 取崩し型 敬老年金の支払いに要する資金に充当</p> <p>一般廃棄物処理施設整備基金 取り崩し型 一般廃棄物処理施設整備費へ充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>村立診療所基金 取崩し型 診療所の財源不足を生じたときの財源</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>ふるさと創生基金 果実運用型 産業及び文化の振興を図り、村を活性化させるための財源</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 調査、研究及び研修に関する事業に要する経費</p> <p>等 人工授精用凍結精液購入基金 運用型 肉用牛の凍結精液を購入するための運用資金</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 地方債の償還財源</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>建設事業基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 高齢者社会に備え、福祉活動の促進、生活環境の形成等への充当</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p> <p>介護保険円滑導入基金 取崩し型 介護保健法の円滑な実施を図ること</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>奨学資金貸付基金 取崩し型 高等学校、大学、及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図る。</p>	<p>新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐよう努める。</p> <p>(1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時に統一に努める。</p> <p>(3) 合併時において、現業の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。</p> <p>(4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。</p> <p>(5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整する。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

										専門部会	企画財政部会
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	専門部会	調整方針案
1	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	企画財政	2
2	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	企画財政	2
3	庁舎等管理基金									企画財政	2
4						村有施設整備積立基金				企画財政	4
5	市営住宅建設等基金									建設	4
6							総合運動公園施設整備基金			建設	4
7	退職手当準備基金				退職手当基金	退職組合特別負担金基金	退職手当組合特別負担金基金			総務	4
8	り災救助基金									住民健康福祉	2
9	教育基金									教育	4
10	特別奨学基金									教育	2
11	奨学資金貸付基金		奨学基金						奨学資金貸付基金	教育	3
12	外国人留学生奨学基金									企画財政	2
13	文化振興基金									教育	4
14	アメニティ基金									住民健康福祉	2
15	福祉対策基金		地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	住民健康福祉	2
16		地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	企画財政	2
17	産業振興基金									企画財政	1
18		企業誘致促進基金								産業経済	4
19		観光振興基金								産業経済	4
20						観光事業運営基金				産業経済	1
21		温泉給湯事業基金								上下水道	1
22			ふるさと創生基金	ふるさと活性化基金	ふるさと創生基金	人材育成・地域間交流基金			ふるさと創生基金	企画財政	2
23				開発基金			村おこし基金			企画財政	4

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

		専門部会							企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。									
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	専門部会	調整方針案
24			西郷隆盛愛犬「ツツ」銅像周辺整備基金						企画財政	4
25	スポーツ振興基金								教育	2
26	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	産業経済	2
27	特別災害復旧基金								総務	4
28	地方拠点都市事業推進基金								建設	1
29	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	特別導入事業基金	特別導入事業基金				産業経済	3
30	肥育素牛導入資金貸付基金								産業経済	3
31			優良牛貸付基金						産業経済	3
32			肉用牛付加価値利用貸付基金						産業経済	3
33					営農改善家畜貸付基金				産業経済	3
34	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	企画財政	2
35	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	住民健康福祉	2
36	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	住民健康福祉	2
37			国民健康保険出産費資金貸付基金						住民健康福祉	4
38	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	住民健康福祉	2
39	介護保険高額介護サービス資金貸付基金	介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金							住民健康福祉	2
40	交通災害共済事業基金								総務	4
41		公有林野造成事業基金							産業経済	4
42		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	企画財政	1
43			特定農山村総合支援基金						産業経済	4
44						農山漁村活性化基金			産業経済	1
45					漁業振興積立金基金				産業経済	1
46		未来へはばたく樋脇っ子育成基金							企画財政	4
47		農業振興基金							産業経済	1
48		簡易水道事業基金		簡易水道事業基金	簡易水道事業基金				上下水道	1

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

									専門部会	企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	専門部会	調整方針案
49					下水道整備基金	下水道整備基金				上下水道	4
50			住宅新築等貸付事業基金							建設	3
51			向山自然公園整備基金							企画財政	4
52						環境保全基金	環境保全基金			上下水道	1
53						医療保険基金				住民健康福祉	1
54							医療技術者等育成基金			住民健康福祉	1
55								建設事業基金		企画財政	1
56				東郷温泉ゆったり館運営資金貸付基金						企画財政	4
57				東郷温泉ゆったり館整備基金						企画財政	1
58			生涯スポーツ施設建設基金							教育	4
59						里村交流センター鹿島館施設整備管理基金				産業経済	1
60							郷土史等発行基金			教育	4
61							敬老金支払基金			住民福祉	4
62							一般廃棄物処理施設整備基金			住民福祉	1
63							診療所基金			住民福祉	1
64							人工授精用凍結精液購入基金			産業経済	4

川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

		専門部会名		企画財政部会	
協定項目	5	財産の取扱い		関係項目	公有財産
調整内容	1市4町4村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
区 分	地方債 平成14年度末現在高 (人口1人当たり)	債務負担行為 平成15年度以降の支出予定額 (人口1人当たり)	基金 平成14年度末現在高 (人口1人当たり)	有価証券 出資金 債 権 平成14年度末現在高	公有財産
川内市 平成12年国勢調査人口 73,236 人	41,458,940 千円 (566 千円)	1,305,260 千円 (18 千円)	6,429,401 千円 (88 千円)	2,331 千円 123,886 千円 833,553 千円	1 土地 2 建物 3 山林 4 物権 5 道路・橋梁 6 物品 7 車両・船舶等 8 公営企業財産
樋脇町 平成12年国勢調査人口 7,951 人	6,960,249 千円 (875 千円)	87,614 千円 (11 千円)	1,580,682 千円 (199 千円)	10,133 千円 11,264 千円 208,098 千円	
入来町 平成12年国勢調査人口 6,454 人	7,330,411 千円 (1,136 千円)	131,442 千円 (20 千円)	1,065,921 千円 (165 千円)	183 千円 13,459 千円 千円	
東郷町 平成12年国勢調査人口 5,978 人	6,449,735 千円 (1,079 千円)	122,267 千円 (20 千円)	1,406,440 千円 (235 千円)	233 千円 108,149 千円 千円	
祁答院町 平成12年国勢調査人口 4,625 人	6,108,123 千円 (1,321 千円)	14,848 千円 (3 千円)	1,287,242 千円 (278 千円)	788 千円 1,870 千円 千円	
里村 平成12年国勢調査人口 1,517 人	2,882,754 千円 (1,900 千円)	9,924 千円 (7 千円)	981,953 千円 (647 千円)	28,721 千円 15,534 千円 千円	
上飯村 平成12年国勢調査人口 2,008 人	3,652,406 千円 (1,819 千円)	125,183 千円 (62 千円)	1,854,899 千円 (924 千円)	8,896 千円 13,469 千円 千円	
下飯村 平成12年国勢調査人口 2,803 人	6,074,302 千円 (2,167 千円)	1,135 千円 (0.4 千円)	1,981,317 千円 (707 千円)	58,976 千円 17,549 千円 千円	
鹿島村 平成12年国勢調査人口 892 人	1,422,610 千円 (1,595 千円)	9,533 千円 (11 千円)	1,575,916 千円 (1,767 千円)	9,965 千円 11,491 千円 千円	
合 計 平成12年国勢調査人口 105,464 人	82,339,530 千円 (781 千円)	1,807,206 千円 (17 千円)	18,163,771 千円 (172 千円)	120,226 千円 316,671 千円 1,041,651 千円	
備 考	別紙資料3のとおり	別紙資料4のとおり	別紙資料2のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり

道路・橋梁調べ (平成13年度末現在)

区 分		単位	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
道路	実延長	m	797,607	156,531	149,161	104,763	162,896	35,765	24,993	52,284	15,763	1,499,763
	改良済延長	m	365,976	108,779	70,168	68,799	93,373	30,998	20,142	28,604	4,393	791,232
	舗装済延長	m	705,535	147,288	140,609	98,232	144,952	33,999	21,977	52,112	12,565	1,357,269
橋梁	橋数	数	427	63	80	73	91	20	24	27	1	743
	うち永久橋数	数	426	63	80	72	91	20	24	27	1	741

物品等の状況 (平成14年度末現在)

物品(車両を除く100万円以上の物品)

区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合計
楽器	4	3	1	1	1	1	2	0	1	14
OA機器	23	4				2	3	1		33
事務機器	9	1	2			1				13
通信機器	3						1			4
視聴覚機器	9		1	1	1		3	1		16
空調機器	12	1	1		1		8			23
土木・建築機材	1			1			1	1		4
スポーツ機器	24									24
保健医療機器					2		26	56		84
調理機材	50	9	3	3	7		10	11		93
防災機器	2	5	6			5		3	1	22
美術・工芸品	30		1							31
舞台装置・附属機器	3				1	1	3	1	1	10
動物及び関連設備機器										0
その他	23	5	1	1	6	1		12	3	52
合 計	193	28	16	7	19	11	57	86	6	423

車両・船舶等

単位:台

区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合計
乗用車	普通	4	2	1	1	1	2	6	1	18
	小型	8			1	2	7		1	19
	ワゴン型	4	2	2	2	4	1	3	4	22
	軽	14		4	4	1	2	5	6	41
小型貨物	大型トラック						2			2
	普通トラック	12	5	3	1	1	2	2	1	27
	軽トラック	9		2	3	2	1	2	4	24
軽バン	23	2	9	7	6	4	1		52	
ライトバン	42	6	2	4	5		2	7	68	
バス(マイクロ含む)	6	3	2	4	3	1	7	26	52	
消防用自動車	(42)	10	8	9	15	6	9	13	4	74 (42)
特殊車両	大型	4	1	2			1	5		13
	小型		9	2		2				13
移動図書館車	1							1		2
災害対策車	1					1				2
道路パトロール車	1	1	1	1						4
交通指導車	1	1	1	1						4
自動二輪										0
原動機付き自転車								1	1	2
船舶						1	1	1		3
浮き桟橋						1	1			2
その他		6				1				7
計	130 (42)	48	39	38	40	30	38	71	17	451

()書きは、非常備消防分

水道事業貸借対照表

(平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	295,143	4,500	20,825	7,723	328,191
		建物	1,040,558	21,471	298,910	17,238	1,378,177
		構築物	6,746,127	756,941	1,327,304	1,021,853	9,852,225
		機械装置	1,282,962	111,651	110,195	272,758	1,777,566
		配水管					0
		量水器					0
		車両運搬具	916	1,020	957	79	2,972
		工具器具備品	729	32	1,974	1,324	4,059
		建設仮勘定	61,662		14,300		75,962
		計	9,428,097	895,615	1,774,465	1,320,975	13,419,152
無 形 固 定 資 産	電話加入権	271				271	
	施設利用権			50		50	
	その他	1,863				1,863	
	計	2,134	0	50	0	2,184	
合 計		9,430,231	895,615	1,774,515	1,320,975	13,421,336	
流 動 資 産	現金預金	1,098,036	31,202	231,404	95,042	1,455,684	
	未収金	39,972	2,773	7,691	1,144	51,580	
	貯蔵品	9,189	64	2,771	11,008	23,032	
	その他(保有有価証券)	430	715		100	1,245	
	繰延勘定		6,720			6,720	
	合 計	1,147,627	41,474	241,866	107,294	1,538,261	
資産合計		10,577,858	937,089	2,016,381	1,428,269	14,959,597	

負債の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計
固 定 負 債	退職給与引当金	62,304				62,304
	修繕引当金	96,389	190		4,550	101,129
	計	158,693	190	0	4,550	163,433
流 動 負 債	未払金	33,950	919	8,521	1,628	45,018
	前受金					0
	預り金	430		48		478
	その他				100	100
	計	34,380	919	8,569	1,728	45,596
合 計		193,073	1,109	8,569	6,278	209,029

資本の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
資 本 金	自己資本金	3,372,145	209,222	435,348	528,570	4,545,285	
	借入資本金	企業債	4,757,552	516,780	918,879	761,624	6,954,835
		他会計借入金					0
合 計		8,129,697	726,002	1,354,227	1,290,194	11,500,120	
剰 余 金	資本剰余金	2,092,295	188,992	547,063	97,302	2,925,652	
	利益剰余金	162,793	20,986	106,521	34,495	324,795	
	合 計	2,255,088	209,978	653,584	131,797	3,250,447	
合 計		10,384,785	935,980	2,007,811	1,421,991	14,750,567	
負債・資本合計		10,577,858	937,089	2,016,380	1,428,269	14,959,596	

自動車運送事業貸借対照表 (平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		下甌村	
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	2,993
		建物	36,001
		構築物	1,492
		機械装置	1,659
		配水管	
		量水器	
		車両運搬具	25,963
		工具器具備品	1,048
		建設仮勘定	
		計	69,156
産	無 形 固 定 資 産	電話加入権	84
		施設利用権	
		その他	
		計	84
合 計		69,240	
流 動 資 産	現金預金	2,030	
	未収金	3,425	
	貯蔵品		
	その他(保有有価証券)		
	繰延勘定		
合 計		5,455	
資産合計		74,695	

負債の部		下甌村
固 定 負 債	退職給与引当金	
	修繕引当金	
	計	0
流 動 負 債	未払金	1,095
	前受金	
	預り金	
	その他	23,779
	計	24,874
合 計		24,874

資本の部			下甌村
資 本 金	自己資本金		15,283
	借入資本金	企業債	3,664
		他会計借入金	
	合 計		18,947
剰 余 金	資本剰余金		57,008
	利益剰余金		-26,134
	合 計		30,874
合 計			49,821
負債・資本合計			74,695

基金残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	合計	
特 定 基 金	一般会計	財政調整基金	1,805,964	512,938	283,219	324,660	367,977	270,917	441,223	822,294	527,532	5,356,724
		減債基金	1,309,925	85,929	149,804	44,045	118,207	190,705	451,390	286,391	26,000	2,662,396
		総務	357,684				80,098	24,242	73,700			535,724
		企画財政	443,263	622,347	107,615	412,786	236,048	156,283	441,425	430,153	4,700	2,854,620
		産業経済	10,000	59,366	10,000	38,380	10,000	24,228	73,500	7,188	7,000	239,662
		住民福祉	399,099		166,321	272,662	154,743	193,428	119,800	134,515	97,000	1,537,568
		建設	484,243						62,900		785,000	1,332,143
		教育	219,535		117,035	1,319				3,934		341,823
		その他	0						75,600	60,162		135,762
		小計	5,029,713	1,280,580	833,994	1,093,852	967,073	859,803	1,739,538	1,744,637	1,447,232	14,996,422
	特別会計	国民健康保険	2,029	107,014	82,972	171,362	222,734	25,800	48,062	104,400		764,373
		介護保険	2,001	1,807				5,418	0	16,230	2,000	27,456
		上下水道		15,996	10,000		28,435	35,500	0			89,931
		その他	44,712	18,512				9,400	13,199			85,823
		小計	48,742	143,329	92,972	171,362	251,169	76,118	61,261	120,630	2,000	967,583
	計	5,078,455	1,423,909	926,966	1,265,214	1,218,242	935,921	1,800,799	1,865,267	1,449,232	15,964,005	
運用基金	土地開発基金	1,270,000	115,466	117,992	96,000	60,171	43,632	53,700	99,000	45,183	1,901,144	
	その他	80,946	41,307	20,963	45,226	8,829	2,400	400	17,050	81,501	298,622	
	計	1,350,946	156,773	138,955	141,226	69,000	46,032	54,100	116,050	126,684	2,199,766	
合計		6,429,401	1,580,682	1,065,921	1,406,440	1,287,242	981,953	1,854,899	1,981,317	1,575,916	18,163,771	
平成12年度国勢調査人口(人)		73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	
人口一人当たり(千円/人)		88	199	165	235	278	647	924	707	1,767	172	

地方債残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	川内市			樋脇町			入来町		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	30,559,752	9,919,078	40,478,830	5,819,682	1,109,856	6,929,538	5,195,876	2,064,800	7,260,676
平成14年度発行額 B	2,446,000	1,153,500	3,599,500	478,500	160,800	639,300	833,300	75,562	908,862
平成14年度元金償還額 C	2,424,726	194,664	2,619,390	585,745	22,844	608,589	547,286	291,841	839,127
平成14年度末現在高 A + B - C	30,581,026	10,877,914	41,458,940	5,712,437	1,247,812	6,960,249	5,481,890	1,848,521	7,330,411
平成12年度国勢調査人口(人)	73,236			7,951			6,454		
住民1人当りの金額	418	149	566	718	157	875	849	286	1,136
区 分	東郷町			祁答院町			里 村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	5,186,530	817,939	6,004,469	5,434,876	471,071	5,905,947	2,653,338	108,356	2,761,694
平成14年度発行額 B	891,700	17,115	908,815	783,300	18,200	801,500	298,400	145,700	444,100
平成14年度元金償還額 C	458,373	5,176	463,549	582,209	17,115	599,324	320,029	3,011	323,040
平成14年度末現在高 A + B - C	5,619,857	829,878	6,449,735	5,635,967	472,156	6,108,123	2,631,709	251,045	2,882,754
平成12年度国勢調査人口(人)	5,978			4,625			1,517		
住民1人当りの金額	940	139	1,079	1,219	102	1,321	1,735	165	1,900
区 分	上飯村			下飯村			鹿島村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	2,571,005	1,158,194	3,729,199	4,968,220	783,757	5,751,977	1,264,697	241,027	1,505,724
平成14年度発行額 B	220,200	126,200	346,400	663,900	132,800	796,700	99,400	250	99,650
平成14年度元金償還額 C	386,799	36,394	423,193	453,693	20,682	474,375	167,964	14,800	182,764
平成14年度末現在高 A + B - C	2,404,406	1,248,000	3,652,406	5,178,427	895,875	6,074,302	1,196,133	226,477	1,422,610
平成12年度国勢調査人口(人)	2,008			2,803			892		
住民1人当りの金額	1,197	622	1,819	1,847	320	2,167	1,341	254	1,595

区 分	合 計		
	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	63,653,976	16,674,078	80,328,054
平成14年度発行額 B	6,714,700	1,830,127	8,544,827
平成14年度元金償還額 C	5,926,824	606,527	6,533,351
平成14年度末現在高 A + B - C	64,441,852	17,897,678	82,339,530
平成12年度国勢調査人口(人)	105,464		
住民1人当りの金額	611	170	781

債務負担行為の状況 (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	平成15年度以降の支出予定額				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
1 物件の購入等に係るもの	0	0	10,248	70,755	1,419
(1) 土地の購入に係るもの					
(2) 建造物の購入に係るもの				70,755	1,419
(3) その他の物件の購入に係るもの			10,248		
(4) 製造・工事の請負に係るもの					
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	0	0	0	0
(1) 地方三公社に係るもの					
(2) その他に係るもの					
3 その他	486,677	87,614	121,194	51,512	13,429
(1) 利子補給等に係るもの	47,587	5,077	0	0	4,924
ア 農林水産関係に係るもの	4,557	5,077			4,924
イ 商工関係に係るもの	42,533				
ウ 住宅関係に係るもの					
エ その他	497				
(2) その他に係るもの	439,090	82,537	121,194	51,512	8,505
合 計	486,677	87,614	131,442	122,267	14,848
その他実質的な債務負担に係るもの	818,583				
再 計	1,305,260	87,614	131,442	122,267	14,848

区 分	平成15年度以降の支出予定額				合 計
	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
1 物件の購入等に係るもの	0	0	0	0	82,422
(1) 土地の購入に係るもの					0
(2) 建造物の購入に係るもの					72,174
(3) その他の物件の購入に係るもの					10,248
(4) 製造・工事の請負に係るもの					0
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	109,564	0	0	109,564
(1) 地方三公社に係るもの					0
(2) その他に係るもの		109,564			109,564
3 その他	9,924	15,619	1,135	9,533	796,637
(1) 利子補給等に係るもの	0	0	0	0	57,588
ア 農林水産関係に係るもの					14,558
イ 商工関係に係るもの					42,533
ウ 住宅関係に係るもの					0
エ その他					497
(2) その他に係るもの	9,924	15,619	1,135	9,533	739,049
合 計	9,924	125,183	1,135	9,533	988,623
その他実質的な債務負担に係るもの					818,583
再 計	9,924	125,183	1,135	9,533	1,807,206

議案第 27 号

事務組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目 12 号「事務組織及び機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

事務組織及び機構の取扱いについて

- 1．本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。
- 2．現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。
- 3．支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。
- 4．教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。
- 5．関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。
なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。
- 6．関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。
- 7．新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

新市における事務組織・機構の整備方針

1. 基本方針

- 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

2. 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 1 2 号 資料

事務組織及び機構の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

- 本庁、支所における事務組織及び機構等の取扱いについて、協議する。
- 住民福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化等に留意し、住民サービスの向上を図る。
- 本地区には、島嶼部があることを踏まえ、より機能的な機構に配慮する。
- 市民に対しては、合併前後に著しい変化を与えないように配慮する必要がある。
- 先進例のほとんどが行っているように、協議会で整備方針等を確認し、合併時まで具体的な調整を行うこととする。

2. 提案の理由

- 新市において、より機能的、かつ効果的な組織・機構とするため、整備方針を策定し、その趣旨に沿った内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。

このため、新市発足後は、当面次の 2 段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

(1) 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。

(2) 平成 13 年 4 月からは、議会事務局のほか、市長部局 9 部、教育委員会部局 2 部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

< 新市における組織・機構の整備方針 >

地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

市民の声を適正に反映することができる組織・機構

市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構

指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

新市の行政組織・機構は以下の事項を基本として、合併 6 か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- （ 1 ）市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- （ 2 ）簡素で効率的な組織・機構
- （ 3 ）新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- （ 4 ）指揮命令系統が明確な組織・機構
- （ 5 ）地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- （ 6 ）新たな行政課題を見据えた組織・機構

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

新町行政組織・機構の整備方針

新町における行政組織・機構は、次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。

しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 緊急時に即応できる組織・機構

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【総括調整方針】

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- （ 1 ）新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- （ 2 ）市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- （ 3 ）市民の声を適正に反映することができる組織機構
- （ 4 ）簡素で効率的な組織機構
- （ 5 ）新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- （ 6 ）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- （ 7 ）地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- （ 8 ）新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

【個別整備方針】

- （ 1 ）新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては 2 市 2 町の現有庁舎を有効活用する。
- （ 2 ）徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- （ 3 ）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- （ 4 ）2 市 2 町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- （ 5 ）2 市 2 町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、2 市 2 町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（抜粋）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3（執行機関の組織の原則）

- 1 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）

- 1 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第155条（支庁・地方事務所・支所等の設置）

- 1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【参考】

地方自治法第4条第2項（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

【行政事例】

支所は市町村内の特定区域を限り主に市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

（昭和23・11・20行政事例）

第158条（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第171条（出納員及び会計職員）

6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

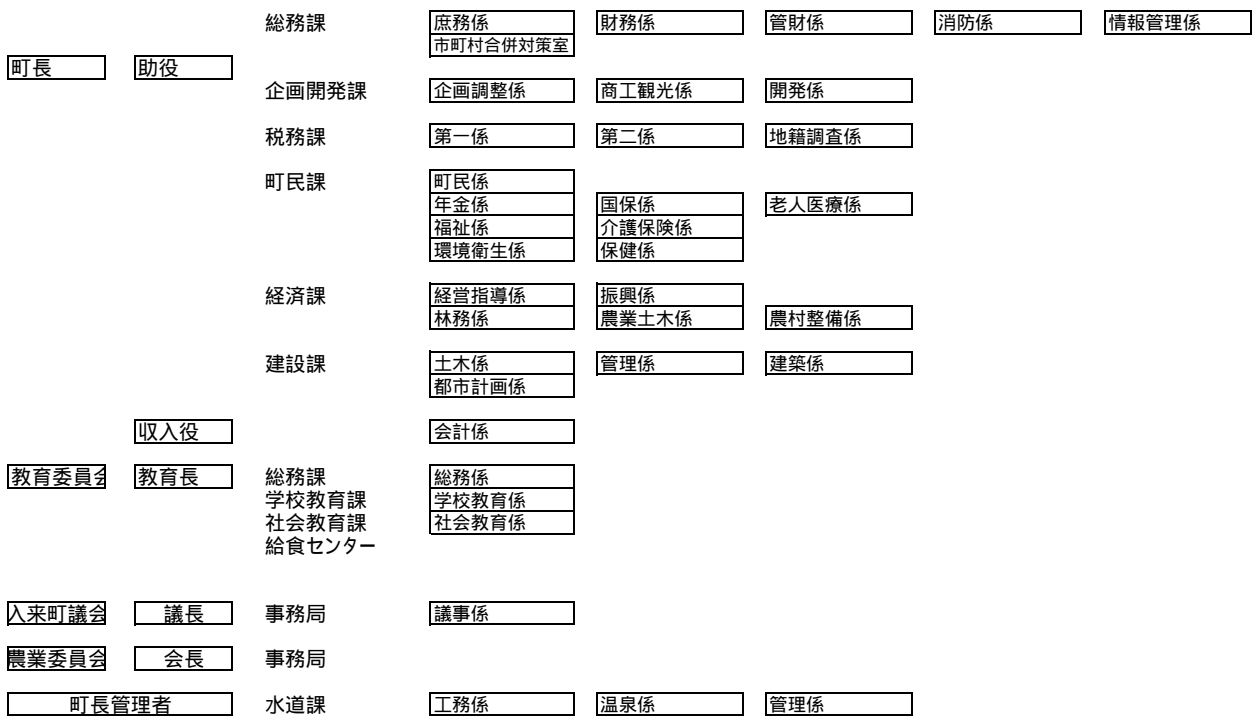
川内市行政組織図

執行機関	市長	事務助役	総務部	総務課 東京事務所 財政課 自治振興課 税務課 市民課	国際交流係 管財用度係 広聴広報係 税制係 家屋係 戸籍係	人事厚生係 財政係 防災係 収納係 住民係	秘書係 市民税係 国民年金係	文書法制係 土地係			
			企画経済部	企画課 市町村合併対策課 情報推進課 農林水産課 商工観光課	男女共同参画係 市町村合併対策係 事務管理係 農政係 水産係 商業運輸係	企画開発係 行政情報係 営農指導係 企業・港振興係	地域情報係 畜産係 観光イベント係	林務係			
			保健福祉部	福祉課 保健所 和光園	社会福祉係 高齢者福祉係 管理係 管理係	看護係	児童福祉係 障害福祉係 (福祉事務所)				
			建設部	土木課 都市計画課 下水道課 用地課 区画整理課 耕地課	国保医療係 市民生活係 施設管理係 予防係 管理係 管理係 計画係 管理係 用地係 区画整理1係 基盤整備係	介護給付係 環境係 保健指導係	原子力対策係 維持係 建築係 住宅係 区画整理3係				
			収入役	教育委員会	教育長	事務局	会計課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化課 市民スポーツ課	審査出納係 総務係 指導係 管理係 文化振興係 管理係	学校施設係 学事係 社会教育係 文化財係 スポーツ振興係	保健体育係 文学館係 健康スポーツ係	
			技術助役	教育機関		中央公民館 歴史資料館 少年自然の家 図書館 視聴覚ライブラリー 給食センター 小学校 中学校 幼稚園	(社会教育課兼) 歴史資料館係 管理係 図書館係 (図書館兼) 管理係	研修指導係 調理係			
			選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	水道事業管理者	選挙係	(監査事務局兼) 第1監査係 第2監査係 農政係 農地係	業務係 施設係 浄水係
			議決機関	市議会					管理課 工務課 管理係 給水係 管理係	議事係	

樋脇町行政組織図



入来町行政組織図



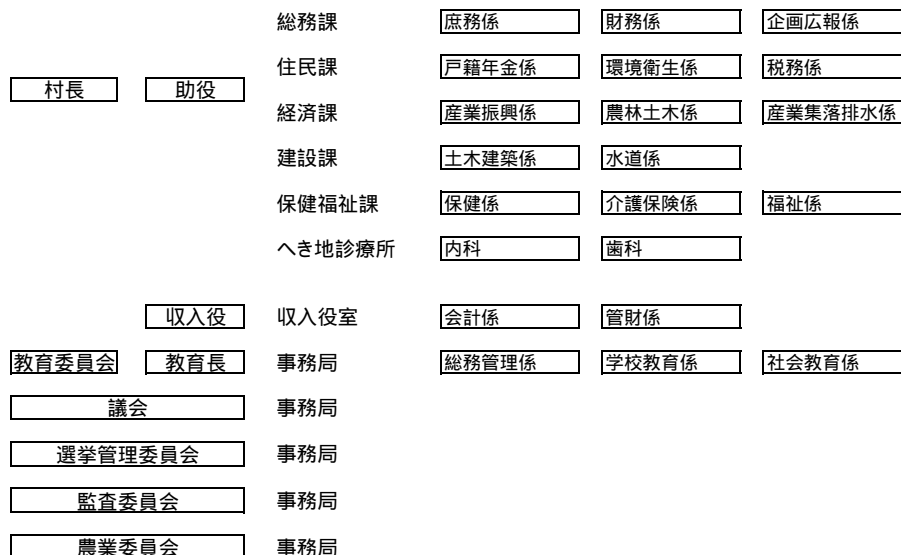
東郷町行政組織図

	総務課	庶務係	合併対策室	財政係	管財係
町長	助役	企画課	企画係	開発係	情報推進係
	税務課	税務係	固定資産税係	地籍調査係	
	町民課	保健衛生係	福祉係	介護保険係	住民係
	経済課	農政係	商工観光係	特産営農係	林務係 耕地係
	建設課	管理係	土木係		
	水道課	水道係	工務係		
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課	総務係		
		学校教育課			
		学校給食共同調理場			
		社会教育課	社会教育係 (派遣社旗教育) (社会教育指導員)		
		学校	幼稚園 小学校 中学校		
議会		事務局	庶務係 監査		
選挙管理委員会			書記		
監査委員会			書記		
農業委員会		事務局	農政農地係		
固定資産評価審査委員会			書記		

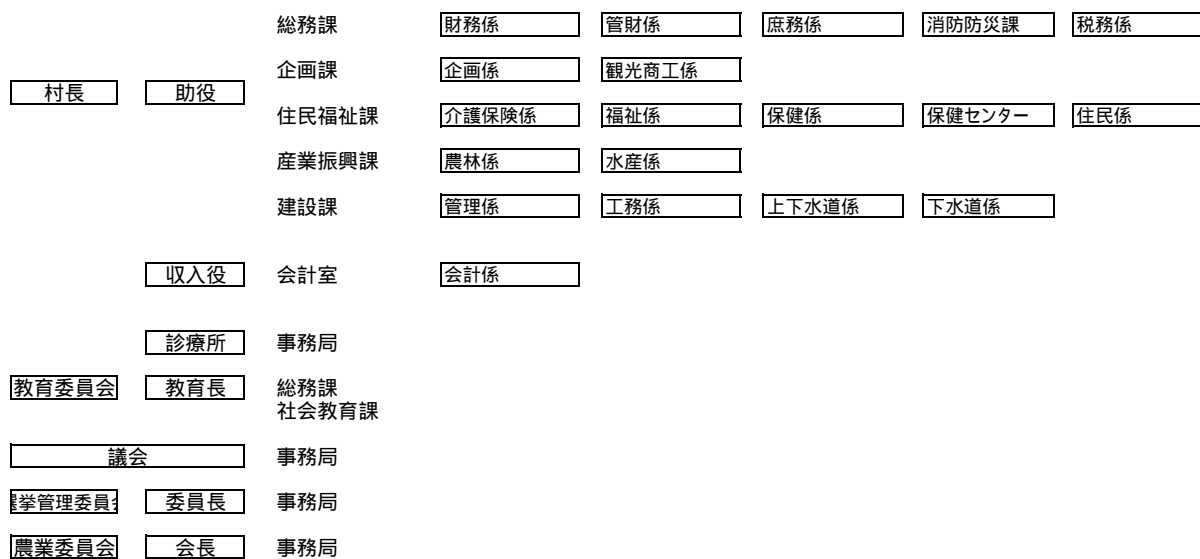
祁答院町行政組織図

	総務課	庶務・財政係	財務係	合併推進係	給与電算係
町長	助役	企画開発課	企画開発係		
	税務課	税務係	地籍係		
	住民課	保健係	国保衛生係	福祉係	戸籍係
	経済課	農政係	耕地係	林政係	休養施設管理係 竜仙館
	建設課	土木管理係			
	水道課	水道係			
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課			
		学校教育課			
		社会教育課	社会教育係		
町議会		事務局	書記		
監査委員			書記		
運営管理委員会			書記		
農業委員会		事務局			

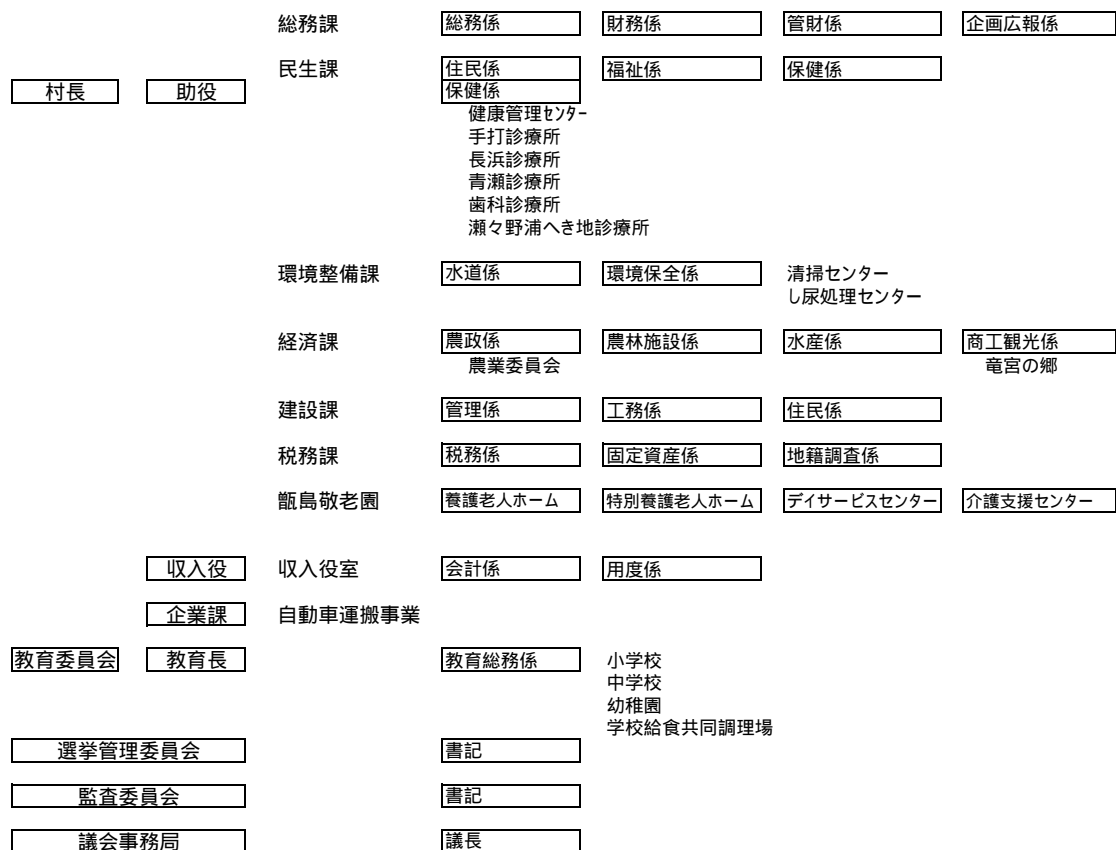
里村行政組織図



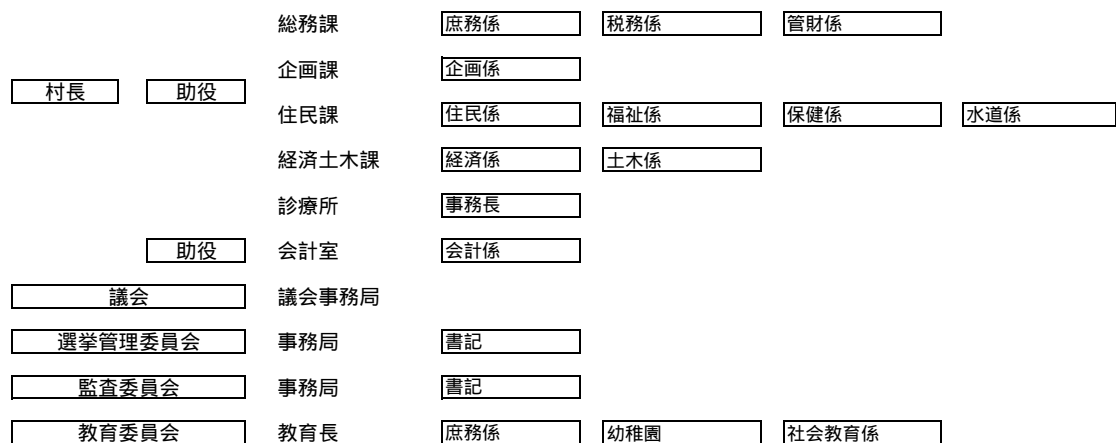
上甌村行政組織図



下甌村行政組織図



鹿島村行政組織図



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会	
調整方針（案）	関係市町村内におかれている付属機関等については、原則として統合するものとする。 なお、独自におかれているものについては、その地域性などの実態を考慮し整備するものとする。			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
<p>1議会（議会事務局）</p> <p>2川内市土地改良事業運営審議会（耕地課）</p> <p>3川内市青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>4川内市住居表示等審議会（都市計画課）</p> <p>5川内市農政企画審議会（農林水産課）</p> <p>6川内市林業振興推進協議会（農林水産課）</p> <p>7川内市特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>8川内市行政改革推進委員会（情報推進課）</p> <p>9川内市総合開発審議会（企画課）</p> <p>10川内市交通災害共済審議会（生活環境課）</p> <p>11川内市非常勤職員等公務災害補償等認定委員会（総務課）</p> <p>12川内市非常勤職員等公務災害補償等審査会（総務課）</p> <p>13川内市予防接種健康被害調査委員会（市民健康課）</p> <p>14川内市同和対策事業審議会（福祉課）</p> <p>15川内市水道事業運営審議会（水道局）</p> <p>16教育委員会（教育委員会）</p> <p>17川内市立学校通学区域・適正規模等審議会（学校教育課）</p> <p>18川内市心身障害児童・生徒就学審議会（学校教育課）</p> <p>19川内市文化財保護審議会（文化課）</p> <p>20川内市立学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 樋脇町交通安全町民会議（総務課）</p> <p>4 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>5 樋脇町防犯組合連合会（総務課）</p> <p>6 特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>7 行政相談委員（総務課）</p> <p>8 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>9 自治公民館連絡協議会（総務課）</p> <p>10 有線放送審議会（企画課）</p> <p>11 ふるさと活性化委員会（企画課）</p> <p>12 定住促進審議会（企画課）</p> <p>13 樋脇町進行計画審議会（企画課）</p> <p>14 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>15 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>16 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>17 介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>18 保険推進協議会（住民課）</p> <p>19 食生活改善委員会（住民課）</p> <p>20 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>21 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>22 人権擁護委員（住民課）</p> <p>23 保護司会（住民課）</p> <p>24 衛生自治団体連合会（住民課）</p> <p>25 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>26 青少年健全自治会議（住民課）</p> <p>27 高齢者サービス調整チーム委員会（住民課）</p> <p>28 樋脇町地域ケア会議（住民課）</p> <p>29 青少年育成推進指導員（住民課）</p> <p>30 青少年問題協議会（住民課）</p> <p>31 水田農業経営確立対策推進協議会（経済課）</p> <p>32 農業振興促進協議会（経済課）</p> <p>33 婦人の館運営委員会（経済課）</p> <p>34 観光進行推進協議会（経済課）</p> <p>35 林業進行推進協議会（経済課）</p> <p>36 除間伐推進委員会（経済課）</p> <p>37 有馬鳥獣対策協議会（経済課）</p> <p>38 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム（経済課）</p> <p>39 都市計画審議会（建設課）</p> <p>40 教育委員会（教育委員会）</p> <p>41 P T A 連絡協議会（教育委員会）</p> <p>42 校外生活指導連絡会（教育委員会）</p> <p>43 子ども会育成連絡協議会（教育委員会）</p> <p>44 文化協会（社会教育課）</p> <p>45 社会教育委員 兼：公民館運営審議会委員（社会教育課）</p> <p>46 文化財保護審議会委員（社会教育課）</p> <p>47 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>48 地区公民館長会（社会教育課）</p> <p>49 体育協会（社会教育課）</p> <p>50 女性団体連絡協議会（社会教育課）</p> <p>51 スポーツ少年団連絡会（社会教育課）</p> <p>52 農業委員会（農業委員会）</p>	<p>1 入来町議会（議会事務局）</p> <p>2 入来町プロジェクトチーム（全課）</p> <p>3 入来町行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>4 入来町特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>5 入来町町防犯協議会（総務課）</p> <p>6 入来町防火会議（総務課）</p> <p>7 入来町交通安全母の会（総務課）</p> <p>8 入来町選挙管理委員会（総務課）</p> <p>9 入来町明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>10 入来町交通安全対策会議（総務課）</p> <p>11 入来町振興計画審議会（企画開発課）</p> <p>12 入来町同和資金融資対策協議会（企画開発課）</p> <p>13 入来町企業誘致推進協議会（企画開発課）</p> <p>14 入来町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>15 入来町観光協会（企画開発課）</p> <p>16 入来町特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>17 入来町納税組合（総務課）</p> <p>18 入来町固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>19 入来町民生委員・入来町児童委員（町民課）</p> <p>20 入来町健康づくり推進協議会（町民課）</p> <p>21 入来町介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>22 入来町予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>23 入来町民生委員推薦会（町民課）</p> <p>24 入来町人権擁護委員（町民課）</p> <p>25 入来町食生活改善推進協議会（町民課）</p> <p>26 入来町衛生自治団体連合会（町民課）</p> <p>27 入来町有害鳥獣駆除対策協議会（経済課）</p> <p>28 入来町米生産調整対策推進協議会（経済課）</p> <p>29 入来町特産農産物開発推進委員会（経済課）</p> <p>30 入来町森林整備地域活動支援推進会議（経済課）</p> <p>31 入来町がけ地危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>32 入来町教育委員会（教育委員会）</p> <p>33 入来町就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>34 入来町立学校通学区域審議会（教育委員会）</p> <p>35 入来町小学校統合問題審議会（教育委員会）</p> <p>36 入来町奨学生選考委員会（教育委員会）</p> <p>37 副田校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>38 入来校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>39 朝陽校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>40 大馬越校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>41 入来商業高校振興対策協議会（教育委員会）</p> <p>42 入来町社会教育委員の会兼公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>43 入来町公民館分館運営委員審議会（社会教育課）</p> <p>44 入来町社会教育指導員（社会教育課）</p> <p>45 入来町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>46 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会（社会教育課）</p> <p>47 入来町郷土館運営審議会（社会教育課）</p> <p>48 入来町図書館運営審議会（社会教育課）</p> <p>49 入来町立小学校及び中学校の施設の開放に関する運営協議会（社会教育課）</p> <p>50 入来町体育指導員会（社会教育課）</p> <p>51 入来町青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>52 入来町学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 ふるさとづくり促進審議会（企画課）</p> <p>5 合併研究懇話会（総務課）</p> <p>6 固定資産評価審議会（総務課）</p> <p>7 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>8 明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>9 農業委員会（農業委員会事務局）</p> <p>10 社会教育委員会（社会教育課）</p> <p>11 教育委員会（教育委員会総務課）</p> <p>12 公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>13 文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>14 スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>15 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>16 学校給食運営審議会（学校給食共同調理場）</p> <p>17 東郷町観光協会（経済課）</p> <p>18 民生委員・児童委員（町民課）</p> <p>19 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>20 地籍調査推進協議会（総務課）</p> <p>21 予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>22 農政審議会（経済課）</p> <p>23 消防費しゅつ金等審査委員会（総務課）</p> <p>24 防火会議（総務課）</p> <p>25 水防会議（総務課）</p> <p>26 青少年問題協議会（町民課）</p> <p>27 振興計画審議会（企画課）</p> <p>28 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>29 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>30 水道運営審議会（水道課）</p> <p>31 土地対策委員会（企画課）</p> <p>32 国民健康保険運営協議会（町民課）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>5 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>6 防火会議（総務課）</p> <p>7 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>8 災害対策本部（総務課）</p> <p>9 交通安全対策会議（総務課）</p> <p>10 祁答院町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>11 祁答院町長期策定審議会（企画開発課）</p> <p>12 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>13 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>14 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>15 祁答院町青少年問題協議会（住民課）</p> <p>16 祁答院町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>17 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>18 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>19 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>20 町地域ケア会議（住民課）</p> <p>21 祁答院町農業金融運営協議会（経済課）</p> <p>22 がけ下危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>23 建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会（建設課）</p> <p>24 温泉審議会（水道課）</p> <p>25 教育委員会（教育委員会）</p> <p>26 町障害児就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>27 町スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>28 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>29 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>30 町体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>31 町公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>32 町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>33 農業委員会（農業委員会事務局）</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）			
里村	上甌村	下甌村	鹿島村
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 振興計画審議会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 交通安全村民会議（総務課） 11 防災会議（総務課） 12 郷土誌編さん委員会（総務課） 13 固定資産評価委員会（住民課） 14 人権擁護委員（住民課） 15 国民健康保険運営協議会（住民課） 16 民生委員推薦会（保健福祉課） 17 保護司会（保健福祉課） 18 民生委員・児童委員（保健福祉課） 19 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（保健福祉課） 20 健康づくり推進協議会（保健福祉課） 21 予防接種健康被害調査委員会（保健福祉課） 22 食生活改善推進員協議会（保健福祉課） 23 地域ケア会議（保健福祉課） 24 農業委員会（経済課） 25 水産業振興協議会（経済課） 26 下水道推進協議会（経済課） 27 国民宿舍こしきしま社跡利用検討委員会（経済課） 28 農業振興地域整備促進協議会（経済課） 29 自治公民館館長連絡協議会（教育委員会） 30 教育委員会（教育委員会） 31 社会教育委員（教育委員会） 32 青少年育成推進指導員（教育委員会） 33 体育指導員（教育委員会） 34 体育協会（教育委員会） 35 婦人会（教育委員会） 36 文化財保護委員会（教育委員会） 37 学校給食共同調理場運営委員会（教育委員会） 38 子ども会育成連絡協議会（教育委員会） 39 障害児就学指導委員会（教育委員会） 40 スポーツ少年団連絡会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 防犯協会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 11 総合振興計画審議会（企画課） 12 土地開発公社社審議委員会（企画課） 13 上甌村自然保護審議委員会（企画課） 14 マラソン大会実行委員会（企画課） 15 固定資産評価委員会（総務課） 16 納税貯蓄組合（総務課） 17 特別土地保有税審議会（総務課） 18 民生委員・児童委員（住民福祉課） 19 上甌村老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民福祉課） 20 上甌村高齢者福祉施策計画委員会（住民福祉課） 21 上甌村障害者福祉計画策定検討委員会（住民福祉課） 22 予防接種健康被害調査委員会（住民福祉課） 23 民生委員推薦会（住民福祉課） 24 人権擁護委員（住民福祉課） 25 国民健康保険運営協議会（住民福祉課） 26 国民年金協会（住民福祉課） 27 農業委員会（産業振興課） 28 上甌村構造政策会議（産業振興課） 29 みどり推進協議会（産業振興課） 30 上甌村交通安全対策会議（企画課） 31 教育委員会（教育委員会） 32 村心身障害児就学指導委員（教育委員会） 33 共同調理場運営委員（教育委員会） 34 社会教育委員（教育委員会） 35 社会教育指導員（教育委員会） 36 体育指導委員（教育委員会） 37 文化財保護審議委員会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 公平委員会（総務課【委託】） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 総合計画審議会（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 10 役場連絡員会（総務課） 11 固定資産評価委員会（税務課） 12 納税貯蓄組合（税務課） 13 民生委員・児童委員（民生課） 14 予防接種健康被害調査委員会（民生課） 15 民生委員推薦会（民生課） 16 人権擁護委員（民生課） 17 国民健康保険運営協議会（民生課） 18 農業委員会（経済課） 19 沿岸漁業構造改善協議会（経済課） 20 交通安全対策会議（総務課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財保護審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会） 25 青少年問題協議会（民生課） 26 共同調理場運営委員（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 選挙管理委員会（総務課） 5 明るい選挙推進委員会（総務課） 6 防災会議（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 区長会（総務課） 10 固定資産評価委員会（総務課） 11 特別土地保有税審議会（総務課） 12 交通安全対策会議（企画課） 13 振興計画審議会（企画課） 14 民生委員・児童委員（住民課） 15 予防接種健康被害調査委員会（住民課） 16 民生委員推薦会（住民課） 17 人権擁護委員（住民課） 18 保護司会（住民課） 19 国民健康保険運営協議会（住民課） 20 国民年金推進委員会（住民課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会）

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い		【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		53 入来町隣保館運営審議会（町民課） 54 入来町地域ケア会議（町民課） 55 入来町行政合理化委員会（総務課） 56 入来町災害対策本部（総務課） 57 入来町水防協議会（総務課） 58 入来町交通安全対策会議（総務課） 59 入来町職員安全衛生委員会（総務課） 60 入来町地籍調査推進委員会（税務課） 61 入来町社会教育委員会（社会教育課） 62 入来町国民健康保険運営協議会（町民課） 63 入来町農業構造改善事業協議会（経済課） 64 入来町農村地域工業導入促進審議会（経済課） 65 入来町農村総合整備事業推進協議会（経済課） 66 入来町農業振興地域整備促進協議会（経済課） 67 入来町林業構造改善事業協議会（経済課） 68 入来町林業振興推進協議会（経済課） 69 入来町都市計画審議会（建設課） 70 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理審議会（建設課） 71 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理評価委員会（建設課）		
里村	上甑村	下甑村	鹿島村	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	12 事務組織及び機構の取扱い	【公共施設呼称(類似施設)】	総務部会 事務管理分科会
調整方針(案)	関係市町村における類似施設については、市民が分かりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図るため、その呼称を統一する。		

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
1 本庁舎	本庁・支所	川内市役所 樋脇町役場 入来町役場 東郷町役場 祁答院町役場 里村役場 上飯村役場 下飯村役場 鹿島村役場	支所:一部管理部門を除いた総合的な業務を行う支所とする。
2 支所・出張所	出張所	祁答院町黒木支所 祁答院町蘭牟田支所 樋脇町市比野出張所	
3 し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下飯村し尿処理場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
4 清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上飯村クリーンセンター 下飯村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
5 火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 飯島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下飯村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
6 下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中飯中野浄化センター(上飯) 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
7 幼稚園施設	幼稚園 現在のとおり	(各市町村立) 幼稚園 小学校付属幼稚園	
8 保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
9 健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例:東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上飯) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下飯)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
10 主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上飯村老人福祉センター 下飯村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
11 診療所	診療所	診療所(川内・黒木・祁答院・里・上飯・下飯・鹿島)	
12 総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上飯) 総合体育施設(東郷)	
13 その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例:上飯村立体育館 上飯体育館	総合体育館・体育センター・武道館・弓道場・庭球場・運動公園・グラウンド・プール・B & G海洋センター・ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
14 主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者福祉センター 川内市勤労者青年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	アミティプラザ東郷等の呼称は施設名に続き使用できる。
15 給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・祁答院・下飯・鹿島村)	
16 ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	サンフラワーいりき等の呼称は施設名に続き使用できる。
17 中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例:樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館 祁答院町農村環境改善センター	
18 郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上飯) 歴史民族資料館(下飯)	
19 (地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙した。
一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙しているが、今後事務組合等との協議により検討されるものである。

提案第14号 合併協定項目12号「事務組織及び機構の取扱い」について

【平成15年 9月25日 追加分】

参 考 資 料

【新市組織（案）】

新市組織（案）について

平成15年8月28日提案した「事務組織及び機構の取扱い」議案に基づき別紙のとおり新市組織（案）を追加資料とし、これに伴い、「事務組織・機構の基本方針（案）」に変更が生じたため併せて提出する。

なお、組織体系（案）については、今後、職員の定数や職務、職階、事務分掌等の詳細な調整により確定され、最終的には新市の部課設置条例等の整備により、完了するもので、合併時までは案として取り扱うこととする。

事務組織・機構の基本方針（案）

1. 基本的な考え方

- ・新庁舎建設までの間は、現川内市役所を本庁とし、現在の4町4村の役場を支所とする。構成市町村内に現在ある支所・出張所については、出張所とする。
- ・支所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮し、一部の管理部門を除き、概ね現行どおりの総合的な業務を所掌する支所とする。
- ・組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備することとする。

2. 組織構築の考え方

- (1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
 - ・住民自らが地域づくりの主役となり、地域づくりに参加できるような横断的な自治組織の体制を確立するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入する。
 - ・本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」をおき、地域づくり活動やボランティアの支援等を行うとともに地域の要望に的確に対応する。
- (2) 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
 - ・各支所には、窓口業務をはじめ、地域に密着した「地域振興課」・「市民福祉課」等のほか事業担当課を配置する。
 - ・市民による生涯学習活動の支援と効果的な施策の実施体制を確立するため、「生涯学習課」を設置する。
 - ・関係市町村にある類似施設については、その呼称を統一し、新市の一体感の醸成と広報及び施設利用等の利便性を図る。
 - ・本庁と支所、さらに公共施設間の情報ネットワークを構築し、いつでもどこでもリアルタイムに新市の情報を収集できるような体制の整備を進める。
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
 - ・地区住民自らが、地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、「地区振興計画」を策定するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入し、その支援を進めるため、本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」を設置する。
 - なお、「地区振興計画」は、市民の声として新市の総合計画等策定の参考とし、適正に反映させるものとする。
- (4) 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
 - ・行財政の適正な運営を進めるため、「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、各部の筆頭課に事業調整を担当する係を設置し、新市総合計画や各種政策の総合的な進行管理を行う。

- (5) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ・市政の総合企画及び総合調整、行政マネジメント体制の強化を図り、計画の実効性を高めるため、「企画政策部企画政策課」でその総合調整を進めるとともに、合併移行事務調整を行うための「行政改革推進課合併調整係」や各部筆頭課に事務事業調整を行うための係を配置するものとする。
 - ・新市まちづくり計画新市一体化躍動プランの交流活力の創生に向け、新市経済圏の創出や市内外との交流促進のために農林水産・商工観光を所掌する「産業経済部」を配置する。
 - ・企業誘致や港湾振興、ポートセールスなど誘致活動を総合的に行う「企業立地推進室」や各種イベントコンベンション・スポーツ大会の誘致やフィルムコミッションなど新市を広くアピールし来訪者等を増やすための「観光課」を配置する。
- (6) 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ・各部の部長と支所長を部長級とし、部長・支所長の指揮監督のもと課長の責任と権限を明確にし、成果重視の事務執行を行う。
 - ・職の権限を明確にするとともに各支所、部、課へ権限を移譲し、支所の職務機能の充実を図る。緊急性を伴う事務事業等については、迅速かつ的確に対処できるようにする。
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ・今後の権限移譲に対応できるように、専門職員の資質向上や行政課題、住民ニーズに即応できる体制の整備を行う。
 - ・管理部門の統合・一元化を図り、スケールメリットを活かした住民密着型の体制整備を進める。
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- ・合併により、調整された新市の事務事業がスムーズに移行されるよう企画政策部に合併進行管理の業務を行う係を配置するとともに、各部筆頭課に合併移行事務調整の業務を行う係を配置し、移行事務の適正な進行管理に努める。
 - ・合併効果による、職員の専門性を高めるため、「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」の策定を検討する。
- また、合併後速やかに「定員適正化計画」を策定し、おおよそ10年間で職員定数の適正化を目指す。
- ・市民の視点に立った成果重視の行政を進めるため「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、公共工事の適正な執行、管理監督を行うため、工事検査を行う助役直属の「工事検査監」を配置する。

新市組織（案）

組織(案)は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。係名の長い係は名称を再検討する場合があります。

<本庁>

市長	助役	総務部	総務課 秘書室 東京事務所 文書法制課 防災交通課 財務課 税務課 収納課	総務係 秘書係 文書係 法制係 防災係 交通安全係 財務係 管財係 契約係 税制係 市民税係 土地係 家屋係 収納1係 収納2係	
		支所(8)	企画政策部	企画政策課 企業立地推進室 行政改革推進課 コミュニティ課 情報政策課 市民課	政策係 特定計画係 企画立地係 行政評価係 合併調整係 コミュニティ係 広聴広報係 地域情報係 行政情報係 市民生活係 戸籍係 住民係
		市民福祉部	福祉課	福祉係 援護係 児童福祉係	
		福祉事務所	川内保育園 高齢・障害福祉課 養護老人施設和光園	管理係 高齢者福祉係 身障福祉係 障害福祉係 管理係	
			市民健康課	健康指導係 地域医療係	
			環境課	環境保全係 原子力安全対策係 環境衛生係 廃棄物対策係 環境施設整備係 管理係 業務係	
			川内環境センター	川内クリ-ンセンター 施設管理係	
			国保介護課	国保給付係 老人給付係 介護調査認定係 介護給付係 介護予防係	
		産業経済部	農政畜産課 耕地課 林務水産課 商工振興課 観光課	農業振興係 経営指導係 畜産振興係 基盤整備係 施設維持係 林業振興係 水産振興係 商工業振興係 交通運輸係 観光振興係 観光施設係	
		建設部	建設調整課 建設整備課 建設維持課 都市計画課 天辰区画整理事務所 建築住宅課 用地課	建設調整係 道路橋梁係 河川港湾公園係 係名の長い係については名称を再検討する 管理係 道路橋梁維持係 河川港湾公園維持係 都市計画係 区画整理係 天辰地区係 住宅管理係 建築係 用地登記係 地籍調査係	
			工事検査監	工事検査係	
		消防局	総務課 警防課 予防課 消防団課 中央署 南部分署 上飯分駐所 下飯分駐所 西部署 東部署 祁答院分署	企画人事係 管理係 施設整備係 第1通信指令係 第2通信指令係 警防係 救急救助係 予防調査係 危険物係 消防団係 予防係 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊 第1部隊 第2部隊	
		収入役	会計課	出納係 審査係	
		教育長	教育部	教育総務課 学校教育課 小・中学校、幼稚園 学校給食課 (給食センター) 生涯学習課 (生涯学習センター) 図書館・視聴覚ライブラリー 少年自然の家 文化振興課 歴史資料館・文学館 スポーツ振興課	総務係 施設管理係 指導係 学事係 保健体育係 管理係 給食係 生涯学習係 社会教育係 図書館係 管理係 研修指導係 文化振興係 文化財係 学芸係 管理係 スポーツ振興係 健康スポーツ係
		上下水道 事業管理者	水道局	管理課 上水道課 下水道課	管理係 業務係 給水係 施設係 排水係 処理係
		交通事業管理者			
		市議会	事務局	議事調査課 議事係 調査係 選挙係 第1監査係 第2監査係 農政係 農地係 農業者年金係	
			選挙管理委員会		
			公平委員会		
			監査委員		
			農業委員会		
			固定資産評価審査委員会		

<桶淵支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市比野出張所 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(桶淵保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係	<入来支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係(入来会館) 福祉係 健康推進係(入来保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係 入来区画整理事務所 温泉場地区係	<東郷支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(東郷保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係	<祁答院支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 黒木出張所 關半田出張所 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(祁答院保健センター) 環境係 保険係 産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 (竜仙館・特産品加工センター) 建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係
会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係
教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係 入来麓地区伝建係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係) 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係	教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 学校教育課 生涯学習課 社会教育係 健康スポーツ係
水道課 水道係 温泉係	上下水道課 上下水道係 温泉係 工業用水係	水道課 水道係	上下水道課 上下水道係
<里支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(上飯島クリ-ンセンター) 保険係 里診療所 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 水道係	<上飯支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(上飯保健センター) 環境係(下飯クリ-ンセンター) 保険係 飯島中央診療所 (介護サービス事業所) 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(かのこ) 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係	<下飯支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(下飯保健センター) 環境係(下飯クリ-ンセンター) 保険係 手打診療所 長浜診療所 下飯歯科診療所 養護老人施設敬老園 (介護サービス事業所敬老園) 産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(竜宮の里・おとひめ) 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 地籍調査係 上下水道係	<鹿島支所> 地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(鹿島クリ-ンセンター) 保険係 鹿島診療所 産業課 農林係 水産振興係(加工センター) 商工観光係 建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係
会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係	会計課分室-会計係
教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課 上飯バス事業所	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター 学校教育課 下飯バス事業所	教育課 教育総務係 社会教育係 小・中学校、幼稚園 給食センター

国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目19号「国民健康保険事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
 - (2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
 - (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。
- 2 保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。
 - (2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

- (3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。
- (4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。
- (5) 出産・葬祭に関する給付は、甕島4村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

平成 年 月 日 確認

国民健康保険事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

国民健康保険は、市町村が保険者となり、被保険者(住民)から保険税を徴収して運営している。各市町村で、保険税率や賦課徴収に差異がある。

合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになり、取扱いの統一に向けた検討が必要である。

国民健康保険事業については、基本的に健全で円滑な運営を確保するよう調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、構成市町村で均衡の保たれた制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保の視点で調整を行う。

国民健康保険事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進する。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日新設合併)

- (1) 国民健康保険税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないように調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適正な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付奨励金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、笹山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康審査にかかる補助については、篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

東京都西東京市(平成13年1月21日新設合併)

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- (1) 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- (2) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- (3) 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用する。
- (4) 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- (5) 納期前納付報奨金は、廃止で統一する。
- (6) 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (7) 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- (8) 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- (9) 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (10) 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) 賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
- (2) 賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
- (3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政企画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
- (4) 納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
- (5) 納入（納税）組合は、廃止の方向で検討する。
- (6) 任意給付、はりきゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (7) 人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
- (9) 国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
介護分の保険料は、国民健康保険料（医療分）の取扱いに準じ調整する。

郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

【保険税賦課関係】

- (1) 国民健康保険税率については不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。
- (2) なお、軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用（応能応益割合は55対45を満たす。）することとする。
- (3) 納期については、八幡町、美並村、和良村の例により10期割とする。

【保険給付・助成関係】

- (1) 葬祭費は、1件につき3万円とする。
その他の給付内容については、7町村に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 高額療養費の貸付限度額については、八幡町の例により150万円とする。
- (3) 現在実施している保健事業は、合併時までには内容の統一を図り実施する。

【基金】

7町村の保有する基金については調整額を定め、適正な保有額となるよう合併時までには調整し、新市に引き継ぐものとする。

【国民健康保険運営協議会】

国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって21名とする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

国民健康保険法(昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第 2 条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付とするものとする。

（特別会計）

第 10 条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び収支について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第 28 条 保険者は、健康教育、健康相談、健康審査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付その他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付その他の必要な事業を行うことができる。

地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)

(国民健康保険税)

第 703 条の 4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号の規定する被保険者であるものにつき算定した介護給付金課税額の合算額とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会	
調整方針（案）		国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。 関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。 (2) 限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。					
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
徴収方法		保険税	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円	
賦課限度額	医療分	530,000円	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
	介護分	70,000円 (平成15年度 80,000円)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
賦課期日		4月1日 (仮賦課なし)	4月1日 (仮賦課：4月1日 本賦課：8月1日)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	
軽減割合		応益割合の軽減 7割・5割・2割	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い				[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)							
分野名		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
賦課方式		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	合併までに調整する。	
徴収方法		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
税率	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%	
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円	
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円	
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54	
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円	
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%	
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%	
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円	
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円	
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56	
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円	
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円	
賦課限度額	医療分	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
	介護分	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
賦課期日		樋脇町に同じ	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：9月1日)	4月1日 (仮賦課：5月1日 本賦課：8月1日)	下甌村に同じ	合併時に、川内市の例により調整する。 (仮賦課なし)	
軽減割合		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会
調整方針（案）						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	1 賦課期日後に納税義務の発生月割で算定 2 賦課期日後に納税義務者の消滅月割で算定	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
納期	第1期 7月1日から同月28日まで 第2期 8月1日から同月28日まで 第3期 10月1日から同月28日まで 第4期 11月1日から同月28日まで 第5期 翌年1月1日から同月28日まで 第6期 翌年2月1日から同月25日まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 4月1日から同月末まで 第2期 5月1日から同月末まで 第3期 6月1日から同月末まで 第4期 7月1日から同月末まで 第5期 8月1日から同月末まで 第6期 9月1日から同月末まで 第7期 10月1日から同月末まで 第8期 11月1日から同月末まで 第9期 12月1日から同月25日まで 第10期 翌年1月1日から同月末まで 第11期 翌年2月1日から同月末まで 第12期 翌年3月1日から同月末まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 翌年1月1日から同月31日まで	第1期 4月15日から 4月30日まで 第2期 6月15日から 6月30日まで 第3期 8月15日から 8月31日まで 第4期 10月15日から 10月31日まで 第5期 12月15日から 12月25日まで 第6期 2月15日から 2月28日まで	
減免	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。	1 町長は、下記の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所氏名 (2) 年度納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由	災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	1 町長は、次に該当する者のうち必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある者 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所・氏名 (2) 年度、納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする事由 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	川内市に同じ	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組織加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税嘱託員へ ・納税組織未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 7月上旬	・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月中旬・8月中旬	・自治公民館加入者は納税通知書・納付書を私送便、未加入者は郵送 ・実施時期 仮賦課4月上旬 本賦課8月上旬	・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 仮賦課 4月上旬 本賦課 8月上旬	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い				[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務の発生、消滅に伴う賦課	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のまま新市に引き継ぐ。	
納期	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 翌年1月4日から同月31日まで 第8期 翌年2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	合併時に、川内市の例により調整する。 ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 (7・8・10・11・1・2月の6期)	
減免	1 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減免する。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者 (2) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者 (3) その他特別の事情がある場合において、前2号に準ずると認める者 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1) 年度納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由 3 前項の規定によって、申請書を提出し、国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を村長に届け出なければならない。	川内市に同じ	里村と同じ	里村と同じ	合併時に、川内市の例により調整する。	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を職員便送便 ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 4月上旬及び8月上旬	・国保加入世帯主に直接郵送 ・実施時期 5月(仮賦課)9月(本賦課)	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 実施時期 5月(仮賦課)8月(本賦課)	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 5月上旬・8月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。 ・国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。 ・高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
国保財政調整基金	国民健康保険の給付に要する経費にあてて	国民健康保険の保険給付の財源に不足を生じたとき、又は保険事業に要する費用にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業の保険給付費に不足を生じた場合及び保険事業に要する経費にあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護給付金に不足を生じたときの財源にあてて	国民健康保険事業保険給付の財源不足が生じたとき等の財源にあてて	国民健康保険療養給付に不足を生じた場合の支払いにあてて	保険給付費及び老人医療拠出金並びに介護納付金に不足を生じたときの財源に充てて		合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町村の基金残高にかなりの開きがあるため、合併前の基金の保有額を持ち寄る。なお、保有額と算出額の過不足額は他の基金の持ち寄る額により調整する。
平成14年度保有額	2,029,000円	107,014,296円	82,972,982円	216,645,000円	222,734,575円	25,800,000円	48,061,916円	56,314,000円		
平成14年度被保険者数	25,229人	3,157人	2,770人	2,448人	1,989人	797人	1,041人	1,402人	437人	
1人当り保有額	80円	33,897円	29,954円	88,498円	111,983円	32,371円	46,168円	40,166円		
国民健康保険運営協議会	<p>国保運営に関する事項等について、市長の諮問に応じて審議し、又は必要があるとき市長が建議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員11人 ・任期2年 ・会議年3回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年3回 	<p>国保事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9名 ・任期2年 ・会議年2回 	<p>国民健康保険条例に基づき、国民健康保険運営協議会の運営に関し必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年4年 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年4回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年2回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員9人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員6人 ・任期2年 ・会議年1回 	<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数及び報酬について、合併までに調整をすませ、新市に移行後は新たな定数とする。
高額医療費貸付事業	<p>【目的】被保険者が入院等で一部負担金が高額になったとき、自己負担の軽減を図るため、自己負担限度額を超える分を申請により国保で立て替える</p> <p>【内容】自己負担限度額+10,000円を超える者に貸し付け1ヶ月単位とする。医療毎とし、内科・歯科とは別とする。入院・外来別とする。【平成14年度末基金額】15,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【対象者】樋脇町の国民健康保険被保険者</p> <p>【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、10,000円以上のとき)</p> <p>【貸付上限額】2,000,000円</p> <p>【申請方法】国民健康保険高額療養資金貸付申請書等の提出</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】2,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【対象者】入来町国民健康保険の被保険者</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に請求書、領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】3,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【平成14年度末基金額】2,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費相当額(ただし、その額が30,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【貸付上限額】3,000,000円</p> <p>【申込み方法】貸付申請書に医療機関が発行する、保険内一部負担金が判定できる請求書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】3,000,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】900,000円以内(ただし、その額が10,000円に満たないときは、貸付をしない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に請求書又は領収書を添えて申し込み</p> <p>【貸付金の償還】高額療養費の支給時に精算</p> <p>【平成14年度末基金額】900,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付の対象】国民健康保険の被保険者で、高額療養費の支給見込額が1万円以上であり、かつ高額な医療費を支払うことが認められる者の属する世帯主に対して貸し付ける。</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内。【貸付条件】1)貸付利率 無利率2)償還期限 高額療養費の支給を受けた日から15日3)償還方法 全額一括償還貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還できる</p> <p>【平成14年度末基金額】400,000円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】0円</p>	<p>【目的】医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る</p> <p>【貸付金額】高額療養費の支給見込額以内において村長が定める。(ただし、その額が10,000円に満たない場合は貸し付けない。)</p> <p>【申込方法】貸付申請書に一部負担金に係る請求書又は領収書を添付して申し込み</p> <p>【貸付金の返済】高額療養費の支給時に精算する。【平成14年度末基金額】300,000円</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度として残すものであり、支給基準の統一が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 国民健康保険事業の取扱い

協定項目	19 国民健康保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診は、市町村によって国保の補助と一般会計で実施しており、ばらつきがあるため新市において速やかに調整する。 出産・葬祭に関する給付は、甌島4村との差異があり、合併時に川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
各種検診補助		疾病の早期発見、早期治療を図り、医療費の適正化を図る (各種検診) ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・肺がん検診 ・前立腺がん検診 ・1日ドック(一般) ・1日ドック(婦人科) ・2日ドック ・脳ドック	各種検診・人間ドックの自己負担分を一部助成し、被保険者の病気の早期発見、健康増進につなげる (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・肝臓ウイルス検診 ・婦人科ドック ・1日ドック	健康診査を積極的に推進することによって被保険者の健康増進及び維持並びに医療費を抑制し、国民健康保険事業の基盤安定を図る (各種検診) ・基本健康診査 ・腹部超音波検診 ・骨粗しょう症検診 ・肝臓ウイルス検診 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・肺がん検診 ・1日ドック ・2日ドック	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん等精密検査 ・婦人科人間ドック ・1日ドック	疾病の早期発見早期治療を図り医療費の適正化を図る (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・喀痰検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・人間ドック ・脳ドック ・誕生月検診	住民の健康増進と疾病の早期発見による医療費の抑制を目的とする (各種検診) ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診			新市に移行後、速やかに調整する。 ・同じ検診でも市町村によって、国保の補助や一般会計で実施しているところ、また対象者や補助金も異なる団体が調整が必要である。
出産、葬祭に関する給付(国保加入者の補助事業)	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者が出産時、被保険者の世帯主に対して出産育児一時金を支払う。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り20,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り10,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	被保険者に対し、出産及び死亡したときに一時金として給付する。 (内容) ・葬祭費 1件当り7,000円 ・出産育児一時金 1件当り300,000円	合併時に、川内市の例により調整する。 ・給付額において、甌島の4村との差異があり調整が必要である。

提案第15号 合併協定項目19号「国民健康保険事業の取扱い」について

【平成15年 9月25日 追加分】

参 考 資 料

【具体的調整方針（案）】

賦課方式・税率に関する具体的調整方針（案）について

1 【提案済み議案】

1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

<以下省略>

上記 1 (1)賦課方式、税率の提案内容について、下記のとおり具体的な調整方針（案）を提示するものである。

「具体的な調整方針（案）」

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甕村、里村）の税率と2村（下甕村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。

2 調整の理由

現行の税率を比較すると1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甕村、里村）の税額と2村（下甕村、鹿島村）の税額に著しい差異があり、均一課税をすることで2村の被保険者に急激な負担増を与えることになるため、2通りの税率による不均一課税とする。

平成16年度は、1市4町4村の例により課税し、平成17年度からの適用となる。平成17年度以降の税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう最新の医療費の動向により算定する。

3 参考法令等（条文抜粋等）

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

* 国民健康保険税についても同様の取扱いができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			[国民健康保険税]	総務部会 税務分科会	
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式 (所得割・資産割・均等割・平等割)			川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
	1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円
	分野名		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	摘 要
賦課方式		川内市に同じ					
0	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%	
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円	
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円	
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54	
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円	
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%	
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%	
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円	
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円	
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56	
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円	
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円	

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目 20 号「介護保険事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第 3 次事業計画（平成 18 年度）から統一調整する。
- 2 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。
- 3 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。
- 4 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

介護保険事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるので、取扱いの統一に向けた検討が必要である。介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の視点で調整を行い、統一を図る。

3. 協定（協議）先進事例

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等にかかる事務については、4町に相違ないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (2) 要介護認定・用支援認定にかかわる事務については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (3) 保険給付にかかわる事務については、4町に相違がないので現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- (4) 市町村介護保険計画の策定にかかわる事務については、新しい介護保険計画を新市で作成できるよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 要介護・要支援認定審査については、専任職員が行う直営との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。

- (3) 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同事務処理の調整内容による取扱いとする。
- (4) 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (5) 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- (6) 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- (7) 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- (8) 第1号被保険者の保険料の介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- (9) 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- (10) 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (11) 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (12) 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

第117条

- 1 市町村は、基本指針に即して3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保険法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保険計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスの単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針（案）
介護保険料(第1号被保険者分)賦課徴収	65歳以上の第1号被保険者世帯の住民記録情報と税情報との突合を行い、個人及び世帯の所得額等の把握を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の賦課・徴収を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料の賦課を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険法に基づき保健を徴収し、介護保険事業の円滑な運営を行う	毎年度第1号被保険者について、それぞれの所得を把握し、村の保険料率の基準にあてはめ、個別の保険料を設定し賦課する	介護保険事業の安定的な財政運営を図るため、65歳以上の被保険者に対して賦課を行う	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。 ・介護保険料の納期・仮賦課の調整が必要である。 ・国保税との整合性を検討する。 ・甕島のサービス基盤の整備が必要である。
介護保険料の第3段階(基準額)	年 54,000円 月 4,500円	年 45,600円 月 3,800円	年 50,400円 月 4,200円	年 48,000円 月 4,000円	年 46,800円 月 3,900円	年 44,400円 月 3,700円	年 43,440円 月 3,620円	年 30,000円 月 2,500円	年 46,752円 月 3,896円	
対象者数(平成14年度)	15,802人	2,447人	2,028人	1,845人	1,654人	576人	905人	1,057人	297人	別紙参照
介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助	国の特別対策による利用者負担の減免を行う ・法施行前の訪問介護利用者の利用者負担の軽減 ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担の軽減	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険法に基づき利用者負担減免等措置事業を行い、介護保険事業の円滑な運営を図る	介護保険事業の導入に伴う負担の激変緩和を図る観点から、低所得者の利用負担について軽減措置を講じる	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	新市に移行後、速やかに調整する。 ・ホームヘルプサービスの単独事業の取扱いを調整する。 ・社会福祉法人の対象者の枠の拡大による要件基準の取扱いを調整する。
介護保険高額貸付事業	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額10,000,000円	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額 2,000,000円								合併時に、川内市の例により調整する。 ・基金額や貸し付け要件について、差異があり調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、介護保険料の額を調整し、合併時に、新たな制度等を制定する。 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
介護保険事業計画の策定・見直し関係事務	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険事業の円滑な実施のために、介護サービスの供給体制・サービスの種類ごとの量の見込み等について、5年を1期とした事業計画を3年毎に作成する。あわせて介護保険料の見直しを行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う。	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行うため3年ごとに計画を見直す	介護サービスの基盤を整備し充実させていくために、国の基本指針に基づき、サービスの確保・円滑な提供等についての介護保険事業計画を3年ごとに5年を1期として策定している	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに5年を1期とした事業計画書の策定と次期介護保険料基準額の設定を行う	合併時に、新たに制度等を制定する。
介護保険財政安定化基金関係事務	介護保険の財政の安定化を図るため、県財政安定化基金へ標準給付費の法定割合に基づき拠出する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 179,340,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 10,000,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 20,654,000円	介護保険財政を安定的に運営し介護保険事業の円滑な実施を図り、その他の一般会計からの繰り入れを回避するため県に財政安定化基金を設置する介護給付費の見込みを上回る増大等により財政収支の不均衡が生じたため、当該不足額について資金の貸し付けを受ける 平成14年度末 財政安定化基金借入額 17,022,000円	介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置し、介護保険財政の安定化を資するため、必要に応じて基金の借り入れをする 平成14年度末 財政安定化基金借入額 7,980,000円	介護保険法に基づき保険料の未納や、当初想定できない給付費の増等の起因する財政不足について介護保険財政を安定的に運営するために県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い事業の円滑な実施を図る 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の保険料徴収努力を行ってもなおお生じる保険料未納の赤字については、県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付・貸付を受ける 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険安定化に資するため、介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、一般会計から繰り入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付が行われる 平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・基金の借入額が異なる。 ・基金の償還年限が異なる。
介護保険基金関係事務	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,001,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 1,807,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 5,418,503円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険の保険給付又は保健福祉事業の費用に不足を生じた場合の支払に充てるため、介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 16,229,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる 平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,000,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。

児童福祉事業について

合併協定項目23-12号「児童福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

児童福祉事業について

- 1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

児童福祉事業について

1. 協定項目の要旨・留意点

児童福祉や保育、子育て支援に関する事業・制度について検討する。

保育料は、国の徴収基準に合わせて、調整・統一することが一般的であるが、著しい差異がある場合は、調整基準を設けて、激変緩和を行う。

2. 提案の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

（児童福祉）

- 1 子育て支援手当については、廃止する。
- 2 乳幼児医療費公費負担制度及び医療援護金については、対象を就学前児童とし、所得制度は、県制度に準ずる。
- 3 児童館・放課後児童クラブ・学童保育については、引き続き実施する。
- 4 保育事業については、新しい保育事情に対応した運営を図る。
- 5 保育料に関する事項については、三次市の例による。

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

各種福祉制度の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの低下にならないよう新市において、次のことについて調整をする。

- (1) 国又は県等が定めている制度については、現行のとおり新市において調整し、実施する。
- (2) 各町ごとに実施している事務事業については、高い水準に統一するよう調整に努める。また、町独自の事業については、地域を拡大し実施に努める。
保育料・保育時間については、江田島町の例により調整し、実施する。
その他の福祉対策については、新市において調整し、実施する。

東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- (2) 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- (4) 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。
- (5) 1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 保育料に係る年齢区分、階層区分及び徴収基準額については、新市において速やかに統一するものとし、平成8年度までの間必要に応じ緩和措置を講じるものとする。
- (2) 同一世帯から2人以上の児童の入所がある場合は、2人目を基準額2分の1の額、3人目を基準額の10分の1の額とする。母子世帯等に関する減額措置については、国の基準額を基に新たに定める。
- (3) 保育所の開所時間については、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後1時までとする。保育所の休日については、日曜日、祝、祭日及び12月29日から1月3日までの間とする。
- (4) 乳児保育及び障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、早期に統一するように努める。
- (5) その他各保育所で取り組んでいる事業については、現行のとおり実施する。
- (6) 民間保育所運営補助については、国の基準により引き続き実施する。

児童福祉事業については、各町これまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。

- (1) 児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
- (2) その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

（母子福祉等）

- (1) 母子福祉基金及び寡婦福祉資金貸付事業、父子家庭等援護事業及び児童扶養手当支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) ひとり親家庭等医療費支給事業については、広島県ひとり親家庭等医療費支給条例に準じ事業を実施する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

児童福祉法

（居宅介護の措置等）

第21条の25

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

（放課後児童健全育成事業）

第21条の26

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の事情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
出生祝金			<p>町に在住し、第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金及び修学祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(受給資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3子以降 町内小学校へ5月1日現在在籍 <p>(祝金の額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生祝金100,000円 修学祝金50,000円 		<p>子どものすこやかな成長を願うとともに、定住人口の増進を図る</p> <p>(受給資格)</p> <p>1年以上居住 第4子以降の養育者</p> <p>(支給額)</p> <p>第4子以降の出生児1児 100,000円</p>				<p>第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(支給要件)</p> <p>1年以上在住</p> <p>(祝金の額)</p> <p>新生児1人につき100,000円</p>	<p>廃止の方向で調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市体制で実施すると、かなり財政面が厳しくなる。
公立保育所・保育園運営事業	<p>入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園15ヶ所 市立1ヶ所 社会福祉法人13ヶ所 宗教法人1ヶ所 定員1,250人 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立3ヶ所 定員165人 	<p>児童の保護者、同居の親族、その他の方が当該児童を保育することができないと認められた場合に入所できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立2ヶ所 定員120人 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人立保育園14ヶ所 	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立2ヶ所 定員90人 	<p>保育を必要とする児童に対し、保護者の委託を受けて必要な保護を行い児童福祉の推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立1ヶ所 定員30人 			<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域によって保育園に偏りがあり調整が必要である。 	
児童館	<p>児童に健全な遊びを与え健康を増進し、又は情操を豊かにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ヶ所 3歳児から5歳児までの幼児を預かる宮里児童館11人 小学校低学年の学童保育水引児童館39人 委託 社会福祉協議会 									<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。 ・保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。 ・乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
放課後児童クラブ	保護者が昼間いない小学校低学年の子供の健全育成を図る ・5ヶ所 137人 (委託) ・市社会福祉協議会 ・地元運営委員会 国1/3県1/3市1/3	労働等の諸事情により昼間家庭に保護者がいない、本施設等を利用して、適切な「遊び」「学習」「生活」の場を与え、健全育成を図る ・1ヶ所 ・市比野小学校の空き教室を利用 国1/3県1/3町1/3			保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る 国1/3県1/3町1/3					新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・補助金の上乗せや委託先がそれぞれ違うので早急な調整は難しい。
保育協議会補助	認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図り、児童の健全な育成を図る 平成14年度270,000円									新市に移行後、速やかに調整する。 ・補助金の規程根拠が不明であるため調整が必要である。
乳幼児健康支援一時預かり事業	現に保育所等に通所中に児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に布設された専用スペースにおいて一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に資する (利用料)1日 2,000円 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料 所得税非課税世帯 1日 1,000円 平成13年度実績 1,014人									現行のまま新市に引き継ぐ。 ・少子高齢化への対応として必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なり、合併時に、新たに制度等を制定する。 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
児童虐待防止協議会運営事務	児童虐待の防止に適切に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、早期発見、早期対応の連携を図る									
チャイルドシート一部助成等事業	乳幼児を交通事故から守るとともに、チャイルドシートの普及啓発と着用促進を図るため、チャイルドシートのレンタル事業を実施する (保有台数)22台	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭が幼児用補助装置の購入に際し、その一部を補助する(対象児)6歳未満(支給内容)1乳幼児に対し1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	6歳未満の乳幼児を交通事故から守るためチャイルドシートの購入を助成する(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	地域における乳幼児の安全確保と、健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(事業の適用) 1乳幼児に対し1回(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額 ・平成13年度26人申請	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳児のいる家庭が幼児用補助装置(チャイルドシート)の購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満(補助条件及び補助額) ・1乳幼児に対して1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を図るため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満の児童(補助額) ・1児童に対して1回 ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートを購入する際、補助を交付する(対象者) 6歳未満(対象内容) ・乳幼児1人につき1回 ・1台10,000円		道路交通法の改正に伴い、チャイルドシートの着用が義務化されたことから、住民に対しチャイルドシートを貸し付けることによって、交通事故による乳幼児の被害軽減と交通安全意識の高揚を図るとともに、子育ての経済的負担を軽減し、その環境整備を推進する(貸付対象者)6歳未満乳幼児	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・貸与・一部助成等、助成の方法が違いため調整が必要である。
遺児及び父子手当給付事業	父子世帯に手当を支給し、児童の心身の健やかな成長に寄与する(手当) ・児童1人年額24,000円 1人増えるごとに5,000円加算 平成13年度 19世帯									
	児童を養育している父子世帯に児童養育手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の心身の健やかな成長を図る(対象者) ・婚姻解消した児童 ・遺児 ・母が児童扶養手当施行例法に定める障害の状態にある児童 ・母の生死が1年以上不明の児童 ・母から1年以上放棄されている児童 ・母が法令により拘禁されている児童(手当) 児童1人月額4,000円 児童2人以上8,000円									
	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町で補助金額・対象者の基準が違うので新しい制度が必要である。									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。 ・認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。 ・東郷町児童遊園に関する運営は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
育児手当				町内に在住し、第3子以上の児童を養育する者に対して育児手当を支給し、地域活性化に資する (支給額) 月10,000円 (支給件数) 39人	本町に引き続き1年以上居住し、第3子以降の子を養育している者に対して支給する (支給額) 第3子以降の子1人につき月5,000円 (支給件数) 38人					合併後に、新たに制度等を制定する。 ・少子化対策として必要である。 ・児童手当と類似しているため、整理する必要がある。
認可外保育施設運営補助金	認可外保育施設に対し、職員の研修、育児教材の購入、衛生設備、防災設備に要する経費を補助し、入所児童の心身の健全な発達を助長する (補助対象) ・職員の研修 ・育児教材購入 ・衛生管理 ・防災設備に要する経費 (補助金) 月平均受託児童数 ・20人 年額4万円 ・20~29人年額5万円 ・30人以上年額6万円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・少子化対策事業として継続が望ましい。
乳幼児医療費助成金	(目的)乳幼児の健康を保持し、健やかな成長に寄与するため、0歳から6歳の誕生日までの乳幼児に対して医療費の助成を行うものである。 なお、本市では4歳から6歳の誕生日までの乳幼児の歯科診療分については、市単独事業として助成を行っている。 平成13年度事業実績 補助事業分21,272件 60,436,102円 単独事業896件 2,465,101円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 643件 5,021,298円 (支払い) 第2もしくは第3水曜日支払	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 ・自己負担額から2,000円を控除した額 平成13年度事業実績 475件 3,089,504円 (支払い) 毎月末 第2もしくは第3水曜日支払い	(目的) 母子保健法の中により、乳幼児(6歳に満たない者)の医科、歯科における一部負担金の補助 課税世帯：一部負担金-3,000円=支給額 非課税世帯：一部負担金の額=支給額 平成13年度事業実績 359件 2,870,235円	(目的) 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 201件 1,350,797円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 44件 345,704円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 4歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 108件 862,895円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 4件 357,360円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により助成対象者等の範囲が違うので調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会
合併保育料比較資料1(3歳未満児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】											
		川内市		入来町		樋脇町		東郷町		祁答院町		里村	
国の徴収基準額		保育所入所については、年度当初の入所と随時入所を行っており、退所については、保護者の家庭事情により随時受付する。		児童福祉法に基づいての入退所事務及び管理を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。	
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0
B階層	前年市町村民税 非課税世帯	9,000	母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	1歳児未満 30,000円 1歳児以上2歳児未満 22,000円 2歳児以上3歳児未満 17,000円
			母子家庭、父子家庭等	8,100	非課税世帯	4,670	非課税世帯	7,200	非課税世帯	8,000	非課税世帯	6,300	
C階層	課税世帯	19,500	均等割のみの課税世帯	17,500	均等割のみの課税世帯	7,000	均等割のみの課税世帯	10,800	均等割のみの課税世帯	12,000	均等割のみの課税世帯	12,600	
			所得割のみの課税世帯		9,340	所得割5,000円未満	12,600	所得割5,000円未満	14,000	所得割のみの課税世帯	14,400		
D1階層	前年度所得税課税世帯	64,000円未満	30,000	27,000	22,000円未満	12,870	10,000円未満	14,900	10,000円未満	16,500	17,000円未満	18,000	18,000
				16,400	10,000円以上	17,000	10,000円以上	18,800	17,000円以上	21,870			
					43,000円未満	20,000	40,000円未満	20,400	40,000円未満	22,600	40,000円未満	26,280	
					43,000円以上	20,000	40,000円以上	20,400	40,000円以上	22,600	40,000円以上	26,280	
					64,000円未満		64,000円未満		64,000円未満		64,000円未満		80,000円未満
D2階層	課税世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	40,000	64,000円以上	24,800	64,000円以上	24,000	64,000円以上	28,000	80,000円以上	28,800	28,800
					112,000円未満		90,000円未満	27,000	90,000円未満	29,800	140,000円未満		
							90,000円以上	31,700	115,000円未満	34,600			
					112,000円以上	29,670	115,000円以上	36,600	140,000円未満	39,500	140,000円以上	36,240	
					160,000円未満		140,000円以上		160,000円未満		200,000円未満		
D3階層	課税世帯	160,000円以上 408,000円未満	61,000	50,000	160,000円以上	38,000	160,000円以上	40,100	160,000円以上	41,700	200,000円未満		
					408,000円未満		250,000円未満		200,000円未満	44,000	200,000円以上	42,400	
							250,000円未満		250,000円未満		510,000円未満		
D4階層	課税世帯	408,000円以上	80,000		408,000円以上	53,340	250,000円以上	52,300	250,000円以上	53,800	408,000円未満		
							408,000円以上	58,000	408,000円以上	58,000	510,000円以上	51,200	
上甌村・鹿島村・下甌村				該当なし									

入来町、樋脇町及び祁答院町の保育料については、第1子の減免後の保育料額である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

合併保育料比較資料2(3歳以上児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】												
国の徴収基準額		川内市		入来町		樋脇町		東郷町		祁答院町		里村		
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	
B階層	前年市町村 非課税世帯	6,000	母子家庭，父子家庭等	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	3歳以上 (短期入所) 年齢区分なし	
			5,400	母子家庭，父子家庭等	3,540	非課税世帯	5,000	非課税世帯	5,500	非課税世帯	4,050	15,000円 3,000円/日		
C階層	民 課税世帯	16,500	14,800	均等割のみの課税世帯	5,400	均等割のみの課税世帯	8,100	均等割のみの課税世帯	9,000	均等割のみの課税世帯	10,620	均等割のみの課税世帯	10,620	
			7,340	所得割のみの課税世帯	10,400	所得割5,000円未満	9,500	所得割5,000円未満	10,500	所得割のみの課税世帯	12,150			
D1階層	前年度所得 課税世帯	64,000円未満	27,000	24,300	22,000円未満	10,870	10,000円未満	11,700	10,000円未満	13,000	17,000円未満	16,200	16,200	
			14,400	14,400	22,000円以上	14,400	10,000円以上	14,400	10,000円以上	16,000	17,000円以上	19,620	19,620	
			18,000	18,000	43,000円未満	18,000	40,000円未満	17,200	40,000円未満	19,100	40,000円未満	23,850	23,850	
			18,000	18,000	43,000円以上	18,000	40,000円以上	17,200	40,000円以上	19,100	40,000円以上	23,850	23,850	
D2階層	課税世帯	64,000円以上 160,000円未満	41,500	3歳児	64,000円以上	21,800	64,000円以上	21,000	64,000円以上	25,000	80,000円未満	26,400	26,400	
			34,400	4歳児以上	112,000円未満	24,300	90,000円未満	24,300	90,000円未満	26,500	140,000円未満	26,400	26,400	
			28,200	112,000円以上	25,600	115,000円未満	29,600	115,000円未満	31,300	115,000円未満	31,300	140,000円以上	29,600	29,600
			25,600	160,000円未満	31,600	140,000円未満	31,600	140,000円未満	36,000	140,000円未満	29,600	29,600		
			31,600	160,000円以上	33,700	160,000円以上	33,700	160,000円以上	38,500	160,000円以上	38,500	200,000円未満	30,240	30,240
D3階層	課税世帯	160,000円以上 408,000円未満	58,000	26,000	408,000円未満	26,000	250,000円未満	40,800	200,000円以上	40,800	200,000円以上	30,240	30,240	
			40,800	40,800	250,000円以上	42,000	250,000円以上	42,000	408,000円未満	42,000	510,000円未満	30,240	30,240	
D4階層	課税世帯	408,000円以上	77,000	30,000	408,000円以上	30,000	408,000円以上	42,000	408,000円以上	42,000	510,000円以上	510,000円以上		
上甌村・鹿島村・下甌村				課題・問題点				調整方針(案)						
該当なし				地域によって保育園の設置に偏りがある。 保育料・滞納金の調整が必要である。 へき地保育所の取扱いをどうするか。				新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。						

入来町，樋脇町及び祁答院町の保育料については，第1子の減免後の保育料額である。

議案第31号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目17号「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

平成 年 月 日 確認

協定項目17号資料

町名・字名の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。
- (2) 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止、又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

2 提案の理由

1市4町4村の合併に伴い、現行の町名・字名の一部について変更するため、提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

<p>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併） 篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。</p>
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併） 町名・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものである。</p>
<p>香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併） (1) 字の区域は、原則として現行のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町・大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長峡町」を「さぬき市」に置き換える。 ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>
<p>山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併） 町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p>
<p>新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日 目標新設合併） 字の区域・名称は、現行のとおりとする。なお、名称から大字表記を削除する。ただし、湯之谷村と広神村の重複名称である芋川は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。 新市の区域の密集市街地については、「住民表示に関する法律」に規定する住居表示の導入について検討する。</p>

4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別な定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	17 町名・字名の取扱い
調整方針案	<p>町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。</p> <p>1 川内市については、現行のとおりとする。</p> <p>2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもって、大字とする。</p> <p>3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したものをもって、大字とする。</p>

【1市4町4村合併における取扱いパターン】

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甑村	7	薩摩郡上甑村 中甑 番地	市 上甑町中甑 番地
下甑村	5	薩摩郡下甑村 手打 番地	市 下甑町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	17 町名・字名の取扱い			専門部会名	企画財政部会		
調整方針案	町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。 1 川内市については、現行のとおりとする。 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。						
区分	川内市			樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
大字名合計(94)	青山町 天辰町 運動公園町 網津町 大小路町 尾白江町 勝目町 上川内町 川永野町 神田町 久住町 楠元町 隈之城町 久見崎町 国分寺町 小倉町 五代町 木場茶屋町 御陵下町 城上町 白浜町 白和町	大王町 田海町 高江町 高城町 田崎町 中郷一丁目 中郷二丁目 中郷三丁目 中郷四丁目 中郷五丁目 中郷町 鳥追町 永利町 中福良町 中村町 西開聞町 西方町 西向田町 花木町 原田町 東大小路町 東開聞町	東向田町 冷水町 平佐町 水引町 港町 宮内町 都町 宮崎町 宮里町 向田町 向田本町 百次町 矢倉町 山之口町 湯田町 湯島町 陽成町 横馬場町 寄田町 若葉町 若松町	市比野 倉野 塔之原	浦之名 副田	斧淵 穴野 烏丸 南瀬 藤川 山田	藺牟田 上手 黒木 下手
				3大字	2大字	6大字	4大字
				里村	上甌村	下甌村	鹿島村
				里	江石 小島 桑之浦 瀬上 平良 中甌 中野	青瀬 片野浦 瀬々野浦 手打 長浜	藺牟田
65大字			1大字	7大字	5大字	1大字	

議案第32号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目22号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 2 2号資料

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 自治組織は、市町村の歴史的経緯や地域の実情により形成された組織であるが、新市の一体感を図る上においては名称の統一を図る必要がある。
- (2) 市民が主体となる地域及び地区づくりを促進するために、市民自らが中心となる横断的な組織体制をつくる必要がある。

2 提案の理由

自治組織の一体性の確保と効率性を高める観点から、自治会・行政連絡機構の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- 1 自治会の区域名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め、統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとする。

山梨県河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村合併協議会（平成15年11月15日目標新設合併）

行政連絡機構（自治会及び区）の組織、区域及び名称については現行のとおり新町に引き継ぐ。
自治会連合会及び区の連絡・調整機関として新町に自治会連絡協議会を置く。
自治会連合会及び区において実施する事業については、新町において調整する。

岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標新設合併）

名称については「自治会」とする。自治会の組織及び区域は当面現行のとおりとし、新市において地域の実情に応じ見直しを図る。

- ・ 新市に自治会連合会を置き、連合組織については新市において調整する。
- ・ 自治会連合会事業については、新市において調整する。

長崎県福江市南松浦郡高江町・玉之浦町・三井染町・岐宿町・奈留町合併協議会（平成16年8月1日目標新設合併）

行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後に調整する。
また、町内会長・駐在員・地区長・区長の設置条例等については、福江市の例により調整し、必要に応じ合併後に調整する。

岡山県吉備高原中央地域合併協議会（平成16年10月1日目標新設合併）

自治会等（住民会や行政区）の組織については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において統一した新しい組織及び体制を整備

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整

市町村名		地区名	地区活動の拠点施設名	校区 地区別 世帯数	校区 地区別 人口	専門部会名	企画財政部会
						構成 自治会 数	自治会名称
川内市	1	亀山	亀山集会所	3,121	7,860	21	公民会
	2	可愛	可愛校区公民館	4,779	11,281	33	
	3	育英	育英集会所	1,751	4,169	10	
	4	川内	すこやかふれあいプラザ	2,674	5,880	36	
	5	平佐西	産業振興センター	4,801	11,711	23	
	6	隈之城	川内市セントピア	4,807	12,356	52	
	7	永利	永利集会所	2,249	5,667	28	
	8	平佐東	平佐東集会所	567	1,311	12	
	9	水引	水引集会所	1,385	3,289	35	
	10	峰山	峰山校区公民館	722	1,783	19	
	11	滄浪	滄浪校区公民館	244	472	6	
	12	寄田	寄田校区公民館	234	467	8	
	13	八幡	八幡校区公民館	674	1,708	14	
	14	高来	高来校区公民館	1,015	2,112	9	
	15	城上	城上集会所	481	1,244	7	
	16	陽成	陽成校区公民館	378	863	9	
	17	吉川	吉川集会所	157	348	4	
	18	湯田	湯田集会所	347	747	7	
	19	西方校区	西方校区公民館	352	614	5	
	計	19		30,738	73,882	338	
樋脇町	1	塔之原一区	塔之原一区多目的集会施設	207	524	10	自治公民館
	2	塔之原二区	塔之原二区公民館	165	462	5	
	3	塔之原三区	塔之原三区公民館	269	668	8	
	4	塔之原四区	塔之原四区コミュニティセンター	410	958	14	
	5	塔之原五区	塔之原五区公民館	360	894	9	
	6	市比野一区	藤本青少年集会所	105	276	4	
	7	市比野二区	野下地区営農研修館	96	224	4	
	8	市比野三区	市比野三区公民館	173	530	8	
	9	市比野四区	市比野四区公民館	485	1,040	9	
	10	市比野五・六区	市比野五・六区公民館	380	984	9	
	11	温泉区	温泉区公民館	456	1,097	8	
	12	倉野区	倉野青少年集会所	131	328	4	
	計	12		3,237	7,985	92	
入来町	1	副田	中央公民館副田分館	1,428	2,848	24	公民会
	2	入来	中央公民館清色分館	806	1,837	19	
	3	朝陽	中央公民館朝陽分館	252	714	12	
	4	大馬越	中央公民館大馬越分館	346	882	11	
	5	八重	中央公民館八重分館	74	181	5	
	計	5		2,906	6,462	71	
東郷町	1	斧淵	斧淵コミュニティセンター	1,349	3,631	16	自治公民館
	2	南瀬	南瀬コミュニティセンター	330	761	8	
	3	山田	山田コミュニティセンター	240	604	4	
	4	鳥丸	鳥丸コミュニティセンター	283	690	6	
	5	藤川	藤川コミュニティセンター	216	466	9	
	計	5		2,418	6,152	43	
祁答院町	1	黒木	黒木公民館	361	994	9	自治公民館
	2	上手	上手農村研修センター	357	980	9	
	3	大村	大村交流体験施設	373	964	5	
	4	轟	轟農村研修センター	221	485	2	
	5	蘭牟田	蘭牟田農村研修センター	584	1,315	7	
	計	5		1,896	4,738	32	
里村	1	蘭上	蘭上自治公民館	170	419	5	小組合
	2	蘭中	蘭中自治公民館	76	204	2	
	3	蘭下	蘭下自治公民館	134	320	4	
	4	村西	村西自治公民館	106	237	3	
	5	村東	村東自治公民館	137	314	5	
	計	5		623	1,494	19	
上甌村	1	中甌	上甌村老人福祉センター	351	681	7	常会
	2	中野	中野地区集会所	38	69	1	
	3	江石	江石集会所	117	214	3	
	4	平良	上甌村生活館	187	379	5	
	5	小島	上甌村保健福祉館	103	213	3	
	6	瀬上	瀬上地区集会所	131	282	3	
	7	桑之浦	上甌村住民センター	43	77	1	
	計	7		970	1,915	23	
下甌村	1	手打	手打地区公民館	502	1,014	3	公民館
	2	片野浦	高齢者コミュニティセンター	123	241	1	
	3	瀬々野浦	高齢者保健福祉館	145	235	1	
	4	内川内	内川内集会所	41	73	1	
	5	青瀬	青瀬児童館	169	323	2	
	6	長浜	長浜振興センター	537	982	2	
	計	6		1,517	2,868	10	
鹿島村	1	鹿島	鹿島村公民館	385	706	7	区
	計	1		385	706	7	
総計		65		44,690	106,202	635	

世帯数・人口は平成14年10月1日現在

議案第 33 号

窓口業務について

合併協定項目 23 - 7号「窓口業務」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

窓口業務について

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 7号資料

窓口業務について

1 協定項目の要旨・留意点

窓口業務は、住民情報提供等のサービス業務のなかで市民対応が一番多い部署であり基本姿勢に添った調整を図る。

窓口業務は、本所・支所の組織体制、課、係の配置等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努める。

2 提案の理由

住民サービスに配慮した体制を整備するとともに、窓口機能の充実に努める内容で提案します。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 昼時間窓口業務は、本庁・支所ともに実施する。2 夜間窓口業務については、本庁において、三次市の例により実施するものとする。
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。2 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。
<p>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、原則として現行のとおりとする。2 市役所及び支所以外での住民票の交付については、新市においてもサービス拡充の方向で取り組むものとする。

主な窓口業務

1 総務部会関係

- 所得・評価証明・課税・非課税証明書・資産証明書
- 納税証明書
- 罹災証明書
- 火入れ許可
- 入札(指名)結果閲覧
- 交通災害共済(加入・申請等)
- 行政相談

2 企画財政部会関係

- 公共料金の出納

3 産業経済部会関係

- 町管理の道路、橋梁、河川、公園等の維持補修・農村公園及び特産品販売所等
- 農林水産業の振興、相談業務等・農業委員会等
- 観光、イベント等

4 住民健康福祉部会関係

- 出生届・婚姻届・死亡届・転入転出等
- 戸籍簿謄、抄本・住民票の写し・印鑑登録証明・火葬申し込み(受付)・火葬許可書・墓地借用及び返還・犬の登録等
- 人権擁護に関すること等
- 身体障害者手帳の交付・申請・受付・各種福祉手当の申請・受付・保育所入所相談・療育手帳の申請等
- 国民健康保険加入・喪失届・被保険者証の発行・出産一時金等申請事務等
- 老人保健医療受給者証等の申請、交付・老人・身体障害者・乳幼児医療受給者証の申請、交付事務・入院生活給付金の申請等
- 老人保健取得、喪失等届・医療費申請受付事務等
- 福祉医療の喪失・保険変更・転居届、再発行事務・医療費等申請受付事務等
- 母子手帳・健康手帳の交付・各種検診料減免申請等
- 要介護等認定申請受付・認定調査業務・被保険者証の発行等
- 各種相談業務

5 建設部会関係

- 市町村管理の道路・橋梁・河川等の維持補修等
- 市町村営住宅の入居相談・受付・管理等
- 行政財産(里道・水路)の使用許可申請
- 道路占用許可申請
- 確認申請等
- 屋外広告物許可申請等

6 上下水道部会関係

- 水道使用の届(開閉栓・一時休止・廃止)
- 水道加入の届(新規・口径変更)
- 納付書発行
- 証明書発行
- 指定給水装置工事事業者指定申請受付

7 教育部会関係

- 教育関係の庶務・教育振興施設の使用申請・各種教育相談等

8 議会・監査部会関係

- 請願・陳情の受理

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・印鑑登録・交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
印鑑登録・交付事務	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請・印鑑登録廃止(本人) ・印鑑登録申請書に氏名等記入し登録印を添えて登録申請する。印鑑登録の廃止は、印鑑証明廃止届に記入する。 ・登録申請者又は廃止する本人であるか確認する。(官公庁発行の写真証明書で確認、証明書がない場合、川内市に印鑑登録している者が登録された印鑑を押印した保証書を添えれば可)</p> <p>(対象者) ・登録要件は、東郷町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・樋脇町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口における、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、樋脇町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・入来町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口における、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、入来町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。(但し代理人は、諸手続きをし、後日登録) ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・東郷町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、東郷町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・祁答院町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、祁答院町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・里村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、里村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・上甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、上甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・下甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、下甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者</p>	<p>(概要) ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>(事務手続) 印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・鹿島町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) 登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付</p> <p>(対象者) ・登録要件は、鹿島村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者</p>	合併時に、川内市の例により調整する

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・住民票交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
住民票交付事務	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外のもの 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印(印は省略できる) ・必要者の住所・世帯主氏名、氏名 ・世帯全部、一部の別、必要枚数、12条4項(特別の請求)の記載の有無</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名 ・代理人の住所、氏名、印、請求者との関係、使用目的、必要枚数、委任状若しくは請求者と代理人の関係のわかる証明資料</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合)職務上請求用紙にて申請 ○が請求する場合 ・請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し、職印を押した書類を提出</p> <p>(発行・交付) ・住民記録システムから改竄防止用紙にて発行 ・申請者の住所、氏名を確認後、まちがいなければレジにて交付し、手数料を受領し、領収書を発行</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請者) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票は住民の居住関係を公証する。</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入が請求する場合 職務上請求用紙にて請求 ・が請求する場合 請求者の資格を明らかにしその職氏名を明記し職印を押印した書類提出</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(内容) ・請求の理由 ・請求者の氏名、住所、押印 ・請求に係る住民の範囲 ○請求事由を明らかにさせることを要しない場合 ・本人又はその者と同一世帯に属する者 ・国又は地方公共団体の職員の職務上の請求 ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人又は行政書士が、職務上の請求 ・村長が相当と認める場合</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは押印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは押印 ・世帯主と請求者との関係、使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・外国人登録受付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
外国人登録受付事務	<p>(概要) 外国人登録の申請受付事務</p> <p>(事務手順) 1指定の申請書に記入してもらい、申請書類(旅券、写真等)を提出してもらう。 2新規登録など登録証明書の交付を伴う申請の場合、乙様式証明書(16歳未満)はその場で作成し、交付する。</p> <p>(手書き) ・甲様式証明書(16歳以上)は入国管理局が作成するため、日数がかかるので「交付予定期間指定書」を作成し、渡す。甲様式証明書は後日交付する。 ・変更登録の場合は、登録証明書の裏面に変更内容を記載してから渡す。</p> <p>外国人の転出の場合は、転入先の役所への居住地変更登録申請だけでよい。(転出元の役所への申請はしない)</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	合併時に、川内市の例により調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務										
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 火葬許可(受付・許可)は、合併時に、新たな制度等を制定する。 火葬場使用許可は、一部事務組合との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 市民相談に関することは、現行のまま新市へ引き継ぐ。 										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
火葬許可(受付、許可)	<p>生活環境課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・住民係窓口担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。 (手数料) 火葬許可証1通200円</p>	<p>民生課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること、妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間(事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・火葬許可証の手数料について、取扱いの調整を図る。 ・一部事務組合との調整が必要である。</p>	
火葬場使用許可	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、市民課への手続き(埋・火葬許可)を確認して、使用許可証を発行する。</p>		<p>・町民課の窓口で死亡届を受領 ・火葬予約の確認をし、予約しなければ東部衛生処理組合に電話で予約 ・死亡届に基づき火葬許可書を作成 ・火葬認可証の申請者は、死亡届の届出人と同じ</p>		<p>死亡届を提出されたら、薩摩郡東部衛生処理組合に連絡し火葬の予約を確認する。 喪主・死亡者・火葬日時間違いがなければ火葬許可証を発行。</p>		<p>上甕村との合同による甕衛生管理組合火葬場を使用しており、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>里村との合同による甕衛生管理組合火葬場を使用しているが、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・一部事務組合との調整が必要である。 ・火葬料については、環境衛生事業及び一部事務組合の取扱いで協議する。</p>
市民相談に関すること	<p>市民相談に迅速かつ的確に対応する。 平成13年度実績相談件数1,007件</p> <p>無料法律相談の開催 市民の財産・権利・離婚・扶養・相続・借地・借家・金銭・貸借・相隣等 弁護士の専門的なアドバイスを受ける。 毎月1回(第2木曜日)県弁護士会へ委託</p>									<p>現行のまま新市へ引き継ぐ。</p>	

保健衛生事業について

合併協定項目23-8号「保健衛生事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

保健衛生事業について

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甕島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。
- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

保健衛生事業について

1 協定項目の要旨・留意点

保健衛生に関する事業・制度について検討する。

老人保健事業、母子保健事業、予防接種事業等は、実施方法等について、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないように医師会等関係機関との調整が必要である。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

保健衛生事業は、健康とともに支え合うまちづくりを目指すため、保健事業、健康づくり等の推進に努め、保健・医療の充実を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日 新設合併)

予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、

- (1) 健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。
- (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。
- (3) 上記(1)及び(2)の検査時にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。

香川県さぬき市(平成15年4月1日新設合併)

(1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は、保健福祉計画の策定に併せ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。

(2) 在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。

(3) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。

(4) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。

香川県東かがわ市(平成15年4月1日 新設合併)

(1) 母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(2) 育児等健康支援事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(3) 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額を統一する。

(4) 老人保健事業については、自己負担額等について、合併時に調整する。

(5) 健康推進委員会及び健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。

(6) 女性の健康診査については、新市において実施する方向で調整する。

山口県周南市（平成15年4月1日 新設合併）

(1) 妊婦健康診査

公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回実施する。超音波検査については、35歳以上1回とする。

(2) 乳児健康診査

現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 幼児健康診査

1歳6ヶ月児健診

新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。

2歳児健診

廃止する。

3歳児健診

現行のまま新市に引き継ぐ。

集団健診の場所、回数

新市に移行後、健診者の人数を基本に調整する。

(4) 成人健康診査

新南陽市、鹿野町の例により調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会	健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 無料巡回診療については、甌島4村が診療所に無い眼科等の特定診療科目を補うため実施しているものであり、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、休日、夜間の救急患者の医療確保のため全市町村が実施しており、現行のまま新市に引き継ぐこととする。 川内市の湯田、西方、高江、久見崎、寄田地区の定時開設診療所及び祁答院町黒木診療所並びに祁答院診療所は、地域医療の確保を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。 甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
無料巡回診療						県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年3日実施 ・村負担額180,000円 ・その他は県負担	専門医に恵まれない本村のような地域住民に対し、医療面の地域格差を少しでも解消し、健康増進、公衆衛生の向上を図る。 ・診療科目 眼科、耳鼻咽喉科 皮膚科 年3回実施 村負担額136,710円	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・4村の診療所に無い診療科目について実施しており、甌島の医療を確保するため、継続が必要である。
在宅当番・緊急医療情報提供実施事業	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、川内市医師会へ委託している。 ・参加医療機関数42 ・委託料4,044,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数(薩摩郡医師会68名) ・委託料 447,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会と業務提携している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 364,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 337,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 260,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数 28 ・委託料 85,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 130,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 158,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 54,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・休日、夜間の救急患者の医療を確保するため、継続していく必要がある。
診療所に関すること	川内市における無医地区の住民の診療を行うため、診療所を設置する。 ・湯田、西方、高江 久見崎、寄田 毎週2回、2時～3時 平成13年度実績 3,949件(新患91件) 延べ478日 7,170,000円				直営診療所があったが、医師の確保が困難なため、施設を民間に貸し付けて地域医療の確保を図っている。 ・黒木診療所 賃借料月額10千円 賃借契約3年更新 ・祁答院診療所 賃借料月額50千円 17年3月末をもって売却予定					現行のまま新市に引き継ぐ。 ・住民の医療を確保するため継続していく必要がある。
国保直営診療所					村民の健康保持に必要な医療を提供するため、へき地診療所を設置する。 ・里村へき地診療所 内科医師 1 准看護師 3 事務職員 4	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・甌島中央診療所 医師 1 事務職員4(臨時1) 正看護師1 准看護師4 ヘルパー3(臨時3) 調理員 3(臨時3) ・平良出張所 ・浦内出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・手打診療所 医2、事3 正看2(非1) 准看7(非1) 給食3(非2)、 介護2(非2) ・長浜診療所 医2(非1)、事2 看3 ・青瀬診療所 ・瀬々野浦診療所 ・片野浦出張診療所 ・内川内出張所 ・甌島敬老園出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・鹿島村国保直営診療所 医師 1 : 県派遣一自治医大卒 准看護師3(臨時2) 事務職員2	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・上甌村、下甌村及び鹿島村に国保直営診療所が設置されている。 里村にはへき地診療所が設置されており、診療科目等について調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制事業は、二次救急医療を確保するため、現実施体制を新市に引き継ぐこととする。 ・医療従事者等育成支援事業は、村立診療所の医療従事者を確保するため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について、随時調整する。 ・食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
国保直営歯科診療所						里村へき地診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1	甌島中央診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・歯科衛生士 1 ・歯科助手 1	下甌村国民健康保険直営歯科診療所 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・事務吏員 1 ・歯科衛生士 1 ・s42.3.1開設	鹿島村国保直営診療所内に設置。 ・歯科医師 1 (鹿大歯学部からの派遣、隔週3人で交代。) ・准看護師 1 (診療所との兼務)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・離島の歯科医療を確保するため継続していく必要がある。村によって実施状況が違うので、将来的に調整の必要がある。
病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 19,323,926円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 2,097,937円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,956,096円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 1,577,345円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,584,023円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 400,273円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 529,827円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 739,595円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 235,362円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・二次救急医療を確保するため継続していく必要がある。 ・新市全域で実施するには、救急医療圏域が2地域にわたっており、複数の医師会や県との協議が必要である。
医療従事者等育成支援事業						将来、里村村立医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額30千円～50千円	将来、上甌村の医療技術者等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 大学医学部学生等 月額50千円～150千円		将来、鹿島村の看護職員等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額50千円～60千円	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
食生活改善推進員協議会活動	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・地区組織 ・公民館を利用した活動 ・市健康祭への協力 ・市事業への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室 なお、活動謝金は報償費で対応 (会員数) ・52名	町民の食生活の推進に関する諸問題の調査研究と共に、食生活の改善に努め、健康の増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・定例会(年7回) ・自己学習 ・町健康フェスティバル ・町社会福祉協議会等への協力 (会員数) ・29名 (補助金額) ・54,000円	町民の健康と体力の増進を図るための基本となる食生活への関心を高め、栄養・運動・休養のバランスをとることで、元気で長生きできるように健康づくりを推進する。 (活動内容) ・栄養教室の開催(子ども会・婦人会・老人クラブ等年15回) ・その他栄養教室(各校区ごと年40回) (会員数) ・23名 (補助金額) ・140,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、町民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・食品数調べ ・シルバー年代の食事相談 ・栄養教室、健康教室への協力 町内における地域活動 (会員数) ・63名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活の普及を図り、健康で明るいまちづくりを目指して活動する町民生活改善推進員協議会活動の促進を図る。 (活動内容) ・県食生活改善推進員協議会活動への参加 ・町内における地域活動 (会員数) ・26名 (補助金額) ・230,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・栄養教室、健康教室への協力 ・イベント等での弁当作り ・食生活アンケート等 (会員数) ・17名 (補助金額) ・40,000円	村民の食生活改善事業の推進に関する諸問題を調査研修するとともに、食生活改善の対策及び普及に努め、もって健康の推進と体位の向上に寄与する。 (活動内容) ・研修会 ・親子料理教室 ・基本健診試食作り ・健康教室等 (会員数) ・16名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・健康祭、健康教室への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室等 (会員数) ・15名 会への補助金は支出していないが、事業ごとに村費支出	栄養・食生活の知識の普及・啓発を行うことで、健康維持、増進で特に食生活改善を図る。 (活動内容) ・村の保健事業への協力(試食作り)等 (会員数) ・1名 (補助金額) ・50,000円	新市に移行後、速やかに調整する。 ・組織の統合が必要である。 ・活動補助金の金額が町村によって違いがある。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整することとする。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくり対策を推進するための方策を体系的、総合的に企画、審議する。 審議事項 市民の健康づくり対策事業の推進計画及び実施方法 委員数 16名 任期 2年 謝金 2,500円×13名 =32,500円 (H13) 			<ul style="list-style-type: none"> 町における医療と保健並びに健康づくりに関する諸問題を調査研究し、それに基づき各種事業を推進し、町民の保健、福祉の増進を図る。 協議事項 地域の医療、保健並びに健康づくりに関する資料の収集調査及び事業計画の策定実施に関すること等 委員数及び任期 運営協議会委員 23名、2年 健康づくり推進員 82名、4年 賃金 運営協議会委員 4,000円×11名 =44,000円 健康づくり推進員 4,000円×82名 =328,000円 年間報酬 健康づくり推進員 6,000円×82名 =492,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の健康に関する諸問題の具体的な施策について、連絡、連携を図りながら、町民の健康保持増進に寄与する。 協議事項 委員間相互の情報交換並びに連絡調整、公衆衛生の普及向上に関すること等 委員数 19名 賃金 2,800円×19名 =53,200円 					<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3市町で実施しているが、構成団体、委員の任期、活動内容が異なっているので、調整が必要である。
保健センター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> すこやかふれあいプラザ 使用料の徴収あり 組織体制 職員16、嘱託3 臨時5、管理人3 施設警備 管理運営費実績 16,452,431円 	<ul style="list-style-type: none"> 樋脇町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 施設警備 管理運営費 H13実績 528,601円 平成16年3月新保健センター竣工予定 	<ul style="list-style-type: none"> 入来町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 管理運営費H13実績 257,493円 	<ul style="list-style-type: none"> 東郷町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 嘱託保健師1名 施設警備 鹿児島総合警備保障 管理運営費H13実績 2,535,050円 	<ul style="list-style-type: none"> 祁答院町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 鹿児島警備保障 管理運営費H13実績 2,381,142円 		<ul style="list-style-type: none"> 上甌村保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 保健師1名 看護師2名(非) 施設警備 管理運営費H13実績 1,679,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 下甌村健康管理センター 使用料の徴収なし 組織体制 医師(兼務)1名 事務職1名 保健師2名 	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市4町2村が設置しており地域保健活動の拠点として継続していく必要がある。 川内市は校区公民館、樋脇町東郷町、祁答院町は社会福祉協議会との複合施設であり、下甌村は、国保直営診療所との併設である。 使用目的や使用方法、維持管理の内容について、調整する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、地域保健活動及び歯科保健対策の円滑な推進を図るため設置されており、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
三者医療協議会	川内市医師会、済生会川内病院、川内市の三者で川内市の地域医療の円滑化を図る。 ・年1回開催 ・協議内容 川内市の救急医療について 小児科対策について等	三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)と行政との保健事業関係合同会議を実施する。 ・年2回開催 ・協議内容 母子保健事業、老人保健事業等について		町医師会等関係機関(医師、歯科医師、町民課、教育委員会)合同打ち合わせとして開催 ・年1回開催						新市に移行後、速やかに調整する。 ・医師会との連絡会議は、医療や保健活動の円滑な推進のため、必要であるので、構成員等の調整が必要である。
歯科医療問題協議会	保健所、市歯科医師会、川内市との意思疎通を図り、円滑な歯科医療行政の遂行に資することを目的とする。 ・年1回開催	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	新市に移行後、速やかに調整する。 ・川内市ほか全町村で実施しており、歯科保健対策の推進のため、歯科医師会や保健所と協議する会議は必要であるが、構成員等について調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業			専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。				
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)				
1. 基本健康診査					
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上4,320人	40歳以上	40歳以上3,824人	40歳以上
受診者数	7,505人	受診者 個別1,774人 集団417人	902人	1,215人	604人
実施時期	5・7・8・9月	集団5月3日間	6月(6日間)	H14.8.5～8.13	8月(5日間)、脱漏1日
日数	76日(4ヶ月間)	個別7月～9月60日	11月(2日間)	(9日間)	
会場		樋脇町総合体育館	文化ホール別館 大馬越研修館 ふるさと会館 J A 入来支所	南瀬コミセン・山田小体育館 鳥丸小体育館・藤川小体育館 東郷町保健センター	黒木公民館 祁答院町保健センター
		計1会場	計4会場	計5会場	計2会場
委託先	個別	町内医療機関			
	集団	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	薩摩郡医師会	J A 鹿児島県厚生連 薩摩郡医師会	J A 鹿児島県厚生連
検査項目 (内容)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)
	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)
	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) (LDLコレステロール) 貧血検査(血小板) 肝機能検査 腎機能検査 (BUN) 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査(GOT・GPT・r-GTP) 腎機能検査(クレアチニン) 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 検尿 循環器検査 心電図検査 眼底検査 血液化学検査 (血清総コレステロール) (HDLコレステロール) (中性脂肪) 貧血検査 肝機能検査 腎機能検査 血糖検査 ヘモグロビンA1c検査
委託料	9,900円 ・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	(個別) 医療機関5,100円 検査機関2,151円 (集団) 厚生連 8,767円	4,306円 (受診者1人当たり:消費税込) 厚生連:500名を越えた場合、 超えた分のみ6,806円	4,267円 ただし800名を超えた分は6,767円	4,267円 但し、受診者が250名を越えた分 は6,767円
自己負担金	2500円 ・ねたきり訪問診査、介護家族訪問診査は無料。負担金は委託料の約3割を目途に調整中。 70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料	なし	1,300円 70歳以上・国保加入者は無料 または免除	70歳以上:無料 70歳未満:国保300円 社保800円 生活保護者の減免なし	800円 老人医療該当者、その他減免
規則	川内市健康診査徴収規則	老人保健事業費等国庫負担金費用徴収基準による	なし	老人保健法・東郷町国民健康保険被保険者健康診査補助金交付細則	老人保健法の規定に基づく健康診査及びガン検診費用徴収規則
その他	・負担金 70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料 ・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	厚生連健診の対象者は 女性20歳～64歳 男性40歳～64歳 女性の健康促進事業含む 胃、骨粗、腹部超音波、前立腺がんとセットH15年度から肝炎ウイルス実施	厚生連:胃がん・大腸がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス 医師会:胃がん・前立腺がん・肝炎ウイルス	厚生連実施、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット	胃がん、腹部超音波、前立腺がん、骨そしょう検診、肝炎ウイルス検診と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。			
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)、a40 生活習慣予防事業			
2 健診関連				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
健康診査関連項目	結果報告会 実施方法・・・各公民館 回数・・・118回	結果報告会厚生連4会場 個別地区公民館36会場 実施方法 個別指導	結果報告会 実施方法：平成14年度は個別指導(年度毎に変更有) 回数：4会場(3日間) 2会場(1日間) 当日来れない方には、後日健康相談日に呼び出す。 無理な方 郵送・訪問	結果報告会 実施方法 集団 回数 10会場(5日間)
上記以外の項目	スリム教室 個別健康教育	骨粗しょう症予防教室 転倒予防教室 個別健康教育	A型機能訓練 歯周病講座 健康相談 健康教育 骨粗鬆症予防教室 健康手帳の交付 訪問指導	糖尿病予防教室、高コレステロール予防教室、心臓病予防教室、訪問指導、健康相談
3 生活習慣病予防事業				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
目的				
内容				
対象者				
自己負担金				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

3. 胃がん健診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上2,293人	40歳以上	40歳以上
受診者数	2,609人	受診者 551人	707名	699人
実施時期	8月	厚生連3日間 地域10日間	6月 6日間	H14.8.5~8.13
日数	26日間(44回)		11月 2日間	9日間
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	4,635円	4,470円	4,470円	4,470円
自己負担金	1,200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	900円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	70歳未満 国保300円、社保800円 70歳以上 無料
その他			(検査方法) 厚生連 : 基本健診・大腸がん 骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス 医師会 : 基本健診・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

4. 大腸がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者40歳以上2,528人	40歳以上	40歳以上
受診者数	3,339人	受診者 854人	549名	907人
実施時期	11月~12月	例年11月	6月	H14.8.5~8.13
日数	18日間(44回)	3日間	6日間	9日間
委託先	川内市医師会	県民総合保健センター	JA鹿児島県厚生連	J A鹿児島県厚生連
委託料	1,570円	1,600円	1,600円	1,600円
自己負担金	600円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	500円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	500円
その他	事前に検診の説明会(18日間、25会場)を実施し、容器を配布。		検査方法: 検便 基本健診・胃がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

5. 肺がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳以上	対象者40歳以上 2,403人	40歳以上	40歳以上3,824人
受診者数	5,101人	受診者 608人	371名(喀痰:24名)	752人
実施時期	9月~10月	11月	1月	H14.10.28~30
日数	18日間(48カ所)	2日間	2日間	3日間
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	読影	590円	590円	590円
	読影+喀痰		3,450円	3,450円
自己負担金	読影	200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	無料	なし
	読影+喀痰		700円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	国保300円、社保800円
その他	・喀痰検診は未実施 ・隔年で地区を限定 ・結核健診スタッフに加え看護師2名			・校区を3つに分けて3年に1回受ける

6. 前立腺がん検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		対象者 40歳以上希望者	40歳以上	40歳以上1,725人
受診者数		受診者65人	84名	131人
実施時期		3日間	6月:6日間 11月:2日間	H14.8.5~13
日数				9日間
委託先		J A 厚生連健康管理センター	JA厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A 厚生連健康管理センター
委託料		1,570円	1,575円	1,600円
自己負担金		社会保険のみ500円	1,575円	1,600円
その他	未実施であるが、実施に向けて検討中。	・厚生連健診で実施 平成15年度より基本健診の個別と同時実施	・70歳以上、国保加入者ば免除又は無料 ・厚生連:基本健診、胃がん、大腸がん、骨粗鬆症、腹部超音波、肝炎ウイルス ・医師会:基本健診、胃がん、肝炎	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

7. 乳がん検診

項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者 受診者数		30歳以上 2,087人	対象者 30歳以上1,295人 受診者 357人	30歳以上 (マンモは40歳以上) 260名	30歳以上 443人
実施時期 日数		3月 13日間 28会場	4月 2日間 5会場	5月 2日間(隔年毎)	H15.1.15~17(3日間)
委託先		県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	視触診	—	1,730円	1,730円	1,730円
	超音波	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円
	マンモグラフィ	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円
自己負担金	視触診	—	社会保険のみ500円	300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満100円
	超音波	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保300円, 社保800円
	マンモグラフィ	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満: 国保300円, 社保800円
その他		全員超音波かマンモを実施	子宮がん検診と同時実施		2年に1度実施 子宮がん検診と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

8. 子宮がん検診(頸部)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者 受診者数	30歳以上 集団2,102人・個別1,348人	対象者 30歳以上1,435人 受診者 375人	30歳以上 223名	30歳以上 420人
実施時期 日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)	4月 2日間 5会場	H14.9.19~20 (2日間)	H15.1.15~17(3日間)
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
	個別	川内市医師会・済生会川内病院		
委託料	集団	3,466円	3,330円	3,330円
	個別	4,200円		
自己負担金	集団	1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	600円 70歳以上・国保加入者は免除 又は無料
	個別	1,500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		70歳以上無料 70歳未満: 国保300円, 社保800円
その他	平成15年度より、乳がん検診と セットで実施			乳がん検診と同時実施

9. 子宮がん検診(体部)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	30歳以上 集団0人・個別13人		50歳以上 0名	50歳以上・1人
実施時期・日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)		12月 2日間	H15.1.15~17 3日間
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
	個別	川内市医師会・済生会川内病院		
委託料	集団	5,076円	4,940円	4,940円
	個別	6,000円		
自己負担金	集団	1,500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	500円
	個別	2,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
その他	該当なし			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診		

10. 肝炎ウイルス検診(節目)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	40歳～70歳の5歳刻み	平成15年度から実施 厚生連、個別健診で実施	40・45・50・55・60・65・70歳	40～70歳の5歳刻み566人
受診者数	1,107人		105名	154人
実施時期	5・7・8・9月(4ヶ月間)		6月：6日間 11月：2日間	H14.8.5～13 9日間
委託先	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	J A厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A厚生連健康管理センター
委託料	基本型 通常・・・・・・・・3,700円 抗原検査・・・・5,300円 核酸増幅・・・・11,500円	2,100円	2,100円	2,100円
	C型のみ 通常・・・・・・・・3,300円 抗原検査・・・・4,900円 核酸増幅・・・・11,100円			
	B型のみ 11,700円			
自己負担金	基本型 1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無)	社会保険のみ500円	600円	国保300円 社保800円
	C型のみ 1,000円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)			
	B型のみ 500円 (70歳以上, 市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)			
その他	委託料は平成15年度分。 広報誌で周知		検査方法：厚生連：科学発光酵素 免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立腺がん	基本健診の中で実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診		

11. 肝炎ウイルス検診(要指導者)

項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数					
実施時期・日数					
委託先					
委託料	基本型				
	C型のみ				
	B型のみ				
自己負担金	基本型				
	C型のみ				
	B型のみ				
その他		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。 ・骨粗鬆症検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診、a10 骨の健康度チェック		

12. 肝炎ウイルス検診(ハイリスク者)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	ハイリスク者 9人		ハイリスク者 44名	
実施時期・日数	11月～12月・12日間		6月 6日間 11月 2日間	
委託先	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院		J A 厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	
委託料	基本型	通常 - - - - 5,800円 抗原検査 - - 7,400円 核酸増幅 - - 13,600円		2,100円
	C型のみ	通常 - - - - 5,400円 抗原検査 - - 7,000円 核酸増幅 - - 13,200円		
	B型のみ	3,900円		
	自己負担金	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		2,100円
自己負担金	C型のみ	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
	B型のみ	500円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		
	その他	委託料は平成15年度分	平成15年度から実施	(検査方法) 厚生連：科学発光酵素免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸 がん・骨粗鬆症・腹部超 音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立 腺がん

13. 骨粗しょう症検診

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	35歳～70歳の5歳刻みの女性 564人	対象者 20歳以上女性、40歳以上 男性希望者 受診者 478人	40、50歳の女性・その他希望者 11名・685名	健診該当地区の希望者・391人
実施時期・日数	6月 4日間	厚生連健診 3日間 健康フェスタ 1日間	6月 6日間	H14.8.10～13 4日間
委託先	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター
委託料	2,050円	2,050円	2,050円	2,050円
自己負担金	1200円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	1,050円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保600円，社保1,000円
その他	歯周疾患健診と同時実施		基本健診・胃がん・大腸がん・骨 粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん	基本健診，胃がん検診，大腸がん 検診，超音波検診と同時実施。 校区を2つにわけ，2年に1回受 診できる形。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・歯周疾患検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について歯科医等との協議のうえ、随時調整する。 ・腹部超音波検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。			
項目	a130 歯周疾患検診、a40 生活習慣病予防事業			
14. 歯周疾患検診				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	40歳・50歳の男女 90人	厚生連受診者の希望者 150人		H15年度実施予定
実施時期・日数	6月 2日間(3回)	厚生連健診時3日間		基本健診と同時実施(1日のみ)
委託先		1会場 15,900円		
委託料		無料		
自己負担金	無料			無料
その他	集団健診で実施している 歯科医師12人 歯科衛生士30人	町内歯科医療機関で対応	該当なし	報償費 歯科医師1名*16,900円 歯科衛生士3名*4,700円
15. 腹部超音波検診				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数		厚生連受診者の希望者 623人	40歳以上 758名	健診該当地区の希望者, 360人
実施時期・日数		厚生連健診 3日間	6月 6日間	H14.8.10~13 4日間
委託先		J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター
委託料		3,350円	3,350円	3,350円
自己負担金		社会保険のみ1,000円	1,350円 70歳以上、国保加入者 は免除又は無料	国保1,000円 社保2,000円
その他	該当なし		基本健診・胃がん・大腸がん・骨 粗鬆症・前立腺がん・肝炎ウイル ス	基本健診, 胃がん検診, 大腸がん 検診, 骨粗検診と同時実施。校 区を2つにわけ, 2年に1回受診 できる形。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診(企画、通知、入力、実施、指導、フォロー)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)		

16. 乳幼児健診(3~4ヶ月児)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3ヶ月~4ヶ月	3~4ヶ月児	3~4ヶ月児	2~4ヶ月児
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	6回
平均人数	35人	10人	約11名	8名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 離乳食指導 身体計測 内科診察 産婦健診 (貧血検査は全員、尿検査、血圧測定は必要な人だけ) 個別保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測 問診 診察 指導(栄養 口腔 生活) 絵本の読み聞かせ 離乳食試食 	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測(身長・体重) 問診(母親の検尿・血圧測定) 内科健診 歯科指導 保健指導 栄養指導 離乳食の試食 	<ul style="list-style-type: none"> 身体測定 問診 産婦血圧 検尿 歯科集団指導 栄養指導 離乳食試食
精密検診受診者数	12人(対象者13人)	1人		
従事者	医師1 保健師6 看護師3 栄養士1 事務2	助産師1 保健師3 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 医師1 保健推進員2 保育士1	医師1 保健師2 助産師2 栄養士1 歯科衛生士1 母子保健推進員1 食生活改善推進員2	医師1(1) 保健師3 助産師1(1) 栄養士1 母子保健推進員1(1)
通知方法	郵送	公民館文書 個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	貧血検査は委託(医師会検査センター) 結果は後日郵送で行っている。 医師は小児科で対応している。	6~8ヶ月健診と同時 思春期教室と同時実施	平成15年度より7ヶ月児健診とセット 6回/年	

17. 乳幼児健診(6~7ヶ月児)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	6ヶ月~7ヶ月	6~8ヶ月児	7~8ヶ月児	5~8ヶ月
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	4回
平均人数	34人/回	11人	約11名	約11名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 離乳食指導 歯科指導 身体計測 内科診察 個別保健指導 	3~4ヶ月児と同様	<ul style="list-style-type: none"> 身体計測(身長・体重) 問診 内科健診 保健指導 栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> 問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導
精密検診受診者数	4人(対象者4人)	2人		
従事者	医師1 保健師5 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 事務2	3~4ヶ月児と同様	医師1 保健師3 助産師1 栄養士1 母子保健推進員1	助産師1 栄養士1 歯科衛生士1 保健師2 母子保健推進員1 食改1
通知方法	郵送	3~4ヶ月児と同様	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	・医師は小児科で対応	3~4ヶ月児と同様	平成15年度より3ヶ月児健診とセット 6回/年	健診は行わず、12ヶ月児と同時に母子相談で対応

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診（企画、通知、入力、実施、指導、フォロー）、b120 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児）		

18. 乳幼児健診（1.6才児）

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1才6ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳5ヶ月～1歳8ヶ月
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回
平均人数	32人	13人	約11名	18名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・計測 ・歯科診察 ・内科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック（心理相談） ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・問診 ・診察 ・指導（栄養・口腔・生活） ・親子遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測（身長・体重） ・検尿 ・問診 ・内科健診（歯科健診も実施） ・歯科指導・歯科処置 ・保健指導 ・栄養指導 ・おやつを試食 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・問診 ・内科診察 ・歯科診察 ・栄養指導 ・歯科指導 ・フッ素塗布 ・保健指導
精密検診受診者数	19人(対象者19人)	2人		1名
従事者	医師 1 保健師 6 看護師 2 保育士 1 心理相談員 1 事務 2	医師 1 助産師 1 保健師 2 栄養士 1 保健推進員 1 保育士 1	医師 1 保健師 3 助産師 2 栄養士 1 歯科衛生士 2 母子保健推進員 2 食生活改善推進員 2	医師 1 歯科医師 1 歯科衛生士 3 保健師 5（2） 栄養士 1 母子保健推進員 1（1）
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	心理相談員（在宅・純大）	歯科検診同時実施	1歳6ヶ月児歯科健診とセット	1歳6ヶ月児歯科健診とセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b140 乳幼児集団健診(企画、通知、入力、実施、指導、フォロー)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)		

19. 乳幼児健診(2才児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		2歳6ヶ月児		
実施回数		4回/年		
平均人数		15人		
健診内容		・身体計測・問診 ・指導(栄養・口腔・生活) ・歯科染色・歯みがき指導 ・診察・歯科検診・フッ素塗布		
精密検診受診者数		0		
従事者		医師1 歯科医師1 助産師1 保健師1 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 保育士1 保健推進員1		
通知方法		公民館文書 個別		
その他	該当なし		該当なし	該当なし

20. 乳幼児健診(3才児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3歳6ヶ月～3歳7ヶ月	3歳6ヶ月児	3歳児	3歳5ヶ月～3歳10ヶ月
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	2回
平均人数	28人	15人	14名	27名
健診内容	・問診 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック(心理相談) ・保健指導	・身体計測 ・指導(栄養・口腔・生活) ・親子遊び	・身体計測(身長・体重) ・検尿 ・内科健診(歯科健診も実施) ・歯科指導 ・保健指導 ・おやつを試食	・身体測定 ・問診 ・歯科診察 ・歯科指導 ・保健指導
精密検診受診者数	9人(対象者12人)	2人		3人
従事者	医師1 保健師5 看護師2 保育士1 心理相談員1 事務2	医師1 助産師1 保健師2 看護師1 保健推進員2 保育士1	医師1 保健師3 助産師2 栄養士1 歯科衛生士2 母子保健推進員2 食生活改善推進員2	医師1(1) 歯科医師1(1) 歯科衛生士2(2) 保健師6(3) 栄養士1 母子保健推進員1(1)
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便
その他	心理相談員(在宅, 純大)		3歳児歯科健診とセット	3歳児歯科健診とセット

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・個別検診の内容等は新市に移りも当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・精密健康診査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。		
項目	b150 個別検診(妊婦一般、乳児一般)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)		

21. 乳幼児健診(9～11ヶ月児)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	9ヶ月～11ヶ月	12～13ヶ月児	9～11ヶ月児	9～11ヶ月児
実施回数	1年間	医療機関委託	随時	随時
平均人数	年間711人	10人/年	18名/年	24名/年
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> 問診 身体計測 内科診察 		入来町と委託契約した県内医療機関にて実施(問診・計測・健診)	病院委託
精密検診受診者数	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等
従事者				
通知、交付方法	はがきで受診勧奨(11ヶ月頃)母子手帳交付時に健診受診票を交付	保護者希望	母子手帳交付時に健診受診票を交付	母子手帳交付時に受診票交付
その他	個別健診	1歳児相談フォローとして		東郷町妊婦、乳幼児健康審査委託事業実施要綱

22. 妊婦関係

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
妊婦健診	妊娠前期・後期・精密検診	医療機関委託	母子手帳交付時に把握	母子手帳交付時に把握
実施回数	前期10回・後期12回・精密8回	一般3回 精密1回 歯科検診1回	前期・後期・精密	前期・後期・精密
受診者数	前期797・後期789・精密168	前期62・後期55・精密7	前期40・後期43・精密11	前期34・後期41・精密11
健診内容	血圧測定 検尿 貧血検査 梅毒検査 HBs抗原検査 超音波検査 県内医療機関委託	県内医療機関委託	入来町と委託契約している県内医療機関で実施	東郷町と委託契約している県内医療機関で実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引き継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

23. 乳幼児歯科検診(1才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				11ヶ月～14ヶ月児
実施回数				4回
平均人数				10人
健診内容				問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	健診は行わず、6ヶ月児・7ヶ月児と同時に母子相談で対応

24. 乳幼児歯科検診(1.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1.6歳児健診に準ずる	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1.6歳児健診に準ずる
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回/年
平均人数	32人	13人	約11名	18名
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診察 ・フッ素イオン導入 ・歯磨き指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診 ・フッ素塗布(ジェル) ・歯科指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導 ・おやつを試食 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導
徴収金	500円(フッ素実施者)	なし	なし	なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士5 1歳6カ月児健診と同時実施	1.6歳児健診と同時	1歳6ヶ月児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	1歳6ヶ月児健診と同時に実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

25. 乳幼児歯科検診(2才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		2歳児健診に順ずる	2歳児	2歳～2歳2ヶ月
実施回数		4回	3回	4
平均人数		16人	9名	17
健診内容		歯科検診 染色 フッ素塗布(ゲル) 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科健診, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		0	無料	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他		2歳児健診と同時	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳半と同時実施 歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1

26. 乳幼児歯科検診(2.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	2歳5ヵ月～2歳6ヵ月		2歳6ヵ月	2歳6ヵ月～2歳8ヵ月
実施回数	月2回・年24回		3回	4
平均人数	30人		約11名	14
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブラシゲル ・歯磨き指導 ・育児相談		歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金	500円(フッ素実施者)		無料	なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士6 ・保健師2	該当なし	平成15年度より中止 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳児と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引き継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

27. 乳幼児歯科検診(3才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		3歳児健診に準ずる	3歳児	3歳児健診に準ずる
実施回数		4回/年	3回	2回/年
平均人数			14名	27名
健診内容		歯科検診・染色 フッ素塗布(ジェル)・歯科指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法細則
その他	該当なし	3歳児健診と同時	3歳児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	3歳児健診と同時実施

28. 乳幼児歯科検診(3.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者	3歳6カ月～3歳7カ月			
実施回数	月2回・年24回			
平均人数	28人			
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブラシジェル ・歯磨き指導			
徴収金	500円(フッソ実施者)			
規則	川内市予防接種等実費徴収規則			
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士7 3歳児健診を同時実施	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

29. 乳幼児歯科検診(4才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		4才～5才未満	4歳	4歳7ヶ月～5歳
実施回数		年1回	2回	2
平均人数		14人	18名	28
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より5歳児歯科健診とセット 3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 5歳児と同時実施

30. 乳幼児歯科検診(4.6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				
実施回数				
平均人数				
健診内容				
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。		
項目	b130 乳幼児歯科健康診査		

31. 乳幼児歯科検診(5才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者		5才～6才未満	5歳児	5歳7ヶ月～6歳
実施回数		年1回	2回	2
平均人数		25人	約16名	24
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布
徴収金		なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より4歳児歯科健診とセット 3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 4歳児と同時実施

32. 乳幼児歯科検診(6才)

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者				
実施回数				
平均人数				
健診内容				
徴収金				
規則				
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・結核予防法に基づき実施するものであり、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	e10 結核予防事業			
33. 結核検診				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象者・受診者数	19歳以上 対29,312人、受12,580人	16歳と19歳以上・2,622人	19歳以上 1,103名	16歳以上・1,290人
実施時期・日数	9～11月(36日間) 脱ろろ1月(7日間)	10日間 脱漏1日間	1月 5日間 脱漏 2日間	10月 10日間 (うち脱漏1日 精密2日)
委託先	県民総合保健センター			
委託料	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円
自己負担金	無料			
その他	スタッフ・・・事務2名			
34. ツベルクリン反応検査・BCG				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	3か月～4歳未満	3ヶ月～15ヶ月	9ヶ月～20ヶ月(3ヶ月～48ヶ月児)	生後5ヶ月～4歳未満
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団
実施日数	通年	2日	延べ4日間	延べ4日間
実施人数	ツベルクリン831人 BCG830人	50人	乳幼児：35名	ツベルクリン 58名 BCG 54名
実施場所	市内医療機関	保健センター	入来町保健センター	保健センター
実施時期	通年	6月	4月～6月	4月 脱漏6月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円 (判定のみ1,200円)	1会場(医師 15,900円)	報償費として支払う (医師：15,900円/回 看護師：5,200円/回)	報償費 医師 16,900円 看護師 4,700円
自己負担金	なし			
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途、平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止	ワクチン代は別途、平成15年度より学生へのツ反・BCG接種は廃止

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

35. インフルエンザ

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
実施方法	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
実施日数	2か月	2ヶ月(11~12月)	75日	2ヶ月
実施人数	5,634人	1,690人	1,172名	865
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	町内2ヶ所(松尾医院, 木脇医院)
実施時期	11~12月	2ヶ月(11~12月)	10月~12月	10/21~12/20
通知方法	広報紙掲載	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	接種料2,500円 ワクチン代1,050円	1人3,000円	接種者1人当たり2,000円 なお、接種料を2,000円以下で設定している場合はその額とする	1人2,000円
自己負担金	1,000円		0 医療機関の接種料金から、町助成 2,000円を差し引いた額	1,000円
委託先	川内市医師会 済生会川内病院 市外一部医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	松尾医院, 木脇医院

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。			
項目	e20 予防接種事業			
36. ポリオ(定期)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	4ヶ月～90ヶ月	3ヶ月～15ヶ月	5ヶ月～17ヶ月 3ヶ月～15ヶ月 (3ヶ月～90ヶ月児)	生後3ヶ月～(3～90月未満)
実施方法	集団接種	集団	集団接種	集団
実施日数	20日/年	4日	2日間(前期1日・後期1日:間を6週間以上あける)	2日
実施人数	5月 981人 11月 892人	50人	1回目:43名 2回目:45名	1回目 56名 2回目 47名
実施場所	保健センター他市内5箇所	保健センター	入来町保健センター	保健センター
実施時期	5月と11月	5月 11月	上半期:4～9月(7月に実施) 下半期:10月～3月 (11月に実施)	5月, 11月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送 (実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	医師 20,200円 看護師 2,000円	1会場(医師15,900円)	報償費として支払う (医師:15,900円/回 ・看護師:5,200円/回)	医師 16,900円 看護師 4,700円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者	医師7人 看護師9人	医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途
37. ポリオ(定期外)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	昭和50年～昭和52年生まれ	昭和50年から52年生		
実施方法	集団接種	定期ポリオと同時		
実施日数	2日/年	4日		
実施人数	5月 40人, 11月 54人	0人		
実施場所	保健センター	保健センター		
実施時期	5月, 11月	5月 11月		
通知方法	ポリオ接種対象児の該当保護者については個別通知, 広報紙掲載	個人		
委託料等	医師 20,200円 看護師 2,000円	定期ポリオと同額		
自己負担金	なし	なし		
従事者	医師4 看護師6	定期ポリオと同様		
その他	ワクチン代は別途			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

38. 麻しん

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1歳～90ヶ月	1才～2才まで	13ヵ月～24ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月)	生後12ヶ月～90月未満
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	個別
実施日数		2週間	14日間	1ヶ月
実施人数	801人	50人	29名	53
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	町内医院2ヶ所
実施時期	通年	11月	1月	1月～2月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	3200円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者				
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途

39. 風しん

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1歳4ヵ月～90ヶ月	1才～2才まで	14ヵ月～25ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月) 昭和54年4月2日～昭和62年 10月1日生まれ、風疹の予防 接種未接種者	生後21ヶ月～90月未満
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	集団
実施日数		2週間	12日間	1日
実施人数	717人	50人	・幼児：45名 ・経過措置分：1名	56人
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	保健センター
実施時期	通年	11月	2月	10月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	報償費 医師16,900円・看護師4,700円
自己負担金	なし		なし	なし
従事者				医師(2)・看護師(2) 保健師3・事務2
その他	ワクチン代は別途		昭和54年4月2日～昭和62年 10月1日生まれ、風疹の予防接 種未接種者は平成15年9月30 日までで終了	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業		専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。				
項目	e20 予防接種事業				
40. 三混（ジフテリア、百日せき、破傷風）					
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	
対象年齢	初回	4か月～90か月	3ヶ月～15ヶ月	8ヶ月～25ヵ月	生後3ヶ月～90月未満
	追加	初回接種3回目から1年後	初回接種後1年	30ヵ月～53ヵ月	1期初回接種終了後12～18月 (生後3～90月未満)
	D (2期)	小学6年生	小学校6年	小学6年生	小学校6年生
実施方法	個別接種	集団	DPT：集団接種 DT：個別接種	集団	
実施日数		8日	DPT：4日間 (うち1日間は追加) DT：12日間	5日 (2混：3日)	
実施人数	DPT 3,198人 DT 480人	288人	DPT(初回)：139名 (追加)：61名 DT：55名	212人 (2混：51人)	
実施場所	市内医療機関	保健センター 各小学校	入来町保健センター	保健センター、2混は各小学校	
実施時期	通年	7, 8, 9, 10月	DPT(初回)：8月～10月 (追加)：12月 DT：7月～8月	6月, 7月, 8月	
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	報償費として支払う (医師：15,900円/回) (看護師：5,200円/回)	報償費 医師16,900円・看護師4,700円	
自己負担金	なし		なし	なし	
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2	
その他	ワクチン代は別途			各学校へは医師(1) 看護師(1)保健師1,事務1 ワクチン代は別途	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。		
項目	e20 予防接種事業		

41. 日本脳炎

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
対象年齢	1期初回	3歳～90か月	3才～4才まで	3歳～90月未満
	1期追加	初回接種2回目から1年後	初回接種後1年	4歳～90月未満
	2期	小学4年	小学校4年	小学校4年生
	3期	中学3年	中学校3年	中学校3年生
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団
実施日数		12日	幼児：3日間 小学4年生・中学3年生：12日間	3日 学校3日
実施人数	初回1,409人 追加690人 2期 511人 3期363人	289人	初回104名 追加43名 2期 58名 3期76名	1期初回 98名 1期追加 52名 2期 60名 3期 86名
実施場所	市内医療機関	保健センター 各学校	入来町保健センター	保健センター，各小中学校
実施時期	通年	4月	5月	5月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	集団接種：報償費として支払う (医師：15,900円/回) (看護師：5,200円/回) 個別接種：報償費として1人分 接種料 4,100円	報償費 医師 16,900円 看護師4,700円
自己負担金	なし	0	なし	なし
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1 集団接種の場合	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。		
項目	d70 女性の健康促進事業		

42. 女性の健康促進事業

項目	川内市	樋脇町		入来町	東郷町	祁答院町
		健診	教室			
対象者 受診者数		町内居住する20歳から39歳までの希望者 61人(H14年度)	町内に居住する18歳以上の女性 205人(H14年度)			
実施時期 日数		毎年5月・3日間	毎年1~3月 8会場(8日)			
委託先		J A 厚生連健康管理センター				
委託料		基本健診5,130円 骨粗鬆症検診2,050円				
診査内容・教育内容		・老人保健法の基本健診内容に準ずるものと骨粗鬆症健診のセット検診 ・希望者のみ歯周疾患検診	・年度ごとにテーマを決めて実施 歯周病予防について(39歳以下) 転倒予防教室 57歳以上) 素敵な更年期の過ごし方(40~56歳)			
自己負担金		・基本健診は無料 ・骨粗鬆症検診は500円	無料			
その他		・結果通知は約1ヶ月後の厚生連基本健診結果報告会時に実施 ・公民館長を通じ対象者全員に申込書を配布、回収 ・公民館外対象者へは郵送	・公民館長を通じ案内、各自申し込み			

議案第35号

環境衛生事業(その1)について

合併協定項目23-9号「環境衛生事業(その1)」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森卓朗

【調整方針(案)】

環境衛生事業(その1)について	
1	各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。 衛生自治団体連合会
2	衛生自治連絡協議会 は、新市に移行後、速やかに調整する。 制度等を制定
3	環境審議会は、合併時に新たに 組織 する。
4	環境に関する計画は(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。
5	環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
6	火葬場は、現行のまま新市に引継ぐ。
7	公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 9 資料

環境衛生事業（その1）について

1 協定項目の要旨・留意点

環境衛生に関する事業・制度について検討する。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

ごみ収集運搬業務の取り扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。
- (2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。
- (3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。
- (4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。
- (5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。
- (6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。
- (7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。
- (8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。
- (9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) し尿収集
徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。
- (2) ごみ収集
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 指定ごみ袋
新市に移行後、速やかに調整する。

長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）

- (1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。
- (2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする
- (3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。
- (4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。
- (6) 火葬料助成金については、廃止する。
- (7) 犬取締については、福江市の例による。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会			
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は現行のまま新市に引き継ぐ。 衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針(案)
最終処分場の適正管理	<p>名称 木場茶屋最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S50.6開設 ・場内管理 ・場内の草払い、進入路等の維持管理 ・ガス管理 ・湧出ガスの燃焼管理 ・ガス管の集合化 ・湧出水流未処理 ・排水処理場の維持管理 ・処理水の水质管理 ・地元との協議 ・地元公民会との協議 ・路地整備計画 ・H7～ごみの埋立はしていない ・災害時、クリーン作戦時の土砂搬入のみ ・面積 62,741㎡ 	<p>名称 湯之牟礼最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S59.4～可燃立開始 ・面積 900㎡ ・共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 ・六郎ヶ迫最終処分場 ・S56.4～不燃立開始 ・面積 9,910㎡ ・共同命令の適用は無いが、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回浸出水質検査を実施している。 ・湯之牟礼最終処分場 3箇所 ・六郎ヶ迫最終処分場 2箇所 ・2箇所とも平成11年4月に閉鎖 ・2箇所とも遮水工、浸出液処理設備なし 	<p>名称 大内田不燃物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内の草払い、進入路等の草払い ・水質検査等の継続 ・地元との協議(H15) ・閉鎖事業の実施 ・整備利用計画策定 ・遮水工又は浸出液処理設備を有しない最終処分場(538施設)と、うち共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場(80施設)のうちの一つ。 <p>廃棄物処理施設整備費にて処分場の閉鎖を行う予定(補助率国庫1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用開始 S58.5～ ・埋立終了 H16.3予定 ・面積 19,016㎡ ・毎月検査、年1検査 	<p>名称 東郷町塵芥処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積7,500㎡ ・設置1941年4月 ・搬入停止1999年4月 ・可燃、不燃物 ・遮水工 無し ・浸出液処理設備 無し <p>※ 共同命令、処分基準ともに適用が無いが、不適切と考えられる最終処分場</p>	<p>名称 祁答院町上手一般廃棄物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度より埋め立て処分は実施していないが、現在は、資源ごみ、不燃ごみの一部搬入可。随時クリーンセンターへ搬出。 ・民有地であるため、2年ごとの契約更新借地料の支払いがある。 ・将来は、埋め立て工事を行い、地権者に返還する予定である。 ・概算工事費3千万円 ・適正閉鎖をすべきである。 ・面積 約9,000㎡ 	<p>名称 尾橋川原粗大ごみ処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無し ・遮水工 無し ・埋立中 ・1983年～2007年予定 ・水質検査 年1回 ・面積、容量 7,500㎡ ・12,500㎡ (残余7,120㎡) 	<p>名称 上飯村粗大ごみ処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄橋により、不法投棄を防止。 ・年1回、湧水の水質検査を実施。 ・処分方法は直接搬入ごみの理立処分。ごみを搬入しようとする者は、役場に届出をする。職員が内容を確認し、内容が適切であれば搬入を許可する。 ・平成9年の市町村が設置する一般廃棄物最終処分場の実態調査において、「共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれ強い最終処分場」であると改善指導を受けている。 	<p>名称等 下飯村最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1983年～2016年予定 ・700㎡ 搬入中 <p>瀬々野浦地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1977年～2009年予定 ・388㎡ 搬入中 <p>手打地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～現在休止中 ・300㎡ 休止中 <p>片野浦最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～2013年予定 ・500㎡ 搬入中 <p>※4箇所最終処分場であるが、適正閉鎖をするには、数億円の出費が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査 毎月1回 ・地下水検査 毎月1回 	<p>名称 鹿島村吹切最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無し ・遮水工 無し ・現在も埋立中 ・面積 5,025㎡ 	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場における遮水工又は浸出液処理施設の整備が必要な処分場がある。
衛生自治団体連合会にすること	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境衛生思想の普及向上に関する事項 ②環境衛生に関する調査研究及び地域組織活動の推進に関する事項 ③環境衛生行政に対する要望に関する事項 ④関係機関、団体との連絡調整に関する事項 ⑤川内市が指定するゴミ袋の仕入、卸売、販売等に関する事項 <p>(組織) 川内市内における校区公民館連絡協議会で組織する。代議員に校区公民館連絡協議会長をもってあてる。</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2 任期は1年、再任可 ※1戸当り30円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指定ゴミ袋の指定店への販売 ②ゴミ不法投棄防止の看板設置 ③春・夏大掃除確認調査 ④環境美化活動補助金 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事19、監事2</p> <p>(会費) 1戸当り 200円/年</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②生活環境の清掃整頓 ③そ誠、昆虫駆除薬剤散布 ④伝染病の予防と防疫対策 ⑤結核検診その他予防接種等の協力 ⑥食生活の改善研究 ⑦その他この会の目的を達するため必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事8、監事2</p> <p>(組織) 入来町内に居住する世帯数をもって組織</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事7、監事2 会計書記1 任期1年、再任可 ※1戸当り150円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②環境衛生に関する調査研究 ③関係各機関団体との連絡協同 ④研究会、講習会等の開催 ⑤その他この会の目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事1</p> <p>(組織) ※1戸当り360円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上及び生活環境の衛生保全に係る事業 ②ごみ減量化及び生活排水対策 ③防疫対策 ④その多目的達成に必要な事項 <p>(組織) 代議員は、各地区の自治公民館長及び地区婦人会長である。</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2</p> <p>※1地区当り5,000円</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及啓発 ②衛生施設の整備並びに衛生環境改善の促進 ③村の衛生行政に対する要望協力 ④村が委託する衛生処理業務 ⑤その他目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、理事7、事務局長1、書記1</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及啓発 ②衛生環境改善の促進 ③村の衛生行政に対する要望協力 ④村が委託する衛生処理業務 ⑤その他目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事若干名、監事2</p> <p>※1戸当り1,200円負担</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村での取り組み等に大きな差異があり、統一に向けた調整が必要である。 		
環境審議会	<p>環境基本法第44条の規定に基づき、川内市環境審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 17名 ・報酬 月額4,700円 									
	<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市における将来の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するため、新たに設置する必要がある。 									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業						専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。 ・環境美化推進については、合併時に川内市の例により調整する。 ・火葬場の施設及び施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、火葬料は、合併時まで調整する。 ・公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針（案）
環境に関する計画	<p>①環境基本計画 環境保全に関する施策を体系化し、総合的に取り組める指針とする。とともに、行政だけでなく市民や事業者がそれぞれの基本的な役割を認識して環境保全活動に取り組める指針とする。</p>									<p>新市に移行後、3年以内を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法で義務付けられており、今後の環境行政にとって必要な計画である。
環境美化推進に関すること	<p>市、市民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの産別防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進のための市、市民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・市環境美化推進条例施行規則 ・市環境美化推進員設置要綱 	<p>【平成15年9月議会に提案予定】 町、町民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの散乱防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本町の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進のための町、町民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・町環境美化推進条例施行規則 ・町環境美化推進員設置要綱 								<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>
火葬場（施設・使用料）	<p>市葬祭場やすらぎ苑 嘱託員5名の交代勤務により、運転業務を行い毎年1月1日以外は開場している。施設維持のため、民間業者と保守点検等の委託契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料 ・自販機使用料 ・火葬料 						<p>上甌村平良火葬場 管理及び運営に関し、平良公民館運営委員会と管理委託契約を締結している。 天災その他の理由により施設の補修等が必要な場合は、予算の範囲内で村が補助。</p>	<p>下甌村火葬場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>鹿島村葬祭場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。（施設使用料のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内市は畜場の使用料と火葬料は別々に徴収しているが、下甌村、鹿島村は火葬料を使用料として徴収している。（施設使用料はなし）
墓地（公営墓地の状況）	<p>芸ノ尾第1墓地 325区画 芸ノ尾第2墓地 201区画 市営墓地は、墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるためその祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。 ・使用料の徴収あり</p>	<p>樋脇町岩下共同納骨堂 ・92基 ・権利金、管理金なし</p>	<p>入来町向山墓地 ・使用料の徴収あり ・町内に住所を有する者 大内田共同納骨堂</p>				<p>備上壺園 2,491㎡ 備下壺園 3,788㎡ 親農壺園 2,749㎡ ・使用料の徴収なし</p>	<p>桑之浦共同墓地 中道共同墓地 長目道墓地 中野向納骨堂 桑之浦芦道睦納骨堂 児島共同墓地 ・公営墓地の管理は、それぞれの管理組合へ許可</p>	<p>いむた墓地 934㎡ 小牟田壺園 672㎡ 墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるため、その祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で使用料の徴収等ばらばらである。 ・今までの経緯等からそれぞれの市町村で異なるため、調整が難しい。

(2) 提案事項

提案第 3 2 号

交通関係事業について

合併協定項目 2 3 - 6 号「交通関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

交通関係事業について

- 1 . 1 市 4 町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 . 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 . 甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 6号 資料

交通関係事業について

1. 協議項目の要旨・留意点

交通関係事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

巡回バス等の交通関係対策については、地域全体の均衡を考慮し、新市全体の住民の利便性の向上が図れるよう、新たな交通体系を総合的かつ計画的に推進するものとして提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

岐阜県山県市（平成15年4月1日 新設合併）

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- （1）新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- （2）料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- （3）回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

三重県員弁地区町合併協議会（平成15年12月1日目標 新設合併）

交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。また、放置自動車及び自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

事業の実施については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、運営方法等については、新市において調整する。

4 . 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[巡回バス・乗合タクシー - 運行事業]		産業経済部会 商工業・運輸分科会	
調整方針(案)	1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
種類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	その他村
(1) 事業名	「くるくるバス」運行事業	町内循環バス運行事業(ゆうゆうバス)	入来町乗合タクシー	東郷町内循環バス運行委託事業(ゆったりバス)	祁答院バス導入対策事業	該当なし
(2) 目的	高齢者の社会参加促進、総合運動公園へのアクセス改善、商業振興、観光振興等を目的。	樋脇町内のバス路線としては、年々減少傾向にあり、また未路線地域もある。このため、高齢者や児童生徒の交通弱者に対する、住民福祉サービスの向上を図るために、また、遠距離通学者の安全確保及び観光客への基盤整備として、町主体による、バスの運行を計画したものである。	町内におけるバス廃止路線及び町長がこれと同等と認めた地区における高齢者等の交通手段の確保のため、祁答院町地域一部乗り入れ部分については、祁答院町から負担金の納付あり。	バスの路線が廃止になった地区があり、その地区の交通弱者の救済のためのバス事業者への委託事業。	町内における交通手段を確保し、もって地域の福祉向上を図る。	
(3) 運行開始日	平成12年8月1日運行開始。	平成13年9月1日運行開始。	平成7年4月1日運行開始。	平成14年4月1日運行開始。	平成9年2月1日運行開始。	
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社(企画設定は川内市)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
(5) 委託事業者	林田バス株式会社(東回り) 南国交通株式会社(西回り)	林田バス株式会社	入来タクシー	林田バス株式会社	南国交通株式会社	
(6) 運行契約方法	委託契約	委託契約	契約(運行事業に関する契約)	委託契約	委託契約	課題・問題点
(7) 路線・系統	・運転系統 東・西回り各1ルート ・営業路線 19.8km	・運転系統 2本 ・営業路線 19.09km	・運転系統 2本 ・営業路線 20.6km。(柴垣湯前～長野 8.8Km、柴垣湯前～いむた温泉 11.8Km)	・運転系統 3本 ・営業路線 57.0km	・運転系統 3本 ・営業路線 52km	・巡回バス ・各自自治体で運行体系が違ふ。 ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。
(8) 運行本数	・平日便数 東・西回り各11便 合計22便 (8の字コースを1周1時間以内で回る循環路線) ・日曜祝日便数 平日と同一	・平日便数 22便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) ・日曜祝日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) 時期によって異なる	・平日便数 12便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 3便 ・日曜祝日便数 連休 (バス一台による巡回コース・曜日により3コース)	・合併後は、広域運行を検討する必要がある。 ・バス会社との調整が必要。 ・合併前に概ねの方向性を調整し、新市に移行後事務手続きを進める。 ・路線の見直しが必要。 ・料金の統一性について調整が必要。
(9) 停留所数	停留所数 延37箇所。	停留所数 延64箇所。	停留所数 延30箇所。	停留所数 延104箇所。	停留所数 延 86箇所。	
(10) 走行距離	1日走行距離 約436キロ	1日走行距離 約399キロ	1日走行距離 約106キロ	1日走行距離 約233.1キロ	1日走行距離 約 200キロ	
(11) 運賃	・運賃100円(子供(小学生以下)等半額)。	運賃を一律100円(子供(小学生以下)及び身体障害者50円)	4才以上小学生以下 70円～180円 大人130円～360円	1回100円 子供(小学生以下)無料 (平成15年度から、65歳以上と障害者は無料)	・大人100円 子供(小学生以下)50円 ・60歳以上の方・身体障害者(手帳を有する者)・生活保護世帯・母子世帯・寡婦世帯の方は役場福祉係で発行される無料乗車証	・入来町乗合タクシー ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。 ・路線の見直しが必要。 ・バス会社との調整が必要。
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度)92,496人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度)12.7人	・年間利用者数(平成13年度) 11,204人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 32.7人	・年間利用者数 8,064人 ・1日1台平均利用者数 3人	・年間利用者数(平成14年度) 9,600人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度)2.6人	・年間利用者数(平成13年度) 9,608人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 40人	
(13) 車両	専用車両 中型バス(約60人乗) 各1台、計2台	中型バス(39人乗) 2台	タクシー(10人乗) 2台	大型バス(52人乗) 2台。	小型バス(29人乗) 1台。	
(14) 経費	・13年度委託料15,958,950円(2社) ・林田バス8,190,000円 ・南国交通7,768,950円 (うち県補助:0円、うち一般単独費:15,958,950円)	・13年度委託料 5,818,050 円(1社) (うち県補助: 0円、うち一般単独費:5,818,050円)	・13年度補助金 7,200,000円(1社) 月額600,000円。 (うち一般単独費: 5,739,000円) (うち県補助金 1,285,000円) (うちその他財源176,000円) 祁答院町よ	・14年度委託料6,941,917円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:6,941,917円)	・13年度委託料 7,345,750 円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:7,345,750円)	
(15) 公有財産					小型バス(町所有) 1台 購入価格 7,000,000円	
(16) 根拠法令			・入来町乗合タクシー導入対策事業要綱 ・鹿児島県地方バス路線維持費補助金交付要綱 ・地方公共交通特別対策費補助制度		祁答院バス導入対策事業条例	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[均一運賃バス運行事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。		
種類	川内市	その他町村	課題・問題点
(1) 事業名	均一運賃バス運行事業	該当なし	・均一運賃バス運行事業 川内市が、くるくるバスとの不均衡を解消するために実施。 民間の路線バス会社に運賃差額の補助を交付している事業である。川内市以外の市町村は、同事業を行っていない。新市になった場合、全域にこの事業を適用すれば経費も莫大な額(川内市実績 6千万)になる事や、民間バスが運行していない区域もあるため、検討が必要である。
(2) 目的	高齢者の経済的負担の軽減、地域住民に必要なバス路線の維持、利便性の向上等を図ることを目的。		
(3) 運行開始日	平成14年4月24日事業開始。		
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(5) 委託事業者	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(6) 運行契約方法	補助金(運賃差額補助)		
(7) 路線・系統	・運転系統 林田バス 31系統 南国交通 27系統 合計 58系統(事業開始日現在) ・営業路線 930.4km (バス会社別営業路線を合算)		
(8) 運行本数	・平日便数 林田バス 171便 南国交通 77便 合計 248便 ・日曜祝日便数 林田バス 112便 南国交通 46便 合計 158便		
(9) 停留所数	停留所数 延240箇所。		
(10) 走行距離	1日走行距離 約3,285キロ		
(11) 運賃	川内市内相互間の乗降客を対象に、認可運賃200円以下の区間を100円に、同200円を超える区間を200円(子供(小学生以下)、障害者手帳保持者等半額)。		
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度) -人 (14年度 546,510人) ・1日1台平均利用者数(平成13年度) -人 (14年度 7.3人)		
(13) 車両	中型・大型バス。		
(14) 経費	・13年度委託料 -円(2社) ・林田バス -円 ・南国交通 -円 (うち県補助: -円、うち一般単独費: -円) ・14年度補助金 59,805,029円(全額一般単独費) ・林田バス 31,088,973円		
(15) 根拠法令	・川内市補助金等交付規則 ・川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[送迎事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	鹿島村送迎事業については、運営方法等について下飯村自動車運送事業及び上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。			
種類	鹿島村	その他市町村	課題・問題点	
(1) 事業名	送迎事業	該当なし	新市の交通体系で調整する必要がある。	
(2) 目的	飯島商船フェリーニューこしきの就航に伴い、最終便が鹿島港に寄港しないことから長浜港・鹿島間の送迎を行う。			
(3) 運行開始日	平成14年10月1日運行開始。			
(4) 事業主体	鹿島村 総務課			
(5) 委託事業者	なし			
(6) 運行契約方法	役場総務課対応			
(7) 路線・系統	・運転系統1本 ・路線15km			
(8) 運行本数	・平日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。 ・日曜祝日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。			
(9) 停留所数	停留所数 延2箇所。			
(10) 走行距離	1日走行距離 約30キロ			
(11) 運賃	無料			
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成14年度) 517人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度) 3.6人			
(13) 車両	マイクロバス(10人乗) 1台、軽自動車 1台			
(14) 経費	・14年度 720,000円 (うち一般単独費: 720,000円) 毎月6万円で個人と契約			
(15) 根拠法令				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 6 交通関係事業	[下甌村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

1. 収益費用明細書

収益費用明細書 (単位:円)

項目		下甌村
営業収益	14年度決算	32,601,648
	13年度決算	34,376,979
営業外収益	14年度決算	34,510,917
	13年度決算	34,371,413
収益合計	14年度決算	67,112,565
	13年度決算	68,748,392
営業費用	14年度決算	66,597,633
	13年度決算	66,941,048
営業外費用	14年度決算	915,172
	13年度決算	226,954
予備費	14年度決算	0
	13年度決算	0
小計	14年度決算	67,512,805
	13年度決算	67,168,002

3. 企業債(平成14年度)

企業債 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
簡保資金	H10.5.28	2,000,000	515,023	2,000,000	0	H15.3.31
公庫資金	H13.3.22	2,200,000	536,115	536,115	2,200,000	H18.3.20
公庫資金	H14.3.22	2,000,000	0	0	2,000,000	H19.3.20
計		6,200,000	1,051,138	2,536,115	4,200,000	

2. 資本的収入及び支出

資本的収入及び支出 (単位:円)

項目		下甌村
企業債	14年度決算	0
	13年度決算	2,000,000
他会計補助金 村	14年度決算	642,569
	13年度決算	7,371,517
他会計補助金 県	14年度決算	146,000
	13年度決算	140,000
収益合計	14年度決算	788,569
	13年度決算	9,511,517
建設改良費	14年度決算	263,000
	13年度決算	8,175,850
企業債償還金	14年度決算	1,051,138
	13年度決算	2,671,334
費用合計	14年度決算	1,314,138
	13年度決算	10,847,184

4. 一時借入金(平成14年度)

一時借入金 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
財政調整基金	H13.4.1	24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	H14.6.14
財政調整基金	H13.9.27	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H14.12.6	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.1.17	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.2.19	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.18	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.31	23,000,000	0	0	23,000,000	H15.6.30
計		70,000,000	47,000,000	47,000,000	23,000,000	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 6 交通関係事業	〔下甌村自動車運送事業〕	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

5. 財産について	自動車運送事業貸借対照表(平成14年度末現在)		6. 職員の状況について				
	(単位:千円)	(単位:千円)					
固定資産	資産の部		負債の部				
	有形固定資産	土地	2,993	固定負債	退職給与引当金	0	
		建物	36,001		修繕引当金	0	
		構築物	1,492		計	0	
		機械装置	1,659	流動負債	未払金	1,095	
		配水管	0		前受金	0	
		量水器	0		預り金	0	
		車両運搬具	25,963		その他	23,779	
		工具器具備品	1,048		計	24,874	
		建設仮勘定	0	合計	24,874		
		計	69,156	資本の部			
	無形固定資産	電話加入件	84	資本金	自己資本金	15,283	
		施設利用権	0		借入資本金	企業債	3,664
		その他	0			他会計借入金	0
	計	84	合計	18,947			
流動資産	現金預金	2,030	剰余金	資本剰余金	57,008		
	未収金	3,425		利益剰余金	26,134		
	貯蔵品	0		合計	30,874		
	その他(保有有価証券)	0	合計	49,821			
	繰延勘定	0	負債・資本合計		74,695		
	合計	5,455	資産合計		74,695		
資産合計		74,695					

職名	平成14年3月31日			平成13年3月31日			年間増額	
	吏員	雇員	計	吏員	雇員	計	吏員	雇員
課長	併1	0	1	併1	0	1	0	0
課長補佐	1	0	1	1	0	1	0	0
係長	0	0	0	0	0	0	0	0
主事	1	0	1	0	0	0	1	0
主事補	0	0	0	1	0	1	1	0
運転手	0	6	6	0	6	6	0	0
計	3	6	9	3	6	9	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

7. バス利用状況

平成14年度月別利用状況 (単位:円・人)

月別	乗合収入			貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
	定期券	定期券外	計				
4	34,650	1,030,280	1,064,930	183,000		1,247,930	2,547
5	34,650	1,108,060	1,142,710	447,000		1,589,710	2,838
6	34,650	854,500	889,150	461,000		1,350,150	2,874
7	34,650	999,590	1,034,240	235,000	30,600	1,299,840	2,791
8	76,950	1,310,290	1,387,240	126,000	145,800	1,659,040	3,356
9	47,610	949,060	996,670	67,000		1,063,670	2,304
10	0	772,590	772,590	375,000		1,147,590	2,446
11	0	736,800	736,800	745,000		1,481,800	2,444
12	0	598,530	598,530	112,000		710,530	1,509
1	0	746,310	746,310	257,000		1,003,310	2,088
2	0	544,190	544,190	243,000		787,190	1,592
3	0	658,000	658,000	43,000		701,000	1,656
合計	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
平均	21,930	859,017	880,947	274,500	88,200	1,170,147	2,370

過去3年間利用状況 (単位:円・人)

年度	定期券	定期券外	計	貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
12	374,400	12,510,510	12,884,910	2,705,000	62,100	15,652,010	32,498
13	415,800	12,235,130	12,650,930	3,092,000	182,700	15,925,630	32,897
14	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
合計	1,053,360	35,053,840	36,107,200	9,091,000	421,200	45,619,400	93,840
平均	351,120	11,684,613	12,035,733	3,030,333	140,400	15,206,467	31,280

路線別利用人員 (単位:人)

区 間	利用人員			区 間	利用人員
	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	2,698	2,777	1,477	手打港～瀬尾～芦浜	1396
2 長浜港～青瀬～手打港	7,862	8,611	4,562	長浜港～青瀬～手打港	1460
3 手打港～本町～片野浦浜田	3,887	3,590	1,979	手打港～本町～片野浦浜田	2199
4 手打港～西部線～瀬々野浦	1,225	1,270	676	手打港～西部線～瀬々野浦	38
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	3,950	3,293	1,844	長浜港～内川内～瀬々野浦	1059
6 手打港～本町～瀬々野浦	6,115	5,500	2,436	手打港～長浜～瀬々野浦	3596
7 手打港～内川内～瀬々野浦	2,234	2,538	1,666		
8 長浜港～敬老園～芦浜	1,413	1,243	235		
9 貸切		3,078	3,970		
10 定期観光		36	105		

8. 路線・運転系統

路線・運転系統

平成14年9月まで

区 間	キロ	系統(回)
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	15.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	2,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	3,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	0,5
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	2,0
6 手打港～本町～瀬々野浦	34.8	2,0
7 手打港～内川内～瀬々野浦	35.0	0,5
8 長浜港～敬老園～芦浜	2.8	2,0
9 定期観光	64.5	0,5
合計	213.9	13.5

貸切

		156
--	--	-----

路線・運転系統

H14年10月から

区 間	キロ	系統(平日)
1 手打港～長浜～芦浜	20.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	1,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	5,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	1,0
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	1,0
6 手打港～長浜～瀬々野浦	35.0	3,0
7 合計	116.8	11,0

区 分	単位	平成14年度	平成13年度	比較
営業キロ数(キロ)	乗合	63.4	63.4	0
	貸切			0
年間走行キロ(キロ)	乗合	156,117	157,570	1,453
	貸切	4,200	5,606	1,406
年間輸送人員(人)	乗合	24,623	28,822	4,199
	貸切	3,720	4,075	355
1日平均輸送人員(人)	乗合	67	79	12
	貸切	10	11	1
1日平均走行キロ(キロ)	乗合	427.7	431.7	4
	貸切	11.5	15.3	4
1日平均旅客収入(円)	乗合	28,963	34,660	5,697
	貸切	9,025	8,471	554
在籍車両(両)	乗合	6	6	0
	貸切	1	1	0
年間延在籍車両数(両)	乗合	2190	2190	0
	貸切	365	365	0
延車齢数(年)	乗合	38	32	6
	貸切	8	7	1
乗車定員総数(人)	乗合	182	182	0
	貸切	28	28	0

(運休)

協定項目	23 - 6 交通関係事業											【下甌村自動車運送事業】				産業経済部会 商工業・運輸分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
調整方針 (案)	下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業間との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9. 料金等	<p style="text-align: center;">村営バス普通旅客運賃表</p> <p>手打(長浜経由)瀬々野浦間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>瀬々野浦前ノ平</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>170</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>240</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>320</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>180</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>150</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>220</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>250</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>390</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>450</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>470</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>610</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>620</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>630</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>680</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>710</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>730</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>780</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>820</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>910</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>940</td><td>150</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>980</td><td>150</td> </tr> </table>																																						瀬々野浦前ノ平																				150																			170	150																			240	150																			320	150																			180	150																			150	150																			220	150																			250	150																			390	150																			450	150																			470	150																			610	150																			620	150																			630	150																			680	150																			710	150																			730	150																			780	150																			820	150																			910	150																			940	150																			980	150
																			瀬々野浦前ノ平																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																			150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		170	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		240	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		320	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		180	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		150	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		220	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		250	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		390	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		450	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		470	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		610	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		620	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		630	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		680	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		710	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		730	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		780	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		820	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		910	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		940	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		980	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

協定項目	23 - 6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

9. 料金等	<p>片野浦(瀬尾経由)長浜港間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理場前</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海星中 学校前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青瀬郵便 局前 瀬尾入口</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>230</td> <td>340</td> <td>390</td> <td>450</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>300</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>470</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田</td> <td>150</td> <td>170</td> <td>400</td> <td>460</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150									処理場前	150								海星中 学校前	150	150							青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230						西部線 入口	230	340	390	450					県道三 叉路	150	300	410	450	470				一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田	150	170	400	460	500	500			<p>手打(本町経由)片野浦浜田間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大 人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>340</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>400</td> <td></td> </tr> </table>	浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋	150					県道三 叉路	150	230				城之峰						向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	340			平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	400		<p>手打(西部線経由)瀬々野浦間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、 大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>瀬々野浦 開田</td> <td>440</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>150</td> <td>450</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>580</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>250</td> <td>620</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>630</td> </tr> </table>	瀬々野浦 開田	440					西部線 入口	150	450				県道三 叉路	150	200	580			城之峰						向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	620		平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	630
	長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150																																																																																																																																			
	処理場前	150																																																																																																																																			
	海星中 学校前	150	150																																																																																																																																		
	青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230																																																																																																																																	
	西部線 入口	230	340	390	450																																																																																																																																
	県道三 叉路	150	300	410	450	470																																																																																																																															
	一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田	150	170	400	460	500	500																																																																																																																														
	浜田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋	150																																																																																																																																			
	県道三 叉路	150	230																																																																																																																																		
城之峰																																																																																																																																					
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	340																																																																																																																																		
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	400																																																																																																																																	
瀬々野浦 開田	440																																																																																																																																				
西部線 入口	150	450																																																																																																																																			
県道三 叉路	150	200	580																																																																																																																																		
城之峰																																																																																																																																					
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	620																																																																																																																																	
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	630																																																																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>敬老園 金井川</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>越路</td> <td>150</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>190</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理場前</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海星中 学校前</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>310</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>西部線 入口</td> <td>230</td> <td>340</td> <td>390</td> <td>450</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>県道三 叉路</td> <td>150</td> <td>300</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>城之峰</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>430</td> <td>490</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>250</td> <td>450</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>310</td> <td>480</td> </tr> </table>	敬老園 金井川	150	150	150			越路	150	150				長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150	150	180	190		処理場前	150	150	200	240		海星中 学校前	150	160	230	310	350	青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾	150	160	230	250	310	西部線 入口	230	340	390	450	490	県道三 叉路	150	300	410	450	490	城之峰	150	200	430	490	530	向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	450	530	平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	<p>一般貸切旅客自動車の運賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運賃料金の種類</th> <th>算出単位</th> <th>中型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準 運賃</td> <td>料制運賃</td> <td>480円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>101kgまでの1kgにつき</td> <td>360</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>101kgから300kgまで1kgにつき</td> <td>300</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>時間運賃</td> <td>1時間につき</td> <td>8,800</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基準 料金</td> <td>運送料金</td> <td>1時間につき</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>1時間につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>1泊につき</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>航送料金</td> <td>1時間につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回送料金</td> <td>20kgを超える回送</td> <td>100kgまでの1kgにつき</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>1kgにつき</td> <td>101kg以上の1kgにつき</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊車両割増料金</td> <td colspan="2">運賃の5割以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税連入に伴う運賃料金の加算</td> <td colspan="2">運賃・料金の総額の5%</td> </tr> </tbody> </table>	運賃料金の種類	算出単位	中型車	小型車	基準 運賃	料制運賃	480円	380円	101kgまでの1kgにつき	360	300	101kgから300kgまで1kgにつき	300	260	時間運賃	1時間につき	8,800	7,500	基準 料金	運送料金	1時間につき	2,700	料	1時間につき	5,000	料	1泊につき	24,000	航送料金	1時間につき	5,000	回送料金	20kgを超える回送	100kgまでの1kgにつき	310	1kgにつき	101kg以上の1kgにつき	240	特殊車両割増料金		運賃の5割以内		消費税連入に伴う運賃料金の加算		運賃・料金の総額の5%																				
敬老園 金井川	150	150	150																																																																																																																																		
越路	150	150																																																																																																																																			
長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150	150	180	190																																																																																																																																	
処理場前	150	150	200	240																																																																																																																																	
海星中 学校前	150	160	230	310	350																																																																																																																																
青瀬郵便 局前 瀬尾入口 瀬尾	150	160	230	250	310																																																																																																																																
西部線 入口	230	340	390	450	490																																																																																																																																
県道三 叉路	150	300	410	450	490																																																																																																																																
城之峰	150	200	430	490	530																																																																																																																																
向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	450	530																																																																																																																																
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480																																																																																																																																
運賃料金の種類	算出単位	中型車	小型車																																																																																																																																		
基準 運賃	料制運賃	480円	380円																																																																																																																																		
	101kgまでの1kgにつき	360	300																																																																																																																																		
	101kgから300kgまで1kgにつき	300	260																																																																																																																																		
時間運賃	1時間につき	8,800	7,500																																																																																																																																		
基準 料金	運送料金	1時間につき	2,700																																																																																																																																		
	料	1時間につき	5,000																																																																																																																																		
	料	1泊につき	24,000																																																																																																																																		
	航送料金	1時間につき	5,000																																																																																																																																		
回送料金	20kgを超える回送	100kgまでの1kgにつき	310																																																																																																																																		
	1kgにつき	101kg以上の1kgにつき	240																																																																																																																																		
特殊車両割増料金		運賃の5割以内																																																																																																																																			
消費税連入に伴う運賃料金の加算		運賃・料金の総額の5%																																																																																																																																			
	<p>手打(瀬尾経由)芦浜間</p> <p>区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>芦浜</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	芦浜	150																																																																																																																																		
芦浜	150																																																																																																																																				

提案第 33 号

商工・観光関係事業について

合併協定項目 23 - 16 号「商工・観光関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

商工・観光関係事業について

1. 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
2. ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
3. 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
4. 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5. 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
6. 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
7. 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
8. 川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。

9．観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

10．宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 16号 資料

商工・観光関係事業の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

商工業・企業誘致港振興・観光イベント・宿泊施設関係の事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。
補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。
同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併）

商工観光事業（各種イベント等）の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する

貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。

- (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目処に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

4. 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 （幹事会一次協議）
平成15年12月18日 （幹事会二次協議）
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【商工会議所及び商工会】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内商工会議所、 高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会
目的	市内(高城地区を除く)商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。 高城地区商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。	商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	商工・観光の振興を図るため商工・観光関係団体が行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。
事業内容	・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・後継者対策事業	・経営改善普及事業 ・情報化対策事業 ・市比野温泉杯サッカー大会事業 ・特産品振興事業 ・地域振興活性化事業 ・商品券事業	地域の総合経済団体として、経営基盤の強化を柱とする経営改善普及事業をはじめ地域振興活性化を目的とした日の丸地区の地域興し温泉場商店街整備推進、後継者対策の一環とする職場体験学修をはじめ、地域と一体となった各種イベント福祉事業等行政・各関係機関との連携のもと推進する。	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業
組織	会頭、副会頭3名、専務理事1名、常議員26名、監事3名 会長、副会長2名、理事10名、監事2名	会長1名 副会長2名 理事9名 監事2名 事務局長1名 経営指導員2名 補助員1名 記帳専任職員1名 記帳指導員1名 会員248名(平成13年度末)	会員179名 役員:18名 会長1名、副会長2名、理事13名、監事2名 計18名 事務局:5名 局長、経営指導員、補助員、記帳専任職員、記帳指導職員	会長1名・副会長1名・理事11名・監事2名 会員数128名・総商工業者178名 専務局長1名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	会長1名・副会長2名・理事9名・監事2名 会員数113名・総商工業者146名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
名称	里村商工会	上甌村商工会	下甌村商工会	鹿島村商工会	・商工会の調整が必要になってくる。公共的団体のため調整が難しいが、何らかの形で整理統合できるような検討が必要ではないか。 ・イベント等については、それぞれの地域商店街等の活性化に繋がるため、継続していきたい。
目的	地域の経済団体として、小規模企業者の経営指導と地域商工業の振興を推進するとともに、社会一般の福祉の増進に寄与する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	本商工会は、地区内における商工業者の総合的な改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
事業内容	・経営改善普及事業 ・商業・工業振興事業 ・経営・税務対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業 (主な活動内容) 1 総会・定例会 2 村内清掃 3 夏祭り事業 4 朝市 5 地区青年部夏期大学 6 鹿児島県青年部主張大会 7 パソコン・税務講習会 8 串木野市との交流会 9 花いっぱい運動 10 鹿児島県青年部合同研修会 11 市町村合併討論会 12 その他	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	1・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。 2・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。 3・商工業に関する調査研究を行う。 4・商工業に関する講習会又は講演会を開催する。 5・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う。 6・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。 7・商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し建議する。 8・行政庁等の諮問に応じて、答申する。 9・社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。 10・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 11・全各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う。	
組織	1 会員数:110名 2 役員数:会長1名、副会長1名、理事10名、監事2名 3 事務局:経営指導員1名・補助員1名 記帳専任職員1名	会長1名・副会長1名・理事7名・監事2名・会員数96名 総商工業者104名 [事務局構成 3名] 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	・会長1名、副会長1名、理事11名、監事2名 ・会員数119名、総商工業者166名 【事務局構成 3名】 ・経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	【組織役員】 会長1名、副会長1名、監事2名、理事6名、会員数17名	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		【ふるさと大使】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	・ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	薩摩国川内大使	該当なし	川内市で制度を設けている。	
目的	本市を広く全国に紹介し、本市特産品の活用や観光振興等に資するため、大使制度を設置した。			
大使の種類及び人数	河童特派委員 16人 夢の語部 8人 大綱大将 9人 みずのまち 12人 可愛山大使 18人 計 63人			
選任	各種団体の長や役員、国から本市への出向者、国の出先機関の長、民間事業所、学識経験者、文化・芸能・スポーツ等で活躍する本市ゆかりの者等の中から選び、市長が委嘱する。			
任期	大使の任期は、5年とし再任を妨げない。但し、大使本人から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。また、市長は特別の事由がある時は大使を解任することができる。			
活動等	大使は、それぞれの居住地や職場等において本市を広く紹介するとともに本市特産品の普及宣伝や観光振興に努め、かつ本市のまちづくりへの提言や企業誘致など市政発展の情報提供を行う。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				【企業誘致助成措置】	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会
調整方針(案)	・企業誘致助成措置に関するについては、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	その他町村	
名称	川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金	東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進助成金	立地企業に対する補助、助成制度は有していないが、入来町(入来町産業開発促進条例)、里村(里村工業開発促進条例)ではそれぞれの条例に基づく立地企業の固定資産の課税免除を実施している。	
目的	本市内において工業生産施設等の新設、増設又は移転をしようとするものに対し、助成措置を行う。	本町内に生産施設の建設のために、用地取得及び造成工事等を行ったものに対して補助を行う。	東郷町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して補助を行う。	祁答院町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して助成を行う。		
交付要件	1.用地取得費補助 ・施設工場用地を取得し、工場生産施設等を新設・増設または、移転し3年以内に操業を開始し、新規雇用10人以上で投下固定資産総額2,300万円を超える場合。 ・工業生産施設については、3,000㎡以上の用地取得。 ・情報サービス施設については500㎡以上の用地取得。 ・観光施設については、投下固定資産総額5億円を超える場合について補助を行う。 2.新規雇用奨励金 ・新規雇用者の就労に当たり奨励金を支払う。 新規雇用者*20万円(障害者は30万円) 雇用者により限度額	・製造業で、町と立地協定書を締結していること。 ・10人以上の雇用者があること。 ・工場用地の面積が1,500㎡以上であること。	・工場建設のため用地取得面積が1,500㎡以上 ・操業開始時に10人以上の雇用があること ・町と立地協定を締結すること	・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産取得価格 1,000万円以上 ・新規地元雇用者5人以上 ・法律その他の法令に違反していないこと		
交付対象経費	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	課題・問題点	
交付額	(用地費+造成費)*補助率 補助率は3/10以内。	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	交付対象経費の10分の2以内	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	条例・規則、補助金交付要綱等により交付要件(工場用地取得、造成、雇用人数)、交付額(上限額、奨励金)が決定されている。 新市での偏りのない、全体的な企業の立地を目指すために補助の額等の調整が必要である。 過疎地域の指定など、地域性にあった補助制度を制定するべきである。 新市へ移行する時点では条例等の整備は終了しているべきではないか。	
交付金限度額	・10人以上20人未満の場合 3,000万円 ・20人以上30人未満の場合 5,000万円 ・30人以上の場合 1億円	雇用者10人以上20人未満 2,000万円 雇用者20人以上 2,500万円	2,000万円	3,000万円		
交付時期		操業開始後	操業開始後	操業開始後		
その他(固定資産課税免、奨励金)	工業開発等促進条例により、2,500万円以上の生産設備の新増設を行なった場合、3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光イベント事業】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光イベント事業については、新市に移行後も当然の間現行のとおりとし、随時調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 川内川花火大会(8月) 川内大綱引(9月) がらっばどん祭(11月)[平成15年度] 川内はんやまつり(11月) 御狩場マラソン大会(11月) 新幹線開業関係イベント(調整中) きやんせびるさとフェスタ(調整中) 	<ul style="list-style-type: none"> 丸山桜マラソン大会(4月) 市比野温泉杯サッカー大会(7～8月) 市比野温泉サマーフェスティバル(8月) 遊湯館記念イベント(12月) 市比野温泉「湯の市」(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> いいきファミリーハイキング(4月) 入来パラグライダーフェスティバル(7月) 平成15年度から休止 温泉まつり(7、8月) 平成14年度から休止 八重山高原星物語(8月) 入来町夏まつり(8月) 野外映画祭(ふくろう館長のいいき星空映画館)(10月) フレンドリーカップゴルフ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> とうごう天神梅マラソン大会(1月) 東郷町夏まつり納涼大会(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 梅マラソン大会(2月) 蘭牟田池納涼花火大会(8月) 中高年登山大会(11月) むらおこしカップ市町村対抗女子駅伝大会(12月) 	
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 里村夏まつり(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 上飯夏祭り(7月) 飯大明神マラソン大会(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 竜宮伝説フェスタ(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> うみねこまつり(4月) 港まつり(8月) 若者交流「体験！発見！鹿島村」(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施団体が実行委員会等で全て実施(自治体の関与なし)している事業もあるが、自治体で実施している例も有り、実行委員会等の強化が必要と考える。しかしながら、合併時において、実行委員会等にすべて移管することは難しいと考えるので、支所等にもそのような組織体制(観光部門等)が必要と考える。 イベントは、各自治体の地域に根付いたもので尊重する必要があり、現行のまま新市に引き継ぐ必要があると考える。 今後は実行委員会組織等の強化を図り、体制づくりをして事務の移管を進める必要があると考える。 新市に移行後将来においては、特定地域に偏ることなく新市のイベントとして何がふさわしいのか補助額等を含め総体的に検討する必要があると考える。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業			【観光施設維持管理】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
施設名称	せんだい宇宙館 西方海水浴場 唐浜キャン普海水浴場 寺山いこいの広場	道の駅観光拠点施設「遊湯館」	愛宕ビスタパーク 鉄道記念館と八風公園 向山自然公園	藤川天神「臥竜梅」 梅つつみ等及び桜管理 東郷温泉ゆつたり館多目的広場維持管理 とうごう五色親水公園	蘭牟田池県立自然公園 世界一郷水車・竜仙館
管理方法	川内市民まちづくり公社へ委託 西方海水浴場振興会へ補助金 川内市民まちづくり公社へ委託 川内市民まちづくり公社へ委託	(株)遊湯館と管理委託契約	～ 業者委託	東郷町観光協会 シルバー人材センター 町維持管理 シルバー人材センター	ア.町作業班、イ.シルバー人材センター委託、 ウ.森林組合への委託 ア.作業班、職員
管理内容	施設の維持管理 休憩所・シャワー・トイレ・駐車場等 休憩所・シャワー・トイレ・常設テント等 施設の維持管理	直売所棟・便所棟・駐車場等	～ 草払い等	清掃委託 川内川梅づつみ及び県道路傍梅管理 芝生広場、樹木等の維持管理 バンガロー等管理	一周道路、サイクリングロード、キャンプ場、公園、外 輪山登山コース 世界一郷水車、水路、池、竜仙館
実績 (平成13年度)	21,931千円、 1,620千円、 4,897千円	5,000千円	3,548千円、 1,218千円、 2,415千円	745千円、 479千円、 千円、 7,920千円	ア.7,050千円、ウ.2,005千円 4,500千円
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
施設名称	長目の浜展望所 市の浦キャンプ・海水浴場	上甌村県民自然レクリエーション村 観光センターながめ はまゆう園 田之尻展望所・中川原展望所・帽子山展望所他 長崎鼻遊歩道 梶原源太の墓等	観音三滝公園・前の平展望所・手打海水浴施設・芦 浜海水浴施設 観音三滝キャンプ場・片野浦キャンプ場・芦浜キャン プ場 尾岳遊歩道・壁立遊歩道・観音三滝公園・貴船観音 公園・釣掛崎自然公園・灯台・手打ふれあい広場・薩摩 半島眺望の丘・しんきろうの丘・経塚遊歩道・松島展望 所・ふれあいの森 釣掛崎自然公園公衆便所・多目的広場公衆便所・ 手打ふれあい広場公衆便所・手打港待合所公衆便所・ 小泊公園公衆便所	離島住民生活センター 花瀬緑地公園 健康交流公園 島ノ鼻山展望所 ヘリポート公園 閣落展望所 八尻展望所 多目的広場 百合草原閣落 ふれあいパークかしま 夜萩丸山公園	<海水浴施設> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっている海岸有り。事故 等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にあるキャンプ場等を含めて総合的な 管理公社等を設置するか、委託等を考える必要が ある。 ・委託に変更すると、管理費用が高くなるので現行 の補助金のままで新市に引き継ぐ海岸有り。 <キャンプ場> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっているバンガロー有 り。事故等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にある海岸管理等を含めて総合的な管 理公社等を設置するか、委託等を考える必要があ る。
管理方法	里村観光協会に委託	村管理 上甌村観光協会へ委託 上甌村シルバー人材センターへ委託	各公民館・女性会 シルバー人材センターへ委託 個人 個人	～ 村管理	
管理内容	展望所・トイレ キャンプ場・管理棟・バンガロー・テニスコート等	バンガロー、ゴーカート、海水浴場施設管理 観光センター維持管理 キャンプ場・トイレ・シャワー室管理 草刈・剪定の管理 展望所の清掃及び維持管理	展望所・トイレ・公園 キャンプ場 草刈・剪定・施肥・消毒の管理委託 トイレの清掃及び維持管理	施設の維持管理、海水浴場・遊具(トイレの清 掃及び草刈) 遊具(トイレの清掃及び草刈) 展 望所(草刈及び野焼き) ヘリポート(草刈) 展望 台(草刈) 展望台(草刈) (トイレの清掃及び草 刈) 草刈 トイレの清掃及草刈リ・浄化槽管理委 託 草刈	
実績 (平成13年度)	0千円、 830千円	7,470千円、 675千円、 36千円、 328千 円、 47千円、 66千円	公園・展望所 月20千円、海水浴施設 72千円 月136千円 年額1,800千円 50千円	207千円、 199千円、 1,113千円、 107 千円、 100千円、 100千円、 168千円、 6 6,528千円、 430千円、 312千円 0千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業			【観光船管理運営】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村	課題・問題点
船名	きんしゅう (水中展望船 定員50名、17トン)	観光船かのか (定員26名、15トン)	おとひめ (定員26名、17トン)	該当なし	・甌島においては、海は観光の目玉でもあり今後も運行を続ける必要がある。 ・新幹線開業に伴い甌島観光ルートをおおいにPRし、観光客誘致を行い利用者増に努める必要がある。
目的	里村の恵まれた自然や資源を活用し、観光及びレクリエーションの場を提供することにより、村の活性化を図る。	甌島の恵まれた海洋性自然環境を観光し、村の活性化を図るため観光船を置く。	下甌村の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、村の活性化を図る為、観光船を置く。		
停泊港	里港	上甌村 中甌漁港	下甌村 手打港		
事業主体	里村、(株)産業振興公社への管理委託	上甌村	下甌村		
運行内容	1 運航期間:通年 2 所要時間及び料金 ・Aコース40分(大人1,500円 小人750円) ・Bコース60分(大人2,000円 小人1,000円) 割引について 身体障害者及び精神薄弱者:5割引 団体(15名以上から)一般:1割引 学生:大人3割引 小児1割引 大人は中学生以上,小児は小学生以下。 3 出航時間 9:30~、14:00~の2回 随時運航あり。 4 運休日 船舶の定期検査期間。	・毎年4月~10月までは中甌港を起点とし、西海岸コース・東海岸コース観光遊覧コースを実施する。 ・西海岸コース 大人1回2,000円・小人1回1,000円 ・東海岸コース 大人1回1,000円・小人1回500円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・団体(15名以上) 上記金額の1割引	・毎年7月から9月までは観光遊覧コースを実施する。手打港を起点として、下甌村の東海岸、西海岸を遊覧する。 ・定置網コースは、手打港を起点として定置網漁業を観光する。 ・スクーバダイビングコースとは、観光船を使用してスクーバダイビングを行う。 ・船釣りコースとは、観光船を使用して船釣りをし、遊覧等を行うコースをいう。 ・遊覧コース 大人1人 2,000円・小児1人 1,000円 ・スクーバダイビングコース タンク1本 2,000円 ・船釣りコース 近海 1回 30,000円 ・遠海 1回 50,000円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・出航時間 9:30~(90分),14:00~(90分)の2回		
その他		[緊急時の運行] 観光船かのかは緊急時はその目的以外に使用する。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光協会】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	
目的	歴史と文化と人とのふれあい観光せんだいの創造を目指して、県・市・会議所等と密接に連携して必要な事業を行い、会員と共に魅力ある協会運営を図り観光行事及び観光案内・宣伝等に資する。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町産業経済の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	観光思想の普及徹底、町内観光資源の調査研究並びに観光客の誘致、観光施設の建設並びに整備改善とその促進等その他。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町の観光の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	会員相互の連絡、協調のもとに町内観光資源の開発並びに観光事業の推進を図る。本町産業経済の振興と文化向上の実績を目的とする。	
内容	県・市・商工会議所等と連携した事業の開催、観光案内・観光振興を行う。 又、会員の観光に対する意識高揚もはかり、川内観光地化を模索する。	地域活性化並びに住民福祉の向上のため、観光振興推進事業を行う。	理事会月1回、全体会2回、行政懇談会、入来町夏まつり、北さつま物産展、鉄道記念館公園ライトアップ、観光用パネルの作成	・会員研修・交流事業・景観づくり啓発事業・観光客誘致(観光地・農家との連携)・観光案内、PR・キャンペーン活動推進事業・西郷隆盛愛犬ツン銅像清掃	・観光思想の普及・観光資源の調査研究並びに開発・観光事業各種団体及び機関との連絡提携・観光施設の広報宣伝・観光客の誘致対策並びに接遇研修・観光物産の調査研究並びに生産指導・土産品等の販売及び鞆・夏祭り納涼花火大会等観光事業の実施	
会員数	会員:約270名(平成14年度) (会員・特別会員)	会員:130名 役員:19名	会員:56名	会員:88名	1号会員(正会員)11名 2号会員(正会員)78名 賛助会員 90名	
会費	1口:2,000円	1人2,000円	1人2,000円	年 2,000円	1号会員(正会員)10,000円以上 2号会員(正会員)2,000円以上 賛助会員 1,000円	
事務局体制	事務局職員2名(内1人は、事務局長)	樋脇町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	入来町観光協会の事務局を企画開発課内に設置する。	東郷町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	・会長・副会長2名・理事12名・監事2名・事務局企画開発課	
分野名	里村	上甞村	下甞村・鹿島村		課題・問題点	
名称	里村観光協会	上甞村観光協会	該当なし			
目的	村及び観光事業関係者相互の連絡協調のもとに、里村における観光資源の保存開発及び健全な発展を図るため、必要な事業を行い、会員の経済活動を促進するとともに、里村の産業の発展に寄与する。	村の観光振興及び地域振興に寄与している村観光協会の運営の助成。			・市町村によって、運営補助・事業・イベント等の補助と額に違いがある。 ・新市に移行後には、観光協会の改編を検討していく必要がある。 ・観光協会のメニュー事業の一つである。 ・事務局を役場に置いている町村がある。合併後は、自主運営の必要がある。 ・新市に移行後、ひとつの観光協会となる必要があるが、現在の状況では、早急な合併は難しいようである。新市に移行後、調整をする間、連絡協議会等の設立をするか、各市町村協会の支部として捉えて合併を進めるか、検討・考慮する必要がある。	
内容	観光資源の調査研究及び開発・観光に結びつく各種産業の調査及び連絡協調・観光施設の充実改善・観光地・観光コース等の選定及び整備促進・観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致案内・観光に関する印刷物の刊行・観光事業従事者の教養訓練・島民に対する観光に関する認識の向上及び普及・観光に関係を持つ各種団体との連絡協調。	協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、より一層充実した観光案内、またテレホンカード・名刺台紙等作製販売を行ない本村を紹介し、多くの観光客の誘致に努める。				
会員数	平成14年度会員数:51名	会員:55名				
会費	一律:2,000円	年会費1,500円				
事務局体制	里村役場経済課 事務局長:経済課長, 事務職員:産業振興係	上甞村役場企画課				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		[ウォーターQueen・キング]	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	川内観光協会	該当なし	川内ウォーターQueen・キング 1市だけの実施であるが、新市に移行後は、新市の範囲内での代表選考が必要である。	
目的	川内市の紹介、観光宣伝、団体等の開催する行事に出務するQueen・キングの出務等の運営にあたる。			
内容	応募・運営及び出務等の運営全般			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光関係団体】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針（案）	・観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 川内市旅館組合 川内高城温泉振興会 九州観光都市連盟 鹿児島県14市観光連絡会議	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 九州・沖縄道の駅	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県キャンプ協会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 鹿児島県キャンプ協会 観光振興推進協議会	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	
名称	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甌島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 甌島観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館組合については、新市において新しい旅館組合を設立して、関係者・機関の連携の拡大・誘客の活性化を図る必要がある。 ・地域性のある独立国は、地域振興に係る部分であり必要と考える。 ・スポーツ合宿誘致対策の受入団体との調整及び組合の組織の改編を考慮する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			〔宿泊施設〕	産業経済部会 宿泊施設分科会
調整方針(案)	・宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村
名称	きんかんの里ふれあい館	東郷温泉ゆったり館	財団法人鹿児島勤労者いこいの村	里村交流センター「甌島館」	観光研修複合施設「すのさき荘」
位置	入来町浦之名5264-7	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	祁答院町蘭牟田1806	里村里1619番地15	上甌村中甌 313番地の1
設置団体	入来町	株式会社東郷温泉ゆったり館	雇用能力開発機構	里村,里村漁業協同組合,里村商工会,里村観光協会	上甌村
設立	平成9年4月1日	平成14年2月18日	昭和53年10月1日	平成7年12月8日	昭和58年7月1日
資本金		1億円	出資金	43,000,000円	
役員構成	ふれあいの里営農組合(理事13名・監事2名)	・代表取締役 森園正堂・取締役 和田 国昭(助役)・取締役 知敷憲一郎(総務課長)・監査 中村昌弘	・理事長(県商工観光労働部長)・副理事(町長)・理事6名・監事2人	代表取締役1名,取締役4名,監査役2名	
施設の内容	和室・交流室・レストラン・特産品販売所等、客室3室、最大宿泊数32名	温泉施設 大浴場2、宿泊施設 最大39名宿泊可	鉄筋コンクリート造り、地下1階地上4階宿泊客室24室	温泉施設:大浴場2(男・女) 宿泊施設:部屋数39,最大宿泊数82名 会議室:大1室,中1室,小2室	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室11室
運営協議会の状況				運営については、株式会社甌産業振興公社に委託している。	村は観光協会と委託契約して、又、観光協会は個人と委託契約で運営管理を行なっている。
分野名	下甌村	その他市町村		課題・問題点	
名称	下甌村離島体験宿泊施設竜宮の郷	該当なし		1.名称及び位置 ・各市町村で経営体の状況等に相違があり現段階での統合の調整は困難である。合併後に検討委員会を設けてじっくり検討する必要がある。 ・現在の名称で、長い間営業をしており名称は定着している。利用者に対しても、名称の変更は避けるべきと考える。	
位置	下甌村手打2040番地			2.施設の運営協議 ・既存の協議会については、役職員(メンバー)等の見直しをする必要があるが、基本的にはそのまま引き継ぐ。 ・経営方針については、各施設とも統一性を持って運営していく必要があるため、経営方針等の協議をする会議を速やかに立ち上げる必要がある。 ・現在ある、それぞれの施設に於いての会議(取締役会)等の構成員や連絡調整機能を確立する必要があると考える。 ・各施設で運営形態が異なるので、各施設ごとの運営協議会等も必要であるが、全施設による運営協議会等を設置する必要がある。	
設置団体	下甌村				
設立	平成5年9月1日				
資本金					
役員構成					
施設の内容	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室13室				
運営協議会の状況	規則で定めるもののほか、竜宮の郷の運営管理について必要な事項は支配人が村長の承認を得て別に定める。				

提案第34号

建設関係事業について

合併協定項目23-17号「建設関係事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

建設関係事業について

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

建設関係事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 建設・住宅・都市計画等に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

道路や住宅、都市計画等の建設関係事業について、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

都市計画マスタープラン策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
緑の基本計画策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
住宅マスタープランに関すること
新市において、新たに策定する。
地域高齢者住宅計画に関すること
新市において、新たに策定する。
老人アパート（高齢者住宅）に関すること
新市に移行後、制度の統一を図り実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 都市計画事業の取扱い
都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。
- (2) 道路事業の取扱い
道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。
- (3) 河川事業の取扱い
河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。
- (4) 住宅事業の取扱い
住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

建設関係

- (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

都市計画関係

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

住宅関係

- (1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

都市計画・建設事業

(1) 市町道等の管理等

- ① 市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
- ② 市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
- ③ 認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
- ④ 生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

(2) 都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の認定をすることができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都市計画の目標
 - (2) 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - (3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)

(公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日	各市町村協議回答
平成15年11月20日	(幹事会一次協議)
平成15年12月18日	(幹事会二次協議)
平成15年12月24日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-17 各種事務事業取り扱い(建設関係事業)						専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会			
調整方針	市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	
市町村道の現況 (平成14年4月1日現在)											
路線数(本)	1,441	231	204	149	224	62	65	40	59	2,475	
一級	43	6	4	5	8	3	2	7	3	81	
二級	60	17	13	13	9	6	2	13	2	135	
その他	1,338	208	187	131	207	53	61	20	54	2,259	
実延長(m)	797,607	156,525	148,793	104,763	162,896	35,765	24,996	52,284	15,763	1,499,392	
一級	76,405	10,746	15,380	9,255	22,695	4,434	3,766	26,604	2,596	171,881	
二級	88,279	31,471	37,686	23,903	15,510	5,009	1,608	12,131	1,262	216,859	
その他	632,923	114,308	95,727	71,605	124,691	26,322	19,622	13,549	11,905	1,110,652	
改良済延長(m)	365,976	109,140	71,601	68,799	93,373	30,998	20,139	28,604	4,393	793,023	
改良率(%)	45.9	69.7	48.1	65.7	57.3	86.7	80.6	54.7	27.9	52.9	
舗装延長(m)	705,535	146,965	140,336	98,232	144,952	33,999	21,980	52,112	12,565	1,356,676	
舗装率(%)	88.5	93.9	94.3	93.8	89.0	95.1	87.9	99.7	79.7	90.5	
認定基準	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
・認定路線の基準	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で市長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)入来町の区域内にある道路 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)集落を相互に連絡する道路 (6)その他町長が必要と認めた道路	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落及び県道と主要公益的施設を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落内を通り、生活のために利用する道路 (5)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	
・既存道路の構造等	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例あり) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		・延長、幅員等の基準は設けていないが、幅員は3m以上が目安				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)				専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会			
調整方針		公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
公営住宅の設置状況(平成15年4月1日現在)											
公営住宅	目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。									
	基準等	公営住宅法、各市町村の条例で規定									
	家賃等	500円～49,400円	2,700円～36,800円	2,500円～40,800円	2,900円～28,000円	1,700円～26,300円	5,400円～21,700円	5,400円～28,000円	7,600円～17,400円	9,500円～21,100円	
	敷金等	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	
	団地数	42	13	15	13	7	6	6	15	3	120
	戸数	1,362	149	191	176	93	39	51	94	41	2,196
特定公共賃貸住宅	目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。									
	基準等			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条及び7条に準じる		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得					
	家賃等			40,000円		19,000円～22,000円					
	敷金等			家賃の3か月分		家賃の3か月分					
	団地数			1		6					7
	戸数			2		35					37
一般住宅等	住宅区分名		一般住宅		一般住宅	一般住宅	村民住宅	ふるさと住宅	単身者向住宅	村民住宅	
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、高齢者等向町営住宅以外の住宅		国の補助を受けて建設した住宅以外の町営住宅	町内外の企業、地場産業等に就労する後継者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	住居に困窮する者に対して賃貸する住宅	定住人口の増嵩に資するための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	
	基準等		町内居住の連帯保証人がある者 町税を滞納していない者 高齢者以外		所得制限により公営住宅へ入居出来ない者の入居	町内外の企業等に就労する後継者等同居が必修	村内に居住又は勤務場所を有する者	村内に住所を有する者	満40歳未満 村内に勤務	村内に居住又は勤務場所を有する者	
	家賃等		10,000円～30,000円		18,000円～40,000円	19,000円～21,000円	22,000円～27,000円	10,000円～27,000円	16,000円	12,000円～23,000円	
	敷金等		家賃の3か月分		なし	家賃の3か月分	なし	なし	家賃の3か月分	なし	
	団地数		4		6	15	4	4	1	3	37
	戸数		9		12	36	15	13	9	11	105

協定項目		23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)					専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会		
調整方針											
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般住宅等	住宅区分名		高齢者等向町営住宅		まちづくり促進住宅	独身者住宅		賃貸借住宅 (NTT住宅)	漁業従事アイターン 者用住宅		
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、一般住宅以外の住宅		町内外の企業、地場産業等に就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	企業の育成、労働者の生活安定及び社会福祉の増進を図るための住宅		村が建物賃貸借契約に基づき管理する賃貸借住宅	漁業体験教室等に参加し、定住するアイターン者の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅		
	基準等		満65歳以上の高齢者又は「寡婦、身障者町内居住の連帯保証人がある者町税を滞納していない者		世帯向け住宅は同居が必修 独身者向け住宅は満35歳未満で、入居期間は7年以内	町内企業に勤務する独身者		村内に住所を有する者	村が実施する漁業体験教室に参加したアイターン者 漁業に従事するためにアイターンしたもので、本村に定住する者		
	家賃等		15,000円		世帯向け 50,000円 独身者向け 30,000円	13,000円		15,000円、 32,500円	6,000円～ 8,000円		
	敷金等		家賃の3か月分		家賃の3か月分	家賃の3か月分		なし	なし		
	団地数		2		1	1		1	3		8
	戸数		4		10	20		4	7		45
一般住宅等	住宅区分名							老人向住宅	一般住宅		
	目的							老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とした住宅	村内に住所を有する者		
	基準等							上甌村営住宅使用料徴収条例の規定による	行政財産として建物賃貸借契約を締結している。		
	家賃等							5,400円	19,000円		
	敷金等							なし	なし		
	団地数							1	1		2
	戸数							6	1		7
総戸数		1,362	162	193	198	184	54	74	111	52	2,390
平成15年度に建築中の戸数	<公営住宅> ハイタウン平佐住宅(既存) 2棟8戸			<公営住宅> 愛宕住宅(既存)1棟4戸		<特公賃> 大村住宅(既存)1棟4戸	<一般住宅> 中樋地区1棟4戸 (公営住宅1戸廃止予定)			<一般住宅> 奥園単身住宅(特定離島振興住宅)1棟2戸	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>都市計画審議会 都市計画に関する事項を調査審議するための機関</p> <p>(参考:都市計画の定義) 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画</p>	<p>【川内市都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期4年) 学識経験のある者:3名 市議会の議員:5名 関係行政機関又は県の職員:1名 その他市長が必要と認める者:1名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 委員 4,700円 費用弁償 0~590円</p>	<p>【樋脇町都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:9名(任期2年) 学識経験のある者:4名 町議会の議員:4名 町住民の代表:1名</p> <p>2 報酬 委員 5,700円 費用弁償 1,100円</p>	<p>【入来都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期2年) 学識経験のある者:3名 町議会の議員:4名 県の職員:1名 町住民の代表:2名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 会長 6,300円,委員 6,200円 費用弁償 950円</p>	都市計画区域なし
<p>都市計画の概要</p> <p>【都市計画区域】</p> <p>指定年月日 S9.5.22</p> <p>最終決定年月日 S60.5.15</p> <p>都市計画区域面積 10,050ha</p> <p>都市計画区域内人口 65,218人(H12国勢調査)</p> <p>区域区分(線引き)の有無 無</p> <p>用途地域面積(全12種類) 1,329ha(11種類)</p> <p>D/D面積 A = 630ha</p> <p>その他の地域地区の有無 川内臨港地区(12.3ha)</p>	<p>S25.2.21</p> <p>H4.11.2</p> <p>3,173ha</p> <p>7,200人</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>S25.2.21</p> <p>S44.4.20</p> <p>570ha</p> <p>3,003人(H12国勢調査)</p> <p>無</p> <p>80ha(6種類)</p> <p>無</p> <p>伝統的建造物群保存地区(19.2ha)</p>		
<p>【主な都市施設】</p> <p>・都市計画道路</p> <p>・都市計画公園</p> <p>・公共下水道</p> <p>・都市下水路</p>	<p>32路線:計画延長48.2Km</p> <p>街区公園(14箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>近隣公園(3箇所,計画面積 7.1ha)</p> <p>地区公園(1箇所,計画面積 4.8ha)</p> <p>総合公園(1箇所,計画面積99.1ha)</p> <p>運動公園(1箇所,計画面積48.9ha)</p> <p>計画処理区域:494ha,計画処理人口:18.3千人</p> <p>4下水路:計画延長6.8km</p>	<p>1路線:計画延長0.5km</p> <p>街区公園(2箇所,計画面積 0.9ha)</p> <p>近隣公園(2箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>5路線:計画延長5.3km</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	
<p>【市街地開発事業】</p> <p>・土地区画整理事業</p>	<p>施行済地区:7地区(A = 278.2ha)</p> <p>施行中地区:2地区(A = 84.9ha)</p> <p>計363.1ha,施行中:天辰第一地区,川内駅周辺地区</p>	<p>無</p>	<p>施行済地区: 無</p> <p>施行中地区:1地区(A = 14.8ha)</p> <p>施行中:温泉場地区</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
都市計画区域マスタープラン				該当なし
都市計画基礎調査実施年	H13年度	H7年度	H5年度	
策定予定年月(都市計画決定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	
市町村マスタープラン				
策定年月(予定)	H16.3(予定)	無	H16.3(予定)	
住民参加手法	ワークショップ開催(計6回)		まちづくり委員会(計6回)	
地域別構想(地域割り数)	都市計画区域内8地域別		5地域別	
策定内容(目次案)	1本市の現況とまちづくりの課題 (1)本市の位置づけ (2)本市の現況 (3)住民意向調査における本市のかかえる課題 (4)都市づくりの課題(まとめ)		1都市計画マスタープランの概要 2入来町の現況 3上位関連計画の整理 4都市づくりに向けての課題の整理 5都市づくりの基本方針(全体構想) 6部門別計画(全体構想) 7地域づくりの方針(地域別構想) (1)地域特性 (2)地域づくりの課題整理 (3)地域の目指すべき方向性 (4)地域の整備方針 8実現化の方策 9資料編	
(策定趣旨) 住民の意見を反映させながら都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施策の計画等をきめ細かく総合的に定めることを目的とする。	2全体構想 (1)まちづくりの目標 (2)まちづくりの部門別方針 3地域別構想 (1)地域区分について (2)地域カルテ (3)地域別都市づくり構想 4都市計画マスタープランの実現に向けて			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・区画整理分科会
調整方針	土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。 ・新市財政計画と整合を図りつつ、計画的に事業推進していくことを基本に調整を進める。			
項目	川内市	入来町	樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
土地区画整理事業の概要			土地区画整理事業なし	
地区名	川内駅周辺地区	温泉場地区		
目的	本地区は、川内地方拠点都市地域の拠点地区に指定されており、九州新幹線鹿児島ルート上の川内駅建設を契機に道路、公園等の公共施設整備を行い、交通結節及び商業機能を持つ良好で機能的な市街地の形成を目的とする。	本地区は、入来町の中心市街地で歴史ある温泉街であるが、都市施設の改善が遅れ居住環境の悪化が進行し本町の重要な課題となっている。 そこで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に地区内を流れる一級河川・釣尾川の整備を行い、安全で快適なまちづくりを目指し、計画的な市街化を誘導し健全な市街地の造成を図ることを本事業の目的とする。		
内容	川内駅周辺地区のうち、現在、駅東側の一部である9.5haを平成15年度から平成19年度の施行期間として実施している。 なお、この区域は、新幹線関連事業により、先行して事業化する必要があった。	温泉場地区、24.5haのうち、現在、第一工区として14.8haを平成12年度から平成23年度の施行期間として実施している。 なお、全区域を同時に施行すると多額の事業費を要することからこの区域を先行して事業化したものである。		
地区名	天辰地区			
目的	本地区は、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けた、本市の核となるべき地区であり、骨格を形成する都市計画道路の新設、一級河川・川内川の拡幅整備とともに区画道路、公園等の都市基盤整備を行い、機能的で居住環境良好な新市街地の造成を目的とする。			
内容	天辰地区、約180haのうち、現在、第一地区として75.4haを平成9年度から平成25年度までの施行期間として実施している。 なお、全地区を同時に施行すると事業期間が著しく長期に及ぶことから、この区域を先行して事業化したものである。			

学校教育事業について

合併協定項目 23-19 号「学校教育事業」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

学校教育事業について

- 1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 3 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - (3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。
 - (2) 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成 17 年度当初を目途に調整する。
- 7 奨学金支給事業については、平成 17 年度当初を目途に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成 16 年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

学校教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 教育総務及び学校教育に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

学校教育事業においては、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。
- ・ 通学区域については、現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 教育委員会表彰に関すること
新市に移行後、速やかに制度化を図る
- ・ 通学区域に関すること
当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
- ・ 児童・生徒の就学援助等に関すること
国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。
- ・ 学校給食に関すること
小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。
- ・ 児童・生徒の健康管理に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 就学時健康診断に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 学校施設開放に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。
- ・ 幼稚園
 - ① 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。
 - ② 保育時間は、新市において統一して実施する。
 - ③ 給食は、現行のとおりとする。
 - ④ 入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。
 - ⑤ 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。
- ・ 各種委員会等
心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。
- ・ 学校給食の取扱い
 - ① 施設等
当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。
 - ② 運営委員会
新市において、新たに設置する。
- ・ その他事業
奨学金については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。・・・略・・・

4 参考法令等（条文等抜粋）

学校教育法（昭和22年法律第26号）

〔学校の設置者〕

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

②・③ 略

〔設置基準〕

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第4条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校…略…のほか、学校…略…の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

(1) 略

(2) 市町村の設置する…略…幼稚園 都道府県の教育委員会

(3) 略

②～⑤ 略

学校給食法（昭和29年法律第160号）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

5 . 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)										【学校の設置及び廃止】				教育部会 教育総務・給食分科会			
調整方針(案)		現行のまま新市に引き継ぐ。																	
川内市																			
学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡	学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡
			建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡							建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡			
亀山小学校	宮内町1680	M5	S40-H11	4,623	S48	697	480	8,282	22,107	陽成小学校	陽成町4630	M18	S49-S59	1,384	S55	532	238	3,176	12,652
可愛小学校	御陵下町4-30	S26	S41-H12	5,681	H2	1,048	525	7,455	20,621	湯田小学校	湯田町4422	M11	S41-H13	1,463	H6	600	400	3,457	10,367
川内小学校	向田町1425	M11	S34-H11	4,369	S44	595	500	5,742	21,254	西方小学校	西方町3331-1	M3	S39-H9	1,169	H10	600	238	4,179	9,070
隈之城小学校	隈之城町1392-1	M7	S37-S63	5,901	S63	1,048	525	7,995	21,669	川内北中学校	花木町17-60	S22	S36-H11	6,513	S56	1,202	400	10,269	25,075
平佐西小学校	平佐町2193	M5	S30-H12	6,144	S46	719	525	4,885	18,416	川内南中学校	平佐町985	S35	S36-H11	6,110	H7	1,222	400	19,593	45,579
平佐東小学校	中村町7401	M3	S33-H8	1,746	S47	494	390	4,078	11,296	水引中学校	水引町7602-1	S22	S55-H13	2,340	H8	830	400	5,910	20,617
水引小学校	水引町5349-1	M6	S37-H2	2,515	S48	508	400	5,281	14,993	高江中学校	高江町654-1	S22	S41-H12	1,834	S53	629	350	5,120	10,622
永利小学校	百次町959	M6	S35-H14	3,342	S48	478	400	7,327	27,282	高城西中学校	湯田町4321	S22	S57-H6	1,886	S46	510	400	6,751	13,942
峰山小学校	高江町526-1	M2	S44-H6	1,886	S48	434	400	4,274	11,734	川内中央中学校	平佐町5000	S57	S57-H2	7,201	S57	1,446	400	26,324	60,603
寄田小学校	寄田町253	M13	S53-H1	1,034	H12	600	238	3,148	8,357	平成中学校	城上町610	H3	H2-H8	2,923	H3	830	400	11,160	30,043
滄浪小学校	久見崎町158	M9	S41-H3	655	S63	564	238	2,066	6,627	八幡幼稚園	田海町3683-1	S47	H6	313				378	1,553
八幡小学校	田海町3683-1	M13	S36-S60	1,486	H4	797	400	4,068	12,010	陽成幼稚園	陽成町4623-1	S47	H4	180				400	1,723
育英小学校	中郷三丁目147	M3	S38-H13	2,336	S53	532	400	9,605	18,970	湯田幼稚園	湯田町4422	S48	H12	134				206	602
高来小学校	高城町1326	M2	S35-S60	1,452	S47	378	400	5,865	11,805	寄田幼稚園	寄田町253	S49	H2	123				441	1,173
城上小学校	城上町4525-1	M12	S52-S63	1,742	H9	797	238	4,205	10,686	城上幼稚園	城上町4387	S49	H8-H9	182				419	840
吉川小学校	城上町7080-1	M23	S53-H7	1,073	H8	600	238	3,108	9,450	亀山幼稚園	五代町635	S54	S62-H7	732				3,054	4,661

提案第36号

コミュニティ施策の取扱いについて

合併協定項目23-20号「コミュニティ施策の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

コミュニティ施策の取扱いについて	
1	地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
2	市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
3	行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
4	地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5	基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
6	NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 20号資料

コミュニティ施策の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、新しいまちづくりに市民が積極的に参加する環境をつくるには、幅広いコミュニティ施策の推進を図る必要がある。

2 提案の理由

コミュニティ活動への積極的な支援と市民のボランティア活動への参画を推進するためのコミュニティ施策への取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

岐阜県東濃西部合併協議会（平成17年3月目標 新設合併）

新市において、住民との協働のまちづくり及び安心して暮らせるまちづくりを引き続き推進するため、次のとおりとする。

- 1 自治組織については、3市1町の自治会等の実情を尊重しながら、合併時に統一できるように調整に努め、引き続き充実を図る。
- 2 地域まちづくり組織と市民活動団体等の支援については、引き続き支援を図る。

岡山県邑久郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- 1 自治会・コミュニティ組織は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、審議会等を設置し、統一に向けた検討を行う。
- 2 コミュニティ推進助成事業は、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併時に要綱を制定し、実施する。
- 3 集会所、放送施設助成事業は、長船町の例をもとに合併時に要綱を制定し、実施する。

岐阜県海津郡3町合併協議会（平成16年3月29日目標 新設合併）

- 1 自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時にできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

愛媛県新居浜市・別子山村合併協議会（平成15年4月1日 編入合併）

- 1 コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以降3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

4 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 （幹事会一次協議）
平成15年12月18日 （幹事会二次協議）
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
行政連絡員・連絡員	<p>1 目的 行政と各公民会並びに各地域との緊密な連絡・連携を図るため各公民会長に地区行政連絡員を各校区公民会連絡協議会長に校区公民会連絡協議会長に校区行政連絡員を、地域との連携を図るために、以前支所のあった地域の校区公民館主事に川内市行政連絡員を委嘱。</p> <p>2 内容 地区行政連絡員(公民会長)・・・339人 (委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認(業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付で電算出力により配布)(報酬) 無報酬 校区行政連絡員(校区公連会長)・・・19人(各小学校区) (委嘱業務) ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 無報酬 川内市行政連絡員・・・校区公民館主事12人 19小学校区中、平佐東、水引、永利、峰山、寄田、滄浪、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方 (委嘱業務) 住民票、戸籍抄本、戸籍謄本、年金現況届の交付申請及び各課への事務連絡 (報酬) 無報酬</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落公民館長を行政連絡員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内92公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内68集落公民館長を連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内71公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年45,900円 戸数割 距離割は各公民会によって異なる。</p> <p>3 入来町での名称 連絡調査事務員</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内43集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内43公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)報酬 均等割+戸数割+農家戸数割で交付 平成14年度予算 計10,628,200円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内32集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内32公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)委託料等 運営補助金として支出している 公民館割 49,200円 実行班割 38,900円 戸数割 3,900円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人 (委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委託料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年/1,445,900円</p>	<p>(目的及び設置) 村政の円滑を図り住民との連携、調和を密接にするため各大字ごとに駐在所長1名及び駐在員若干名を置く</p> <p>(任務) 駐在所長 ・村と当該地区との行政連絡及び調整 ・当該地区における駐在員の統括 ・当該地区における自主防災に関する事項</p> <p>・上記の他、当該地区に関連する事項で村長が依頼した事項 駐在員 ・公文書の各世帯への配布及び収集 ・上記のほか、各世帯への連絡事項及び各世帯からの徴収事務 等で村長が依頼した事項 (報酬) 駐在所長 7名×月額62,800円 駐在員 22名×月額18,700円</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置</p> <p>役場連絡員(区長)6名 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 1.村と当該地区との行政連絡及び調整 2.当該地区内における駐在員の統括 3.集会施設(地区公民館として使用)の使用料徴収 4.その他村長が依頼した事項(駐在員)</p> <p>1.広報等配布 毎週1回、随時 2.各種調査依頼・回収及び募金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 H13実績 役場連絡員:6,996,000円/年(6地区分) 駐在員:戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>新市に移行後速やかに調整する。</p>

社会教育事業について

合併協定項目23-21号「社会教育事業」について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

社会教育事業について

- 1 社会教育
 - (1) 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。
 - (2) 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、旧町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。
 - (3) 成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、旧町村の成人式についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。
- 2 文化振興
 - (1) 文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (2) 史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。
 - (4) 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 スポーツ振興
 - (1) 市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、旧市町村単位で調整する。
 - (2) 総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 教育振興施設

教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

社会教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 社会教育、文化振興、スポーツ振興及び教育振興施設に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努め、住民サービスの低下を生じないように再編する観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。
- ・ 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。
- ・ 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。
- ・ 町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 生涯学習推進計画に関すること
新市において、新たに策定する。
- ・ 青少年の健全育成に関すること
新市において事業全般のあり方を調整する。
- ・ 集会所等に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ その他社会教育事業に関すること
当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。
- ・ 文化財の保護に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ 社会体育施設に関すること
運営については、当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 体育・スポーツ及びレクリエーション事業に関すること
当面、現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 公民館に関すること
公民館については、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。
- ・ 図書館に関すること
図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。
- ・ 菅平少年自然の家（田無山荘）に関すること
菅平少年自然の家については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- ・ 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- ・ 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。
- ・ 各事業等は、新市においても継続して実施する。

4 参考法令等（条文等抜粋）**社会教育法（昭和24年法律第207号）**

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 公民館の設置及び管理に関すること。
- (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- (13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- (14) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- (15) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月13日 各市町村協議回答
平成15年11月20日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		(生涯学習推進体制)	教育部会 社会教育分科会
調整方針 (案)	合併時に川内市の例により調整する			
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
名称	川内市生涯学習推進本部	樋脇町生涯学習推進会議	いきいき入来まちづくり推進会議	東郷町生涯学習推進会議
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長1(川内市長) ・副本部長4(市議会議長・教育長・市公民会連絡協議会長・市女性団体連絡協議会長) ・専門部会(環境整備部会・地域づくり部会・ネットワーク部会) ・推進本部委員83名と幹事会19名(行政職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名 ・副会長2名 ・委員(町長、教育長、小中高校、PTA、文化協会、体育協会、女団連、自公連長、町議会議長、文厚委員長、地区公民館長、町老人クラブ、子供会、観光協会、JA、商工会、社会福祉協議会、民生委員、交通安全協会、企業代表、役場課局長) 計45名 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長3名(助役、収入役、教育長) ・委員(各学校の長、PTAの代表、各分館長、各公民館の代表、各女性団体の代表、社会教育関係団体の代表、町内各企業及び事務所等の代表、有識者、行政関係者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長2名(教育長、社会教育委員会議長) ・運営委員14名(社会教育委員) ・委員36名(助役、議会議長、議会総務委員長、議会経済建設委員長、教育委員長、幼稚園長、学校長、企業代表、文化財保護審議会議長、体育指導委員長、校区公民館長、校区公民館主事、役場課(局・所)長)
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想に関すること。 ・生涯学習に関する施策の総合的な調査、企画及び調整に関すること。 ・生涯学習推進体制の確立に関すること。 ・その他生涯学習推進に必要なこと。 生涯学習推進本部会議、同正副部長会、同部会 生涯学習フェスティバル 生涯学習研修視察	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町生涯学習推進大会の開催 ・地区生涯学習推進大会への参加 ・生涯学習県民フェアへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき入来まちづくり推進大会・じんけんフェスタの開催 ・教育、文化、経済、保健、スポーツ各分野にわたって町民の幸せを高めるための調査研究、情報の提供、連絡調整に関すること。 ・町民参加のもと、「豊かに創造し躍進するまちづくり、人づくり」に関すること。 ・その他、この会の目的達成のため、必要な事業の実施に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想 ・生涯学習推進体制の整備 ・東郷町生涯学習推進大会・フェアの開催
予算	社会教育振興費に生涯学習推進事業費として計上 2,737千円	<ul style="list-style-type: none"> ・独立会計を有せず、社会教育課予算として計上 生涯学習推進会議委員報償金256千円 生涯学習県民フェア一委員報償金160千円 	独立会計を有せず、社会教育総務費より支出 319千円	独立会計を有せず、社会教育課の集団学習奨励費等で講座 を開設している。
市町村名	祁答院町	里村	上甌村・下甌村・鹿島村	課題・検討事項
名称	祁答院町生涯学習推進会議	生涯学習推進会議		
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・会長(1) ・副会長(2) ・部員(45) 町長、助役、収入役、教育長、社会教育委員、教育委員長、学校長、幼稚園長、議会議長、文化協議会長、体育指導委員長、校区公民館長、役場課(局・所)長等48名	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長(村長) ・副本部長(助役、収入役、教育長) ・委員(各課長) 村長、助役、教育庁、各課長(総務、住民、保健福祉、経済、建設)、教育委員会、民間企業代表、婦人会代表、PTA代表、青年団代表、寿クラブ代表、体協代表、文教代表、議会代表、学校代表、農協代表、商工会代表、漁協代表、自治公民館代表、学識経験者、社会教育委員長	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局をどこに置くか。組織の機能化を図る必要がある。 ・推進会議の意義、目的等の見直し ・コミュニティ統合方針との調整
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育係		
業務内容	専門分科会の開催 ・青少年育成部会 ・健康福祉部会 ・文化づくり部会 ・地域づくり部会 祁答院町生涯学習推進大会の開催	里村生涯学習大会の開催		
予算	独立会計を有せず。	独立会計を有せず。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				【図書館・図書室】	教育部会 社会教育分科会
調整方針 (案)	現在の川内市立図書館を中央図書館とし、旧町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に以降後、随時調整する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
施設名	川内市立図書館	樋脇町郷土館図書室 樋脇町中央公民館図書室	入来町郷土館図書室	東郷町中央公民館図書室	祁答院町農業改善センター農事図書室	
蔵書数	158,984冊	19,809冊	16,647冊	16,772冊	16,762冊	
登録者数	28,772人	572人	2,705人	252人	登録制度なし	
開館時間	8:45～21:00(平日17時から21時まで と土・日・祝祭日はまちづくり公社で対応)	郷土館 8:30～17:00 中央公民館 8:30～22:00	9:00～17:00	9:00～18:00	9:00～17:00	
休館日	毎月第4木曜日の8:45～17:00 及び特別図書整理期間	毎週月曜日、1月1日～3日、12月29日～ 31日(郷土館は第3日曜日休館)	毎週月曜日、祝日、第3日曜日、12月29 日～1月4日	第3日曜日、祝日、12月28日～1月4日	12月28日～1月3日	
1回の貸出冊数 及び期間	本館・・・1人5冊以内、2週間以内 移動図書館・・・1人10冊以内、約1か月	1人1回3冊以内、10日間以内	1人1回3冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システム ・移動図書 ・おはなしひろば(読み聞かせ) ・団体文庫貸出 ・読書感想文コンクール ・図書館だより ・図書館教養講座 ・ふれあい図書館講座 ・読書活動推進大会 ・郷土文芸誌「文化川内」発行 ・図書館だより「青空」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進大会(廃棄本の配本) ・小学校・読書グループへの貸出 ・巡回図書 ・広報誌作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ読書感想文・感想画作品展 ・図書室だよりの発行 ・読み聞かせ会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし広場 ・団体貸出 ・乳幼児健診時の読み聞かせ ・読書だより「フレンド」の発行(2ヶ月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなしの時間 ・巡回図書 ・企業図書 ・読書感想画コンクール 	
図書購入費	13,518千円	611,684円	800千円		1,000千円	
市町村名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・検討事項	
施設名	里村中央公民館図書室	上甑村公民館図書室	下甑村立公民館図書室	役場庁舎内図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館と他館との関連 ・職員体制、開館時間、図書システムの調整 	
蔵書数	約7,000冊	3,976冊	11,800冊	3,500冊		
登録者数	111人			695人		
開館時間	8:30～17:00	9:00～17:00	8:30～17:15	8:30～17:00		
休館日	毎週土・日曜日、祝日、12月28日～1月4日	祝日、12月29日～1月3日	なし	祝日、12月29日～1月3日		
1回の貸出冊数 及び期間	・本 1人4冊 ビデオ 1人1本 ・2週間以内		移動図書は1回5冊以内	5冊 14日間		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里村読書の集い(読書感想画・感想文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会施設に県立図書館巡回図書を配本 	<ul style="list-style-type: none"> 移動図書 親子読書講演会 図書システム(パソコン管理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育だより 		
図書購入費	200千円	350千円	600千円	100千円		

川藤地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				[成人式]	教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、旧町村の成人式についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
開催日	1月12日	1月2日	1月3日	1月3日	1月2日	
会場	川内市民会館	ホテルグリーンヒル	入来町文化ホール「サンフラワーいりき」	東郷町中央公民館ホール	祁答院町農村環境改善センター多目的ホール	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 第1部社会教育課、第2部成人式実行委員会が企画・運営 第1部 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 国歌斉唱 3 市民憲章唱和 4 市長式辞 5 議長祝辞 6 来賓紹介 7 記念品紹介 8 成人者代表謝辞 9 閉式のことば 第2部 はたちのつどい <ol style="list-style-type: none"> 1 はたちの主張 2 合唱(市民合唱団) 3 チアリーディング 4 おたのしみ抽選会 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局が共催として行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 励ましのことば(町長) 3 恩師からのことば 4 記念樹贈呈(町木 椿の苗木) 5 乾杯 6 先輩からのメッセージ 7 新成人者近況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局と協議しながら行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 町長祝辞(町議会委員、町議会議長) 3 来賓(町議会議長)祝辞 4 新成人誓いのことば 5 記念品贈呈(新成人代表から町長へ) 6 小・中学校の思い出(パソコン) 	<ul style="list-style-type: none"> 成人式運営委員会を組織し、町主催・教育委員会主管で行う。 式典前…オープニング(琴)・ふるさと「東郷町」の紹介(スライド) 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(助役) 2 国歌斉唱 3 町民憲章唱和(新成人) 4 式辞(町長) 5 あいさつ(教育長) 6 祝辞(町議会議長、町青年団会長) 7 新成人の抱負(新成人代表) 8 記念品贈呈(梅の苗木、町長から新成人代表へ) 9 祝電披露(教委総務課長) 10 謝辞(新成人代表) 11 閉式のことば(教育委員長) 式典後アトラクション(太鼓)・記念写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等を組織し、教育委員会社会教育課事務局とともに行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 式辞(町長) 3 来賓(町議会議長、恩師)祝辞 4 祝電披露 5 記念品贈呈(町長、教育長、選挙管理委員長、婦人会長から新成人代表へ) 6 記念樹目録贈呈 7 新成人代表謝辞 ※ 第2部で意見発表とスライド鑑賞 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> 青少年対策費に成人式開催事業費で計上 908千円 記念品 680千円 司会者 50千円 アトラクション 50千円 印刷製本費 83千円 	<ul style="list-style-type: none"> 記念樹 400円×130人×1.05=54,600円 消耗品費(胸章等) 48,300円 食糧費(飲み物代) 120円×200本=24,000円 印刷製本費 103,950円(冊子及び封筒) 会場借上料 132,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 ¥1,500×約100人 記念写真 新成人が自己負担 印刷製本費 ¥44,100(新成人名簿) 通信運搬費 ¥23,000(案内はがき、写真送付) 盆栽代 ¥10,000 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 1,000円×90人 出演団体謝金 80,000円(2団体) 印刷製本費 78,750円(成人式冊子) 記念写真代 新成人自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 ¥800円×約60人 消耗品費 ¥30,000円 通信運搬費 ¥10,000円(案内はがき) 	
市町村名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項	
開催日	1月3日	1月3日	1月3日	1月3日		
会場	里村中央公民館大ホール	老人福祉センター	村立中央公民館	鹿島村公民館ホール		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 一同礼 2 開式のことば 3 国歌斉唱 4 式辞 5 記念品授与 6 祝辞 7 励ましのことば 8 祝電披露 9 新成人自己紹介 10 記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(教育委員長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(村長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局として準備、運営にあたる。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(村総務課長) 2 国歌斉唱 3 式辞(村長) 4 祝辞(議長) 5 祝辞(教育長) 6 記念品贈呈(鹿島村郷土誌) 7 新成人者あいさつ 8 閉式の言葉(村総務課長) 9 祝電披露(教委総務課長) ※ 式典後に祝賀会 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式を開催するのか。するとすれば、新市での一括開催。 ・開催日、開催方法、開催内容が異なる。 ・記念品や消耗品費等予算額が異なる。 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 5,000円×約30人 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 1,500×約25人 記念写真 約25人 消耗品費 印刷製本費 ¥15,000(写真代) 	<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 7,200円 記念品 4,000円×30人 記念写真 1,800円×30人 	<ul style="list-style-type: none"> 通信費 8,600円 記念誌制作費 24,000円 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)	【文化財の保護・活用・伝承】	教育部会 文化振興分科会
調整方針(案)	当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(補助金については合併協定項目16号「補助金、交付金等の取扱い」で協議)		
課題・検討事項	・未指定文化財についての対応。特に伝承芸能等に補助金や報償費を支出しており、市町村の補助金額が異なる。補助金の予算の理由付けがあきらかでない。また、周知している文化財について看板と標柱のみのところがある。相当数の文化財が存在することになり、維持管理費よりも整備に経費がかかる。		

1 指定文化財の状況

川内市

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	重要文化財(工芸品)	銅鏡花鳥文様	宮内町1935-2	新田神社	T7, 4, 8	国指定			
2	重要文化財(工芸品)	秋草蝶鳥鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
3	重要文化財(工芸品)	柏樹鷹狩鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
4	重要文化財(古文書)	新田神社文書(124通)	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	新田神社	S58, 6, 6	国指定			
5	重要文化財(歴史資料)	船大工榑木家関係資料	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H7, 6, 15	国指定			
6	記念物(史跡)	薩摩国分寺跡	国分寺町大都及び下台の一部	文化課・有馬洋子(鶴峯窯跡)	S19, 11, 13	国指定		10,230円,清掃賃金(鶴峯窯跡) 2,310千円(公社委託)	鶴峯窯跡含む
7	記念物(天然記念物)	永利のおガタマノキ	永利町石神106番地1	宮浦正子	S19, 11, 13	国指定		10,230円	
8	記念物(天然記念物)	オニバス自生地	寄田町885番地39ほか(小平良池)	文化課	S30, 1, 14	県指定		清掃賃金 10,230円,草払い作業19,800円(シルバー委託)	
9	民俗文化財(無形民俗文化財)	南方神社春祭に伴う芸能(田打)(高江太郎太郎踊り)	高江町	高江太郎太郎踊り保存会	S37, 10, 24	県指定	30,000円	129,000円	
10	民俗文化財(無形民俗文化財)	新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴踊・棒踊)	宮内町1935-2(新田神社)	宮内奴振踊保存会・寄田棒踊保存会	S38, 6, 17	県指定	奴踊60,000円,棒踊30,000円	奴踊662,000円,棒踊	
11	民俗文化財(無形民俗文化財)	久見崎盆踊(想夫恋)	久見崎町	久見崎盆踊「想夫恋」保存会	S46, 5, 31	県指定	30,000円	179,402円	
12	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来坐像1軀 両脇侍像2軀	高江町長崎阿弥陀堂(長崎公民館)	長崎公民会	S62, 3, 16	県指定			
13	有形文化財(建造物)	新田神社本殿・拝殿・舞殿・勅使殿・両脇摂社	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	H2, 3, 23	県指定			
14	記念物(史跡)	平佐焼窯跡	天辰町皿山2992	柚木崎テル	S, 42, 9, 23	市指定		20,460円	
15	記念物(史跡)	和睦石	大小路町泰平寺公園内	文化課	S, 42, 9, 23	市指定			
16	記念物(史跡)	宥印法印の墓	大小路町泰平寺	羽坂光昭	S, 42, 9, 23	市指定		10,230円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
17	有形文化財(歴史資料)	平佐焼絵形	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	土屋ノブ子	S, 46, 11, 1	市指定			
18	記念物(天然記念物)	新田神社の大樟	宮内町1935-1(新田神社)	新田神社	S, 46, 11, 1	市指定			
19	記念物(史跡)	船間島古墳	港町510	船間島公民会	S, 46, 11, 1	市指定		20,460円	
20	有形文化財(建造物)	江之口橋	高江町八間川口	文化課	S, 47, 4, 1	市指定			
21	記念物(史跡)	北郷家墓地	平佐町2088	北郷クニ	S, 56, 12, 5	市指定		51,150円(シルバー委託)	
22	記念物(史跡)	森殿原の石塔	宮崎町字森殿原1834	赤沢津公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
23	民俗文化財(有形民俗文化財)	宮里田の神石像	宮里町字日吉地内	堀之内公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
24	民俗文化財(有形民俗文化財)	松下田庚申塔	城上町上塚字松下田5416	松下直二	S, 56, 12, 5	市指定			
25	民俗文化財(有形民俗文化財)	尾白江庚申供養燈籠	尾白江町3221番地1	尾白江郷中	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
26	民俗文化財(無形民俗文化財)	次郎次郎踊り	水引町字射勝5921(射勝神社)	次郎次郎踊り保存会	S, 56, 12, 5	市指定	25,000円	175,000円	
27	記念物(史跡)	鳥追の杜	鳥追町102	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		清掃賃金10,230円,水道料8,400円	
28	有形文化財(彫刻)	福昌寺仁王石像	向田町1040(福昌禅寺)	福昌禅寺	S, 60, 3, 27	市指定			
29	記念物(史跡)	薩摩国分寺層塔	国分寺町字西原4346-1	文化課	S, 60, 3, 27	市指定			
30	記念物(史跡)	戸田観音石塔群等	中村町戸田	鶴原国雄	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
31	記念物(史跡)	久住阿弥陀山磨崖仏	久住町490	中園カオル	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
32	記念物(史跡)	天狗鼻海軍望楼台	寄田町1094-2	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		22,770円(シルバー委託)	
33	有形文化財(考古資料)	清水寺経壺	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 60, 3, 27	市指定			
34	記念物(史跡)	大源寺跡入来院氏関係石塔群	隈之城町1531	隈之城墓地管理委員会	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
35	有形文化財(建造物)	降来橋と擬宝珠	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	S, 61, 3, 26	市指定			
36	有形文化財(歴史資料)	太平橋架橋碑	東開聞町14-1	文化課	S, 61, 3, 26	市指定			
37	有形文化財(古文書)	宥印法印文書	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 61, 3, 26	市指定			
38	有形文化財(建造物)	兼喜神社本殿及び拝殿	平佐町1850	平佐共有社	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
39	有形文化財(考古資料)	熊野神社板碑	中郷一丁目327	育英校区校連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
40	記念物(史跡)	島津歳久及び殉死者の供養塔	田海町2409	金吾様講	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
41	記念物(史跡)	高城氏石塔群	高城町1301(高来小学校裏)	高来校区公連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
42	記念物(史跡)	北山寺住僧墓	高城町4660	上手公民会	H, 1, 9, 26	市指定		20,460円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
43	記念物(史跡)	水引経塚	水引町5576-2	片平キミ	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
44	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来像	中村町6026	児玉健一郎	H, 4, 3, 25	市指定			
45	有形文化財(歴史資料)	ロザリオ聖母踏絵	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	川内カトリック教会	H, 4, 3, 25	市指定			
46	記念物(史跡)	横岡古墳	上川内町字釜口4770-1(横岡古墳公園)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定		242千円(公社委託)	
47	記念物(史跡)	泰平寺住僧墓	大小路町2158(泰平寺墓地)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定			
48	有形文化財(考古資料)	青磁蓮華唐草文碗 青磁櫛描き文皿	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H, 7, 3, 24	市指定			
49	民俗文化財(有形民俗文化財)	今村庚申塔	田海町1500	加治屋幸夫	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
50	民俗文化財(無形民俗文化財)	飯母鷹踊り	中村町4927	飯母鷹踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	293,091円	
51	民俗文化財(無形民俗文化財)	高城町太鼓踊り	高城町2308	高城町太鼓踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	551,303円	
52	民俗文化財(無形民俗文化財)	中郷虚無僧踊り	中郷町6485-7	中郷虚無僧踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	93,600円	
53	記念物(史跡)	桃花山浄興寺石塔群	高城町3059-209	高城町町民会	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
54	記念物(史跡)	上野氏関係石塔群	百次町2385	山下利廣	H, 11, 4, 22	市指定		10,230円	
55	民俗文化財(無形民俗文化財)	川内大綱引		川内大綱引保存会	H, 11, 7, 28	市指定			
56	記念物(天然記念物)	久見崎ハマボウ自生地	久見崎町字蛸原崎35-1(ほか)	株式会社西日本地産	H, 12, 8, 1	市指定		19,800円(シルバー委託)	

樋脇町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	新田神社の御田植祭に伴う芸能(女)	倉野	倉野奴踊り保存会	S38.06.17	県指定	54,000円		
2	史跡	倉野殿墓	上手	中畝地 一盛	S50.09.30	町指定	7,000円		
3	史跡	倉野磨崖仏	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
4	史跡	倉野六地藏塔	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
5	史跡	木下の逆修塔群	木下	福園 健一	S50.09.30	町指定	7,000円		
6	彫刻	笹嶺の馬頭観音像	笹嶺	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
7	史跡	塔之原殿墓	村子田	堂前 博澄	S50.09.30	町指定	5,000円		
8	史跡	東郷渋谷氏宝篋印塔	村子田	西 ノキ	S50.09.30	町指定	5,000円		
9	史跡	薬師堂の荒神石塔	笹ヶ迫	笹ヶ迫公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
10	史跡	愛宕山勝軍地藏	祢地山	祢地山公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
11	史跡	三島の仁王像	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
12	史跡	瑠璃光寺跡石塔群	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
13	史跡	霧島若宮神社宝塔残欠	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
14	史跡	快慶入定の石室	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
15	史跡	祢礼北の六地藏塔	祢礼北	堂ノ脇 大雄	S50.09.30	町指定	5,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
16	史跡	阿弥陀殿の岩仏	草木段	鬼塚 幸男	S50.09.30	町指定	5,000円		
17	史跡	牛鼻の逆修塔群	下牛鼻	柿山 里志	S50.09.30	町指定	5,000円		
18	史跡	永田の十三仏塔	永田	上永田 ヨツ	S54.12.01	町指定	5,000円		
19	有形民俗	祢地山の田ノ神	祢地山	祢地山公民館	S62.01.10	町指定	7,000円		
20	有形民俗	本庵の田ノ神	本庵	本庵公民館	S62.01.10	町指定	5,000円		
21	史跡	後醍醐院源良任之墓	和田	小水流 増男	H01.01.23	町指定	5,000円		
22	歴史資料	樋脇町鳥瞰図	郷土館	樋脇町	S63.06.24	町指定			
23	史跡	玄豊寺跡	和田	市比野四区公民館	S50.09.30	町指定	14,000円		
24	史跡	地頭仮屋跡	水流	さつま川内農協	S50.09.30	町指定			
25	史跡	櫟野駅の跡	向湯	久保 ミカエ	S50.09.30	町指定			
26	史跡	下岩戸のかくれ念仏	山口	岩戸 正勝	H14.04.25	町指定	7,000円		

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	疱瘡踊り	浦之名	麓上, 下公民会	S38.6.17	県指定	50,000円		
2	有形民俗	田の神	副田中組	中組公民会	S41.3.11	県指定	10,000円		
3	史跡	お石塔	鹿児島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S49,7,1	町指定	10,000円		
4	史跡	いくさ墓	浦之名555	是枝宏輝	S49,7,1	町指定	10,000円		
5	史跡	渋谷有重の墓塔	浦之名9090	中島美代子	S49,7,1	町指定	10,000円		
6	史跡	大永板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定	10,000円		
7	史跡	天文板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定			
8	史跡	十三仏塔	浦之名3168	勝田フミ子	S49,7,1	町指定	10,000円		
9	史跡	三十三観音塔	浦之名207-1	東郷公夫	S49,7,1	町指定	10,000円		
10	史跡	旦那墓	鹿児島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S57,3,16	町指定	10,000円		
11	史跡	神籠岳の環状列石	浦之名1350	市野々公民会	S57,3,16	町指定			
12	史跡	舟瀬殿墓石塔群	浦之名4-3	麓上公民会	S62,2,13	町指定	10,000円		
13	史跡	般者殿墓	浦之名6809	藤井勝	H1,6,21	町指定	10,000円		
14	天然記念物	イスノキ	浦之名5	今村市太郎	S49,7,1	町指定	10,000円		
15	天然記念物	イチイガシ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定			
16	天然記念物	ナギ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定	10,000円		
17	建造物	かやぶき門	浦之名130-1	入来院重朝	S57,3,16	町指定	10,000円		
18	建造物	漆喰壁土蔵	浦之名56	田中龍子	H6,2,8	町指定	10,000円		
19	有形民俗	田の神像	浦之名14115-1	松下田公民会	S57,3,16	町指定	10,000円		
20	有形民俗	栗下磨崖仏	浦之名6089-2	谷口富男	S62,2,13	町指定	10,000円		
21	有形民俗	昌了寺跡仁王像	浦之名7496	山下茂	S62,2,13	町指定	10,000円		
22	無形民俗	入来神舞	浦之名7303	是枝青栄	S49,7,1	町指定	100,000円		
23	無形民俗	朝陽上名楽太鼓踊	原集落	上床研二	H1,6,21	町指定	50,000円		
24	無形民俗	山上下名楽太鼓踊	山下集落	松下道治	H1,6,21	町指定	50,000円		
25	無形民俗	下手一本矢旗太鼓踊	下手集落	上野光男	H1,6,21	町指定	50,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
26	史跡	入来院重高墓塔	副田6841番地2	入来院重弘	H15.5.9	町指定	8,000円		
東郷町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	臥竜梅	藤川天神境内	川添 千秋	S16.10.3	国指定		560,000円	
2	有形文化財	木像(大磯作也作)	五社松尾神社	地頭 操	S46.7.13	町指定			
3	有形文化財	板碑一基	斧淵・経塚	上原 勇作	S46.7.13	町指定		10,000円	
4	記念物	香積寺跡及び石・木像彫刻	南瀬・城ヶ原	重留 勝輔	S46.7.13	町指定		10,000円	
5	民俗文化財	人形浄瑠璃	斧淵	木場 岩利	S46.7.13	町指定	200,000円		
6	民俗文化財	南瀬の太鼓踊	南瀬	笹野 正男	S46.7.13	町指定	50,000円		
7	民俗文化財	山田樂	山田	中村 貞義	S46.7.13	町指定	50,000円		
8	記念物	小路磨崖仏	斧淵・愛宕山	後藤 文香	S50.7.28	町指定		10,000円	
9	記念物	南瀬観音古石塔群	南瀬・向江原	南瀬校区公民館	S57.11.9	町指定		10,000円	
10	記念物	司野古石塔群	斧淵・司野下	堂路 イツエ	H2.5.15	町指定		10,000円	
11	記念物	山田古石塔群	山田・沖田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
12	記念物	古城殿石塔	斧淵・古城	古城 満士	H2.5.15	町指定		10,000円	
13	民俗文化財	田之神	山田・玉田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
14	民俗文化財	女田之神	山田・山田下	平木 連	H2.5.15	町指定			
15	民俗文化財	田之神	斧淵・石堂	石堂 芳雄	H2.5.15	町指定			
16	記念物	渋谷重親公墓碑	斧淵・小路	武 ミキ	H2.5.15	町指定		10,000円	
17	天然記念物	久留須梅	藤川・上園	久留須 章	H2.5.15	町指定		10,000円	
18	有形文化財	笹野橋(石造太鼓橋)	南瀬・笹野	東郷町	H7.6.12	町指定			
19	民俗文化財	虚空蔵菩薩像	南瀬・山ノ口	古川 哲美	H7.6.12	町指定		10,000円	
20	民俗文化財	南瀬下の太鼓踊り	南瀬	田中 徳一	H7.6.12	町指定	50,000円		
21	記念物	宍野殿古石塔群	宍野	川原 認	H12.12.8	町指定		10,000円	
祁答院町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	記念物	藪傘田池の泥炭形成植物群落	藪傘田1994	祁答院町	T10.03.03	国指定			
2	記念物(史跡)	屋所石塔群	藪傘田4394	長沼重夫	S52.04.01	町指定		10,000	
3	無形民俗	藪傘田神舞	藪傘田 296	牧山 望	S52.04.01	町指定			
4	記念物(史跡)	宇都六地藏塔	下手 5365	末吉ミナ	S58.04.21	町指定		10,000	
5	有形民俗	岩屋観音磨崖仏	上手702-2	下村玉枝	S58.04.21	町指定		10,000	
6	記念物(史跡)	大乘妙典千部塔	黒木 4343	日置久景	S58.04.21	町指定		10,000	
7	記念物(絵画)	大村郷絵地図	下手275-2	松永恒幸	S58.04.21	町指定			
8	記念物(書跡)	藪傘田郷諸家系図帳	藪傘田 138	藪傘田公民館	S58.04.21	町指定			
9	記念物(史跡)	永源寺跡	黒木 165	若松クニエ	H15.03.01	町指定			
10	記念物(史跡)	円明院跡	黒木191-1	祁答院町	H15.03.01	町指定			
11	記念物(史跡)	大村古城跡	下手961-3	祁答院町外	H15.03.01	町指定			

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
12	記念物(史跡)	良重寺跡石塔群	下手 67	祁答院町	H15.03.01	町指定			
13	記念物(史跡)	龍盛寺跡石塔群	下手2962-5	田島春二外	H15.03.01	町指定			
14	有形民俗	藺牟田麓西の石敢当	藺牟田 8130	是枝タツ	H15.03.01	町指定			
15	記念物(史跡)	大翁寺跡	藺牟田 9071	樺山イキ	H15.03.01	町指定			
16	有形民俗	山王岳木造仏三尊像	藺牟田 1927	平原シズ	H15.03.01	町指定			

里村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地帯	里村	里村	T15.10.27	国指定			
2	散布地	中町馬場遺跡	里村中町	里村		県指定			
3	民俗芸能	甌島の内侍舞	里村	角 三郎	H13.04.27	県指定	50,000円		
4	無形民俗	武者踊り	里村	中村 光衛	S56.03.06	村指定	20,000円		
5	無形民俗	さっころ踊り	里村	橋口 十一郎	S56.03.06	村指定	20,000円		
6	有形民俗	石笛	里村	鷺山 正清	S56.03.06	村指定			
7	史跡	小川の森	里村	里村	S56.03.06	村指定			
8	史跡	亀城跡	里村	里村	S56.03.06	村指定			
9	史跡	隠山	里村	里村	S56.03.06	村指定			

下甌村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地	下甌村青瀬池平	青瀬区	T15.10.27	国指定			
2	無形民俗	甌島のトシドン	下甌村	6保存会	S52.5.17	国指定			
3	史跡	江崎鼻祈願銘文	下甌村青瀬字焼原1404-1	下甌村	S48.4.1	村指定			
4	名勝	瀬尾瀑布	下甌村青瀬字観音堂	下甌村	S48.4.1	村指定			

鹿島村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	梶原家大ソテツ	鹿島村藺牟田108	梶原敏継	S52.6.20	村指定			
2	天然記念物	珊瑚群生地	夜萩浦海底	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
3	天然記念物	ウミネコ繁殖地	字下藺落2512字三本迫2533-1~	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
4	天然記念物	徳船寺境内及び周辺樹林	鹿島村藺牟田47	徳船寺	S52.6.20	村指定			
5	無形民族	念仏発祥地	字藺落1411	鹿島村長, 徳船寺総代会	S52.6.20	村指定			
6	有(考古資料)	検地台帳	鹿島村藺牟田1457-10	鹿島村教育委員会	S52.6.20	村指定			
7	登録有形文化財	鹿島村離島住民センター	鹿島村藺牟田1611-5	鹿島村長	H.13.8.28	国登録			
8	有形民俗	ソーロ	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			
9	無形民族	トシドン	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			

2 未指定文化財,個人,団体等の状況

川内市

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	郷土芸能	高江太鼓踊り	川内市高江町	高江太鼓踊り保存会	役員会, 踊り奉納	25,000 円	336,500 円	
2	郷土芸能	別府原鐘踊り	川内市田海町	別府原鐘踊り保存会	総会, 練習, 神社奉納	25,000 円	73,000 円	
3	郷土芸能	高城町虚無僧踊り	川内市高城町	高城町虚無僧踊り保存会	踊り奉納	25,000 円	551,303 円	
4	郷土芸能	中郷町太鼓踊り	川内市中郷町	中郷太鼓踊り保存会	委員会, 練習	25,000 円	351,200 円	
5	郷土芸能	網津町郷土芸能(バラ踊り)	川内市網津町	網津町郷土芸能保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	82,000 円	
6	郷土芸能	戸田観音棒踊り	川内市中村町	戸田観音棒踊り保存会	戸田観音祭りに奉納	25,000 円	175,824 円	
7	郷土芸能	久見崎次郎次郎踊り	川内市久見崎町	久見崎次郎次郎踊り保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	228,948 円	
8	郷土芸能	陽成太鼓踊り	川内市陽成町	陽成太鼓踊り保存会	実行委員会, 奉納	25,000 円	835,300 円	
9	団体等	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会	川内市国分寺町	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会世話人	民話と史跡, 文化財の探訪	100,000 円	3,614,075 円	
10	団体等	川内市郷土史研究会	川内市宮内町	川内市郷土史研究会会長	講演会、研究発表、史跡探訪	135,000 円	840,571 円	
11	御仮屋跡	西方御仮屋跡	川内市西方町					
12	寺跡	金剛院跡	川内市中福良町					
13	寺跡	宅満寺跡	川内市中郷一丁目					
14	石造物	十三仏	川内市久住町					
15	教会跡	京泊天主堂跡	川内市港町					
16	堤防跡	長崎堤防	川内市高江町					
17	生誕地	山本實彦誕生の地	川内市東大小路町					
18	橋梁	母合橋	川内市西開開町・宮里町					
19	石造物	薩摩国分寺(江戸期)僧侶墓	川内市国分寺町					
20	御仮屋跡	平島御仮屋跡	川内市湯島町平島					
21	生誕地	横綱西之海嘉治郎生誕の地	川内市高城町					
22	石造物	横綱西之海嘉治郎の墓	川内市高城町					
23	石造物	高城秋月の碑	川内市高城町					
24	石造物	大又の古石塔群	川内市中村町					
25	寺跡	満福寺跡	川内市永利町					
26	寺跡	東光寺跡	川内市永利町					
27	街道跡	薩摩街道(出水筋)	川内市木場茶屋町					
28	教会跡	皿山カトリック教会跡地	川内市天辰町					
29	橋梁	新地橋親柱(対象11年架設)	川内市					
30	軍港跡関連	日和山	川内市久見崎町					
31	橋梁	妹背橋	川内市高城町					
32	石造物	串木野氏初代三郎忠道の墓	川内市平佐町					
33	古戦場	千人塚	川内市中郷町					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
34	埋蔵文化財包蔵地	30番	川内市西方町30番					
35	埋蔵文化財包蔵地	時光段	川内市西方町時光段					
36	埋蔵文化財包蔵地	早馬	川内市西方町早馬					
37	埋蔵文化財包蔵地	冷水ヶ迫	川内市西方町冷水ヶ迫					
38	埋蔵文化財包蔵地	塘田平	川内市湯田町塘田平					
39	埋蔵文化財包蔵地	田中原	川内市陽成町田中原					
40	埋蔵文化財包蔵地	佐原	川内市陽成町佐原					
41	埋蔵文化財包蔵地	吉川	川内市城上町吉川					
42	埋蔵文化財包蔵地	長野	川内市城上町長野					
43	埋蔵文化財包蔵地	前畑	川内市城上町前畑					
44	埋蔵文化財包蔵地	役田	川内市田海町役田					
45	埋蔵文化財包蔵地	柿之角	川内市田海町柿之角					
46	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市田海町別府原					
47	埋蔵文化財包蔵地	自下	川内市田海町自下					
48	埋蔵文化財包蔵地	中原	川内市田海町中原					
49	埋蔵文化財包蔵地	中上之原	川内市田海町中上之原					
50	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原	川内市田海町流鏑馬原					
51	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原経塚	川内市田海町流鏑馬原					
52	埋蔵文化財包蔵地	上坊	川内市城上町上坊					
53	埋蔵文化財包蔵地	下大迫	川内市陽成町下大迫					
54	埋蔵文化財包蔵地	麦之浦貝塚	川内市陽成町本川・白谷					
55	埋蔵文化財包蔵地	片平	川内市水引町片平					
56	埋蔵文化財包蔵地	水引経塚	川内市水引町水引経塚					
57	埋蔵文化財包蔵地	種子無	川内市水引町種子無					
58	埋蔵文化財包蔵地	井上	川内市網津町井上					
59	埋蔵文化財包蔵地	水引窯跡	川内市港町水引窯跡					
60	埋蔵文化財包蔵地	船間島古墳	川内市港町船間島					
61	埋蔵文化財包蔵地	十文字原	川内市湯島町十文字原					
62	埋蔵文化財包蔵地	御釣場古墳	川内市湯島町平島					
63	埋蔵文化財包蔵地	横岡古墳	川内市上川内町釜口					
64	埋蔵文化財包蔵地	外川江	川内市五代町西外川江					
65	埋蔵文化財包蔵地	下五代	川内市五代町下五代					
66	埋蔵文化財包蔵地	崎野古墳	川内市五代町羽田					
67	埋蔵文化財包蔵地	植平	川内市五代町植平					
68	埋蔵文化財包蔵地	久留巢原	川内市五代町中城ほか					
69	埋蔵文化財包蔵地	崎原	川内市五代町崎原					
70	埋蔵文化財包蔵地	若宮	川内市五代町若宮					
71	埋蔵文化財包蔵地	軍原	川内市五代町軍原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
72	埋蔵文化財包蔵地	別府	川内市五代町別府					
73	埋蔵文化財包蔵地	弥勒寺跡	川内市宮内町八幡馬場					
74	埋蔵文化財包蔵地	端陵	川内市宮内町(新田神社)					
75	埋蔵文化財包蔵地	中陵	川内市宮内町(新田神社)					
76	埋蔵文化財包蔵地	越之巢	川内市御陵下町越之巢					
77	埋蔵文化財包蔵地	屋形原	川内市御陵下町屋形原					
78	埋蔵文化財包蔵地	風口経塚	川内市御陵下町風口					
79	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国府跡	川内市御陵下町・国分寺町					
80	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺跡	川内市国分寺町大都・下台					
81	埋蔵文化財包蔵地	国分寺台地	川内市国分寺町・御陵下町					
82	埋蔵文化財包蔵地	鶴峯窠跡	川内市中郷町鶴峯					
83	埋蔵文化財包蔵地	計志加里	川内市中郷町計志加里					
84	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺下	川内市中郷町京田					
85	埋蔵文化財包蔵地	原田	川内市原田町					
86	埋蔵文化財包蔵地	東大小路A	川内市東大小路町東大小路町下目ほか					
87	埋蔵文化財包蔵地	東大小路B	川内市東大小路町東大小路町大島馬場ほか					
88	埋蔵文化財包蔵地	泰平寺跡	川内市大小路町2158					
89	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	仕剣丸城跡	川内市西方町仕剣丸					
90	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	湯田城跡	川内市湯田町高城					
91	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	松尾城跡	川内市湯田町松之尾					
92	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	ハゲ城跡	川内市湯田町行人平					
93	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	西川内城跡	川内市田海町城ヶ字都					
94	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	新城跡	川内市田海町新城ヶ原					
95	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	高城跡	川内市田海町高城					
96	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平山城跡	川内市城上町平山					
97	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	タンタコ城跡	川内市城上町城山					
98	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	藤峯城跡	川内市城上町今寺					
99	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梅ヶ城跡	川内市城上町梅次郎					
100	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	染ノ城跡	川内市高城町染敷					
101	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	内ノ城跡	川内市高城町内ノ城					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
102	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	妹背城跡	川内市高城町城内					
103	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白谷城跡	川内市陽成町本川・白谷					
104	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	八丸城跡	川内市小倉町柳ノ丸					
105	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市小倉町梶					
106	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小倉城跡	川内市小倉町立山・茶園					
107	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市五代町梶・松尾					
108	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	水引城跡	川内市御陵下町本城					
109	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小松城跡	川内市宮内町小松城					
110	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	亀ヶ城跡	川内市中郷町山崎					
111	埋蔵文化財包蔵地	久住原	川内市久住町落シほか					
112	埋蔵文化財包蔵地	中鶴	川内市久住町中鶴					
113	埋蔵文化財包蔵地	長野原	川内市中村町長野					
114	埋蔵文化財包蔵地	楠元原	川内市中村町・久住町					
115	埋蔵文化財包蔵地	馬立	川内市楠元町馬立					
116	埋蔵文化財包蔵地	杉之角	川内市白浜町杉之角					
117	埋蔵文化財包蔵地	平佐焼窯跡群	川内市天辰町皿山					
118	埋蔵文化財包蔵地	天辰原	川内市天辰町天辰原					
119	埋蔵文化財包蔵地	古原	川内市天辰町古原					
120	埋蔵文化財包蔵地	天辰廃寺跡	川内市天辰町川原田					
121	埋蔵文化財包蔵地	原口	川内市田崎町原口・外園					
122	埋蔵文化財包蔵地	喜入原	川内市平佐町喜入原					
123	埋蔵文化財包蔵地	大明原	川内市田崎町大明原					
124	埋蔵文化財包蔵地	童久保	川内市永利町童久保					
125	埋蔵文化財包蔵地	高牧	川内市永利町高牧					
126	埋蔵文化財包蔵地	鑪口	川内市永利町鑪口					
127	埋蔵文化財包蔵地	青木	川内市永利町青木					
128	埋蔵文化財包蔵地	池府	川内市永利町池府					
129	埋蔵文化財包蔵地	堂山	川内市永利町堂山					
130	埋蔵文化財包蔵地	里	川内市永利町里					
131	埋蔵文化財包蔵地	万徳原	川内市永利町万徳原					
132	埋蔵文化財包蔵地	向原	川内市永利町向原					
133	埋蔵文化財包蔵地	馬場	川内市永利町馬場					
134	埋蔵文化財包蔵地	中陣	川内市永利町中陣					
135	埋蔵文化財包蔵地	目出川	川内市永利町目出川					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
136	埋蔵文化財包蔵地	小原	川内市永利町小原					
137	埋蔵文化財包蔵地	脇之前	川内市永利町脇之前					
138	埋蔵文化財包蔵地	清水	川内市永利町清水					
139	埋蔵文化財包蔵地	佐石	川内市永利町佐石					
140	埋蔵文化財包蔵地	萩嶺	川内市永利町萩嶺					
141	埋蔵文化財包蔵地	下永崎	川内市永利町下永崎					
142	埋蔵文化財包蔵地	若宮北	川内市永利町西永崎ほか					
143	埋蔵文化財包蔵地	若宮南	川内市永利町若宮前・大堀ほか					
144	埋蔵文化財包蔵地	笹原	川内市永利町笹原					
145	埋蔵文化財包蔵地	石神原	川内市永利町石神畑					
146	埋蔵文化財包蔵地	宮崎北原	川内市宮崎町出居原・下原ほか					
147	埋蔵文化財包蔵地	背戸口	川内市宮崎町背戸口					
148	埋蔵文化財包蔵地	赤沢津	川内市宮崎町赤沢津					
149	埋蔵文化財包蔵地	赤殿原	川内市宮崎町赤殿原					
150	埋蔵文化財包蔵地	上中原	川内市永利町上中原					
151	埋蔵文化財包蔵地	権現原	川内市平佐町権現原					
152	埋蔵文化財包蔵地	鎮守原	川内市平佐町鎮守原					
153	埋蔵文化財包蔵地	宮崎南原	川内市宮崎町大堀					
154	埋蔵文化財包蔵地	三本松	川内市宮崎町三本松					
155	埋蔵文化財包蔵地	百次原	川内市百次町六反・森原ほか					
156	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市百次町別府原					
157	埋蔵文化財包蔵地	楠元	川内市百次町楠元					
158	埋蔵文化財包蔵地	大畠	川内市百次町大畠					
159	埋蔵文化財包蔵地	山中A	川内市永利町神田					
160	埋蔵文化財包蔵地	山中B	川内市永利町置石					
161	埋蔵文化財包蔵地	加治屋馬場・春田	川内市平佐町・白和町					
162	埋蔵文化財包蔵地	日暮丘	川内市向田町鐘本・諏訪平ほか					
163	埋蔵文化財包蔵地	尾賀台	川内市熊野城町尾賀原ほか					
164	埋蔵文化財包蔵地	勝目迫	川内市勝目町勝目迫					
165	埋蔵文化財包蔵地	大原野A	川内市川永野町東大原野					
166	埋蔵文化財包蔵地	大原野B	川内市川永野町大原野					
167	埋蔵文化財包蔵地	小鹿倉	川内市百次町小鹿倉					
168	埋蔵文化財包蔵地	浦田	川内市百次町浦田					
169	埋蔵文化財包蔵地	百次大原野	川内市百次町百次大原野					
170	埋蔵文化財包蔵地	池尻	川内市隈之城町池尻					
171	埋蔵文化財包蔵地	西ノ口	川内市隈之城町西ノ口					
172	埋蔵文化財包蔵地	上ノ原	川内市中福良町上ノ原					
173	埋蔵文化財包蔵地	西ノ原	川内市中福良町西ノ原					
174	埋蔵文化財包蔵地	成岡	川内市中福良町成岡					
175	埋蔵文化財包蔵地	立石A	川内市中福良町立石					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
176	埋蔵文化財包蔵地	立石B	川内市中福良町立石					
177	埋蔵文化財包蔵地	集	川内市中福良町集					
178	埋蔵文化財包蔵地	上新田	川内市青山町上新田					
179	埋蔵文化財包蔵地	堀之内	川内市青山町堀之内					
180	埋蔵文化財包蔵地	床並	川内市青山町床並					
181	埋蔵文化財包蔵地	山仁田	川内市青山町山仁田					
182	埋蔵文化財包蔵地	園田	川内市青山町園田					
183	埋蔵文化財包蔵地	麦	川内市都町麦					
184	埋蔵文化財包蔵地	山口	川内市都町山口					
185	埋蔵文化財包蔵地	霜月田	川内市都町霜月田					
186	埋蔵文化財包蔵地	瀬戸山	川内市木場茶屋町瀬戸山					
187	埋蔵文化財包蔵地	木場原A	川内市木場茶屋町木場原					
188	埋蔵文化財包蔵地	木場原B	川内市木場茶屋町木場原					
189	埋蔵文化財包蔵地	蔵迫	川内市木場茶屋町蔵迫					
190	埋蔵文化財包蔵地	四反畑	川内市尾白江町四反畑					
191	埋蔵文化財包蔵地	山口原	川内市山之口町山口原					
192	埋蔵文化財包蔵地	湯ノ谷	川内市隈之城町湯ノ谷					
193	埋蔵文化財包蔵地	清水経塚	川内市宮里町清水					
194	埋蔵文化財包蔵地	宮田	川内市宮里町宮田					
195	埋蔵文化財包蔵地	堀ノ内	川内市宮里町堀ノ内					
196	埋蔵文化財包蔵地	日吉	川内市宮里町日吉					
197	埋蔵文化財包蔵地	安養寺丘古墳	川内市宮里町安養寺					
198	埋蔵文化財包蔵地	上高江原	川内市高江町峯元・岩崎ほか					
199	埋蔵文化財包蔵地	文田	川内市高江町文田平					
200	埋蔵文化財包蔵地	久見崎軍港跡	川内市久見崎町船手前					
201	埋蔵文化財包蔵地	寄田貝塚	川内市寄田町沖園・南飯屋園					
202	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	久住城跡	川内市久住町井場ヶ迫					
203	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	清水城跡	川内市中村町寺之段					
204	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小鹿倉城跡	川内市中村町城山					
205	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶山城跡	川内市中村町上持					
206	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	雲之上城跡	川内市中村町片山・白谷ほか					
207	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	萩原城跡	川内市中村町宮ヶ原					
208	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	楠元城跡	川内市楠元町宝岩・三丸					
209	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白浜城跡	川内市白浜町烏山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
210	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	碓山城跡	川内市天辰町碓山					
211	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平佐城跡	川内市平佐町藤崎・庵ノ城ほか					
212	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	石神城跡	川内市永利町石神					
213	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	永利城跡	川内市永利町大手					
214	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	上野城跡	川内市百次町上野・城ノ下ほか					
215	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小城跡	川内市勝目町小城					
216	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	柁城跡	川内市勝目町柁					
217	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	柁城跡	川内市隈之城町尾賀					
218	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	二福城跡	川内市隈之城町城					
219	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	矢倉城跡	川内市矢倉町矢倉城					
220	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	総徳城跡	川内市都町麦・灰原・門前ほか					
221	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	都城跡	川内市都町都都原					
222	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	宮里城跡	川内市宮里町古城					
223	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	鉢巻城跡	川内市宮里町安養寺					
224	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猫嶽城跡	川内市高江町猫嶽					
225	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猪子嶽城跡	川内市高江町猪子岳					
226	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	城山城跡	川内市高江町東ノ城・西ノ城					
227	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	剣見ヶ城跡	川内市高江町平					
228	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	大峰元城跡	川内市高江町山口上					
229	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白石ヶ城跡	川内市高江町白石ヶ城					
230	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	峰ヶ城跡	川内市高江町内場・上小牟礼					
231	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	寄田城跡	川内市寄田町南仮屋園					
232	埋蔵文化財包蔵地	城下	川内市百次町城下					
233	埋蔵文化財包蔵地	汐入・川畑	川内市高江町汐入・川畑					
234	埋蔵文化財包蔵地	大島	川内市東大小路町大島					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
235	埋蔵文化財包蔵地	京田	川内市中郷町京田					
樋脇町								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	瀬戸の大石塔	倉野笹嶺					
2	史跡	阿弥陀金剛仏	倉野笹嶺					
3	史跡	倉野渡り瀬	倉野笹嶺					
4	史跡	倉野城址	倉野木下					
5	史跡	板井川古墳	塔之原岩下					
6	史跡	元村新田用水路	塔之原村子田					
7	史跡	村子田薬師堂跡	塔之原村子田					
8	史跡	山田境論争で憤死した小佐正右衛門・中野助七の墓	塔之原本庵					
9	史跡	大智庵跡	塔之原本庵					
10	史跡	かくれ念仏布教師勘右衛門の墓	塔之原本庵					
11	史跡	樋脇城址と大丸の瀬戸	塔之原城内					
12	史跡	中島宮跡	塔之原中島					
13	史跡	中島の板碑と月輪塔婆	塔之原中島					
14	史跡	紙座跡	塔之原樋掛					
15	史跡	寺子屋	塔之原樋掛					
16	史跡	薩摩の国田尻駅と馬頭観音	塔之原白毛宇都					
17	史跡	永田の愛宕山石碑	塔之原永田					
18	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					
19	有形民俗	向湯の田ノ神	市比野向湯					
20	有形民俗	沢牟田の田ノ神	塔之原沢牟田					
21	有形民俗	上段後の田ノ神	市比野上段後					
22	有形民俗	小野の田ノ神	市比野小野					
23	有形民俗	中之湯三角の田ノ神	市比野中之湯					
24	有形民俗	城之下の田ノ神	市比野城之下					
25	有形民俗	城後の田ノ神	市比野城後					
26	有形民俗	阿母の田ノ神	市比野阿母					
27	有形民俗	矢筈野の田ノ神	市比野矢筈野					
28	有形民俗	村子田の田ノ神	塔之原村子田					
29	有形民俗	倉野の田ノ神	倉野上手					
30	有形民俗	和田の田ノ神	市比野和田					
31	有形民俗	三島の田ノ神	塔之原三島					
32	有形民俗	牟礼の田ノ神	塔之原牟礼					
33	有形民俗	宇都の田ノ神	市比野宇都					
34	有形民俗	武田の田ノ神	市比野武田					
35	有形民俗	原の田ノ神	市比野原					
36	有形民俗	笹原の田ノ神	市比野笹原					
37	有形民俗	上藤本の田ノ神	市比野上藤本					
38	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
39	有形民俗	本庵の田ノ神	塔之原本庵					
40	神社	一之宮神社	塔之原121					
41	神社	長谷神社	本庵					
42	神社	三島神社	塔之原903, 910					
43	神社	霧島神社	塔之原1246					
44	神社	菅原神社	塔之原1194					
45	神社	諏訪神社	塔之原1867					
46	神社	菅原神社	塔之原258					
47	神社	霧島若宮神社	塔之原1332					
48	神社	若宮神社	塔之原4525					
49	神社	蛭子神社	塔之原4904					
50	神社	熊野野権現大社	岩下					
51	神社	倉野諏訪神社	倉野536					
52	神社	稲穂神社	倉野木下					
53	神社	巖島神社	塔之原(丸山公園)					
54	神社	菅原神社	市比野2196					
55	神社	高龕神社	市比野784					
56	神社	市比野神社	市比野2812					
57	神社	八幡神社	市比野2712					
58	神社	荒人神社	市比野3935					
59	神社	盛立神社	市比野5128					
60	神社	一之宮神社	市比野5755					
61	神社	日枝神社	市比野610					
62	神社	市比野諏訪神社	市比野3791					
63	神社	智賀尾神社	市比野武田					
64	無形民俗	倉野太鼓踊り保存会	倉野	倉野区公民館	倉野諏訪神社へ奉納	45,000円		
65	無形民俗	岩下棒踊り保存会	塔之原岩下	田島豊	熊野神社へ奉納, 町主催行事等で出演	27,000円		
66	無形民俗	樋脇武士踊り保存会	塔之原	岩元清満	町主催行事等で出演	45,000円		
67	無形民俗	塔之原1区太鼓踊り保存会	塔之原	小原一文	町主催行事等で出演	45,000円		
68	無形民俗	上手太鼓踊り保存会	市比野上手	下畠田森茂	町主催行事等で出演	45,000円		
69	無形民俗	藤本棒踊り保存会	藤本	桐野利文	学校, 主催行事等で出演	27,000円		
70	無形民俗	野下鎌踊り保存会	野下	荒木享子	学校, 町主催行事等で出演	27,000円		
71	郷土芸能	ひわき丸山太鼓同好会	樋脇町	西原千春	町主催行事等で出演	45,000円		
72	郷土史	郷土史同好会		新開譲	郷土史の調査等	36,000円		
73	記念物	楠八重の段遺跡	塔之原沢牟田					
74	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
75	記念物	小野遺跡	市比野小野					
76	記念物	市比野中跡	市比野宇都					
77	記念物	玉瀧寺跡	塔之原本庵					
78	記念物	樋脇城跡	塔之原城内					
79	記念物	前田城跡	塔之原金貝					
80	記念物	市比野城跡	市比野城之下					
81	記念物	久留主城跡	市比野中道					
82	記念物	内田城跡	市比野道ヶ迫					
83	記念物	野首城跡	倉野諏訪上					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
84	記念物	高城跡	塔之原木場田					
85	記念物	助之城跡	塔之原菅野					
86	記念物	隈之城跡	塔之原隈之城段					
87	記念物	高城跡	塔之原高城					
88	記念物	瑠璃光寺跡	塔之原三島					
89	記念物	玄豊寺跡	市比野和田					
90	記念物	水流遺跡	塔之原水流					
91	記念物	小市原遺跡	塔之原小市原					
92	記念物	豆迫遺跡	塔之原豆迫					
93	記念物	柳原遺跡	倉野柳原					
94	記念物	池頭遺跡	塔之原池頭					
95	記念物	木下遺跡	倉野木下					
96	記念物	石塚遺跡	倉野石塚					
97	記念物	下原遺跡	倉野下原					
98	記念物	中原遺跡	倉野中原					
99	記念物	上原遺跡	倉野上原					
100	記念物	柳原A遺跡	塔之原柳原					
101	記念物	柳原B遺跡	塔之原柳原					
102	記念物	柳原C遺跡	塔之原柳原					
103	記念物	上祢地原A遺跡	塔之原上祢地原					
104	記念物	上祢地原B遺跡	塔之原上祢地原					
105	記念物	榎木水流遺跡	塔之原榎木水流					
106	記念物	上修理田遺跡	塔之原祢地山					
107	記念物	茶屋堀A遺跡	塔之原岩元					
108	記念物	茶屋堀B遺跡	塔之原岩元					
109	記念物	茶屋堀C遺跡	塔之原岩元					
110	記念物	岩元原A遺跡	塔之原岩元					
111	記念物	岩元原B遺跡	塔之原岩元					
112	記念物	岩元原C遺跡	塔之原岩元					
113	記念物	池頭A遺跡	塔之原村子田					
114	記念物	池頭B遺跡	塔之原村子田					
115	記念物	山畑遺跡	塔之原村子田					
116	記念物	池尻遺跡	塔之原岩下					
117	記念物	中島遺跡	塔之原樋樹					
118	記念物	沢渡A遺跡	塔之原西之原					
119	記念物	沢渡B遺跡	塔之原西之原					
120	記念物	沢渡C遺跡	塔之原西之原					
121	記念物	西之原遺跡	塔之原西之原					
122	記念物	巢桓迫遺跡	塔之原鍋原					
123	記念物	下原A遺跡	塔之原鍋原					
124	記念物	下原B遺跡	塔之原鍋原					
125	記念物	下原C遺跡	塔之原鍋原					
126	記念物	末寺原遺跡	塔之原鍋原					
127	記念物	上原元遺跡	塔之原鍋原					
128	記念物	野稻原遺跡	塔之原鍋原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
129	記念物	池之迫遺跡	塔之原鍋原					
130	記念物	神ノ原A遺跡	市比野神ノ原					
131	記念物	神ノ原B遺跡	市比野神ノ原					
132	記念物	桂丸遺跡	市比野桂丸					
133	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
134	記念物	迫ノ原遺跡	塔之原迫ノ原					
135	記念物	現王A遺跡	塔之原現王					
136	記念物	現王B遺跡	塔之原現王					
137	記念物	上ノ原遺跡	塔之原上ノ原					
138	記念物	杉馬場遺跡	塔之原杉馬場					
139	記念物	石坂遺跡	市比野藤本					
140	記念物	岩下遺跡	市比野藤本					
141	記念物	松山A遺跡	市比野宇都					
142	記念物	松山B遺跡	市比野宇都					
143	記念物	集ヶ段遺跡	市比野宇都					
144	記念物	下井手遺跡	市比野宇都					
145	記念物	久留主遺跡	市比野宇都					
146	記念物	小森遺跡	塔之原小森					
147	記念物	桜島遺跡	塔之原桜島					
148	記念物	百木野段遺跡	塔之原百木野段					

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	散布地	長野A遺跡	浦之名長野					
2	散布地	長野B遺跡	〃 長野					
3	散布地	床並A遺跡	〃 床並					
4	散布地	龍髪遺跡	〃 龍髪					
5	散布地	牧内段A遺跡	〃 牧内段					
6	散布地	牧内段B遺跡	〃 〃					
7	散布地	床並B遺跡	〃 床並					
8	散布地	床並C遺跡	〃 床並					
9	散布地	中山A遺跡	〃 中山					
10	散布地	中山B遺跡	〃 〃					
11	散布地	中山C遺跡	〃 〃					
12	散布地	市野々A遺跡	〃 市野々					
13	散布地	市野々B遺跡	〃 〃					
14	散布地	原遺跡	〃 原					
15	散布地	木場遺跡	〃 木場					
16	散布地	鍛冶作遺跡	〃 鍛冶作					
17	散布地	蒲生原遺跡	〃 蒲生原					
18	散布地	古河遺跡	〃 古河					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
19	散布地	小俣遺跡	〃 小俣					
20	散布地	竹山遺跡	〃 竹山					
21	散布地	椎木ヶ迫A遺跡	〃 椎木ヶ迫					
22	散布地	近井手遺跡	〃 近井手					
23	散布地	椎木ヶ迫B遺跡	〃 椎木ヶ迫					
24	散布地	般者遺跡	〃 般者					
25	散布地	中津原遺跡	〃 中津原					
26	散布地	下永北遺跡	副田 下永北					
27	散布地	後迫遺跡	〃 後迫					
28	散布地	永山遺跡	〃 永山					
29	散布地	上永北遺跡	〃 上永北					
30	散布地	寺畑遺跡	〃 寺畑					
31	散布地	竹内堀遺跡	〃 竹内堀					
32	散布地	松ヶ迫A遺跡	〃 松ヶ迫					
33	散布地	松ヶ迫B遺跡	〃 〃					
34	散布地	鬼原遺跡	〃 鬼原					
35	散布地	三田五遺跡	〃 三田五					
36	散布地	平段A遺跡	〃 平段					
37	散布地	平段B遺跡	〃 〃					
38	散布地	鷺巣段遺跡	〃 鷺巣段					
39	散布地	迫畑遺跡	〃 迫畑					
40	散布地	三本松A遺跡	〃 三本松					
41	散布地	三本松B遺跡	〃 〃					
42	散布地	地藏原遺跡	〃 地藏原					
43	散布地	大住原遺跡	〃 大住原					
44	散布地	萩尾遺跡	〃 萩尾					
45	散布地	石棺堀遺跡	〃 石棺堀					
46	散布地	平田遺跡	〃 平田					
47	散布地	妙見段遺跡	〃 妙見段					
48	散布地	矢越原遺跡	〃 矢越原					
49	散布地	猪鼻遺跡	〃 猪鼻					
50	散布地	諏訪段遺跡	〃 諏訪段					
51	散布地	老ヶ原遺跡	浦之名老ヶ原					
52	散布地	久留主原遺跡	〃 久留主					
53	散布地	市口遺跡	〃 市口					
54	散布地	松山ヶ迫遺跡	〃 松山ヶ迫					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
55	散布地	芝町遺跡	// 芝町					
56	散布地	古市A遺跡	// 古市					
57	散布地	古市B遺跡	// //					
58	散布地	中須(後平)遺跡	// 後平					
59	散布地	堀ノ内遺跡	// 堀ノ内					
60	散布地	中須遺跡	// 中須					
61	散布地	鹿村迫A遺跡	// 鹿村迫					
62	散布地	中野原遺跡	// 中野原					
63	散布地	鶴田遺跡	// 鶴田					
64	散布地	前田遺跡	// 前田					
65	散布地	鹿村迫B遺跡	// 鹿村迫					
66	散布地	新堀A遺跡	// 新堀					
67	散布地	向山遺跡						
68	散布地	新堀B遺跡	// 新堀					
69	石造物	長野の六地藏塔	// 長野					
70	石造物	悪の五輪塔	// 悪					
71	石造物	薬師殿山古石塔群	// 石橋					
72	石造物	牧神	// 牧内段					
73	石造物	床並の五輪塔	// 床並					
74	石造物	松下田の田の神(Ⅰ)	// 松下田					
75	石造物	松下田の田の神(Ⅱ)	// //					
76	石造物	市野々の田ノ神(Ⅰ)	// 市野々					
77	石造物	市野々の田ノ神(Ⅱ)	// //					
78	石造物	市野々の田ノ神(Ⅲ)	// //					
79	石造物	平木場の田ノ神	// 平木場					
80	石造物	川床の五輪塔(Ⅰ)	// 川床					
81	石造物	川床の五輪塔(Ⅱ)	// //					
82	石造物	天貴美の田ノ神	// 水流原					
83	石造物	天神原の磨崖仏	// 天神原					
84	石造物	堂ノ下の六地藏塔	// 堂ノ下					
85	石造物	村尾の古石塔	// 古河					
86	石造物	牟多田の板碑	// 竹山					
87	石造物	堂園の馬頭観音	// 小俣					
88	石造物	堂園の田ノ神	// 抱ヶ平					
89	石造物	般者殿墓	// 般者					
90	石造物	栗下の田ノ神	// 栗下					
91	石造物	栗下の磨崖仏	// //					
92	石造物	山之口の田ノ神	// 長平					
93	石造物	山伏墓	// 清浦					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
94	石造物	小豆迫の古石塔	// 小豆迫					
95	石造物	街道原の馬頭観音	副田 街道原					
96	石造物	新町の梵字碑	// 新町					
97	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅰ)	// 早馬段					
98	石造物	寺畑の古石塔	// 寺畑					
99	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅱ)	// 早馬段					
100	石造物	宮原の塞ノ神	// 宮原					
101	石造物	竹内堀の五輪塔	// 竹内堀					
102	石造物	山口の六地藏	// 山口					
103	石造物	松ヶ迫の田ノ神	// 松ヶ迫					
104	石造物	前園の馬頭観音	// 前園					
105	石造物	射馬迫の古石塔	// 射馬迫					
106	石造物	辻原の田ノ神	// 辻原					
107	石造物	椿下の田ノ神	// 椿下					
108	石造物	地藏原の地藏	// 地藏原					
109	石造物	大里の古石塔	// 大里					
110	石造物	熊野神社の六地藏塔	// 権現山					
111	石造物	妙見段の旦那墓	// 妙見段					
112	石造物	猪鼻の田ノ神	// 猪鼻					
113	石造物	妙見段の弥陀三尊塔	// 妙見段					
114	石造物	諏訪段の五輪塔	// 諏訪段					
115	石造物	諏訪段の二十三夜塔	// //					
116	石造物	向山の秋葉像	// 向山					
117	石造物	古春の石敢塔	浦之名古春					
118	石造物	赤城前の常夜灯	// 赤城前					
119	石造物	古春の六地藏塔	// 古春					
120	石造物	古春の三十三観音塔	// //					
121	石造物	赤城神社の古石塔	// 赤城前					
122	石造物	赤城前の墓塔・層塔	// //					
123	石造物	赤城前の地藏尊・六地藏塔	// //					
124	石造物	清色城跡の荒神	// 後迫					
125	石造物	庵ノ坂の石敢当1	// 庵ノ坂					
126	石造物	庵ノ坂の不動明王	// //					
127	石造物	庵ノ坂の石敢当2	// //					
128	石造物	舟瀬殿墓古石塔群	// //					
129	石造物	舟瀬の石敢当	// //					
130	石造物	舟瀬向の六地藏塔	// 舟瀬向					
131	石造物	舟瀬向の百万遍念仏塔	// //					
132	石造物	小路の石敢当1	// 小路					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
133	石造物	小路の古石塔	〃 〃					
134	石造物	小路の石敢当2	〃 〃					
135	石造物	小路の石敢当3	〃 〃					
136	石造物	小路の観音塔	〃 〃					
137	石造物	久木宇都の薬師仏塔	〃 久木宇都					
138	石造物	久木宇都の六地藏塔1	〃 〃					
139	石造物	久木宇都の六地藏塔2	〃 〃					
140	石造物	いくさ墓	〃 〃					
141	石造物	久木宇都の六地藏塔3	〃 〃					
142	石造物	観音山古石塔群	〃 上ノ原					
143	石造物	上原の馬頭観音	〃 福原					
144	石造物	水神碑	〃 大石ヶ平					
145	石造物	渋谷有重供養塔	〃 〃					
146	石造物	中須の馬頭観音	〃 仁田ノ脇					
147	石造物	早馬の馬頭観音	〃 早馬					
148	石造物	竹原田の古石塔	〃 円通庵					
149	石造物	竹原田の地藏	〃 竹原田					
150	石造物	竹原田の馬頭観音	〃 〃					
151	石造物	中須の宝篋印塔	〃 中須					
152	石造物	内山の馬頭観音	〃 内山					
153	石造物	中須の古石塔群	〃 中須					
154	石造物	大宮神社の六地藏塔	〃 〃					
155	石造物	中須の田ノ神	〃 日ノ丸					
156	石造物	日ノ丸の地藏尊	〃 〃					
157	石造物	日ノ丸の古墓	〃 〃					
158	石造物	竹原田の田ノ神	〃 竹原田					
159	石造物	愛宕神社の古石塔	〃 愛宕					
160	城跡	川床城跡	〃 川床					
161	城跡	椿城跡	〃 椿					
162	城跡	瀬上城跡	〃 近井手					
163	城跡	箕冠城	〃 黒武者					
164	城跡	椿城	副田 地藏原					
165	城跡	大住吉城	〃 大里					
166	城跡	満手野陣跡	〃 町野					
167	城跡	寿昌寺峰陣跡	〃 向山					
168	城跡	清色城跡	浦ノ名後迫					
169	城跡	黒瀬陣跡	〃 大迫他					
170	寺跡	満福寺跡	副田 中組					
171	寺跡	定永寺跡	〃 妙見段					
172	寺跡	松林寺跡	〃 諏訪段					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
173	寺跡	蓮昌寺跡	// 小園					
174	寺跡	朝日寺跡	副田 向山					
175	寺跡	寿昌寺跡	// //					
176	寺跡	古春庵跡	浦之名古春					
177	寺跡	延命院跡	// 赤城前					
178	寺跡	瑠璃光寺跡	// 舟瀬向					
179	寺跡	昌了寺跡	// 小路					
180	寺跡	固心院跡	// 久木宇都					
181	寺跡	慈光寺跡	// 下大石ヶ原					
182	寺跡	薬師堂跡	// 円通庵					
183	寺跡	巨過跡	// 日ノ丸					
184	中・近世村落	黒武者集落	// 黒武者					
185		大馬越太鼓踊り	// 大馬越	大馬越太鼓踊り保存会	豊作祈願－鷹子神社奉納祭			
186		平石太鼓踊り	副田 平石	アケスメロ平石保存会	不定期			
187		山口太鼓踊り	// 山口	山口太鼓踊り保存会	不定期			
188		東郷示現流	浦之名麓	東郷示現流保存会	不定期			
189		棒踊り	// 山之口	山之口棒踊り保存会	呷器を打ち合わせ悪霊の退散を祈る踊り			
190		狂言	// 山之口	山之口棒踊り保存会	悪さを働く獅子を退治するもの			
191		俵踊り	// 上之原	俵踊り保存会	米俵を土俵に積み上げ観衆に披露の様を舞踏化			
192		虚無僧踊り	// 牟多田	虚無僧踊り保存会	一般的に両者が打ち合うが、女性的な優雅な手踊り			
193		川流れ踊り	// 堂園	堂園川流れ節保存会	踊り子全員が太鼓を打ち踊り、にぎやかな踊り			
194		銭駒おどり	// 原	銭駒おどり保存会	にぎやかなお祝い時にふさわしい踊り			
195		疱瘡踊り	// 小路	小路疱瘡踊り保存会	疱瘡の神様を迎え、他所へお越し願う踊り			
196		ナベフタ踊り	// 山下	ナベフタ踊り保存会	南国鹿児島女性の勇ましさをあらました威勢のよい踊			
197		鷹踊り	副田辻原	辻原鷹踊り保存会	鷹(殿様)と餌差が、鷹に餌を与える優雅な踊り			
198		金山踊り	浦之名中須	金山踊り保存会	馬頭観音や霧島神社に、牛馬の健全成長と豊作祈願			
199		棒踊り		長野棒踊り保存会	呷器を打ち合わせ悪霊を退散を祈る踊り			

東郷町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗文化財	山田中鷹踊り	山田・山田中	山田中鷹踊り保存会	不定期	30,000		
2	無形民俗文化財	古里棒鎌踊り	山田・古里	山田古里棒鎌踊り保存会	不定期	30,000		
3	無形民俗文化財	山田下俵踊り	山田・山田下	山田下俵踊り婦人同好会	不定期	30,000		
4	無形民俗文化財	鳥丸上鷹踊り	鳥丸・鳥丸上	鳥丸上鷹踊り保存会	不定期	30,000		
5	無形民俗文化財	堀虚無僧踊り	藤川・堀	堀虚無僧踊り保存会	不定期	30,000		
6	無形民俗文化財	兵六踊り	藤川・本俣	本俣兵六踊り保存会	不定期	30,000		
7	遺跡・史跡	鳥丸西遺跡	鳥丸上園					
8	遺跡・史跡	五社遺跡	斧淵五社					
9	遺跡・史跡	斧淵城跡	斧淵内田					
10	遺跡・史跡	鶴ヶ岡城跡	斧淵三ヶ郷					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
11	遺跡・史跡	原之城跡	斧淵久保田					
12	遺跡・史跡	城ヶ原城跡	南瀬城ヶ原					
13	遺跡・史跡	知屋城跡	南瀬知屋城跡					
14	遺跡・史跡	仮屋城跡	山田丸田					
15	遺跡・史跡	山田城跡	山田城ノ尾					
16	遺跡・史跡	新城跡	斧淵梅木ヶ迫					
17	遺跡・史跡	正平庵跡	山田市来					
18	遺跡・史跡	元香積寺跡	藤川庵袋					
19	遺跡・史跡	吉祥寺跡	斧淵堂坂					
20	遺跡・史跡	大松院跡	宍野向江					
21	遺跡・史跡	小鷹古石塔群	藤川芭蕉田					
22	遺跡・史跡	相良殿古石塔群	斧淵城内					
23	遺跡・史跡	木場遺跡	宍野木場					
24	遺跡・史跡	五本松経石埋蔵地	南瀬五本松					
25	遺跡・史跡	山田上経石埋蔵地	山田松下					
26	遺跡・史跡	香積寺跡	南瀬諏訪ヶ原					
27	遺跡・史跡	東園遺跡	鳥丸東園					
28	遺跡・史跡	岩戸之下遺跡	南瀬岩戸之下					
29	遺跡・史跡	上口遺跡	藤川上口					
30	遺跡・史跡	現王遺跡	藤川現王					
31	遺跡・史跡	五色遺跡	宍野五色					
32	遺跡・史跡	山門遺跡	鳥丸山門					
33	遺跡・史跡	岩切遺跡	斧淵岩切					
34	遺跡・史跡	大原遺跡	斧淵大原					
35	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
36	遺跡・史跡	司野下遺跡	斧淵司野下					
37	遺跡・史跡	川畑遺跡	南瀬川畑					
38	遺跡・史跡	平畑遺跡	南瀬平畑					
39	遺跡・史跡	道清遺跡	南瀬道清					
40	遺跡・史跡	屋根添・川原遺跡	南瀬屋根添川原					
41	遺跡・史跡	宮ノ脇A遺跡	南瀬宮ノ脇					
42	遺跡・史跡	宮ノ脇B遺跡	南瀬宮ノ脇					
43	遺跡・史跡	大谷遺跡	南瀬大谷					
44	遺跡・史跡	狐ヶ段遺跡	南瀬狐ヶ段					
45	遺跡・史跡	轟木遺跡	南瀬轟木					
46	遺跡・史跡	大椿遺跡	南瀬大椿					
47	遺跡・史跡	大牟礼遺跡	南瀬大牟礼					
48	遺跡・史跡	野中遺跡	南瀬野中					
49	遺跡・史跡	古城跡	南瀬大堀					
50	遺跡・史跡	古城跡	南瀬上平田					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
51	遺跡・史跡	内浦遺跡	斧淵内浦					
52	遺跡・史跡	小田・小田原遺跡	斧淵小田小田原					
53	遺跡・史跡	簾掛遺跡	斧淵簾掛					
54	遺跡・史跡	宮ヶ原遺跡	斧淵宮ヶ原					
55	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
56	遺跡・史跡	松阪遺跡	斧淵松阪					
57	遺跡・史跡	茶屋段遺跡	斧淵茶屋段					
58	遺跡・史跡	後ヶ原遺跡	南瀬後ヶ原					
59	遺跡・史跡	坂ノ下遺跡	南瀬坂ノ下					
60	遺跡・史跡	城ヶ原A遺跡	南瀬城ヶ原					
61	遺跡・史跡	城ヶ原B遺跡	南瀬城ヶ原					
62	遺跡・史跡	前原遺跡	斧淵前原					
63	遺跡・史跡	大傘礼遺跡	斧淵大傘礼					
64	遺跡・史跡	坂中遺跡	南瀬仮屋					
65	遺跡・史跡	宇都遺跡	南瀬宇都					
66	遺跡・史跡	諏訪ヶ原遺跡	南瀬諏訪ヶ原					
67	遺跡・史跡	山武遺跡	鳥丸山武					
68	遺跡・史跡	五社磨崖仏	斧淵五社					
69	遺跡・史跡	白太夫の墓	藤川天神境内					
70	遺跡・史跡	津田万右衛門慰霊社	藤川津田					
71	遺跡・史跡	現王様跡	藤川大久保					
72	建造物	岩元石橋	南瀬井手上					
73	建造物	水車の旧道の石橋	南瀬					
74	建造物	興安殿の石碑	南瀬					
75	建造物	徳光院の石碑	南瀬					
76	有形民俗文化	仏像(里公民館)	南瀬里					
77	有形民俗文化	馬頭観音 石仏	南瀬					
78	有形民俗文化	用水路跡	南瀬					
79	有形民俗文化	城ヶ原池	南瀬					
80	有形民俗文化	馬頭観音	山田字松下					
81	工芸品	東郷土人形						
82	無形民俗文化	女講	山田上					
83	神社	五社神社	斧淵前原					

祁答院町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	記念物(史跡)	小牧孝陳墓	下手					
2	記念物(史跡)	観音堂跡五輪塔	下手					
3	記念物(史跡)	菩薩堂跡五輪塔	下手					
4	記念物(史跡)	大応寺跡石塔群	下手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
5	記念物(史跡)	大村郷地頭仮屋跡	下手					
6	記念物(史跡)	南方神社と島津歳久	下手					
7	記念物(史跡)	新城跡	上手					
8	記念物(史跡)	大正寺跡	下手					
9	有形民俗	念仏がま跡	下手					
10	記念物(史跡)	大村招魂墓	下手					
11	記念物(史跡)	吉祥寺跡	下手					
12	記念物(史跡)	石原石塔群	下手					
13	記念物(史跡)	松尾城跡	下手					
14		埋もれ木	下手					
15	有形民俗	原口方柱塔婆	下手					
16	記念物(史跡)	大久保城跡	下手					
17	記念物(史跡)	菊地田城跡	下手					
18	有形民俗	日枝神社	藺牟田					
19	記念物(史跡)	藺牟田郷領主仮屋跡	藺牟田					
20	記念物(史跡)	藺牟田招魂社	藺牟田					
21	有形民俗(工芸)	樺山主税自刃刀	藺牟田					
22	有形民俗(工芸)	神崎家の兜	藺牟田					
23	記念物(史跡)	高城跡	藺牟田					
24	有形(建造物)	藺牟田池疎水	藺牟田					
25	記念物(史跡)	片城跡	藺牟田					
26	記念物(史跡)	山王岳環状列石	藺牟田					
27	記念物(史跡)	法蓮寺跡	藺牟田					
28	記念物(史跡)	藺牟田城跡	藺牟田					
29	記念物(史跡)	西之城跡	藺牟田					
30	記念物(史跡)	華厳寺跡石塔群	藺牟田					
31	記念物(史跡)	普賢院跡	藺牟田					
32	記念物(史跡)	医王寺跡	藺牟田					
33	有形(古文書)	宮里文書と山川文書	黒木					
34	有形(彫刻)	秋葉神社石像	黒木					
35	記念物(史跡)	豊州家関係石塔群	黒木					
36	有形民俗	黒木招魂墓と愛宕神社	黒木					
37	有形民俗	御崎神社と三宝荒神	黒木					
38	記念物(史跡)	黒木郷主仮屋跡	黒木					
39	有形民俗	大楠神社	黒木					
40	有形民俗	日置文書	黒木					
41	有形民俗	久玉大明神と天照大神宮	黒木					
42	記念物	堂之迫六地藏塔	黒木					
43	記念物	大日如来像	上手					
44	有形民俗	豊日曇神社	上手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
45	記念物	西南戦争供養塔	上手					
46	記念物(史跡)	大聖寺跡	上手					
47	記念物(史跡)	大村糯原生地	上手					
48	記念物(史跡)	滝間城跡と石塔群	上手					
49	記念物	滝間供養塔	上手					
50	記念物	西牟田城跡	上手					
51	埋蔵文化財	上手の古代遺跡	上手					
52	無形民俗	田の神戻し	藪牟田	麓西・東	毎年4月10日に田の神戻しを行う			
53	無形民俗	鎌の手踊り	黒木					
54	無形民俗	疱瘡踊り	黒木					
55	無形民俗	上手の太鼓踊り	上手	上手青年団	毎年10月8日神社奉納			
56	無形民俗	種子島踊り	下手(轟)	種子島踊り保存会				
57	無形民俗	川東バラ踊り	下手(川東)	川東バラ踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
58	無形民俗	兵児踊り	上手(小牧)					
59	無形民俗	鷹踊り	黒木	鷹踊り保存会				
60	無形民俗	餅つき踊り	上手					
61	無形民俗	金山踊り	藪牟田	麓青壮年				
62	無形民俗	棒踊り	藪牟田・黒木・上手					
63	無形民俗	田の神講	各集落					
64	無形民俗	城北鷹踊り	下手	城北鷹踊り保存会				
65	無形民俗	馬頃尾棒踊り	下手	馬頃尾子ども会				
66	無形民俗	秋上バラ踊り	上手	秋上バラ踊り保存会				
67	無形民俗	楠原俵踊り	上手	楠原俵踊り保存会				
68	無形民俗	馬頃尾太鼓踊り	下手	馬頃尾太鼓踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
69	無形民俗	藪牟田麓西の虚無僧踊り	藪牟田	虚無僧踊り保存会				
70	無形民俗	中武松島踊り	上手	松島踊り保存会				
71	無形民俗	砂石太鼓踊り	藪牟田(砂石)	砂石太鼓踊り保存会				

里村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	七人合頭・八人合頭	里村	里村				
2	史跡	地頭仮屋敷	里村	里村				
3	史跡	大炊御門中将の墓	里村	里村				
4	史跡	津口番所跡	里村	里村				
5	史跡	山田静治有秀の墓	里村	里村				
6	史跡	琉球人墓	里村	里村				
7	史跡	松木少将の墓	里村	里村				
8	神社	八幡神社	里村	里村				
9	神社	講之本神社	里村	里村				
10	寺跡	西願寺	里村	里村				

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
上甌村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	瀬上地区春日神社の内侍舞	上甌村瀬上827	春日神社舞姫保存会	伝承活動			
鹿島村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	鹿島太鼓	鹿島村	橋野恵子	不定期	5,000		
2	無形民俗	棒踊り	鹿島村	中野貞二	不定期	5,000		
3	無形民俗	オニハ踊り	鹿島村	梶原あや子	不定期	5,000		
下甌村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	港ヤンハ	下甌村手打港地区	港公民館郷土芸能保存会	無定期			
2	無形民俗	青瀬ヤンハ	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	地区運動会, 中学校文化祭等			
3	無形民俗	シャノーノー	下甌村瀬々野浦地区	西山公民館郷土芸能保存会	11月10日(神社奉納祭)			
4	無形民俗	長浜出羽踊り	下甌村長浜地区	長浜公民館郷土芸能保存会	無定期			
5	無形民俗	青瀬網持ち囃子	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	無定期			
6	無形民俗	片野浦手踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	神社奉納祭			
7	無形民俗	片野浦棒踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	無定期			
8	無形民俗	本町棒踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
9	無形民俗	太鼓踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
10	無形民俗	武者踊り	下甌村手打麓地区	武士踊り保存会	無定期			
11	有形民俗	ビーダナン	下甌村瀬々野浦	中村悦子、宮野勝男、中村俊教、宮野峯泰				
12	遺跡	手打貝塚	下甌村手打	森田厚				
13	遺跡	大原宮園	下甌村手打	県道, 及び個人所有				
14	遺跡	大串	下甌村手打	個人所有				
15	遺跡	大城跡	下甌村手打	個人所有				
16	遺跡	小泊	下甌村手打	個人所有				
17	遺跡	桑林	下甌村手打	個人所有				
18	遺跡	湯の尻	下甌村手打	個人所有				
19	遺跡	浜	下甌村手打	個人所有				
20	遺跡	スス浦	下甌村片野浦	個人所有				
21	遺跡	浜田	下甌村片野浦	個人所有				
22	遺跡	宮迫・田之浦	下甌村片野浦	個人所有				
23	遺跡	瀬々野浦江川	下甌村瀬々野浦	個人所有				
24	遺跡	長迫	下甌村手打	個人所有				
25	遺跡	中平	下甌村瀬々野浦	個人所有				
26	遺跡	芦浜	下甌村長浜	個人所有				
27	遺跡	城ノ田	下甌村長浜	個人所有				
28	史跡	常楽寺跡	下甌村手打	現在墓地				
29	史跡	大性寺跡	下甌村手打	下甌村				

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
30	史跡	経塚	下甌村手打	下甌村				
31	史跡	代官、地頭仮屋敷	下甌村手打	下甌村				
32	史跡	津口番所跡	下甌村手打	下甌村				
33	史跡	遠見番所跡	下甌村手打	下甌村				
34	史跡	丸塚	下甌村片野浦	個人所有				
35	史跡	かくれ念仏跡	下甌村手打	個人所有				
36	史跡	かくれ念仏跡	下甌村青瀬	個人所有				
37	史跡	かくれ念仏跡	下甌村内川内	個人所有				
38	史跡	かくれ念仏跡	下甌村長浜	個人所有				
39	史跡	釣掛埼灯台	下甌村手打					
40	史跡	手打漁港石積防波堤	下甌村手打	県				
41	史跡	エゴ	下甌村瀬々野浦	個人所有				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【文化活動等】	教育部会 文化振興分科会	
調整方針 (案)	新市に移行後、速やかに調整する。				
市町村名	川内市		樋脇町	入来町	
事業名	薩摩国分寺跡史跡公園活用事業	川内まごころ映画祭	まるやま彫刻大会	文化ホール自主事業	文化ホール自主事業
内容	<p>【目的】 薩摩国分寺跡史跡公園を芸術活動等の発表の場に利用し、広く市民に舞台発表や芸術鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の振興を図り、又薩摩国分寺跡史跡公園を有効に活用することを目指す。</p> <p>【内容】 邦楽や詩吟、日本舞踊、郷土芸能、史劇等を組み合わせた舞台を構成する。</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【協力】 川内市文化協会</p>	<p>【目的】 映画館のない街で話題作や名作を上映し、幅広い年齢層が映像文化に対する関心を高めていくことをはじめ、映画祭を通じて市民の文化意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 話題作や名作、こども向け映画等の上映を委託により実施</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【共催・後援】 川内まごころ文学の会、川内市芸術協会、川内市文化協会他</p>	<p>【目的】 彫刻大会の素材に地元産出の珪藻土を使う全国的に類をみないユニークな彫刻大会であるとともに、町内外を問わず多くの人を対象に楽しみながら家族、友達同士で制作して、彫刻の面白さを認識してもらい、文化的行事への参加意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 地元産出珪藻土を使った彫刻大会。</p> <p>【主催】 樋脇町・樋脇町教育委員会 【後援】 鹿児島県・県教育委員会・県美育協会</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(日本フィル)</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(アグネス・チャン氏公演)</p>
予算	3,500千円	2,126千円	3,100千円	1,500千円	
期日	10月	7月	10月	1月19日	
市町村名	祁答院町	里村	その他の町村		課題・検討事項
事業名	教育委員会主催事業	トンボロ芸術村作品コンテスト	該当なし		川内市はまちづくり公社で実施している事業もある。今後、文化センター(ホール、会館等)で実施している各事業を一括し、持回りで実施するなどの工夫はできると思われる。
内容	<p>【内容】 菊展示会</p>	<p>【目的】 里村の豊かな自然・風土を素材とした芸術コンテストを開催し、村内外から出展を求め、生涯学習態勢づくりへの気運を高めるとともに、芸術・文化活動の促進を図り、里村ならではの個性豊かな芸術村を築くことを目指します。</p> <p>【内容】 絵画、写真、俳句のコンテスト</p> <p>【主催】 トンボロ芸術村実行委員会 里村 里村教育委員会 里村文化協会</p>			
予算	190千円	311千円			
期日	10月29日	村づくり文化祭にて表彰			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)	【伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務】	教育部会 文化振興分科会
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。		
入来町		その他の市町村	課題・検討事項
<p>【名称】 入来町伝統的建造物群保存審議会</p> <p>【目的】 保存地区の保存などに関する重要事項を調査・審議し、これらの事項について、町長及び教育委員会に建議する。</p> <p>【概要】 15名以内の任期2年の伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を町長が任命し、審議会は教育委員会の諮問に応じて専門的見地から答申する。</p> <p>【報酬等】 1名1回につき支出(報酬) 委員長 6,300円 副委員長,委員6,200円 1名1回につき支出(費用弁償) 委員長,副委員長,委員 950円</p> <p>【開催回数】 審議がある場合は、随時開催</p> <p>【今後の状況】 現在(平成14年11月現在)、全国で61の国選定伝健地区が存在しており、入来町も目指している。この事業は新市になっても継続されるが、現在の入来町入来麓に限定される事業となる。</p> <p>【予算額】 平成14年度より町並み環境整備</p>		該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 入来町だけの事業であるが、全国的にみても保存地区の中や周辺に事務局を置いていることが多く国の指導の元実施され、継続して行う。 他の選定地区では、都市計画部門で実施していることから建設部会へも連絡が必要であり、文化財という取扱いでなく、まちづくりという概念で実施し、組織体制を新設し、強化する必要がある。 この事業は、地区設定して実施するが、現樋脇町との関連もでてくると思われる。
協定項目	21 社会教育事業	【史跡等整備・保護業務】	教育部会 文化振興分科会
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。		
入来町	東郷町	その他の市町村	課題・検討事項
<p>○ 清色城跡保存</p> <p>【概要】 中世山城である清色城跡の保存(国、県の指導により国史跡指定へ)</p> <p>【事業】 平成12年、13年度清色城跡の地権者へ同意取得の業務指定範囲地区が樋脇町へもまたがっており、樋脇町と現在協議中</p> <p>【計画】 入来町では、清色城跡の地籍の確定が14年度となっており、15年度以降より、国指定の同意取得徴収となる。</p> <p>【整備・保存・活用計画】 発掘調査を実施し、復元・整備する。</p> <p>【予算額】 調査経費等 平成12年度 9,135,000円 平成13年度 6,720,000円</p>	<p>○ 人形浄瑠璃</p> <p>【概要】 東郷町文弥節人形浄瑠璃の県・国への取り組み</p> <p>【事業】 ・町単独事業により平成11年度から平成13年度まで調査を実施し、報告書作成。 調査者は、3名の大学教授及び1名の大学講師に依頼。 ・平成13年度からふるさと文化再興事業をうけ、人形製作や映像記録を実施。 ・町中央公民館講座に位置付け、保存・伝承に努めている。 ・平成14年度 パンフレット作成(300冊) 平成15年度 パンフレット作成(300冊)</p> <p>【予算額】 平成14年度 722,000円(補助金額200,000円含む) 2,601,000円(ふるさと文化再興事業)</p>	該当なし	今後合併するにあたって、取り組まなければならない国、県事業に伴う主な事業を検討

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[市町村民運動会]	教育部会 スポーツ振興分科会	
調整方針(案)	合併後の実施の意向を調査の上、旧市町村単位で調整する。				
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	市民運動会	町民体育大会	町民体育祭	町民体育大会	町大運動会
主催等	【主催】 川内市, 市教員委員会 【共催】 市民会連絡協議会 【主管】 市体育協会	【主催】 樋脇町, 樋脇町教員委員会 樋脇町体育協会	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会	【主催】 東郷町・教育委員会・体育協会・中央公民館・校区公民館	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会 【共催】 無 【主管】 社会教育課
実施日	10月第2日曜日	10月の第1日曜日・第2日曜日	10月第1日曜日または第2日曜日	10月の第2日曜日	毎年10月第2日曜日
競技形式	市内19小学校区をA・B・Cの3ブロックに分けての校区対抗 ア採点種目 5種目 イ自由参加種目 19種目	12地区公民館対抗 ア採点種目11種目 イ その他13種目	8ブロック対抗 ア採点種目 9種目 イ自由種目・採点外 17種目	校区(東郷校区は4区)対抗	5地区公民館対抗 採点種目数16種目 採点外種目19種目
競技運営	・大会会長 川内市長 ・副会長 助役2・収入役・教育長 ・顧問 国・県・市議員, 教育委員, 公連会長, 商工会議所会頭 ・参与 各種委員, 官公署長, 学校長, 消防長ほか ・大会委員長 市体協会長 ・副委員長 体協副会長・理事長・副理事長, 市陸協会長, 小・中体連会長, 高等学校長 ・大会総務委員 教育委員会職員 ・競技役員 陸協・市職員・体協・小・中学校教職員130人	・大会会長 樋脇町長 ・副会長 助役・教育長・体協長 ・顧問 議会議長・収入役・各小中高等学校長 ・参与 消防団長・地区公民館長代表・自治公民館長代表・老人クラブ代表・町役場職員・体育指導委員・中高ボランティア	・会長 町長 ・副会長 議長 教育長 体協長 ・参与 助役 収入役 文教厚生委員長 教育委員 社会教育委員長 小中中学校長ほか ・運営委員長 体協副会長2 ・競技役員 役場職員 体協役員 体育指導委員 高校生クラブ 中学生 100人	・会長 東郷町長 ・副会長 助役・議会議長・体育協会長 ・実行委員長 教育長 ・実行委員 校区公民館長・校区体育部長・体育指導委員外 ・競技役員 体育指導委員・役場職員外	・大会会長 祁答院町長 ・副会長 教育長, 体育協会長 ・総務 助役, 総務課長, 体協副会長2 ・競技役員 町職員, 体育指導委員, 各地区公民館長, 各地区体育部長, 消防団長, 婦人会会長他
予算	4,800千円	1,104千円	757千円	229千円	870千円
市町村名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
名称	村民体育大会	村民体育大会		村民体育大会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難である。 ・プログラム(種目数)多く、種目の整理統合が必要 ・離島の参加体制。(3日間休むことができるか) ・開催場所(駐車場の確保等)
主催等	【主催】 里村, 里村体育協会, 里村自治公民館長連絡協議会	【主催】 上甌村 【共催】 なし 【主管】 上甌村教育委員会		【主催】 鹿島村, 鹿島村体育協会, 鹿島村公民館, 鹿島幼稚園, 鹿島小学校, 鹿島中学校	
実施日	平成14年10月13日(体育の日に近い日曜日)	平成14年10月13日(平成14年度)		平成14年10月5日(10月の第1土曜日)	
競技形式	採点種目(7), 自由種目(23)	・地区対抗(7地区) ・校区対抗(3校区)		・地区対抗(7地区)・紅白対抗(小・中学校)	
競技運営	・会長 村長 ・副会長 助役, 教育長, 体協会長 自治公民館長連絡協議会長 ・実行委員長 体協理事長 ・総務 総務課長, 教委事務局長 体協副会長	・会長 村長 ・副会長 村議会議長・教育委員長 ・参与 川内警察署甌島幹部派出所 ・委員長 助役・教育長 ・副委員長 副議長・収入役 ・委員 各公民館長・各小学校長・村P連会長・寿会長村婦連会長・各体育指導委員	該当なし	・会長 村長 ・副会長 小学校長・中学校長 ・実行委員長 教育長 ・役員 各区長・議員・各団体長	
予算	180千円	832千円		540千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)	【総合型地域スポーツクラブ】	教育部会 スポーツ振興分科会
調整方針 (案)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		
川内市	樋脇町	その他の市町村	課題・検討事項
<p>【目的】 市民の多様なニーズに対応するため、総合運動公園を基盤として子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ世代を超えた交流を図り、心身ともに豊かで創造的な地域生活を目指す。</p> <p>【事業の概要】 毎週22種目41サークルを実施し、様々な世代との交流により、地域のコミュニティーの場として地域の活性化と連帯感を造る。</p> <p>【名称】川内スポーツクラブ01</p> <p>【組織】会員制による会員で組織 1023人 22種目41サークル</p> <p>【役員】会長、副会長、マネージャー、運営委員(15)、コーチングスタッフ(52)</p> <p>【運営】会員の会費、補助金 年会費 大人500円/月+1000円(事務手数料) 高校生以下250円/月+1000円 未就学児1000円 有料サークル(別途月会費)大人2千円 高校生以下千円 託児 1人 月1000円 今後は、受益者負担を原則とする自主運営を目指す。 (会員の会員による会員のためのクラブ)</p>	<p>【目的】 スポーツ振興くじ助成金の補助を受け、コミュニティースポーツクラブの創設を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズの把握 ・各種社会体育関係団体との連携 ・指導者の育成 ・各地区関係者への説明(手順) <p>平成14年度 実態把握、各地区関係者、関係団体への説明 平成15年度 設立準備委員会の設置 平成16年3月 設立予定</p>	<p>該当なし</p>	<p>・総合運動公園中心のクラブであるが、全市民参加には施設までの交通体制、距離時間が困難であり、旧町村毎のクラブ設立を図り、連合的に連携するか、支部組織とするかが課題。</p> <p>・「総合型」の育成を第一に新市内をブロック別に分けて推進する。</p> <p>・将来的には各種スポーツ大会やスポーツ教室の運営も担えると良いが、実際の立ち上げは難しい。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[各種スポーツ大会等]	教育部会 スポーツ振興分科会		
調整方針(案)	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。					
課題・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難であり、地域スポーツ振興組織の設立が急務で、任意団体が主催を促す。 ・大会開催時期が同時期にものがあり、統廃合・廃止の検討が必要(住民の意向把握が急務である) 					
ソフトボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	
	名称	校区対抗成人男子ソフトボール大会	地区対抗ソフトボール大会(春季・秋季)	ブロック対抗ソフトボール大会	壮年(40歳以上)ソフトボール大会	
	主催	川内市体育協会	樋脇町ソフトボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町ソフトボール協会	
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館・各校区公民館	
	期日	8月17~21(夜間開催)	5月、10月(夜間開催)	7月第2日曜日(昼間開催)	4月中旬~下旬	
	運営方法	ソフトボール協会運営	ソフトボール協会運営	社会教育課と体育協会運営	町ソフトボール協会運営	
	内容	チームは年齢構成 19校区対抗トーナメント	チームは地区構成 12地区対抗リンク・トーナメント	チームは年齢構成。8ブロック対抗, 予選はリンク, 準決勝からはトーナメント	40歳以上の町内居住者, 校区・職場は問わない。投球方法は, スローピッチ。	
	財源	体協12万	ソフトボール協会	一般会計1万円, 体協8万円	ソフトボール協会負担, 教委は参加賞の	
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	賞状への押印	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等)	
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区 ・花火大会のあくる日からの開催				
	市町村名	里村		上甌村	鹿島村	下甌村
	名称	自治公民館対抗ソフトボール大会	職場職域ナイターソフトボール大会	村内ソフトボール大会	支部対抗ソフトボール大会	(春季・秋季)ソフトボールリーグ戦
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	鹿島村体育協会	下甌村体育協会ソフトボール専門部
	共催			上甌村教育委員会		
期日	9月1日(日)	8月19日(月)~23日(金)	6月	8月30~31(夜間開催)	4月~5月, 9~10月(夜間開催)	
運営方法	野球部で運営	野球部で運営	上甌村体育協会ソフトボール専門部で運	ソフトボール部会で運営	ソフトボール専門部で運営	
内容	ファーストピッチ, スローピッチの部 自治公民館対抗 チームは年代構成(リーグトーナメント)	ファーストピッチ, スローピッチの部 チーム構成は各職場(リンクトーナメント)	村内に在住する一般男女 地区対抗	7支部対抗トーナメント	鹿島村チームを含めて開催	
財源	(財源)体協 5,000円	参加料(80,000円)	ソフトボール専門部 15万	体協5万	体協4万	
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局 (資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計等)	村教委社会教育係(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	村教委社会教育係(広報及び賞状作成等)	
備考						
野球	市町村名	川内市	祁答院町			
	名称	市長旗高校野球大会	祁答院町町民野球大会			
	主催	川内市	祁答院町体育協会・祁答院町野球連盟			
	共催					
	期日	5月中旬・11月中旬	5月中旬・8月下旬			
	運営方法	軟式野球連盟運営(謝金・弁当)	野球連盟・体指運営(弁当)			
	内容	市内3高校リーグ戦	公民館対抗(5地区)リーグ戦			
	財源	一般会計20万	体協6万			
事務	市民スポーツ課(弁当手配・資料・賞状等作成)	社会教育課(弁当手配・資料・賞状等作成)				
備考						

バレーボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
	名称	校区対抗婦人バレーボール大会	地区対抗バレーボール大会(春季・秋季)	支部代表公民会对抗バレーボール大会	夫婦バレーボール(9人制)大会	自治公民館対抗バレーボール大会
	主催	川内市体育協会	樋脇町バレーボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町バレーボール協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館	
	期日	7月第2日曜	6月、9月	9月第1日曜日	10月第3土曜	7月第2日曜
	運営方法	バレーボール協会運営(24チーム)	バレーボール協会運営	社会教育課と体育協会で運営	社会教育課が運営, 町バレー協会は進行程度	バレーボール協会運営(8チーム)
	内容	既婚女性校区対抗ブロック別・年齢構成	地区対抗A,Bブロック別・男女別	公民会对抗, 予選はリンク, 準決勝からトーナメント	町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出場可	試合中各チーム9名の総年齢が290歳以上
	財源	(財源) 体協12万	バレーボール協会	一般会計3万3千円, 体協8万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協(賞状等)
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区・現チーム数で夕刻までかかる		・校区で予選大会もあり。		
バレーボール	市町村名	里村			上甌村	
	名称	村民バレーボール大会	職場職域バレーボール大会	村内バレーボール大会	壮年バレーボール大会	村内職場対抗バレーボール大会
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会
	共催			上甌村教育委員会	上甌村教育委員会	上甌村教育委員会
	期日	6月30日(日)	10月27日(日)	12月	6月	6月
	運営方法	バレー部で運営	バレー部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営
	内容	男子・女子の部, 公民館対抗チームは年代構成(リンクトーナメント)	Aパート, Bパートの2パートで行うチームは各職場(リンクトーナメント)	地区対抗 村内に在住する一般男女	地区対抗 村内に在住する40歳以上の一般男女	職場対抗 職場を村内に有する一般男女
	財源	体協 5,000円	参加料(50,000円)		上甌村体育協会バレーボール部 15万	
	事務	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)
	備考					
バレーボール	市町村名	下甌村			鹿島村	
	名称	春・秋季バレーボールリーグ戦(夜間開催)	壮年バレーボール大会	春・秋季女子バレーボール大会	支部対抗バレーボール大会	
	主催	下甌村体育協会バレーボール専門部	下甌村体育協会バレーボール専門部	下甌村体育協会バレーボール専門部	鹿島村体育協会	
	共催					
	期日	春は6月～7月, 秋は11月～12月	6月30日(日)	5月と11月	8月11～12(夜間開催)	
	運営方法	バレーボール専門部運営	バレーボール専門部で運営	バレーボール専門部で運営	バレーボール部会で運営	
	内容	鹿島村チームを含めて開催	村内に在住する男女	村内在住の女性チーム	7支部対抗トーナメント	
	財源	参加料及び村体育協会補助金	参加料及び村体育協会補助金	参加料及び村体育協会補助金	体協10万	
	事務	社会教育課(広報及び賞状作成等)	村教委社会教育係(広報及び賞状作成等)	村教委社会教育係(広報及び賞状作成等)	村教委社会教育係(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	
	備考					
ソフトバ	市町村名	川内市	入来町		東郷町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	レディースミニバレーボール大会	ミニバレーボール大会	夫婦バレーボール(ミニバレー)大会	町夏季球技大会
	主催	川内市体育協会	教育委員会, 体育指導委員	教育委員会, 体育指導委員, レクリエーション協会	町教育委員会・町中央公民館	町体育協会・町中央公民館・各校区公民館
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜			5月末または6月初旬の土曜	8月第3日曜
	運営方法	レク協会で運営	社会教育課と体育指導委員で運営	社会教育課と体育指導委員, レクリエーション協会で運営	社会教育課が運営	体協で運営
	内容	混成・年代で市民フリー参加			町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出	各校区(チーム)対抗戦
	財源	体協9万	一般会計6万5千円	一般会計4万円, レク協会3万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)
	事務	市民スポーツ課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成等全て)
	備考					

レ ボ ー ル	市町村名	祁答院町	上甌村		
	名称	自治公民館対抗ミニバレーボール大会	新春ふれあいミニバレーボール大会		
	主催	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会	上甌村教育委員会		
	共催		上甌村体育協会		
	期日	7月第2日曜	1月		
	運営方法	ミニバレーボール協会運営(9チーム)	上甌村体育協会バレーボール専門部でコート内に常時3名以上の女性がいること		
	内容	年齢制限なし	親子の部 200才未満の部 200才以上の部		
	財源	体協(賞状等)	上甌村体育協会バレーボール専門部 1		
	事務	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	体協事務局(資料作成、参加取りまとめ事務会計等)		
備考					
駅 伝	市町村名	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
	名称	樋脇町まるやま駅伝競走大会	町駅伝競走大会	東郷町町内一周駅伝競走大会	祁答院町町内一周駅伝大会
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	入来町、入来町教育委員会、入来町体育協会	町体育協会・町教育委員会・町中央公民館・校区公民館	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会
	共催			町子ども会育成連絡協議会・町商工会・町青年団連絡協議会・町女性団体連絡	
	期日		11月第3日曜日	11月の第3日曜か第4日曜	11月第2土曜
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	社会教育課と体育協会で運営、役員として役場職員	教委で運営、役場職員・体指に役員・審判等を依頼	町職員・体育指導委員で運営
	内容		8ブロック対抗,	校区対抗, 年齢構成あり	地区公民館対抗(5地区)・13区間 26.3km
	財源	一般会計	一般会計21万円, 体協8万円	体協162千円	体協20万
	事務	資料作成、会場設営、運営全般	社会教育課(資料作成・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成, 賞状等全)	社会教育課(資料作成・集計結果表作成)
	備考	※ 2年に1回の開催			企画開発課(資料作成・集計結果表作成)
	市町村名	里村			
	名称	トンボロ駅伝大会			
	主催	里村体育協会			
	共催				
期日	1月19日(日)				
運営方法	陸上部で運営				
内容	小学生以上, 男女は問わない 1チーム5名とする				
財源	(財源)参加料(10,000円)と体協(20,000円)				
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 結果表作成等)				
備考					

ウォーキング	市町村名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	下甌村
	名称	川内川河口一周マラソン・ウォーキング大会	ひわき丸山桜マラソン大会	とうごう天神梅マラソン大会	いむた池梅マラソン大会	新春かのごロードレース大会
	主催	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会	樋脇町観光協会	とうごう天神梅マラソン大会事務局	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会・祁答院町観光協会・祁答院うめんこ村・南日本新聞社	下甌村、下甌村教育委員会、下甌村体育協会
	共催					
	期日	3月第3日曜	4月初旬の土曜日	1月最終日曜日	2月第4日曜	1月下旬の日曜日
	運営方法	陸上協会・婦人スポーツ・体指・レク協会生活改善会(豚汁)で運営	観光協会・役場職員で運営	実行委員会で運営、役場職員等ボランティア協力	町職員・体育指導委員・うめんこ村・婦人会で運営	村職員・体育指導委員・村生活改善グループで運営
	内容	マラソン23キロ・ウォーキング3・6・10キロ	マラソン3・5・10・キロ・ファミリー1キロ	3km(小〜一般)・5km(中〜一般)・10km(高〜一般)・ファミリー1km(小2までの親子)	マラソン1周(3.3km)、2周(6.6km)、3周(10km)、ファミリー(1.0km) 参加賞・遠来賞・夫婦賞・ラッキー賞・抽選会	1kmロードレース(小学生下学年男女)、3kmロードレース(小学生上学年以上の男女)、5kmロードレース(小学生上学年以上の男女)、1kジョギング(幼児とその保護者)
	財源	参加賞・遠来賞・抽選会	参加賞・長寿賞・団体賞・スポンサー賞・遠来賞・抽選会	遠来賞・長寿賞外	観光協会260万	参加賞、最高齢者賞ほか
	事務	市民スポーツ課事務局(庶務全般)		事務局は商工会及び町経済課	企画開発課事務局(庶務全般)	社会教育係
	備考			予算は企画課		
	市町村名	鹿島村				
	名称	つばきマラソン大会				
	主催	鹿島村体育協会・鹿島村公民館				
共催						
期日	3月の第1日曜日					
運営方法	体協役員・教育委員会・大会ボランティアで運営					
内容	1K・3k・5Kコース他ウォーキングコース					
財源	入賞、参加賞、最高齢者賞ほか					
事務	社会教育係					
備考						
講習会	市町村名	川内市	東郷町	祁答院町	里村	
	名称	婦人マ스ゲーム講習会	マスゲーム講習会	ニュースポーツ教室	バレーボール講習会	ソフトボール審判講習会
	主催	川内市	町教育委員会	体育指導委員会	里村体育協会	里村体育協会
	共催			教育委員会		
	期日	8月、9月各1回	8月中旬～下旬	8月	5月11日(土)	5月18日(土)
	運営方法	体育指導委員・婦人スポーツクラブで指導	体指が中心になり、地区講習会参加者とともに指導	体育指導委員で指導	体育指導員、学校教員、バレーボール愛好者に指導	体育指導員、学校教員、ソフトボール愛好者に指導
	内容	各校区代表参加市民運動会で披露	各校区運動会、町民体育大会で披露	各種ニュースポーツの実践	バレーボールのルール、審判についての講習等	ソフトボールのルール、審判についての講習等
	財源			一般会計(飲み物程度)	体協30,000円	体協30,000円
	事務	市民スポーツ課(会場確保・連絡調整・飲み物準備等)		社会教育課(連絡調整・準備)	社会教育係(会場確保、連絡調整)	社会教育係(会場確保、連絡調整)
	備考					
	市町村名	上甌村	下甌村	下甌村		
	名称	マスゲーム伝達講習会	マスゲーム伝達講習会	日本ゲートボール連合審判免許更新講習		
	主催	上甌村地婦連協議会	村教育委員会	財団法人鹿児島県ゲートボール協会		
共催	上甌村教育委員会		下甌村教育委員会			
期日	8月	8月	1月			
運営方法	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導			
内容	村民体育大会で披露	村民体育大会で披露	講習、実技			
財源	一般財源(旅費、報償費)	一般財源(旅費、報償費)				
事務	講師派遣申請	講師派遣申請	講師派遣申請、免許更新手続き			
備考			テキスト代、更新手数料、会場事務費を徴収			

スポーツ少年団	市町村名	川内市		入来町		祁答院町	
	名称	リーダー研修会	交流交歓大会	交歓大会	インリーダー研修会	剣道スポーツ少年団練成大会	
	主催	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部, 子ども会育成連絡協議会	剣道スポーツ少年団	
	共催					(期日) 2月第2日曜	
	期日						
	運営方法	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部と事務局で運営	社会教育課で企画, 運営	指導者・剣道連盟	
	内容						
	財源	本年度会計より(8万円)	本年度会計より(4万円)	スポーツ少年団会計より必要経費分を支出	一般会計3万5千円, その他必要経費はスポ少会計より支出	スポ少本部会計より4万円	
	事務備考	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	社会教育課事務局(運営及び連絡調整)	社会教育課事務局(企画及び運営)	社会教育課事務局(連絡調整)	
	市町村名	東郷町		里村	下甌村	鹿島村	
名称	指導者研修会	交流交歓大会	里村スポーツ少年団駅伝大会	交歓大会	親子剣道大会		
主催	町スポーツ少年団本部, 町教育委員会	地区スポーツ少年団本部,	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部		
共催							
期日							
運営方法	町スポーツ少年団本部, 町教委で運営	地区スポーツ少年団に依頼	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼		
内容							
財源			20,000円(少年団本部)				
事務備考	社会教育課	社会教育課	社会教育係(資料作成, 事務連絡等)	社会教育係(企画及び運営)	スポーツ少年団本部		
ゲートボール	市町村名	東郷町	里村	上甌村	下甌村		
	名称	町夏季球技大会	遠目木ゲートボール大会	ふれあいゲートボール大会	南日本銀行下甌支店杯大会	南日本ゲートボール村子選大会	
	主催	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	里村体育協会	上甌村体育協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	
	共催			上甌村上甌村教育委員会			
	期日	8月第3日曜	6月, 10月の土曜日 年2回	5月・9月(年2回)	6月の1日	7月の1日	
	運営方法	体協で運営	ゲートボール部で運営	上甌村体育協会ゲートボール専門部で	教育委員会で運営	教育委員会で運営	
	内容	各校区対抗戦	1チーム5名以上 小学生以上 男女は問わない	地区対抗 親子の部	村内在住	村内在住	
	財源	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)	20,000円	上甌村体育協会ゲートボール専門部 1	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	
	事務備考	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育係(会場確保, 資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	
	市町村名	下甌村					
名称	村長杯ゲートボール大会	教育長杯ゲートボール大会	新春打ち初めゲートボール大会	協会長杯大会	鹿の子ゆりゲートボール大会		
主催	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村		
共催					甌島商船(株), 南日本銀行(協賛)		
期日	9月の1日	11月の1日	1月の1日	3月の1日	5月中の2日間		
運営方法	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	村職員及び女性会		
内容	村内在住	村内在住	村内在住	村内在住	予選リーグ, 決勝リーグ		
財源	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	一般会計		
事務備考	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成・連絡調整等すべて) 後援: 鹿児島県ゲートボール協会 役員構成: 会長~村長 副会長~教育長, 体育協会長 大会競技委員長~村ゲートボール協会長 接待係~村女性会員 救護係~医師 その他役員~役場職員 実行委員: 村体育協会長, 教育長, ゲートボール協会長, ゲートボール協会副会長, ゲートボール協会各地区理事9名, ゲートボール協会審判委員長, 地域女性団体連絡協議会長, 体育指導委員代表 総務理代表 経理理代表		
市町村名	鹿島村						
名称	支部対抗ゲートボール大会						
主催	鹿島村体育協会						
共催							
期日	5月31日						
運営方法	ゲートボール部会で運営						
内容	7支部対抗トーナメント						
財源	体協5万						
事務備考	村教委社会教育係(資料作成・組合せ)						
備考							

グラウンドゴルフ	市町村名	川内市	東郷町		祁答院町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町夏季球技大会	町チャリティーグラウンドゴルフ大会	3町親睦グラウンドゴルフ大会	自治公民館対抗グラウンドゴルフ大会
	主催	川内市体育協会	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	町社会福祉協議会	グラウンドゴルフ協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜	8月第3日曜		毎月開催, 3町で持ち回り	7月第2日曜
	運営方法	グラウンドゴルフ協会運営	体協で運営			グラウンドゴルフ協会運営
	内容	市民フリー参加	各校区(チーム)対抗戦			自治公民館対抗(23チーム)
	財源	体協9万	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)			体協(賞状等)
事務	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)			社会教育課(資料作成・連絡調整)	
備考						
インディアカ	市町村名	川内市	東郷町			
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町インディアカ大会			
	主催	川内市体育協会	体育指導委員会・町教育委員会・町中央公民館			
	共催	市、川内市教育委員会				
	期日	3月第1日曜	11月第1の金曜か土曜			
	運営方法	インディアカ協会運営	体育指導委員会, 社会教育課で運営			
	内容	市民フリー参加	町内居住者, 年齢・性別は問わない			
	財源	体協9万	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)			
事務	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)				
備考						
ホッケー	市町村名	樋脇町				
	名称	樋脇町家庭婦人ホッケー大会	樋脇町ホッケー祭り			
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会			
	共催					
	期日					
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	教育委員会(社会教育課)にて運営			
	内容					
	財源	一般会計	一般会計			
事務	資料作成、会場設営、運営全般	資料作成、会場設営、運営全般				
備考						
綱引	市町村名	川内市				
	名称	川内大綱カップ綱引き競技大会	校区対抗綱引競技大会			
	主催	川内市	川内市体育協会			
	共催					
	期日	9月23日(秋分の日)	1月第4日曜日			
	運営方法	綱引き連盟が運営(諸金対応)	綱引き連盟が運営			
	内容	一般フリー・小学生・選手権	19校区対抗男女別			
	財源	一般会計102万(参加賞・報償費・消耗品・印刷費)	12万			
事務	市民スポーツ課(庶務全般)	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)				
備考						

その他	市町村名	川内市	入来町	東郷町	里村	
	名称	川内川がらっぱカー大会	剣道大会	町一輪車競技会	町剣道大会	里村少年武道大会
	主催	川内市	町, 教育委員会, 体育協会	町教育委員会, 体育指導委員会, 町中央公民館	町体育協会剣道部	里村体育協会, 里村スポーツ少年団本部
	共催		教育委員会, 剣道連盟(主管)		後援: 体育協会・教育委員会・中央公民	
	期日		2月11日(建国記念の日)	10月第3土曜	1月第3土曜	2月11日(火)
	運営方法	職員	社会教育課と剣道連盟で運営	教委, 体指で運営, 学校教職員に審判等に協力	体協剣道部で運営, 教委職員が協力	体協の柔道部, 剣道部で運営
	内容	小・中・一般の部約200m折り返しスラローム	個人戦の部, 団体戦の部で実施	町内居住の児童で, 一輪車に乗れる者	個人戦, 団体戦で実施	柔道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦) 剣道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦)
	財源	一般会計45万(報償費・印刷費・消耗品)	一般会計10万円, 体協7万円	一般会計110千円程度(メダル・参加賞)	体協 35,000円	体協 100,000円
	事務		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成等全て)	体協剣道部事務局で準備	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 会場確保, 連絡調整等)
	備考					
市町村名	上甌村	下甌村	下甌村			
名称	バドミントントーナメント大会	オープン卓球大会	村民卓球大会			
主催	上甌村体育協会	下甌村体育協会	下甌村体育協会			
共催	上甌村教育委員会(後援)					
期日		6月の1日	12月の1日			
運営方法	上甌村体育協会バドミントン専門部で運	下甌村体育協会卓球専門部で運営	下甌村体育協会卓球専門部で運営			
内容	ダブルスのみ 2月・8月(年2回)	村内及び鹿島村に在住する男女	村内に在住する男女			
財源	上甌村体育協会バドミントン部 12万	補助金及び参加料	補助金及び参加料			
事務	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会)					
備考						

川陸地区法定合併協議会事務事業一元化調整概括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[教育振興施設の維持管理運営(公民館等)]		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市		樋脇町		
名称	川内市中央公民館	隈之城・川内・可愛 平佐西・亀山・水引 永利・峰山・湯田 滄浪・寄田・陽成 平佐東・八幡・育英・ 吉川・高来・城上・ 西方校区公民館	樋脇町中央公民館	市比野3区公民館 市比野4区公民館 市比野5,6区公民館 温泉区公民館 塔之原2区公民館 塔之原3区公民館 藤本青少年集会所 岩下集会所 倉野青少年集会所	塔之原4区コミュニティーセンター
開館時間	9:00 ~ 22:00	9:00~22:00	9:00 ~ 22:00		
休館日	・毎月第3日曜日。 ・1月1日から同月3日まで。 ・12月29日から同月31日まで。	・毎月第3日曜日 ・1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	・毎週月曜日 ・年末年始		
申し込み時期	・使用5日前まで受付 ・大研修室は3月前から ・その他は1月前から	・使用日の30日前から使用日の5日前まで	・使用当日まで受付	全て地区に運営を委託	塔之原4区に委託
申し込み方法	・インターネットで仮予約も可。 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む。	・インターネットで仮予約も可 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む。		
使用許可	・内容を審査して適当と認めるとき許可する。	・内容を審査して適当と認めるとき許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		
使用許可の制限	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。		
使用料の還付	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき。	・原則なし ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき			
免除・減免規定	・市または市の機関が主催するとき。 ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	・市または市の機関が主催するとき ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき ・社会教育上適当と認める事業のとき ・公益上必要と認める事業のとき		なし	
維持管理費	11,296千円(図書館含む。)	1,189千円	3,637千円		

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町中央公民館 (入来町農業就業改善センター)	分館 清色分館(入来町勤労者福祉研修館) 副分館 朝陽分館(ふるさと会館) 大馬越分館(大馬越農村研修館) 八重分館(八重集会所)	大内田集会所 副田東集会所	東郷町中央公民館	斧淵コミュニティセンター 高齢者コミュニティセンター(南瀬) 山田コミュニティセンター 鳥丸コミュニティセンター 藤川地区多目的研修集会所施設 (藤川コミュニティセンター)
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00		8:30 ~ 10:00	
休館日	・毎週月曜日 午後5時以降 ・12月28日から翌年1月3日まで	・毎週水曜日、土曜日、日曜日、祝日 ・12月28日から翌年1月3日		・第3日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月28日から翌年1月4日まで	・各コミセンで対応
申し込み時期	・使用当日まで受付	使用日まで受付	地区に管理を委託	・使用日の3ヶ月前から使用日までまで受付	・使用とする5日前まで
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。		・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・使用許可申請簿に所定の事項を記載し、事務の委託を受けた校区公民館長に提出
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	
使用許可の制限	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第24条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。		・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・その他、施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 ・施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 ・営利を目的として使用するとき。 ・前各号に掲げるもののほか、町長において使用させることが適当でないとき。
使用料の還付	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき		・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育長がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると教育長が認めたとき。	
免除・減免規定	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき		・教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除又は減額することができる	・各コミセンで免除規定あり
維持管理費	5,235千円	7,977千円	232千円	6,841千円	
市町村名	祁答院町		里村	上甌村	
名称	祁答院町農村環境改善センター(中央公民館)		黒木地区公民館 上手農村研修センター 大村交流館 轟農村研修センター 藺牟田農村研修センター	里村中央公民館	コミュニティセンター 茶之木分館
開館時間	8:30 ~ 22:00		8:30~22:00	8:30 ~ 17:00	
休館日	・年末年始 12月29日~翌年1月3日まで			・土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日より1月4日まで)	
申し込み時期	・使用当日まで受付		使用日まで受付	・使用しようとするその前日までの午前中まで	
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。		所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申し込み	
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付	
使用許可の制限	・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。			・公民館の目的及び運営方針に反するもの。 ・管理上支障があると認めるもの。 ・社会教育法第23条の既定に定めるもの	
使用料の還付	有		特別の事由によりし使用しなかった場合		
免除・減免規定	・町の主権・共催。 ・町内の各種団体の使用。 ・社会教育上、公益上必要と認める場合。		町主権の会合、町内社会教育・学校教育・産業教育関係等の使用の場合	・村が設置する期間が使用する場合。・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	なし
維持管理費	9,640千円		17,109千円	725千円	

市町村名	下甌村		鹿島村	課題・検討事項
名称	中央公民館	手打地区公民館、青瀬公民館、西山公民館、子岳公民館、内川内公民館、長浜公民館	鹿島村公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・新中央公民館の位置と現在の各中央公民館の機能 ・使用申請、使用料、減免規定、開館時間等の調整 ・公民館主事の配置 ・既存施設の機能
開館時間	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30 ～ 17:00	
休館日			・土曜日、日曜日、祝日、年末年始	
申し込み時期	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	使用しようとするその前日まで	
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申込み	
使用許可	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付	
使用許可の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の目的及び運営方針に反するもの ・許可の条件に違反したとき ・使用に関し係員の指示に従わず又は遵守すべき事項に違反する行為があったとき ・その他管理上支障があると認めるとき。 	
使用料の還付	<ul style="list-style-type: none"> ・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。 		
免除・減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・村が設置する機関が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合 	
維持管理費	760千円	3,430千円	348千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【教育振興施設の維持管理運営(その他の教育振興施設)】		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市				
名称	川内市セントピア	川内市立少年自然の家	川内市歴史資料館	総合体育館	野球場
開館時間	9:00～22:00	8:30～17:00	午前9時から午後5時まで 入館時間は午後4時30分まで	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	・毎月第1月曜日 ・1月1日から同月3日まで ・12月29日から同月31日まで	(1)月曜日(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日(3)1月2日から4日まで及び12月28日から同月31日まで	(1)国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日。ただし、こどもの日及び文化の日を除く。 (2)月曜日 (3)12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日	第1月曜日	なし
申し込み時期	使用日の3月前から使用日の5日前まで	使用する日の20日前まで	随時	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	・インターネットで仮予約 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	申請書(1)活動計画書(2)研修者名簿 (3)団体健康調査票	電話予約 直接来館	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	内容を審査し、適当と認めるとき許可す	使用許可書の交付	教育委員会の許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	・セントピアの目的または運営方針に反すると認めるとき。 ・専ら営利を目的とすると認めるとき。 ・セントピアの管理運営に支障があると認めるとき。	(1)公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき(2)建物及び園附属設備を毀損するおそれがあるとき(3)公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とするものの利益になると認めるとき。(4)前各号に掲げるほか少年自然の家の管理上支障があると認めるとき。	(入館者の制限) 館長は、歴史資料館を利用しようとする者又は利用する者が次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1)館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者 (2)伝染性疾患がある者 (3)前2号に掲げるほか歴史資料館の管理上支障があると認められる者	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	・原則なし。 ・天災地変などの使用者の責めに帰することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し変更を申し出て市長が認めたとき。	(1)天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき(2)使用者が使用開始7日前までに使用許可の取り消し、又は変更を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	(1)市内の小学校又は中学校の児童生徒の団体で5条の1に該当する者(2)市内のスポーツ少年団、子ども会などの少年団で5条の2に該当する者(3)前各号に掲げる者のほか市長が適当と認めるもの。	(入館料の免除) 入館料を免除する場合の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1)小学校及び中学校の児童及び生徒で市内に住所を有する者 (2)教育課程に基づく学習活動として入館する市内の高等学校の生徒 (3)教育課程に基づく学習活動として入館する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の園児、児童及び生徒の引率者 (4)前条各号に規定する無料開放による入館者 (5)前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)
維持管理費	6,225千円	43,898千円	43,912千円	70,000千円	4,450千円

市町村名	川内市				
名称	陸上競技場	テニスコート	多目的運動広場	御陵下運動公園野球場	御陵下テニスコート
開館時間	8:30～日没	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	なし	なし	なし	なし	なし
申し込み時期	専用大会・・・一年分2月調整 一般(個人使用)・・・当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	大会専用・・・事務局 一般・・・窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用 サッカー等は準決勝以上	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(照明除く) 市共催・・・5割(照明除く) 身障者団体・・・5割(照明除く)	一部事務組合の業務・・・免除 市共催・・・5割 身障者団体・・・5割
維持管理費	4,450千円	4,450千円	4,450千円	4,480千円	30千円
市町村名	川内市				
名称	御陵下運動場会館	川内プール	屋外運動場夜間照明施設	宮里体育館・港体育館・西方体育館・冷水体育館・寄田運動広場・高江運動広場・網津運動広場・平佐東運動広場・下東郷運動広場	
開館時間	8:30～22:00	10:00～19:00	日没～22:00		
休館日	なし	毎週月曜日	なし		
申し込み時期	随時、または当日	専用大会・・・一年分2月調整 個人は当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日		
申し込み方法	一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口		
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口		
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用 小学三年生以下保護者同伴	サッカー、ラグビーは許可学校のみ 軟式野球は学童のみ	地区に委託	
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし		
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	市共催、小中体連、事務組合・・・免除 市後援、体協団体、身障者・・・5割	市共催・・・5割		
維持管理費	1,000千円	5,420千円	3,980千円		

市町村名	樋脇町				
名称	樋脇町総合体育館	樋脇町総合グラウンド	樋脇町B&G海洋センター	樋脇町弓道場	樋脇町屋外人工芝競技場
開館時間	8:30 ～ 22:00	8:30～22:00	9:00 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	1月1日～6月中旬 9月中旬～12月31日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	使用料、入場料の支払いによる	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	使用者は次の事項を遵守しなければならない 施設等をき損又は汚損しないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす行為をしないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす物を携帯しないこと。 物品を陳列し、または販売し、もしくは広告物等を配布しないこと。 火気または危険物を取り扱わないこと。 前各号のほか、委員会が指示する事項。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。		災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。 町外からの合宿については、使用料を免除する。（県との土地譲渡契約に基づく特約条項による）
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円	24,681千円（サンヘルスパークも含む）	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円

市町村名	樋脇町				入来町
名称	樋脇町屋外運動場照明施設	樋脇町総合グラウンド照明施設	樋脇町人工芝競技場照明施設	樋脇町郷土館(図書室)	入来町体育館
開館時間	日没～22:00	日没から22:00	日没から22:00まで	9:00～17:00	8:30 ～ 22:00
休館日				月曜日及び第3日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。個人使用の場合は団体使用がない場合のみ使用できる。
申し込み方法	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	あらかじめ委員会の許可を受ける	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付		施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき。 使用者が、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、施設保全に支障があると認められるとき。	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認めるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき
使用料の還付	使用者の責に帰することのできない理由で使用できないときには、全額を還付する。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき。	使用料は徴収しない。	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰ることができない理由で使用不能になったとき ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・使用開始前に許可を取り消し、又は変更を申し出た者について、管理者がこれを認めるとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料は徴収しない。	免除する場合 ・町が主催する行事・国又は県が主催する保健体育行事 ・学校教育法、児童の規定による町立学校、町立幼稚園又は保育所の児童生徒若しくは園児が教育上の目的のため、教職員に引率されて利用される体育大会等 ・その他管理者が必要と認めるとき 5割減額する場合 ・町が後援する行事 ・その他管理者が必要と認めるとき
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円	7,168千円	2,307千円

市町村名	入来町				
名称	入来町営グラウンド	入来町営グラウンド照明施設	入来町立武道館	入来町弓道場	入来町テニスコート
開館時間		日没 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月4日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限		公益を害するおそれがあると認められるとき 照明施設を損傷するおそれがあると認められるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき その他不適当と認められるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認められたとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき その他公益上又は弓道場の管理上支障があると認められたとき	秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき 施設等を損傷するおそれがあるとき 管理上支障があるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不適当と認めるとき
使用料の還付	使用料徴収はない	既納の使用料は還付しない。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	
免除・減免規定		町が主催する行事 国又は県が主催する保健体育行事 その他教育委員会が必要と認められたとき	入来町体育協会及び入来町スポーツ少年団が使用するとき 町内の学校に籍を置く児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町が主催し、又は共催するスポーツに関する行事に使用するとき	町内の学校に籍を有する児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町体育協会弓道部が使用するとき 町若しくは委員会が主催又は共催する行事に使用するとき その他、特に必要と認めるときは、5割又は全額を減免することができる	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認められたとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認められたとき
維持管理費	448千円		384千円	69千円	

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町全天候型ゲートボール場	入来町郷土館(図書室含む)	入来町文化ホール・サンフラワーいりき文化ホール別館	東郷町総合体育施設	東郷町池昌運動公園
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	8:30 ~ 22:00	6時から22時まで	昼間(8~18時)
休館日	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日・第3日曜日・祝日 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月2日まで	12月28日~翌年1月3日	
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日7日前までに教育委員会へ提出する。	使用5日前までに (ただし、使用日まで受付している)	(使用しようとする日の前日まで)
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	郷土館にて受付	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付		施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用通知証を交付。
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき 使用者が、条例又は規則に違反したとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をすることおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不適当と認めるとき その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、管理上支障があると認めるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 施設又は設備等を損傷し、又は滅すおそれがあると認めるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をすることおそれがある組織の利益になると認めるとき 文化ホールの目的及び管理上支障があると認められるとき	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付			災害その他使用者の責めに帰することのできない理由で使用不能になったとき 規定による許可を取り消したとき 使用者が使用開始前に許可の取り消し又は変更を申し出て教育委員会がこれを認めたとき その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。
免除・減免規定	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認めるとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認めるとき	教育課程に基づく学習活動として、入館する町内の小中学校、高等学校の児童生徒及びその引率者 その他教育委員会が認めるとき 図書室は無料	町又は町の機関が主催し又は共催し、若しくは教育委員会が必要と認めた場合は全額、 その他教育委員会が必要と認めた場合は、使用料を2分の1に減額することができる	・町主催、町体協主催大会 ・小中高校生 ・老人団体	・小中高校生
維持管理費	62千円	6,274千円	15,162千円	9,923千円(H15予算)	2,588千円(H15予算)

市町村名	東郷町		祁答院町		
名称	南瀬屋外運動場照明施設	鳥丸屋外運動場照明施設	祁答院グラウンド	祁答院体育センター	祁答院弓道場
開館時間	日没から午後10時まで	日没から午後10時まで	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00
休館日	12月28日～翌年1月3日	12月28日～翌年1月3日	無	無	無
申し込み時期	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付している)	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付している)	随時	随時	随時
申し込み方法	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めるとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めるとき。 	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めるとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めるとき。 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき
免除・減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	244千円(H15予算)	232千円(H15予算)	857千円	752千円	電気料のみ学校施設費で支払い

市町村名	祁答院町				
名称	轟運動広場	轟悠久館	町立祁答院中学校運動場照明施設	祁答院グラウンド照明施設	藺牟田池運動広場照明施設
開館時間	8:30～22:00	8:30～22:00	日没～22:00	日没～22:00	日没～22:00
休館日	無	無	12月28日～1月3日	12月28日～1月3日	12月28日～1月3日
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	随時
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 				
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。		町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	125千円	154千円	105千円 電気料については学校施設費で支払い	1,795千円	63千円

市町村名	祁答院町	里村	里村	里村	下甌村
名称	轟運動広場照明施設	里村村民プール	屋外運動場照明施設	里村柔道会館	村立海陽中学校屋外運動場照明施設
開館時間	日没～22:00	10:00～19:00(6月1日～9月30日)	日没～22:00	8:30～20:00	
休館日	12月28日～1月3日	月曜日	12月26日～翌年1月9日まで	12月28日～翌年1月3日まで	
申し込み時期	随時	学校使用も含めて事前調整 個人は当日	随時申込み	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時
申し込み方法	利用申請書による申込み	専用は、使用する3日前 個人は当日	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	利用申請書による申込み
使用許可	許可証の発行	専用・・・申請書を審査し、適当と認められた時はこれを許可し、使用許可書を交付する。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付する。	施設の調整をし、使用許可書を交付	許可証の発行
使用許可の制限	1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・伝染病の疾患を有しているとき。 ・村民プール及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあると認めるとき。 ・公益上又は村民プールの管理上支障があると認めるとき。 ・その他使用させることが適当でないと教育委員会が認めるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき。	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認めるとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき 暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認めるとき	1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付		既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、使用料の全部又は一部の額を返還することができる。 ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用が不能となったとき。 ・使用者が使用前2日前までに、使用許可の取消し及び変更を願い出た場合において相当の事由があると認めるとき。	既納の使用料は還付しない。ただし、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったときは還付することができる。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	・村が主催し、又は共催する場合 ・県が主催する行事 ・学校教育法及び児童福祉法の規定により村立学校の児童生徒、村立幼稚園又は村立保育所の園児が、教育上の目的のため教職員等に引率されて使用する場合 ・その他教育委員会が必要と認めた場合	・村の機関が主催し、又は共催して行うスポーツ大会若しくは文化的行事及び人命救助などの救急を要する場合に使用するとき、使用料の額を免除又は減免することができる。	里中学校柔道部及び里村柔道スポーツ少年団が使用するとき	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するときは、使用料を減免することができる。
維持管理費	63千円	2,139千円(H15当初予算)	409千円(H15当初予算)	53千円	94千円

市町村名	下甌村	鹿島村	鹿島村	課題・問題点
名称	村立海星中学校屋外運動場照明施設	鹿島中学校屋外照明施設	鹿島村コミュニティプール	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み方法、開館時間、減免等管理の統一を図る必要がある。 ・施設の名称
開館時間		日没～22:00	10:00～17:00	
休館日		12月28日～1月3日	6月1日～9月30日	
申し込み時期	随時	随時	随時	
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・伝染性の疾患を有しているとき ・公益上又はプールの管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	
使用料の還付	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき		既納の使用料は還付しない。 ただし、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき及び相当な理由があるとみとめられるときは使用料の全部または、一部を還付することができる。	
免除・減免規定	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するときは、使用料を減免することができる。	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	
維持管理費	158千円	70千円	720千円	

(3) 報告事項

新市名称等検討小委員会の報告について

1. 日 時 平成15年10月14日(火) 10:30~
2. 場 所 川内市 川内ホテル
3. 報告事項
新市名称候補20点程度一覧表(五十音順)等について

(1) 新市名称候補20点程度一覧表(五十音順)の選定基準番号、応募総数

整理番号	名 称	よみがな	選定基準番号	応募総数
1	あけぼの市	あけぼのし	7	8
2	鹿児島川内市	かごしませんたいし	1, 3, 4, 6, 7	28
3	北さつま市	きたさつまし	1	20
4	北薩摩市	きたさつまし	1	28
5	薩州市	さっしゅうし	1, 2, 3	6
6	さつま市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	310
7	薩摩市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	335
8	さつませんたい市	さつませんたいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	237
9	さつま川内市	さつませんたいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	1,202
10	薩摩せんたい市	さつませんたいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	78
11	薩摩川内市	さつませんたいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	792
12	新薩摩市	しんさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	32
13	西薩市	せいさつし	1, 3, 5, 6, 7	31
14	せんさつ市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 7	77
15	川薩市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	589
16	川内さつま市	せんたいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	23
17	川内薩摩市	せんたいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	27
18	西さつま市	にしさつまし	1, 2, 4, 5, 6, 7	71
19	西薩摩市	にしさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	125
20	北薩市	ほくさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	31
21	南九州市	みなみきゅうしゅうし	1, 2, 4, 6, 7	88

(2) 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- 1 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村(以下「本地区」という。))が地理的にイメージできる名称
- 2 本地区の特徴を表す名称
- 3 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- 4 住民の地域イメージにふさわしい名称
- 5 住民の一体性を醸成しやすい名称
- 6 対外的に覚えやすい名称
- 7 その他、新市としてふさわしい名称

(3) 委員選定の30点程度一覧表(五十音順)

整理番号	名称	よみがな	選定基準番号
1	あけぼの市	あけぼのし	7
2	可愛市	えのし	3
3	鹿児島川内市	かごしませんたいし	1,3,4,6,7
4	鹿薩市	かさつし	1
5	北鹿児島市	きたかごしまし	1,4,6,7
6	北さつま市	きたさつまし	1
7	北薩摩市	きたさつまし	1
8	九重市	ここのえし	2,5,6,7
9	西郷市	さいごうし	2,3,4,6,7
10	薩州市	さっしゅうし	1,2,3
11	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	1,3,6,7
12	さつま市	さつまし	1,2,3,4,5,6,7
13	薩摩市	さつまし	1,2,3,4,5,6,7
14	さつませんたい市	さつませんたいし	1,2,3,4,5,6,7
15	さつま川内市	さつませんたいし	1,2,3,4,5,6,7
16	薩摩せんたい市	さつませんたいし	1,2,3,4,5,6,7
17	薩摩川内市	さつませんたいし	1,2,3,4,5,6,7
18	新薩摩市	しんさつまし	1,2,3,4,5,6,7
19	新川内市	しんせんたいし	1,2,3,4,5,6,7
20	西海市	せいかいし	1,3,4,7
21	西薩市	せいさつし	1,3,5,6,7
22	せせらぎ市	せせらぎし	2,4,7
23	せんさつ市	せんさつし	1,2,3,4,5,7
24	川薩市	せんさつし	1,2,3,4,5,6,7
25	川内さつま市	せんたいさつまし	1,2,3,4,5,6,7
26	川内薩摩市	せんたいさつまし	1,2,3,4,5,6,7
27	西鹿児島市	にしかごしまし	1,2,6
28	西さつま市	にしさつまし	1,2,4,5,6,7
29	西薩摩市	にしさつまし	1,2,3,4,5,6,7
30	新田市	にったし	2,3,6,7
31	北薩市	ほくさつし	1,2,3,4,5,6,7
32	南九州市	みなみきゅうしゅうし	1,2,4,6,7
33	未来市	みらいし	5,7
34	れいめい市	れいめいし	3,4,6,7

整理番号20の西海市(せいかいし)は、長崎県の西彼北部地域合併協議会(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、平成17年1月1日合併予定)が、平成15年5月9日新市名として西海市(さいかいし)を決定しています。

(4) 委員選定の名称全種類数

121 件

(5) 委員選定の名称全種類一覧表(五十音順)

NO	名称	よみがな
1	合薩市	あいさつし
2	あおぞら市	あおぞらし
3	あかつき市	あかつきし
4	茜市	あかねし
5	あけぼの市	あけぼのし
6	曙市	あけぼのし
7	あさぎり市	あさぎりし
8	あずみ市	あずみし
9	天の川市	あまのかわし
10	海山市	うなやまし
11	えの市	えのし
12	可愛市	えのし
13	可愛山市	えのやまし
14	大川市	おおかわし
15	大川内市	おおせんだいし
16	大綱市	おおつなし
17	大海市	おおみし
18	海渡市	かいとし
19	開明市	かimeiし
20	かごしま川内市	かごしませんだいし
21	鹿児島川内市	かごしませんだいし
22	鹿西市	かさいし
23	鹿薩市	かさつし
24	鹿川市	かせんし
25	かっぱ市	かっぱし
26	鹿南市	かなんし
27	鹿北市	かほくし
28	がらっぱ市	がらっぱし
29	川西市	かわにしし
30	北鹿児島市	きたかごしまし
31	きたさつま市	きたさつまし
32	北さつま市	きたさつまし
33	北薩摩市	きたさつまし
34	九州川内市	きゅうしゅうせんだいし
35	清水市	きよみずし
36	九薩市	くさつし
37	九頭市	くずし
38	綱幸市	こうこうし
39	国分寺市	こくぶんじし
40	ここのえ市	ここのえし
41	九恵市	ここのえし
42	九重市	ここのえし
43	こしき川薩市	こしきせんさつし
44	西海市	さいかいし
45	西開市	さいかいし

NO	名称	よみがな
46	西京市	さいきょうし
47	西郷市	さいごうし
48	薩合市	さつごうし
49	薩州市	さつしゅうし
50	薩甌市	さつしゅうし
51	薩州市	さつしゅうし
52	薩州川内市	さつしゅうせんだいし
53	さつま国府市	さつまこくふし
54	薩摩国府市	さつまこくふし
55	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし
56	さつま市	さつまし
57	薩摩市	さつまし
58	薩摩西海市	さつませいかいし
59	薩摩西都市	さつませいとし
60	さつませんだい市	さつませんだいし
61	さつま川内市	さつませんだいし
62	薩摩せんだい市	さつませんだいし
63	薩摩川内市	さつませんだいし
64	さつまつばめ市	さつまつばめし
65	さつま未来市	さつまみらいし
66	山海市	さんかいし
67	島津市	しまずし
68	新さつま市	しんさつまし
69	新薩摩市	しんさつまし
70	新川薩市	しんせんさつし
71	新川内市	しんせんだいし
72	新北薩市	しんほくさつし
73	水郷市	すいごうし
74	水都市	すいとし
75	西海市	せいかいし
76	せいさつ市	せいさつし
77	西薩市	せいさつし
78	せせらぎ市	せせらぎし
79	川海市	せんかいし
80	せんさつ市	せんさつし
81	川薩市	せんさつし
82	川西薩摩市	せんせいさつまし
83	川内川市	せんだいがわし
84	せんだいさつま市	せんだいさつまし
85	川内さつま市	せんだいさつまし
86	川内薩摩市	せんだいさつまし
87	川都市	せんとし
88	大薩市	だいさつし
89	大川内市	だいせんだいし
90	太平市	たいへいし

(6) 応募数上位(30)

NO	名称	よみがな	応募数
1位	さつま川内市	さつませんだいし	1,202票
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	792票
3位	川薩市	せんさつし	589票
4位	薩摩市	さつまし	335票
5位	さつま市	さつまし	310票
6位	さつませんだい市	さつませんだいし	237票
7位	新川内市	しんせんだいし	133票
8位	西薩摩市	にしさつまし	125票
9位	南九州市	みなみきゅうしゅうし	88票
10位	薩摩せんだい市	さつませんだいし	78票
11位	せんさつ市	せんさつし	77票
12位	西さつま市	にしさつまし	71票
13位	西鹿児島市	にしかごしまし	50票
14位	西郷市	さいごうし	47票
15位	せせらぎ市	せせらぎし	39票
16位	新薩摩市	しんさつまし	32票
17位	西薩市	せいさつし	31票
	北薩市	ほくさつし	31票
19位	鹿児島川内市	かごしませんだいし	28票
	北薩摩市	きたさつまし	28票
21位	川内薩摩市	せんだいさつまし	27票
22位	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	26票
	つばめ市	つばめし	26票
24位	川内川市	せんだいがわし	23票
	川内さつま市	せんだいさつまし	23票
26位	未来市	みらいし	21票
27位	大網市	おおつなし	20票
	北鹿児島市	きたかごしまし	20票
	北さつま市	きたさつまし	20票
	川都市	せんとし	20票
	大川内市	だいせんだいし	20票
	平和市	へいわし	20票

(7) 表記応募数上位(30)

NO	名称	応募数
1位	さつま川内市	1,203票
2位	薩摩川内市	792票
3位	川薩市	609票
4位	薩摩市	335票
5位	さつま市	310票
6位	さつませんだい市	237票
7位	新川内市	138票
8位	西薩摩市	125票
9位	南九州市	88票
10位	薩摩せんだい市	79票
11位	せんさつ市	77票
12位	西さつま市	71票
13位	西郷市	51票
14位	西鹿児島市	50票
15位	せせらぎ市	39票
16位	大網市	36票
17位	西薩市	33票
18位	新薩摩市	32票
	北薩市	32票
20位	北薩摩市	30票
21位	鹿児島川内市	28票
22位	川内薩摩市	27票
23位	薩摩国分寺市	26票
	つばめ市	26票
25位	未来市	25票
	大川内市	25票
27位	川内川市	24票
28位	川里市	23票
	川内さつま市	23票
30位	可愛市	22票

(8) よみがな応募数上位(30)

NO	よみがな	応募数
1位	さつませんだいし	2,343票
2位	せんさつし	678票
3位	さつまし	658票
4位	にしさつまし	208票
5位	しんせんだいし	147票
6位	みなみきゅうしゅうし	89票
7位	せんだいさつまし	57票
8位	にしかごしまし	56票
9位	きたさつまし	55票
10位	さいごうし	49票
11位	しんさつまし	46票
12位	かごしませんだいし	41票
13位	せせらぎし	39票
14位	せいさつし	38票
15位	ほくさつし	35票
16位	さつまこくぶんじし	34票
17位	つばめし	28票
	みらいし	28票
19位	がらっばし	25票
	さつまちゅうおうし	25票
	せんだいがわし	25票
22位	えのし	24票
	おおつなし	24票
24位	なかよし	23票
	へいわし	23票
26位	かっぱし	22票
	ここのえし	22票
	せんとし	22票
	だいせんだいし	22票
30位	きたかごしまし	21票

(9) 9市町村からの応募 応募数上位(30)

NO	名称	よみがな	応募数
1位	さつま川内市	さつませんだいし	1,082票
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	669票
3位	川薩市	せんさつし	533票
4位	さつませんだい市	さつませんだいし	213票
5位	薩摩市	さつまし	210票
6位	さつま市	さつまし	199票
7位	新川内市	しんせんだいし	118票
8位	薩摩せんだい市	さつませんだいし	75票
9位	せんさつ市	せんさつし	71票
10位	西薩摩市	にしさつまし	66票
11位	南九州市	みなみきゅうしゅうし	62票
12位	西さつま市	にしさつまし	46票
13位	せせらぎ市	せせらぎし	29票
	北薩市	ほくさつし	29票
15位	西郷市	さいごうし	28票
16位	鹿児島川内市	かごしませんだいし	27票
17位	つばめ市	つばめし	25票
18位	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	23票
	西鹿児島市	にしかごしまし	23票
20位	西薩市	せいさつし	22票
	川内さつま市	せんだいさつまし	22票
	川内薩摩市	せんだいさつまし	22票
23位	大網市	おおつなし	20票
24位	新薩摩市	しんさつまし	19票
25位	川都市	せんとし	18票
	川内川市	せんだいがわし	18票
	大川内市	だいせんだいし	18票
	平和市	へいわし	18票
29位	可愛市	えのし	16票
	北薩摩市	きたさつまし	16票
	自然市	しぜんし	16票
	未来市	みらいし	16票

(10) 県内からの応募 応募数上位(30)(9市町村除く)

NO	名称	よみがな	応募数	NO	名称	よみがな	応募数
1位	さつま川内市	さつませんだいし	62票	18位	甑内市	しょうだいし	1票
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	39票		新薩摩市	しんさつまし	1票
3位	川薩市	せんさつし	17票		新さつま市	しんさつまし	1票
4位	さつませんだい市	さつませんだいし	13票		新薩摩中央市	しんさつまちゅうおうし	1票
5位	さつま市	さつまし	12票		水都川内市	すいとせんだいし	1票
6位	薩摩市	さつまし	8票		西海市	せいかいし	1票
7位	西薩摩市	にしさつまし	7票		西海東山市	せいかいひがしやまし	1票
8位	せせらぎ市	せせらぎし	5票		西鹿市	せいかし	1票
9位	がらっぱ市	がらっぱし	3票		西薩市	せいさつし	1票
	川西市	かわにしし	3票		川薩市	せいさつし	1票
	西鹿児島市	にしかがし	3票		せいさつ市	せいさつし	1票
12位	西海市	せいかいし	2票		青春市	せいしゅんし	1票
	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	2票		川薩希望市	せんさつきぼうし	1票
	薩摩せんだい市	さつませんだいし	2票		せんさつ市	せんさつし	1票
	新川薩市	しんせんさつし	2票		川薩花市	せんさつはなし	1票
	新川内市	しんせんだいし	2票		川西薩市	せんせいさつし	1票
	西さつま市	にしさつまし	2票		川内西薩市	せんだいせいさつし	1票
18位	あおぞら市	あおぞらし	1票		せんで市	せんでし	1票
	朝霧市	あさぎりし	1票		せんり市	せんりし	1票
	あさぎり市	あさぎりし	1票		せんりとい市	せんりといし	1票
	朝日市	あさひし	1票		そのまんませんだい市	そのまんませんだいし	1票
	天晴市	あはれし	1票		大さつま市	だいさつまし	1票
	アトム川内市	あとむせんだいし	1票		太平市	たいへいし	1票
	いなほ市	いなほし	1票		中央さつま市	ちゅうおうさつまし	1票
	可愛市	えのし	1票		チョッシモタ市	ちょっしもたし	1票
	可愛川内市	えのせんだいし	1票		天孫市	てんそんし	1票
	大川市	おおかわし	1票		中薩市	なかさつし	1票
	大川内市	おおせんだいし	1票		中薩摩市	なかさつまし	1票
	おおつる市	おおつるし	1票		仲良市	なかよし	1票
	沖の島市	おきのしまし	1票		南州川内市	なんしゅうせんだいし	1票
	沖港市	おきみなとし	1票		南西市	なんせいし	1票
	奥薩摩市	おくさつまし	1票		西九州市	にしきゅうしゅうし	1票
	海山市	かいざんし	1票		西九州市	にしにし	1票
	海星市	かいせいし	1票		西市	にしし	1票
	開都市	かいとし	1票		西ノ海市	にしとうみし	1票
	海陽市	かいようし	1票		西の海市	にしとうみし	1票
	鹿児島川内市	かごしませんだいし	1票		西平成市	にしへいせいし	1票
	カッパ王国市	かっぱおおこくし	1票		羽海市	はねみし	1票
	鹿北市	かほくし	1票		東九州市	ひがしきゅうしゅうし	1票
	ガラッパ市	がらっぱし	1票		東シナ海市	ひがししなかいし	1票
	川串市	かわぐしし	1票		文様市	ふみさまし	1票
	希作光市	きさみつし	1票		平成市	へいせいし	1票
	北鹿児島市	きたかごしまし	1票		北薩せんだい市	ほくさつせんだいし	1票
	北薩摩市	きたさつまし	1票		星川市	ほしかわし	1票
	北サツマ市	きたさつまし	1票		水郷川内市	みさとせんだいし	1票
	きたさつま市	きたさつまし	1票		水城市	みずきし	1票
	京川市	きょうせんし	1票		南九州市	みなみきゅうしゅうし	1票
	峡千市	きょうちし	1票		南九州川内市	みなみきゅうしゅうせんだいし	1票
	清薩市	きよさつし	1票		南島津市	みなみしまずし	1票
	九之飛徒市	くのひとし	1票		未来市	みらいし	1票
	久良々市	くららし	1票		美和市	みわし	1票
	古織市	こしきし	1票		霧都市	むとし	1票
	こしき川内市	こしきせんだいし	1票		吉水市	よしみずし	1票
	西開市	さいかいし	1票		れいめい市	れいめいし	1票
	西国市	さいごくし	1票		歴水古市	れきすいこし	1票
	薩州市	さつしゅうし	1票		若葉市	わかばし	1票
	薩高甑市	さつたかしょうし	1票		ンダモシタン市	んだもしたんし	1票
	薩北南市	さつほくなんし	1票				
	薩摩川西市	さつまかわにしし	1票				
	薩摩国府市	さつまこくふし	1票				
	薩摩水郷市	さつますいごうし	1票				
	さつま中央市	さつまちゅうおうし	1票				
	薩摩都市	さつまみやこし	1票				
	薩摩めぐみ市	さつまめぐみし	1票				
	清水薩摩市	しみずさつまし	1票				

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・10月29日：第4号発送予定（第6・第7回協議会） ・第5号は11月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年10月14日現在 アクセス件数 8,406件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回議事録 10月23日：調製・関係市町村発送 ・第7回議事録は11月上旬発送予定
新市名称募集	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：平成15年8月25日～9月25日 応募件数9,490件
新市まちづくり計画 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月7日 第7回協議会において計画原案審議 ・10月8日 政策検討部会 ・10月10日～各専門部会から原案修正についての意見聴取 10/10電算 10/14総務・教育・企財 10/15産経 10/20水道 10/21建設 10/22住福 ・10月21日 政策検討部会 / 財政検討部会 [今後の予定] ・10月24日 プロジェクト会議 ・10月28日 政策検討部会 / 財政検討部会 ・10月31日 プロジェクト会議 ・11月13日 第9回協議会において修正案提案 ・11月26日 第10回協議会において修正案審議（案確定） ・11月27日～計画案について県知事協議・回答 ・12月24日 第11回協議会において計画決定
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会、分科会開催状況（10月1日～10月10日） 専門部会 延べ 4回 分科会 延べ 15回 ・調整会議開催状況 組織機構調整会議 1回 地域情報化調整会議（作業部会） 1回（2回） コミュニティ調整会議（作業部会）（1回） ・議会議長会議 1回 ・農業委員長局長会議 2回 [次期提案項目] ・11月13日 H群提案 <ul style="list-style-type: none"> 「議会議員の定数及び任期の取扱い」 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」 「一般職の職員の身分の取扱い」 「特別職の身分の取扱い」 「一部事務組合の取扱い（その2）」 「環境衛生事業（その2）」 「生活保護事業」・「その他福祉事業」 「その他事業（選挙事務関係・個人情報保護制度） （地籍調査事業）・（会計事務関係）・（契約事務関係） （企画関係）」 [今後の作業] ・各専門部会、分科会で事務事業再調整作業（分科会協議に併せ随時） ・合併協定項目議案調製作業（7月～11月） ・例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・地域情報化計画策定作業（7月～12月）

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 10 月 10 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会（5 分科会）を延べ 25 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 5 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を 1 回開催した。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 7 回、分科会（9 分科会）を延べ 28 回開催し、事務事業の再調整、調整項目分類（ランク分け）の見直し、協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議を 1 回、作業部会 1 回開催し、新市まちづく計画原案における地区コミュニティ協議会の考え方について検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 4 回、分科会（8 分科会）を延べ 38 回開催し、事務事業の再調整、詳細な事務事業のすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び議案調整を行った。</p> <p>今後は、引き続き各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を進めることとしている。</p> <p>「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、農委会長局長会で協議中であり、今後引き続き協議検討を進めることとしている。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会（5 分科会）を延べ 37 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行うこととしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、10/21 第 2 回社協合併協議会が開催され、新市社協の事務所の位置など事務事業の一元化調整等について協議された。</p> <p>また、専門部会では、社協も含めた協議も開始、今後さらに合同分科会を開催し各種事務事業の協議を進めることとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会（5 分科会）を延べ 18 回開催し、事務事業の再調整・詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 1 回、各分科会（4 分科会）を延べ 20 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 4 回、各分科会（6 分科会）を延べ 35 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。また、第 2 回教育長会を開催し、新市の組織機構等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会を 5 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 3 回、同作業部会を 6 回開催し、計画書の協議など地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、新市のネットワークのあり方やシステム統合作業などに重点を置き、各分科会での詳細協議に携わることとし、地域情報化調整会議及び作業部会では、地域情報化計画策定作業を進めていくこととしている。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会、監査専門部会をそれぞれ 4 回ずつ開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 6 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」協議中であるが、各市町村の意見集約を図り、議長会の方針をもとに専門部会の調整方針案を整理することとしている。</p> <p>これからの予定としては、協定項目の議案調整及び事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について （財政調整基金・公用車） 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野 樋脇清掃組合 と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛 生処理組合関 係5町助役会 議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市 町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り 方について協議	
9月19日	鹿児島県町村 会打合せ	町村会関係各組合等の調整 方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について
9月26日	薩摩東部地 区・川薩地区両 法定協正副幹 事長・事務局長 等協議	一部事務組合の取扱い これまでの協議経過 スケジュールの確認	・1市7町、市町長会議を開催する。
10月1日	1市7町市町 長意見交換会	薩摩東部地区関係一部事務 組合調整方針(案) 今後の進め方	・祁答院地区消防組合・祁答院地方卸売市場組合・祁答 院地区土地開発公社祁答院町支社・祁答院地区視聴覚 教育協議会の基本方針については合意。 ・薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合に ついては、10月中旬までに基本方針の確認を行う。 ・財産処分及び職員の取り扱いについては、今後協議す る。
10月20日	薩摩東部地 区・川薩地区両 幹事長・事務局 長協議	薩摩郡東部衛生処理組合 川薩地区介護保険組合の調 整方針(案) 今後の進め方	・両一部事務組合については、今後も継続して調整方針 の協議を進める。

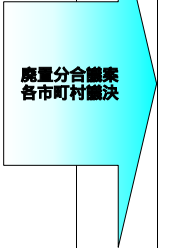
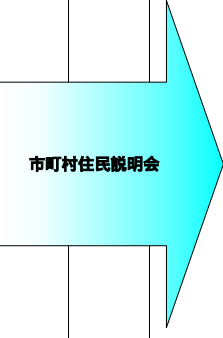
(4) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第8回幹事会	10月30日(木) 午後1時30分～	ホテル太陽パレス (川内市)	合併協定項目H群の一部議案審議について
第6回小委員会	11月4日(火) 午後1時30分～	安藤旅館 (川内市)	・新市名称候補5点程度に絞込み
第9回幹事会	11月6日(木) 午後1時30分～	おとり荘 (川内市)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・第9回協議会資料案について ・新市まちづくり計画修正原案提案 ・合併協定項目 H群提案 <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の一元化に関わる事項 - 議会議員の定数及び任期の取扱い - 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い - 一般職の職員の身分の取扱い - 特別職の職員の身分の取扱い - 一部事務組合等の取扱い(その2) - 環境衛生事業(その2) 各種事務事業の取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 生活保護事業 - その他福祉事業 - その他事業
第9回協議会	11月13日(木) 午後1時30分～	ホテルグリーンヒル (樋脇町)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画修正原案提案 ・合併協定項目 H群提案 <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の一元化に関わる事項 - 議会議員の定数及び任期の取扱い - 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い - 一般職の職員の身分の取扱い - 特別職の職員の身分の取扱い - 一部事務組合等の取扱い(その2) - 環境衛生事業(その2) 各種事務事業の取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 生活保護事業 - その他福祉事業 - その他事業

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月12日	第4回 8月28日	第5回 9月11日	第6回 9月26日	第7回 10月7日	第8回 10月24日	第9回 11月13日	第10回 11月26日	第11回 12月24日	第12回 1月15日	第13回 1月29日	第14回 2月12日	第15回 2月26日	第16回 3月18日		
幹事会				第2回 8月7日	第3回 8月22日	第4回 9月4日	第5回 9月18日	第6回 10月2日	第7回 10月16日	第8回 10月30日	第9回 11月6日	第10回 11月20日	任意設定 11月25日	第11回 12月18日	第12回 1月8日	第13回 1月22日	第14回 2月5日	第15回 2月19日	第16回 3月18日
1	1 合併の方式	基	第8号提案・決定																
2	2 合併の期日	基	第9号提案・決定																
3	4 事務所の位置	基	第10号提案・決定																
4	11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認															
5	23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認															
6	14 使用料・手数料の取扱い	A		第5号提案															
7	15 公共的団体等の取扱い			第6号提案															
8	23 -18 上・下水道事業			第7号提案															
9	8 地方税の取扱い				第9号提案														
10	16 補助金・交付金等の取扱い	B			第10号提案														
11	23 -10 障害者福祉事業				第11号提案														
12	23 -11 高齢者福祉事業				第12号提案														
13	5 財産の取扱い			幹事会協議		第13号提案													
14	12 事務組織及び機構の取扱い			幹事会協議		第14号提案													
15	19 国民健康保険事業の取扱い	C		幹事会協議		第15号提案													
16	20 介護保険事業の取扱い			幹事会協議		第16号提案													
17	23 -12 児童福祉事業			幹事会協議		第17号提案													
18	17 町名・字名の取扱い				幹事会協議	第18号提案													
19	22 自治会・行政連絡機構の取扱い			幹事会協議		第19号提案													
20	23 -7 窓口業務	D		幹事会協議		第20号提案													
21	23 -8 保健衛生事業			幹事会協議		第21号提案													
22	23 -9 環境衛生事業(その1)			幹事会協議		第22号提案													
23	18 慣行の取扱い				幹事会協議		第23号提案												
24	23 -1 男女共同参画事業	E			幹事会協議	第24号提案													
25	23 -4 広報広聴事業				幹事会協議	第25号提案													
26	23 -22 情報公開制度				幹事会協議	第26号提案													
27	13 一部事務組合等の取扱い(その1)				幹事会協議		第27号提案												
28	21 消防団の取扱い				幹事会協議		第28号提案												
29	23 -2 友好都市・国際交流事業	F			幹事会協議	第29号提案													
30	23 -5 消防防災関係事業				幹事会協議	第30号提案													
31	23 -15 農林水産関係事業				幹事会協議	第31号提案													
34	23 -6 交通関係事業				幹事会協議		第32号提案												
35	23 -16 商工・観光関係事業				幹事会協議		第33号提案												
36	23 -17 建設関係事業				幹事会協議		第34号提案												
37	23 -19 学校教育事業	G			幹事会協議		第35号提案												
38	23 -20 コミュニティ施策				幹事会協議		第36号提案												
39	23 -21 社会教育事業				幹事会協議		第37号提案												
40	6 議会議員の定数及び任期							幹事会協議											
41	7 農業委員会委員の定数及び任期						幹事会協議	幹事会協議											
42	9 一般職の職員の身分の取扱い							幹事会協議											
43	10 特別職の職員の身分の取扱い							幹事会協議											
44	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	H						幹事会協議											
45	23 -9 環境衛生事業(その2)							幹事会協議											
46	23 -13 生活保護事業							幹事会協議											
47	23 -14 その他福祉事業							幹事会協議											
48	23 -23 その他事業							幹事会協議											
49	3 新市の名称	基	(要綱)	(継続協議)	(審議)														
50	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B			第8号原案提案			一次集約	原案審議	原案審議				修正案提案	二次集約	修正案審議			



協定書案協議 協定書案提案 協定書案協議 協定書案協議 協定書案協議 協定書案協議 協定書案承認【調印式】 廃置分合議案 廃置分合議決報告

合併協定項目（46項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	第3回協議会で公募方法等・選定基準等を確認。 8/25～9/25公募		
4	4 新市の事務所の位置	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	8 地方税の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
9	9 一般職の職員の身分の取扱い			
10	10 特別職の身分の取扱い			
11	11 条例、規則等の取扱い	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
13	13 一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
14	一部事務組合等の取扱い(その2)			
15	14 使用料、手数料等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
16	15 公共的団体等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
17	16 補助金、交付金等の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
18	17 町名・字名の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
19	18 慣行の取扱い	第6回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
20	19 国民健康保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
21	20 介護保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
22	21 消防団の取扱い	第7回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
23	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
24	23-1 男女共同参画事業	第6回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
25	23-2 友好都市・国際交流事業	第7回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
26	23-3 電算システム事業	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
27	23-4 広報広聴関係事業	第6回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
28	23-5 消防防災関係事業	第7回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
29	23-6 交通関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		
30	23-7 窓口業務	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
31	23-8 保健衛生事業	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
32	23-9 環境衛生事業(その1)	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
33	環境衛生事業(その2)			
34	23-10 障害者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
35	23-11 高齢者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
36	23-12 児童福祉事業	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
37	23-13 生活保護事業			
38	23-14 その他の福祉事業			
39	23-15 農林水産関係事業	第7回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
40	23-16 商工・観光関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		
41	23-17 建設関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		
42	23-18 上・下水道事業	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
43	23-19 学校教育事業	第8回協議会(H15.10.24)		
44	23-20 コミュニティ施策	第8回協議会(H15.10.24)		
45	23-21 社会教育事業	第8回協議会(H15.10.24)		
46	23-22 情報公開制度	第6回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
47	23-23 その他事業			
48	24 新市まちづくり計画	第3回協議会(H15.8.12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	第8回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	13:30	第9回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H 群提案	榑臨町ホテル グリーンヒル
	17	月	13:30	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	13:30	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E, F 群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽バレス
12	4	木	13:30	幹事会予備			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会予備			川内市ホテル 太陽バレス
	18	木	13:30	第11回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第11回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 G, H 群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 バレス
1	8	木	13:30	第12回幹事会			東郷町アミテ イプラザ東郷
	15	木	13:30	第12回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑臨町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第13回幹事会		 各市町村 住民説明会	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第14回幹事会			川内市 おとり荘
	12	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)決定 [合併協定書 調印式]	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽バレス
	19	木	13:30	第15回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第15回協議会			祁答院町 いこいの村 いわた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第16回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第16回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽バレス
4	1	木	13:30	第17回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第17回協議会			榑臨町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第18回幹事会			川内市サンア リーナせんだい
	22	木	13:30	第18回協議会			川内市ホテル 太陽バレス